

# 少子化対策に関する政策評価書

(新エンゼルプランを対象として)

## 目次

---

表紙(PDF)

前書き(PDF)

目次(PDF)

第1 評価の対象とした政策等(PDF)

- 1 評価の対象とした政策
- 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期
- 3 評価の観点
- 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

第2 政策効果等の把握の結果(PDF)

- I. 政策の内容等
  - 1 政策の内容及び位置付け
    - (1) 政策の背景事情
    - (2) 新エンゼルプラン策定までの主な取組
    - (3) 新エンゼルプランの策定とその位置付け
    - (4) 新エンゼルプランの内容
    - (5) 新エンゼルプラン策定後の状況
  - 2 政策効果の把握の手法
    - (1) 政策効果の発現の脈絡
    - (2) 政策効果の把握の手法
    - (3) アンケート調査
- II. 政策効果の把握の結果
  - 1 新エンゼルプランに掲げる施策の進ちよく状況と行政コスト
    - (1) 施策の進ちよく状況
    - (2) 推進に係る国の行政コスト
  - 2 子育てに関する負担感の緩和・除去の状況
    - (1) 仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和・除去
    - (2) 子育てそのものの負担感の緩和・除去
  - 3 出産・育児インセンティブの付与の状況

- (1) 出産・育児インセンティブの付与
  - (2) 出生数・合計特殊出生率
  - (3) 外部要因
  - (4) 政策効果の発現の脈絡について
- 4 分野及び施策間において相対的に特に充実が望まれているもの
    - (1) 分野間において相対的に特に充実が望まれているもの
    - (2) 分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの
  - 5 少子化対策に関する地方公共団体独自の評価の実施について

### 第3 評価の結果及び意見(PDF)

- 1 評価の結果
- 2 意見

#### 関連資料編

目次(PDF)

資料1から9(PDF)

資料10から33(PDF)

資料34 - 1及び34 - 2(PDF)

資料34 - 3(PDF)

参考(PDF)

---

# 少子化対策に関する政策評価書

- 新エンゼルプランを対象として -

平成 16 年 7 月

総 務 省

## 前 書 き

近年、我が国における合計特殊出生率（ある年次における 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別の出生率を合計したもの）は、低下の一途をたどり、平成 15 年には過去最低の 1.29（概数）と人口を維持するのに必要な水準（2.08）を大幅に下回っている。こうした急速な少子化が、労働力人口の減少、市場規模の縮小、現役世代への負担の増大などを通じ、経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力の低下、子どもの社会性がはぐくまれにくくなることなど将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

このため政府においては、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、平成 11 年 12 月に「少子化対策推進基本方針」（平成 11 年 12 月 17 日少子化対策推進関係閣僚会議決定。以下「基本方針」という。）が策定されている。また、最近では、平成 15 年 3 月に、従来対策に付加するものとして、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」（平成 15 年 3 月 14 日少子化対策推進関係閣僚会議決定）が策定され、同年 7 月には、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）等が成立したところである。

基本方針に盛り込まれた少子化対策のうち、特に重点的に取り組むことが必要な施策については、いわゆる「新エンゼルプラン」（「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（平成 11 年 12 月 19 日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治 6 大臣合意））が策定され、関係行政機関の密接な連携の下に、同プランに基づく少子化対策が進められている。

また、平成 16 年 6 月には、少子化社会対策基本法に基づき「少子化社会対策大綱」が策定され、この大綱において「平成 16 年中に施策の具体的実施計画（新新エンゼルプラン）を策定する」こととされた。

このため、この政策評価では、少子化対策について、新エンゼルプランに掲げる施策が関係行政機関の連携の下に総体としてどのような効果を上げているか等の総合的な観点から、一括して、全体として評価を行い、新新エンゼルプランの在り方等関係行政の今後の在り方の検討に資するよう実施したものである。

## 目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	1
5	評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	1
第2	政策効果等の把握の結果	2
	政策の内容等	2
1	政策の内容及び位置付け	2
	政策の背景事情	2
	新エンゼルプラン策定までの主な取組	3
	新エンゼルプランの策定とその位置付け	3
	新エンゼルプランの内容	4
	新エンゼルプラン策定後の状況	4
2	政策効果の把握の手法	5
	政策効果の発現の脈絡	5
	政策効果の把握の手法	7
	アンケート調査	8
	政策効果の把握の結果	9
1	新エンゼルプランに掲げる施策の進ちょく状況と行政コスト	9
	施策の進ちょく状況	9
	推進に係る国の行政コスト	9
2	子育てに関する負担感の緩和・除去の状況	9
	仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和・除去	9
	子育てそのものの負担感の緩和・除去	14
3	出産・育児インセンティブの付与の状況	20
	出産・育児インセンティブの付与	20
	出生数・合計特殊出生率	23
	外部要因	24
	政策効果の発現の脈絡について	26

4	分野及び施策間において相対的に特に充実が望まれているもの	27
	分野間において相対的に特に充実が望まれているもの	28
	分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの	29
5	少子化対策に関する地方公共団体独自の評価の実施について	34
第3	評価の結果及び意見	36
1	評価の結果	36
2	意見	37
	関係資料編	39

## 第1 評価の対象とした政策等

### 1 評価の対象とした政策

「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意。以下「新エンゼルプラン」という。)に掲げる政策

### 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 厚生労働担当評価監視官

平成15年8月から16年7月

[資料1参照]

### 3 評価の観点

少子化対策について、「新エンゼルプラン」に掲げる政策が、関係行政機関の連携の下に、総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を行った。

### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価の調査分析及び評価書の作成に当たっては、次のとおり、学識経験を有する者等から評価全般に係る意見や、住民アンケート調査を始めとした調査分析の手法に対する具体的な助言等を得て、評価の結果に反映させた。

) 政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。 [資料2参照]

) 有識者からなる「少子化対策に関する政策評価」に係る研究会を開催し、住民アンケート調査の設計及び実施、分析手法等に関して助言を得た。 [資料3参照]

) 実際に子育てをしている母親に対して、少子化対策、子育ての負担感等について「グループインタビュー調査」を実施した。 [資料33参照]

### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査の結果(住民アンケート調査及びグループインタビュー調査を含む。)のほか、主として以下の資料を使用した。

なお、個々のデータの出典については、当該図表の欄外に注記を付すとともに、図表に係る基礎データについては関係資料編に掲載した。

) 内閣府「国民生活白書」等

) 総務省「国勢調査報告」等

) 文部科学省「子どもの学習費調査報告書」、「学生生活調査結果」等

) 厚生労働省「厚生労働白書」、「人口動態統計」等

) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査夫婦調査の結果概要」等

## 第2 政策効果等の把握の結果

### 政策の内容等

#### 1 政策の内容及び位置付け

##### 政策の背景事情

##### ア 新エンゼルプラン策定前の少子化の状況

我が国における合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当）は、戦後の第1次ベビーブームの時期である昭和22年には4.54であった。その後は、おおむね毎年低下し、平成10年には1.38と戦後最低となり、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.08を大幅に下回った。昭和40年代後半には200万人を超えていた出生数は、平成10年には120万3,147人となった。 [資料4参照]

このような少子化の主な原因としては、晩婚化の進行等による未婚率の上昇（注）があったと考えられていた。

また、「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定。以下「基本方針」という。）によると、未婚率上昇の背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等による仕事と子育ての両立の負担感の増大や、子育てそのものの負担感の増大があるものと考えられていた。そして、近年における急速な少子化は、労働力人口の減少、高齢者比率の上昇や市場規模の縮小、現役世代の負担の増大などを通じ、経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力の低下、子どもの健全な成長への悪影響など将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されていた。

（注） 当省の「国勢調査報告」等によると、未婚率（年齢階級別人口のうちの未婚者の割合）は、「15歳以上」では平成2年から7年にかけて女性は23.4%（パーセント）から24.0%へ、男性は31.2%から32.1%へと上昇した。この間、女性では特に「25～29歳」で、40.2%から48.0%へと上昇し、男性では特に「30～34歳」で、32.6%から37.3%へと上昇した。また、生涯未婚率（50歳時の未婚率）は、平成2年から7年にかけて女性は4.33%から5.10%へ、男性は5.57%から8.99%へと上昇した。 [資料5及び6参照]

##### イ 将来の推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が平成9年1月に公表した「日本の将来推計人口」の中位推計によれば、合計特殊出生率は、現在の水準に比べてある程度回復するものの、人口置換水準まで向上することは見込まれず、これに伴い、生産年齢人口が減少し、総人口が持続的に減少していくことが予測されていた。

総人口等の各指標は、次のとおり推計されていた。

##### (ア) 総人口の推計

総人口（平成7年1億2,557万人）は、増加し続け、平成19年（1億2,778万人）にピークに達した後、減少に転じ、62年（2050年）には1億50万人

となる。

(イ) 生産年齢人口の推計

生産年齢人口（15歳から64歳までの人口と定義。平成7年8,726万人）は、平成7年以降減少し続け、62年には5,490万人となる。

(ウ) 出生数の推計

出生数（平成7年118万人）は、平成16年（125万人）まで増加するが、その後は減少に転じ、62年には81万人となる。

(I) 合計特殊出生率の推計

合計特殊出生率（平成7年1.42）は、平成12年（1.38）まで低下し続け、その後上昇に転じ、42年（2030年）以降は1.61と一定になる。

新エンゼルプラン策定までの主な取組

我が国の合計特殊出生率は急速に低下し、平成元年には1.57となり、昭和41年（丙午）の1.58を下回ったため、いわゆる「1.57ショック」といわれ、少子化が強く意識された。このため、政府は、これを機に、少子化問題に本格的に取り組み始めた。

[表 - 1 - 参照]

表 - 1 - 新エンゼルプランまでの主な歩み

昭和61年4月	・男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和60年法律第45号))の施行
平成2年1月	・「1.57ショック」 (平成元年の合計特殊出生率が昭和41年(丙午)の1.58を下回った。)
6年12月	・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(文部・厚生・労働・建設の4大臣による合意)の策定 ・「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方(緊急保育対策等5か年事業)」(大蔵・厚生・自治の3大臣による合意)の策定
7年4月	・育児休業給付制度の施行
9年1月	・「日本の将来推計人口」の公表(国立社会保障・人口問題研究所) (合計特殊出生率の予測:平成42年~62年 1.61)
9年10月	・厚生省人口問題審議会報告「少子化に関する基本的考え方について - 人口減少社会、未来への責任と選択 - 」
10年4月	・「児童福祉法」(昭和22年法律第14号)の一部改正・施行(保育所選択制の導入)
10年6月	・平成10年版厚生白書(少子社会を考える - 子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を - )発行
10年7月	・「少子化への対応を考える有識者会議」を開催(内閣総理大臣主宰)同年12月提言

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

新エンゼルプランの策定とその位置付け

平成10年12月21日、内閣総理大臣主宰の「少子化への対応を考える有識者会議」において、少子化問題に対応するため、「働き方に関する事項」と「家庭、地域、教育のあり方などに関する事項」について約150項目にわたる具体的な方策

及び推進体制についての提言が取りまとめられた。

この提言を受けて、平成 11 年 5 月に、少子化に対応し、関係行政機関相互が緊密に連携して家庭や子育てに夢を持てる環境整備を効果的かつ総合的に推進するため、内閣総理大臣の主宰のもと、関係閣僚によって構成される「少子化対策推進関係閣僚会議」(以下「閣僚会議」という。)が開催され、今後、政府が進めるべき少子化対策の基本的な方針を策定することとされた。これを受けて、関係閣僚により、基本的な方針の策定に向けた議論が行われ、平成 11 年 12 月の第 4 回閣僚会議において、基本方針が決定された。

基本方針は、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定されたものであり、その中で、特に重点的に取り組むことが必要な分野である、働き方、保育サービス、相談・支援体制、母子保健、教育、住宅等については、関係各省において、具体的実施計画を策定することとされた。これに基づき、平成 11 年 12 月、大蔵、文部、厚生、労働、建設及び自治の 6 大臣の合意により、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定され、その効果的な推進を図るものとされた。

#### 新エンゼルプランの内容

基本方針では、「少子化の原因と背景に対応して、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることにより、21 世紀の我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとする」ことを基本的考え方としている。また、少子化対策の推進に当たっては、「結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること、男女共同参画社会の形成や、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことができる社会づくりを旨とすること、社会全体の取組みとして、国民的な理解と広がりをもって子育て家庭を支援すること」を基本的視点としている。

新エンゼルプランでは、このような基本的考え方及び基本的視点の下に、同プランに掲げられた 保育サービス等子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、母子保健医療体制の整備、地域で子どもを育てる教育環境の整備、子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、教育に伴う経済的負担の軽減、住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援の 8 つの分野に沿って、平成 12 年度から 16 年度までの 5 年間、各種施策(一部の施策については、平成 16 年度における数値目標を設定)を推進することとされている。

#### 新エンゼルプラン策定後の状況

新エンゼルプラン策定後、平成 14 年 1 月の「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)において、「少子化が一層進展する」との推計結果が出さ

れた。これを背景として、同年5月に総理大臣から、「子育てしやすい環境はどうあるべきかなど少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討してほしい」旨の指示があったことを受け、厚生労働省は、同年9月にもう一段の少子化対策を推進するため、「少子化対策プラスワン」を公表した。政府は、これを踏まえ、少子化対策の一層の充実に関する方針として、平成15年3月に「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(閣僚会議決定)を策定した。

また、第156回国会において、平成15年7月には、子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための取組について、都道府県、市町村及び事業主が平成17年度からの行動計画を策定することなどを内容とする、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することなどを内容とする、少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)が成立し、公布された。

さらに、平成16年6月には、少子化社会対策基本法第7条に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱となる「少子化社会対策大綱」が策定された。この大綱においては、盛り込まれた施策についての効果的な推進を図る観点から、重点施策についての具体的実施計画を「新新エンゼルプラン」として平成16年中に策定することとしている。

[表 - 1 - 参照]

表 - 1 - 新エンゼルプラン策定後の状況

平成12年4月	・「国民的な広がりのある取組みの推進について」を決定(少子化への対応を推進する国民会議)
13年7月	・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定
14年1月	・「日本の将来推計人口」の公表(国立社会保障・人口問題研究所) (少子化が一層進展(合計特殊出生率が低下)する、と見込んでいる。)
14年3月	・「少子化社会を考える懇談会」の開催(厚生労働大臣主宰)
14年9月	・「少子化社会を考える懇談会」の中間とりまとめ(厚生労働省)
	・「少子化対策プラスワン」の公表(厚生労働省)
15年3月	・「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の策定(少子化対策推進関係閣僚会議)
15年7月	・「次世代育成支援対策推進法」の成立・公布
	・「少子化社会対策基本法」の成立・公布
16年6月	・「少子化社会対策大綱」の策定
16年中	・新新エンゼルプランの策定(予定)

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

## 2 政策効果の把握の手法

### 政策効果の発現の脈絡

前述 - 1 - のとおり、新エンゼルプランは、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、21世紀の我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするものである。このことから、当省としては、今回の評価を行うに当たり、新エンゼルプランの政策効果の発現の脈絡を、

新エンゼルプランに掲げられている各種施策を推進することにより、 ) 国民が抱いている「仕事と子育ての両立に係る負担感」や「子育ての負担感」が緩和・除去され、 ) 持ちたい者は誰もが、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくりが進められ、その結果、 ) 出生数が増加し、合計特殊出生率も上昇する、というものに設定した。

また、本評価では、政策効果を把握するために、

「仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感の緩和・除去」という政策効果については、「子育ての負担感の緩和」

「家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくり」という政策効果については、「夢」や「希望」とは、当事者の自由な選択を前提として抱くようになる、例えば、「子どもを育てたいという夢」であり、「子どもを持ちたいという希望」であることから、「子どもを持ちたいと思えるようになった(なる)か」(以下「出産・育児インセンティブの付与」という。)

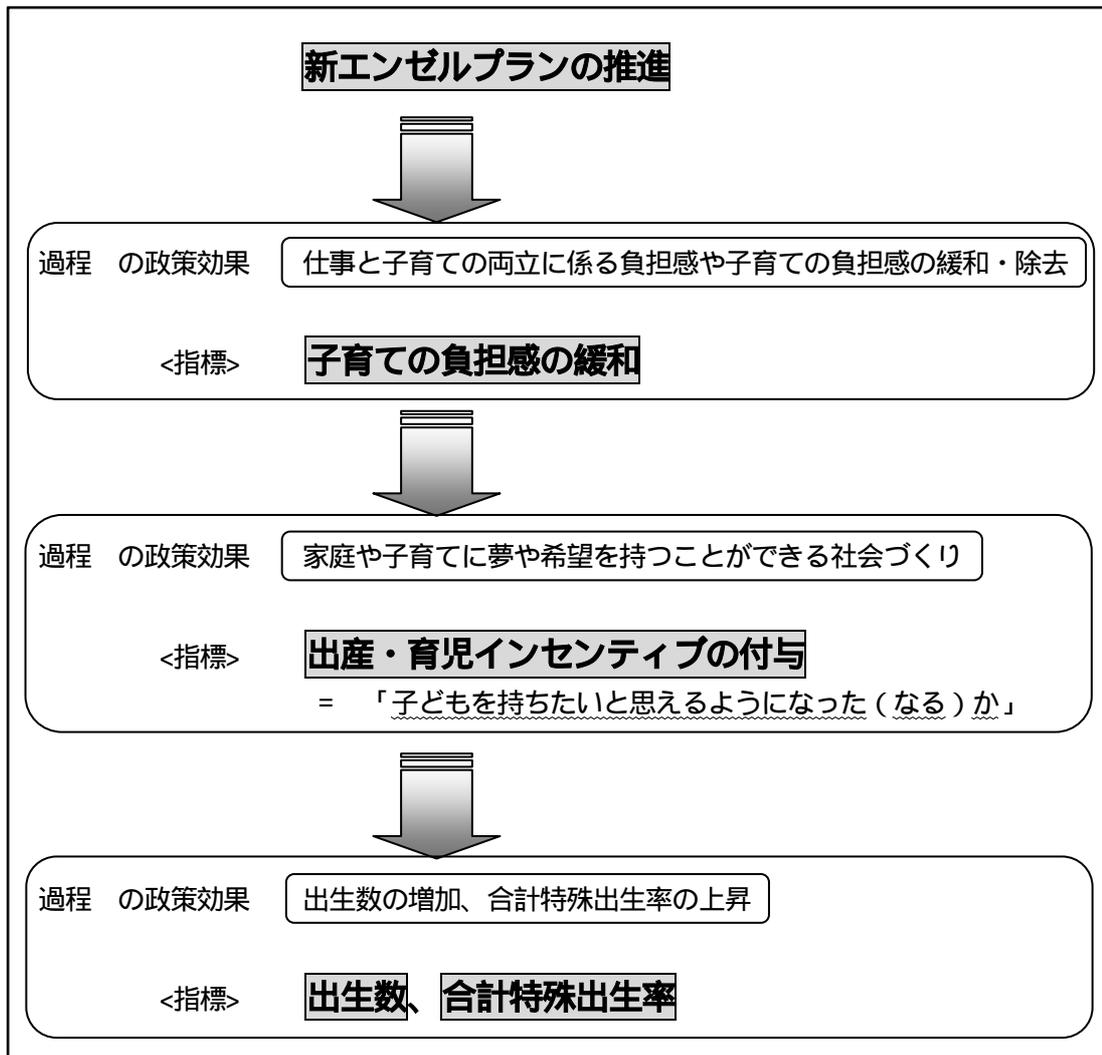
「出生数の増加」及び「合計特殊出生率の上昇」という政策効果については、

「出生数」及び「合計特殊出生率」

を指標とした。

[図 - 2 - 参照]

図 - 2 - 新エンゼルプランの政策効果の発現脈絡



#### 政策効果の把握の手法

##### ア 施策の進ちょく状況と行政コスト

新エンゼルプランに掲げられている施策の進ちょく状況については、平成 15 年 12 月に公表された「「少子化対策推進基本方針」に基づく平成 14 年度の施策の推進状況及び平成 15 年度において講じようとする施策」（厚生労働省）並びに文部科学省、厚生労働省及び国土交通省（以下「関係三省」という。）に対する当省の調査により把握した。

また、新エンゼルプランに掲げられている施策を推進するために国が投入する行政コストについては、新エンゼルプランの計画年度である平成 12 年度から 16 年度までの国の予算額を関係三省に対する当省の調査により把握した。

##### イ 子育てに関する負担感の緩和・除去

図 - 2 - における過程 の政策効果である「仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感の緩和・除去」については、さらに「仕事と子育ての

両立に係る負担感の緩和・除去」と「子育てそのものの負担感の緩和・除去」に分け、それぞれ、関係三省に対する当省の調査と、これまで関係機関において実施された既存のアンケート調査結果等により把握した。また、今回、当省で実施した住民アンケート調査（後述）においても把握した。

#### ウ 家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくり

図 - 2 - における過程 の政策効果である「家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくり」については、既存の調査結果が無いため、当省で実施した住民アンケート調査（後述）により把握した。

#### エ 出生数・合計特殊出生率

「人口動態統計」（厚生労働省）により把握した。

#### アンケート調査

図 - 2 - における過程 の指標である「子育ての負担感の緩和」と同図過程 の指標である「出産・育児インセンティブの付与」については、 のイ及びウのとおり、当省が平成 16 年 1 月から 2 月にかけて実施した「少子化対策（新エンゼルプラン）に関する住民アンケート調査」により把握した。この住民アンケート調査は、全国 44 都道府県に居住する 20 歳から 39 歳までの男女 6 千人を対象として実施したものである。 [資料 34 参照]

このアンケート調査は、主に次の 2 点を明らかにすることを目的としたものである。

#### ア 新エンゼルプランに掲げられている施策の作用度

新エンゼルプランに掲げられている施策のうち 21 の施策について、その施策を利用するなどして、「子どもを持ちたいと思えるようになったか」どうかを尋ねた。これら 21 の施策は、アンケート調査における回答者の過重な負担を避けるため、一定の基準（注）に基づいて選定し、その数を限定したものである。

（注）事前アンケート調査で、その施策を利用した者及び利用意図のあった者の合計が 15% 以上の施策、又は その施策を利用等して「子育ての負担感が非常に緩和された」との回答が 25% 以上のものを選定の基準とした。

#### イ 新エンゼルプランの分野・施策間において相対的に特に充実が望まれているもの

新エンゼルプランに掲げられている各分野及び各施策が、国民からみてどの程度その充実が望まれているのかについて尋ねた。具体的には、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望む」分野及び施策を、用意した選択肢のうちからおおむね 3 分の 1 に相当する数を選択するよう求めた。

なお、選択肢の設定に際しては、新エンゼルプランに掲げられている分野及び施策以外で特に充実が望まれていると考えられるニーズを、グループインタビュー調査及びロジックツリー分析によって抽出した。

[資料7及び33参照]

## 政策効果の把握の結果

### 1 新エンゼルプランに掲げる施策の進ちょく状況と行政コスト

#### 施策の進ちょく状況

新エンゼルプランに掲げられている平成12年度から15年度までの施策の進ちょく状況を見ると、次の施策については遅れがあるものの、新エンゼルプラン全体としては着実に進んでいる。

- ) 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野の乳幼児健康支援一時預かりの推進等一部の施策
- ) 「母子保健医療体制の整備」の分野の周産期医療ネットワークの整備、小児救急医療支援事業等の施策
- ) 「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野の一部の施策

[資料8参照]

#### 推進に係る国の行政コスト

新エンゼルプランに掲げられている施策の予算額（内数又は事業費でしか把握できないものを除く。）の合計は、平成12年度は8,936億8,200万円、13年度は9,645億1,600万円、14年度は9,849億7,900万円、15年度は1兆145億6,600万円、16年度は9,423億5,800万円と、1兆円前後で推移している。

[資料9参照]

### 2 子育てに関する負担感の緩和・除去の状況

#### 仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和・除去

##### ア 施策の内容

前述 - 2 - のとおり、新エンゼルプランの過程の政策効果は、「仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感の緩和・除去」であり、これは「仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和・除去」と「子育てそのものの負担感の緩和・除去」に分けられる。このうち、「仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和・除去」に影響を与えると考えられる施策は、主として次のとおりである。

##### (ア) 保育サービス等子育て支援サービスの充実

- a 低年齢児の受入れの拡大（需要の多い0～2歳の保育所受入枠の拡大）
- b 多様な需要に応える保育サービスの推進（延長保育、休日保育等の推進）
- c 放課後児童クラブの推進

##### (イ) 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

- a 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備
  - b 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備（事業主による子育て支援の促進等）
- (ウ) 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
- a 職場優先の企業風土の是正
- これら施策の実施により、その総合的な効果として、「仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和・除去」に作用すると考えられる。

## イ 政策効果の把握手法

「仕事と子育ての両立に係る負担感」について、新エンゼルプランの推進により、その緩和・除去が図られているか否かを直接的に示すデータは見いだすことができなかった。そこで、政策効果を測定する指標として、児童のいる世帯の母の就業や夫婦の共働きが進んでいるか否かを把握するため、「児童のいる世帯の母の就業率」及び「児童のいる世帯の夫婦共働き率」（注1）、子育てのために離職する母親が減少しているか否かを把握するため、「出産・育児を理由とした離職者数（女性）の割合」、夫の家事・育児への参画度が進んでいるか否かを把握するため、「妻の家事・育児時間に対する夫の家事・育児時間の割合」（注2）を設定し、新エンゼルプランの計画年度以前と最近の時点との時系列比較により、「仕事と子育ての両立に係る負担感の緩和・除去」が図られているかどうかを把握した。

（注1） 事業により対象となる児童の年齢が異なることに留意し、児童の年齢について、末子が「6歳未満」と「6～8歳」の年齢で把握することとした。

（注2） 財団法人こども未来財団の「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」（平成13年3月）により、末子の年齢別に子育ての負担感をみると、小学生以上の子どもに比べて就学前の子どもの場合の方が、肉体的負担感、「時間的な余裕がない」、「気がやすまらない」、「趣味等を気軽に楽しめない」といった自由がきかないことや精神的な面に関する負担感がより高く示されている。このため、調査の対象は、「末子が6歳未満」の場合とした。

## ウ 政策効果の把握結果

前述 - 2 - -イにより設定した指標による効果の把握結果は、次のとおりである。

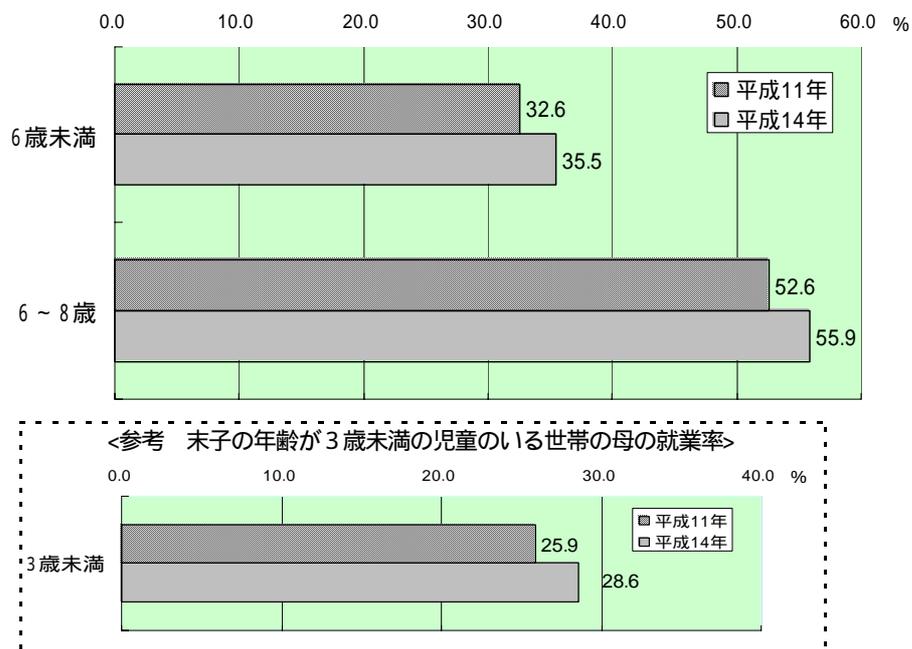
(ア) 厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」の結果により、「児童のいる世帯の母の就業率（末子の年齢が「6歳未満」と「6～8歳」）」について、平成11年と14年とを比較すると、末子の年齢が「6歳未満」の場合には32.6%から35.5%へと2.9ポイント、末子の年齢が「6～8歳」の場合には52.6%から55.9%へと3.3ポイント上昇している。

なお、末子の年齢が「6歳未満」の児童のいる世帯のうち、末子の年齢が「3歳未満」の児童のいる世帯の母の就業率をみても、25.9%から28.6%へと2.7ポイント上昇している。 [図 - 2 - 参照]

また、同調査の結果により、「児童のいる世帯の夫婦共働き率（末子の年齢が「6歳未満」と「6～8歳」）」について、平成11年と14年とを比較すると、末子の年齢が「6歳未満」の場合には29.3%から31.3%へと2.0ポイント、末子の年齢が「6～8歳」の場合には45.8%から46.2%へと0.4ポイント上昇している。

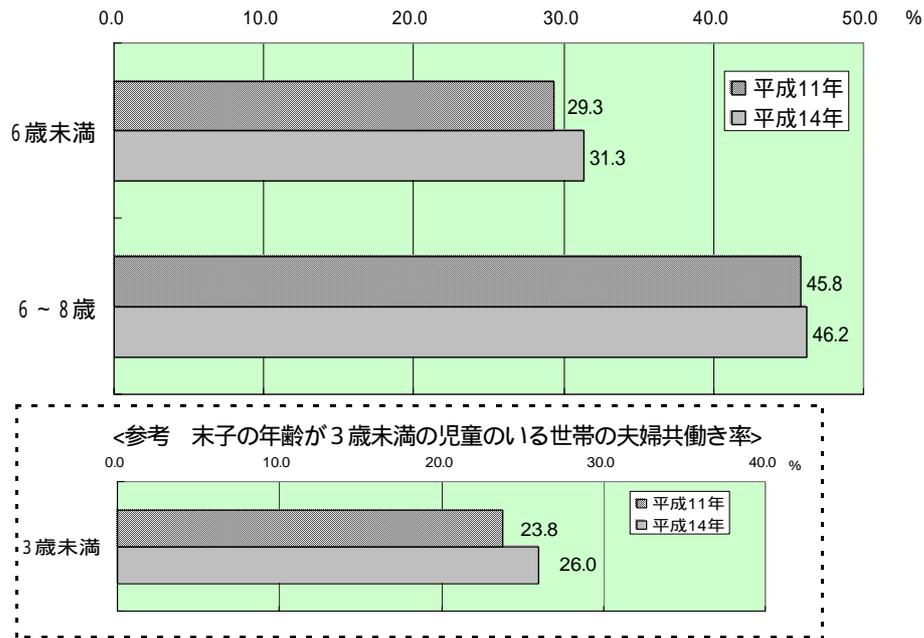
なお、末子の年齢が「6歳未満」の児童のいる世帯のうち、末子の年齢が「3歳未満」の児童のいる世帯の夫婦共働き率をみても、23.8%から26.0%へと2.2ポイント上昇している。 [図 - 2 - 参照]

図 - 2 - 児童のいる世帯の母の就業率（末子の年齢が6歳未満と6～8歳）



- (注) 1 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成11年及び14年)に基づき当省が作成した。
- 2 末子の年齢別にみた児童のいる世帯数のうち、母が就業している世帯数(母のみ就業、夫婦共働きの世帯を含む。)の構成割合である。
- 3 「3歳未満」は、児童のいる世帯数及び母が就業している世帯数(母のみ就業、夫婦共働きの世帯を含む。)が、「6歳未満」の児童のいる世帯数及び母が就業している世帯数(同)の内数である。

図 - 2 - 児童のいる世帯の夫婦共働き率（末子の年齢が6歳未満と6～8歳）



- (注) 1 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成11年及び14年)に基づき当省が作成した。  
 2 末子の年齢別にみた児童のいる世帯数のうち、夫婦共働きの世帯数の構成割合である。  
 3 「3歳未満」は、児童のいる世帯数及び夫婦共働きの世帯数が、「6歳未満」の児童のいる世帯数及び夫婦共働きの世帯数の内数である。

なお、厚生労働省が育児休業制度の実施状況等を把握するために平成11年度及び14年度に実施した「女性雇用管理基本調査」の結果を比較すると、次のような状況がみられる。

a 女性の育児休業取得率（出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合）は、56.4%から64.0%へと7.6ポイント上昇し、女性の育児休業者の職場復帰率も82.1%から88.7%へと6.6ポイント上昇している。

[資料11参照]

b 「育児のための勤務時間短縮等の措置を導入している事業所の割合」は、40.6%から50.6%へと10.0ポイント上昇している。 [資料12参照]

c 「子どもの看護休暇制度のある事業所の割合」は、8.0%から10.3%へと2.3ポイント上昇している。 [資料13参照]

(イ) 厚生労働省が実施した「雇用動向調査」の結果により、「出産・育児を理由とした離職者数（女性）の割合」について、平成11年から14年までみると、5.0%から4.2%へと0.8ポイント低下している。 [図 - 2 - 参照]

(ウ) また、総務省が実施した「社会生活基本調査」の結果により、「妻の家事・育児時間に対する夫の家事・育児時間の割合」について、平成8年と13年とを比較すると、7.5%から10.3%へと2.8ポイント上昇している。

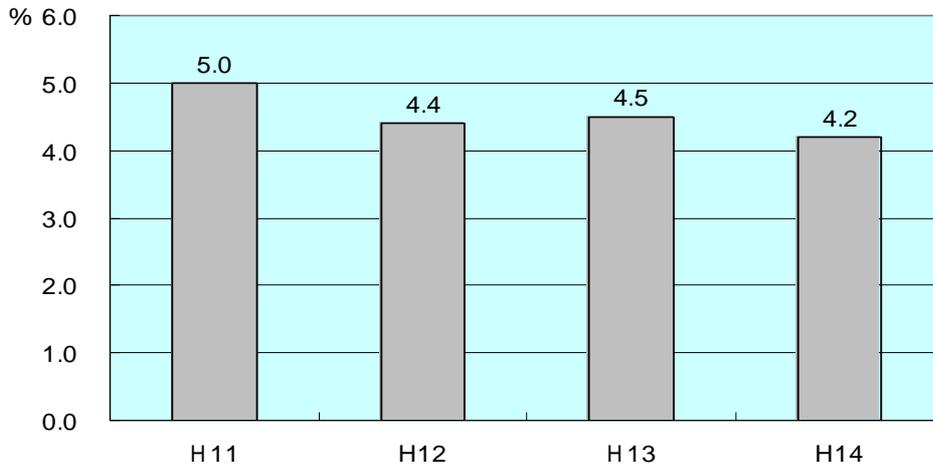
[図 - 2 - 参照]

(I) 前述(ア)、(イ)及び(ウ)から、政策効果の発現状況をみると、総じて効果は上がっており、仕事と子育ての両立に係る負担感は緩和されてきているといえる。

しかし、図 - 2 - のとおり、末子の年齢が「6歳未満」の児童のいる世帯の母の就業率は、30%台にとどまっている。

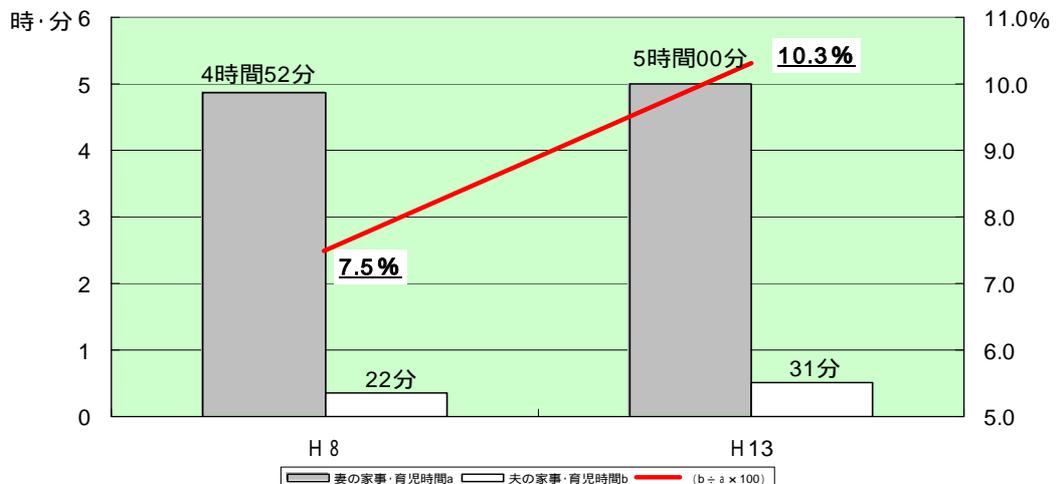
また、図 - 2 - のとおり、「妻の家事・育児時間に対する夫の家事・育児時間の割合」については、平成8年と13年とを比較すると、2.8ポイント上昇しているものの、妻の家事・育児時間は増加しており、仕事と子育ての両立に係る負担感は、いまだ緩和の途上にあるといえる。

図 - 2 - 出産・育児を理由とした離職者数（女性）の割合



(注) 1 厚生労働省「雇用動向調査報告」(平成11年から14年)に基づき当省が作成した。  
2 離職者(女性)の離職理由のうち、「個人的理由(出産・育児)」の割合である。

図 - 2 - 妻の家事・育児時間に対する夫の家事・育児時間の割合



(注) 1 当省の調査「社会生活基本調査報告」(平成8年及び13年)による。  
2 末子の年齢が「6歳未満」の子どもがいる世帯の夫婦(15歳以上の有業者)の一日の家事と育児の週全体平均時間(時・分)の合計である。

子育てそのものの負担感の緩和・除去

ア 施策の内容

新エンゼルプランの過程の政策効果のうち、もうひとつの「子育てそのものの負担感の緩和・除去」に影響を与えると考えられる施策は、主として次のとおりである。

- (ア) 保育サービス等子育て支援サービスの充実
  - a 在宅児も含めた子育て支援の推進
- (イ) 母子保健医療体制の整備
  - a 国立成育医療センターの整備等
  - b 総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備
  - c 小児救急医療支援の推進
  - d 不妊専門相談センターの整備
- (ウ) 地域で子どもを育てる教育環境の整備
  - a 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実
  - b 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備
  - c 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実
  - d 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実
- (エ) 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現
  - a 学習指導要領等の改訂
  - b 平成14年度から完全学校週5日制を一斉に実施
  - c 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進
  - d 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備
  - e 問題行動へ適切に対応するための対策の推進
- (オ) 教育に伴う経済的負担の軽減
  - a 育英奨学事業の拡充
  - b 幼稚園就園奨励事業等の充実
- (カ) 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援
  - a ゆとりある住生活の実現
  - b 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備
  - c 安全な生活環境や遊び場の確保

これら施策の実施により、その総合的な効果として、「子育てそのものの負担感の緩和・除去」に作用すると考えられる。

イ 政策効果の把握手法

「子育てそのものの負担感」について、新エンゼルプランの推進により、その緩和・除去が図られているか否かを直接的に示すデータは見いだすことがで

きなかった。そこで、政策効果を測定するため、「子育ての辛さ」に対する人々の意識の変化について新エンゼルプランの計画年度以前と最近の時点との時系列比較を行い、「子育てそのものの負担感の緩和・除去」が図られているかどうかを把握した。

## ウ 政策効果の把握結果

前述 - 2 - - イにより設定した指標による効果の把握結果は、次のとおりである。

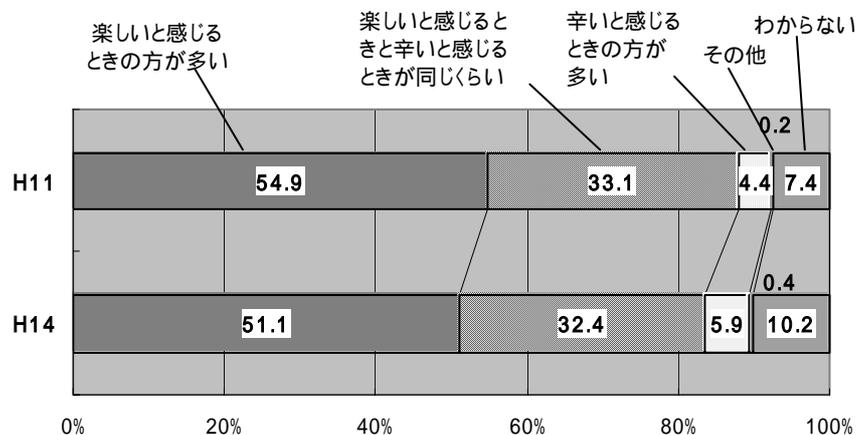
### (ア) 子育てそのものの負担感の緩和・除去の状況

新エンゼルプランの計画年度以前である平成 11 年と計画年度 3 年目である 14 年に、内閣府が実施した世論調査の結果は、次のとおりである。

- a 「子育てを楽しんでいると感じるときの方が多く」と答えた者の割合は、54.9% から 51.1% へと 3.8 ポイント低下している。一方、「楽しんで感じる」ときと辛いと感じるときが同じくらい」と答えた者の割合は、33.1% から 32.4% へと 0.7 ポイント低下し、「辛いと感じるときの方が多く」と答えた者の割合は、4.4% から 5.9% へと 1.5 ポイント上昇している。これらの結果から、子育てそのものの負担感の緩和・除去されているとはいえない。

[図 - 2 - 参照]

図 - 2 - 子育ての楽しさ、辛さについて



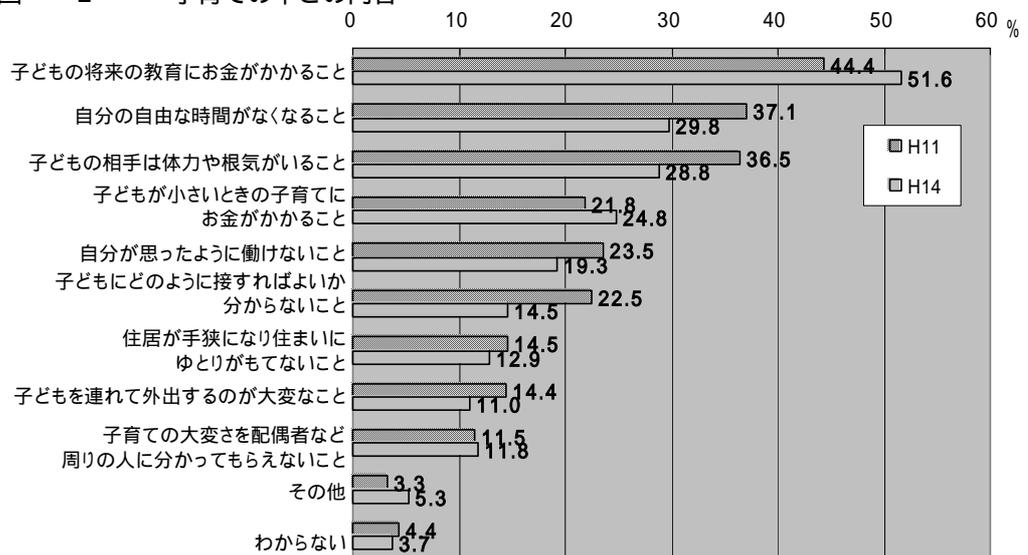
- (注) 1 内閣府「少子化に関する世論調査報告書」(平成 11 年)及び「社会意識に関する世論調査報告書」(平成 14 年)に基づき当省が作成した。  
 2 「自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いか、それとも辛いと感じることが多いか」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 回答者は、平成 11 年は全国 18 歳以上の男女で 3,530 人、14 年は全国 20 歳以上の男女で 6,798 人である。

- b 上記調査において、「楽しんで感じる」ときと辛いと感じるときが同じくらい」又は「辛いと感じるときの方が多く」と答えた者に対して、その辛さの内容の質問として、「子どもの将来の教育にお金がかかること」を挙げた

者の割合は、44.4%から51.6%へと7.2ポイント、また「子どもが小さいときの子育てにお金がかかること」を挙げた者の割合は、21.8%から24.8%へと3.0ポイント上昇しており、子育てに係る経済的な負担感が増大している。一方、これ以外の「自分の自由な時間がなくなること」、「子どもの相手は体力や根気がいること」、「自分が思ったように働けないこと」、「子どもにどのように接すればよいか分からないこと」等は、おおむね低下している。 [図 - 2 - 参照]

これらの結果から、新エンゼルプランの計画年度以前と以後において、子育てそのものの負担感が緩和・除去されていない主な原因は、子育てに係る経済的な負担感の増大にあるといえる。

図 - 2 - 子育ての辛さの内容



- (注) 1 内閣府「少子化に関する世論調査報告書」(平成11年)及び「社会意識に関する世論調査報告書」(平成14年)に基づき当省が作成した。  
 2 子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」、「辛いと感じることの方が多し」と答えた者に、「自分にとって子育ての辛さとはどんなことだと思うか」という問いに対する回答者の割合(複数回答)である。  
 3 回答者は、平成11年は全国18歳以上の男女1,323人、14年は全国20歳以上の男女2,601人である。

#### (1) 子育てに係る経済的な負担感の状況

前述(ア)のとおり、子育てに係る経済的な負担感が増大し、子育てそのものの負担感が緩和・除去されているとはいえないことが明らかにされたところであるが、この経済的な負担感について、その実態や新エンゼルプランに掲げられている施策の実施状況等を把握した結果は、次のとおりである。

##### a 関連施策の内容

子育てに係る経済的な負担感の軽減のうち、教育に伴う経済的な負担感を緩和・除去するための新エンゼルプランに掲げられている施策は、育英奨学事業の拡充及び幼稚園就園奨励事業等の充実である。

## b 施策の実施状況等

育英奨学事業の拡充については、新エンゼルプラン計画開始年度である平成12年度における貸与人員は69万6,000人であったが、14年度には79万2,000人に拡大している。

なお、大学生の収入のうち、日本育英会（注）等による奨学金の占める割合は、平成10年度の7.0%から14年度には10.1%へと上昇している。

幼稚園就園奨励事業の充実については、保育料等の減免額の増額等の措置が講じられてきている。その結果、最大減免を行った場合における保護者の負担額（全国平均年額）は、公立幼稚園については、平成11年度の5万2,000円から15年度の2万2,000円へと57%減額され、私立幼稚園については、平成11年度の13万5,000円から15年度の5万9,000円へと56%減額され、保護者の負担額は大幅に減少している。

これらから、新エンゼルプランの関連施策は、着実に実施されているといえる。

[資料16及び17参照]

（注）日本育英会は、平成16年3月末をもって廃止され、奨学金事業は「独立行政法人日本学生支援機構」へ引き継がれた。

## c 子育てに係る経済的な負担感が増大している背景等

子育てに係る経済的な負担感が増大している背景としては、幼稚園就園から大学卒業までに要する費用（注）が増加している一方で、家計支出が減少していること、そして生活費（食費、被服費、水道光熱費など）も含めた子どもを育てるのにかかる合計費用の家計に占める割合が大きいことなどが挙げられる。

なお、幼稚園就園から大学卒業までに要する費用については、公立（大学は国立）コースでは、平成10年度の1,132万5,800円から14年度は1,147万0,418円へと、また、私立コース（小学校、中学校は公立）では、10年度の1,533万7,329円から14年度の1,578万2,345円へと、ともに増加している。

一方、家計支出（月額）については、平成10年の32万8,186円から14年の30万6,129円へと5.3%減少している。

また、生活費（食費、被服費、水道光熱費など）も含めた子どもを育てるのにかかる合計費用は、財団法人こども未来財団が行った調査によると、子どもの典型的な就学パターンを「私立幼稚園 公立小学校 公立中学校 公立高等学校 私立大学」と仮定した場合、子育てにかかる費用は1人当たり約2,421万円とされている。これに基づき、子ども2人、夫の収入は男子労働者の平均であり妻は専業主婦という世帯モデルにより家計に占める子育てコストの負担度を分析した結果によれば、夫の年齢で、30歳前後（第1子及び第2子が生まれる時期）と、40歳代後半（子どもが大学に進学する時期）の2つの時期の経済的な負担が非常に大きくなる（特に、

49 歳では可処分所得とほぼ同程度まで子育て費用がかかる。)とされている。  
[資料 18 ~ 22 参照]

以上のように、子育てに係る教育費は極めて大きなものとなっているが、個々の家庭の選択にゆだねられるべきと考えられる義務教育終了後の教育に係る費用(高校・大学等の学費など)のすべてや、家庭における教育(学習塾・けいこごとなど)に係る費用を公費で負担することは妥当ではないと考えられる。これらのことを踏まえると、子育て家庭への公費による経済的支援のみをもって負担感を緩和・除去するには限界があると考えられる。しかしながら、子育てそのものの負担感の大きな要因となっている子育てに係る経済的な負担感を緩和・除去することは、少子化対策を推進する上では大きな課題であり、どのような施策を展開すべきかについては、十分な検討が必要となっている。

(注) 「幼稚園就園から大学卒業までに要する費用」とは、幼稚園 4 歳から高等学校第 3 学年までの 14 年間についての「学校教育費(授業料、教科書費、PTA 会費など)」、「学校外活動費(学習塾、けいこごとの月謝など)」及び「学校給食費」を合計した「学習費」と、大学 4 年間についての「学費(授業料、通学費など)」及び「生活費(住居費、光熱費など)」を合計した「学生生活費」の 2 つの費用を合わせたものをいう。

#### (ウ) 専業主婦家庭における子育てそのものの負担感の状況

平成 15 年版厚生労働白書によると、専業主婦家庭においては、子育てそのものの負担感が増大してきているとされている。(注)

この専業主婦家庭における子育てそのものの負担感について、その実態や新エンゼルプランに掲げられている施策の実施状況等について把握した結果は、次のとおりである。

(注) 当省の「平成 12 年国勢調査報告」によると、最年少の子どもが 6 歳未満の夫婦のうち、夫が就業、妻が非就業である割合は、64.8%である。

##### a 関連施策の内容等

新エンゼルプランに掲げられている施策の中には、専業主婦家庭における子育てそのものの負担感の緩和に影響を与えられるものがみられる。これら施策の主なものとしては、「在宅児も含めた子育て支援の推進」、「地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備」及び「幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実」があると考えられる。

また、これら主な施策のうち、当省が把握を行った次の施策については、例えば、地域子育て支援センターの整備数が、平成 12 年度の 1,376 か所から 14 年度には 2,168 か所へととなっているなど、それぞれ推進されている。

##### (a) 在宅児も含めた子育て支援の推進

地域子育て支援センターの整備、一時保育の推進及びファミリー・

### サポート・センターの整備

(b) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備  
家庭教育手帳・ノートの配布、家庭教育 24 時間電話相談の推進及び子育てサポーターの配置

(c) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実

幼稚園における預かり保育の推進 [資料 8 参照]

### b 専業主婦家庭における子育てそのものの負担感の背景等

共働き家庭の妻と専業主婦の子育てそのものの負担感について、平成 15 年版厚生労働白書によれば、負担感が大きいと感じる者の割合は、共働き家庭の妻は 29.1%であるのに対し、専業主婦では 45.3%と大きくなっている。

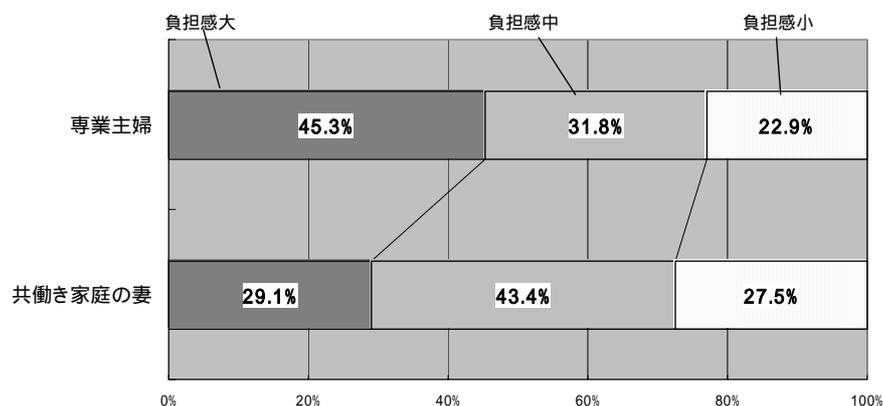
また、厚生労働省が実施した調査によると、子どもを育てていて負担に思うこととして、「自分の自由な時間が持てない」及び「子育てによる身体の疲れが多い」を挙げた者の割合は、就業している母親はそれぞれ 58.2%及び 35.8%であるのに対し、無職の母親（専業主婦）はそれぞれ 66.4%及び 40.9%と大きくなっている。 [図 - 2 - 、 参照]

こうした専業主婦家庭における子育てそのものの負担感が大きい要因として、同白書においては、近年の少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化などを背景として子育てをとりまく環境が大きく変化してきており、特に専業主婦家庭の親については、地域における子育て機能の低下により、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないことなどが挙げられている。

以上のことから、専業主婦は、共働き家庭の妻に比べ、子育ての負担感が大きなものとなっていると判断される。

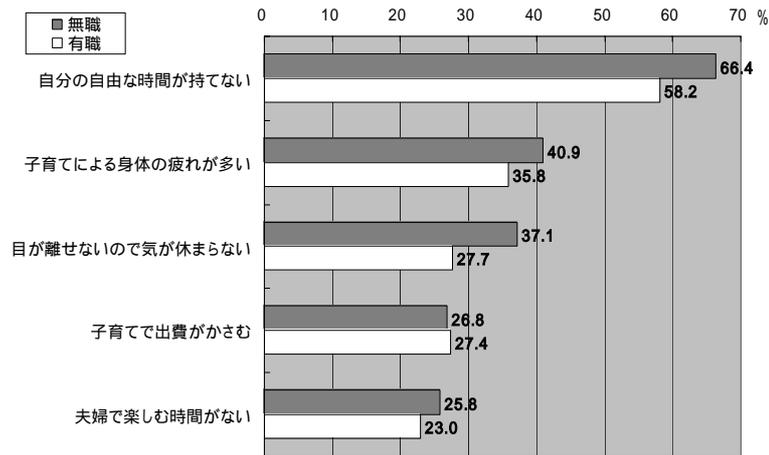
したがって、今後、専業主婦家庭を対象とした子育て支援施策を充実させることが必要であると考えられる。

図 - 2 - 妻の子育ての負担感（共働き状況別）



- (注) 1 財団法人こども未来財団「平成 12 年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成 13 年)に基づき当省が作成した。
- 2 9 項目の子育ての負担感に対し、「子育てに関して以下のように思われることはありますか」という設問を行い、「よくそう思う」を 4 点、「時々そう思う」を 3 点、「あまりそう思わない」を 2 点、「全くそう思わない」を 1 点とし、各回答者の 9 つの項目に対する合計点数を、上位(負担感大) 中位(負担感中)、下位(負担感小)に分類した。
- 3 グラフ中の「専業主婦」は、引用資料では「片方のみ就労等」であるが、女性のみ労働の割合が全体の 0.7%なので、「専業主婦」と表記した。

図 - 2 - 母の就業状況別、子どもを育てていて負担に思うこと



- (注) 1 厚生労働省「第 2 回 21 世紀出生児縦断調査の概況」(平成 14 年度)に基づき当省が作成した。
- 2 「子どもを育てていて負担に思うことは何ですか」という問いに対する回答者の割合(複数回答)である。
- 3 10 選択肢のうち、回答者全体が負担に思うとした上位 5 選択肢を抜粋した。
- 4 回答者は、平成 13 年 1 月 10 日から 17 日の間及び 7 月 10 日から 17 日の間に出生した子の親等 43,473 人である。
- 5 「有職」とは、常勤、パート・アルバイト、自営業、家業、内職を示す。
- 6 調査時期は、1 月出生児は平成 14 年 8 月 1 日、7 月出生児については 15 年 2 月 1 日(年齢 1 歳 6 か月)である。

### 3 出産・育児インセンティブの付与の状況

#### 出産・育児インセンティブの付与

当省が行った「少子化対策(新エンゼルプラン)に関する住民アンケート調査」において、子育て経験のある者に対して新エンゼルプランに掲げられている施策のうち 21 の施策について、「利用又は経験・体験したもの」及び「利用又は経験・体験して、子どもを持ちたいと思えるようになったもの」を尋ねた結果は、次のとおりである。

なお、 - 2 - - アで述べたとおり、新エンゼルプランに掲げられているすべての施策について尋ねることができなかったことから、この結果は、新エンゼルプラン全体の出産・育児インセンティブの付与の状況について、一括して分析・評価したものではない。

#### ア 利用等の状況

子育て経験がある者に対して、「あなたの家庭で実際に利用又は経験・体験したことがあるもの」を尋ねた結果は、図 - 3 - のとおりである。21の施策のうち、「休日・夜間における小児専門の救急医療体制」、「子育てのヒント集としての家庭教育手帳、家庭教育ノート」、「家庭や地域での生活時間の拡大（「完全学校週5日制」）」は、回答者の子どもの年齢や子育て環境によって、子育て家庭がその利用又は経験・体験（以下「利用等」という。）を取捨選択するものではないことから、これらを除くと、利用等をした者の割合は、「安心して遊ばせることができる公園や河川」（27.9%）が最も多かった。次いで「育児相談や相談サークルの支援を行う「地域子育て支援センター」」（25.1%）、「低年齢児（0～2歳児）の保育所での受入れ」（24.9%）、「幼稚園での預かり保育」（23.1%）、「保育所での延長保育や休日保育」（21.2%）、「幼稚園に就園しやすくなるための入園料・保育料の軽減（幼稚園就園奨励費補助）」（21.0%）の順となり、就学前児童に対する保育サービスや幼稚園関連施策などに代表される子育て支援サービスの関連施策の利用等が多くなっている。

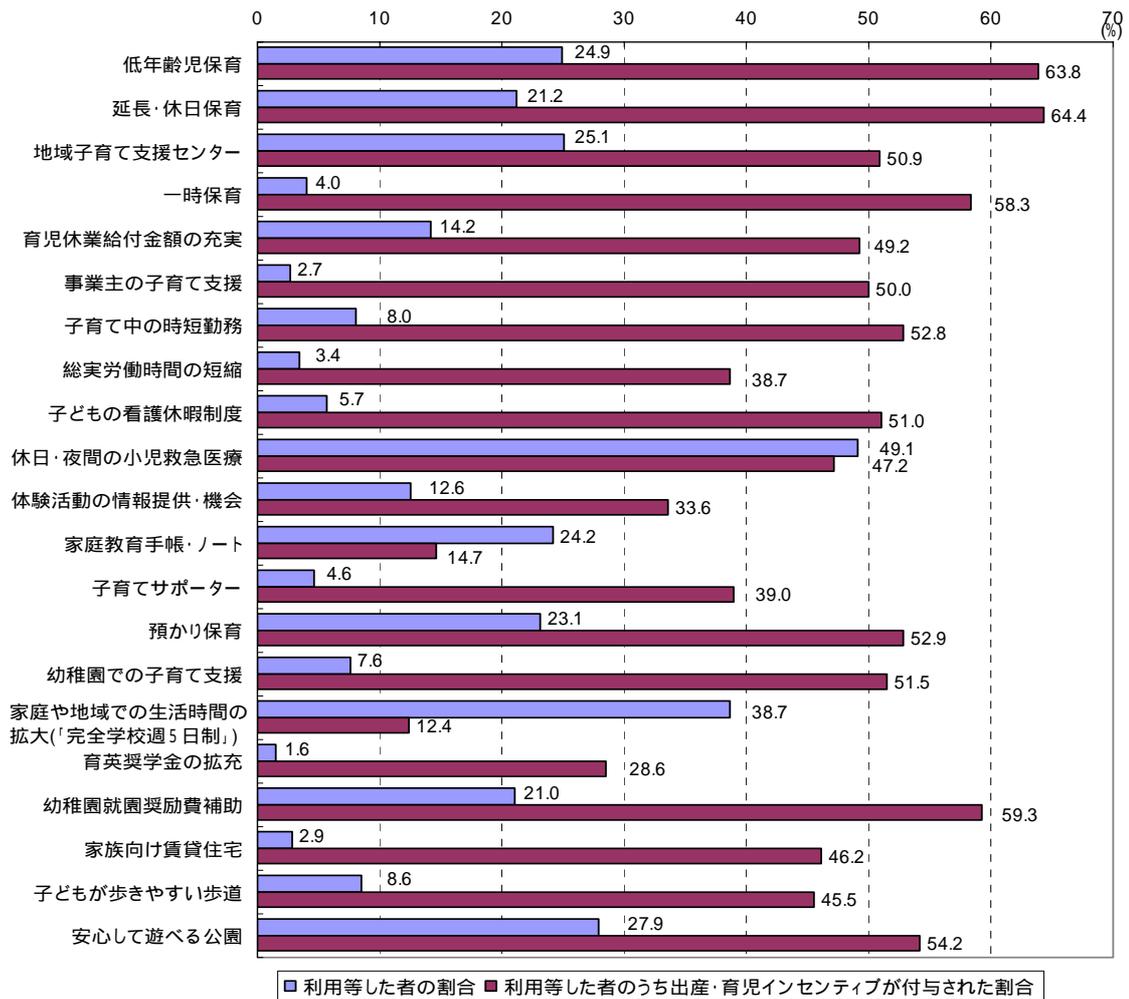
逆に、本アンケートにおいては、利用等をした者の割合が少なかったのは、「育英奨学金制度の拡充」（1.6%）、「事業主による子育て支援（事業所内託児所の充実）」（2.7%）、「特定優良賃貸住宅や公団賃貸住宅の供給による家族向け賃貸住宅」（2.9%）の順となっている。

#### イ 出産・育児インセンティブの付与

「実際に利用又は経験・体験して、子どもを持ちたいと思えるようになったもの」を尋ねたところ、出産・育児インセンティブが付与されたと回答があった者が多い（55%を超える）施策は、「保育所での延長保育や休日保育」（64.4%）、「低年齢児（0～2歳児）の保育所での受入れ」（63.8%）、「幼稚園に就園しやすくなるための入園料・保育料の軽減（幼稚園就園奨励費補助）」（59.3%）及び「親が病気で育児疲れの時に預けることができる一時保育」（58.3%）であった。これらは、いずれも就学前児童に対する保育又は幼稚園の関連施策となっている。

[図 - 3 - 参照]

図 - 3 - 利用等した施策、利用等した者のうち出産・育児インセンティブが付与された施策



(注) 当省の調査結果による。

### ウ 利用等した者と出産・育児インセンティブが付与された者との関係

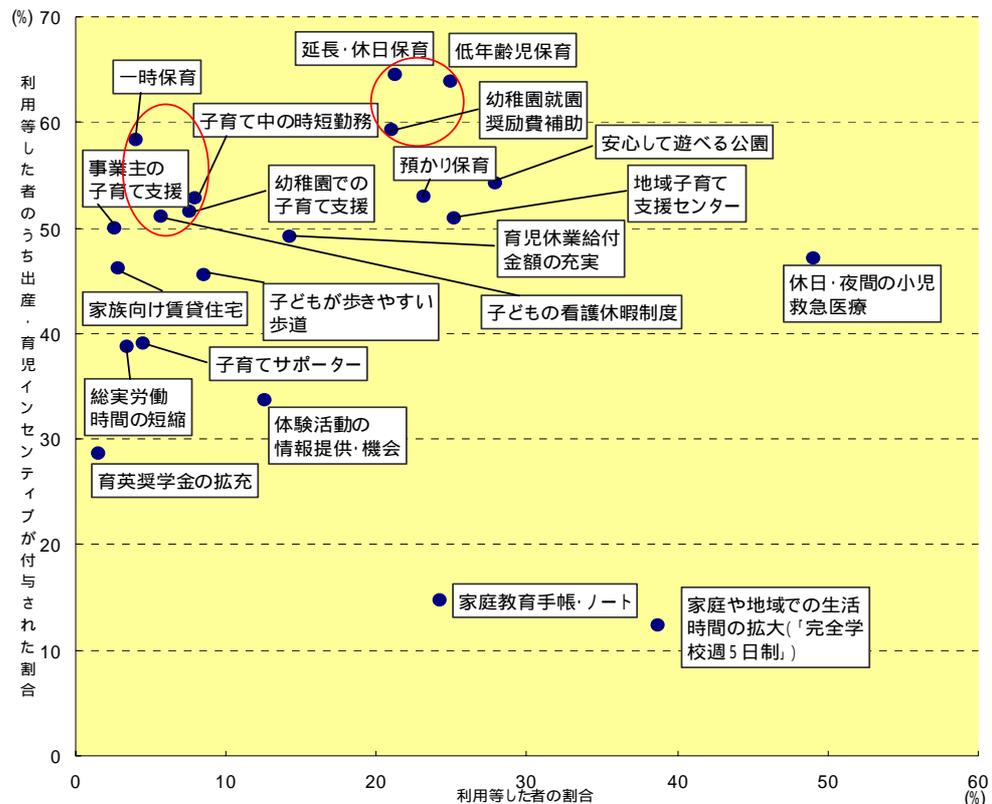
利用等した者の割合と利用等して子どもを持ちたいと思えるようになった者の割合の相関関係をみると、以下のとおりである。

(ア) 「保育所での延長保育や休日保育」、「低年齢児(0～2歳児)の保育所での受入れ」及び「幼稚園に就園しやすくなるための入園料・保育料の軽減(幼稚園就園奨励費補助)」は、利用等をした者の割合もある程度高く、かつ利用等した者のうち「子どもを持ちたいと思えるようになった」者も多い。このことから、これらの施策については、少子化対策という観点から、今後とも引き続き推進していく必要があるものと考えられる。

(イ) 「親が病気で育児疲れの時に預けることができる一時保育」、「子育て期間中の勤務時間の短縮」、「幼稚園での子育て支援や子育てサークルの支援」及び「病気やけがの子どもを看護するための休暇制度」は、利用等した者は少ないが、「子どもを持ちたいと思えるようになった」者は多い。このことから、これらの施策については、少子化対策という観点から、更なる利用等

の拡大を進める必要があるものと考えられる。 [図 - 3 - 参照]

図 - 3 - 利用等した者の出産・育児インセンティブ付与の状況



(注) 当省の調査結果による。

## 出生数・合計特殊出生率

### ア 出生数・合計特殊出生率の推移

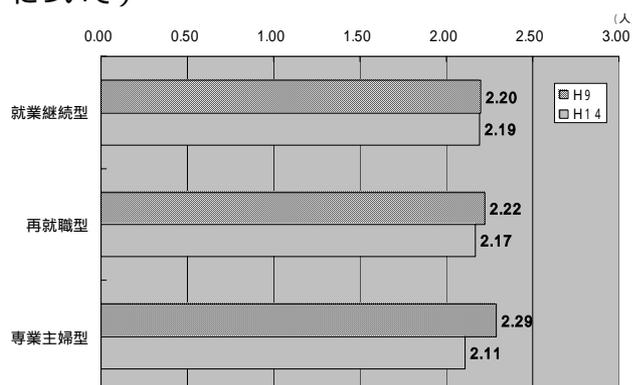
新エンゼルプランの計画年度以前の平成 11 年と、最新データの 15 年とを比較すると、出生数は 118 万人から 112 万人(概数)へと減少し、また、合計特殊出生率は 1.34 から 1.29(概数)へと低下している。 [資料 4 参照]

さらに、結婚持続期間が 10 年から 14 年で、1 歳以上の子どもを持つ夫婦における妻の就業経歴と子どもの数との関係を見ると、平成 14 年における平均出生児数は、就業継続型で 2.19 人、再就職型で 2.17 人、専業主婦型で 2.11 人となっている。(注) また、専業主婦型の平均出生児数について、平成 9 年と 14 年との状況を比べると、2.29 人から 2.11 人へと 0.18 人の大きな減少となっている。 [図 - 3 - 参照]

(注) 妻の就業経歴については、国立社会保障・人口問題研究所「第 12 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査夫婦調査の結果概要」(平成 14 年)における分類に基づき、各語を以下のように定義した。

- 1 就業継続型：結婚前就業～第 1 子出産後就業～現在就業(正規の職員、パート・アルバイト、派遣・嘱託、自営業主・家族従業者・内職)
- 2 再就職型：結婚前就業～第 1 子出産後無職～現在就業
- 3 専業主婦型：結婚前就業～第 1 子出産後無職～現在無職

図 - 3 - 妻の就業経歴別にみた平均出生児数の推移(結婚持続期間 10年～14年の夫婦について)



(注) 国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査夫婦調査の結果概要」(平成14年)に基づき当省が作成した。

### イ 出生数の減少及び合計特殊出生率の低下の原因

出生数が減少し、合計特殊出生率が低下していることについては、前述 - 2 - のとおり、子育てに伴う経済的な負担感の増大を主な原因として、子育てそのものの負担感が緩和・除去されていないことにあると考えられる。また、専業主婦家庭における親の子育ての負担感が、共働き家庭の親に比べて大きなものとなっている。これらのことが、出産をためらう家庭の増加の要因ともなっていると推測される。

さらに、出生数の減少及び合計特殊出生率の低下の原因が、子育てそのものの負担感の増大にあることに加えて、後述 - 3 - のとおり、政策が実施されたとしても、その効果の発現に至ることを難しくさせているもの、いわば「外部要因」の存在にもあることがうかがえる。この「外部要因」の存在が、子育てそのものの負担感の増大とあいまって、出生数の減少及び合計特殊出生率の低下をもたらしていると考えられる。

### 外部要因

#### ア 理想の子ども数の減少

出生数の減少及び合計特殊出生率の低下の原因として、子育てそのものの負担感の増大に加えて、そもそも人々が持ちたいと思う子ども数(以下「理想の子ども数」という。)の減少が挙げられる。

内閣府が実施した調査結果によると、理想の子ども数の平均は、平成9年の2.40人から15年の2.22人へと、0.18人の大きな減少となっている。

[資料24参照]

#### イ 理想の子ども数の減少の背景

上記のような、理想の子ども数の減少の背景には、子どもを持つことに対する意識の変化がある。内閣府の調査結果によると、子どもが欲しいとする理由

として、「子どもがかわいいから」といったように愛情の対象として子どもを欲しいとする傾向が高まる一方で、「社会的に一人前になる」や「人間として自然」といった社会的な規範意識、又は「老後の面倒を見てもらうため」等将来の生活の必要性によるものが減少している。

また、妻の年齢別に子どもが欲しい理由を分析した国立社会保障・人口問題研究所の調査結果によると、妻の年齢が若いほど、「子どもを持つことは自然」、「将来の社会の支えとなる」、「周囲に認められる」といった社会的な規範意識を挙げる者の割合が少なくなっている。

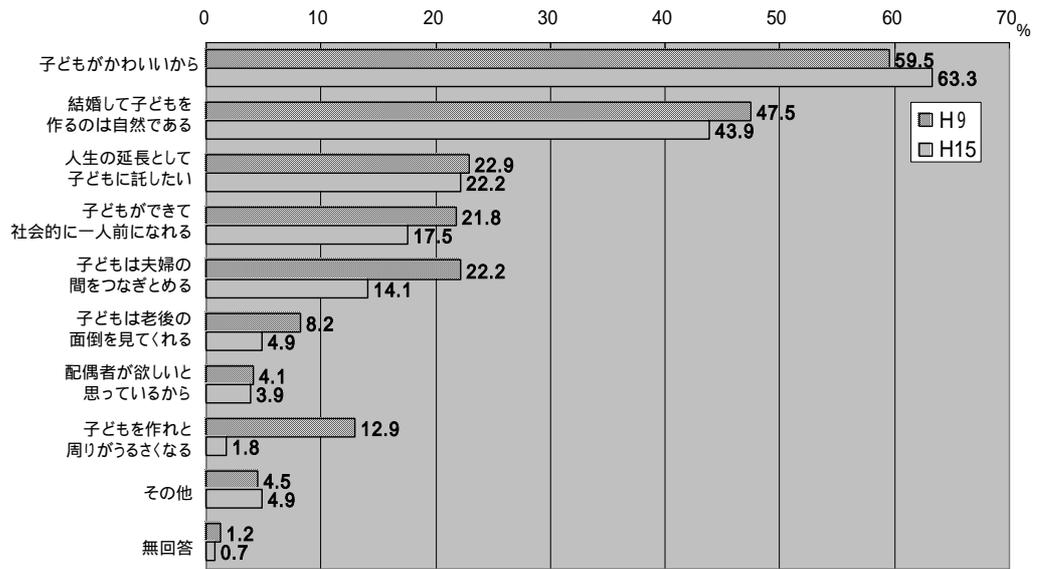
なお、愛情の対象として子どもを欲しいとする傾向については、「平成15年版国民生活白書」においても、「若年では、子どもを「かわいいから」持ちたいと考える傾向が強まっており、このような子どもに対する意識の変化を背景に、子育てのコストが上昇してきていると指摘されている。すなわち、社会全体が豊かになるにつれて、夫婦が生む子どもの数を減らし、子どもを塾に入れて学力水準の高い学校を目指したり、音楽などの情操教育やスポーツ教育に力を入れたりするなど、子育てにより多くのお金と時間をかけるようになってきている」と記述されている。したがって、子育てのコストの上昇を伴う子どもに対する意識の変化は、「理想の子ども数」の減少にも少なからず影響を与えるものともいえる。

[図 - 3 - 、 、資料25参照]

#### ウ 少子化に及ぼす影響

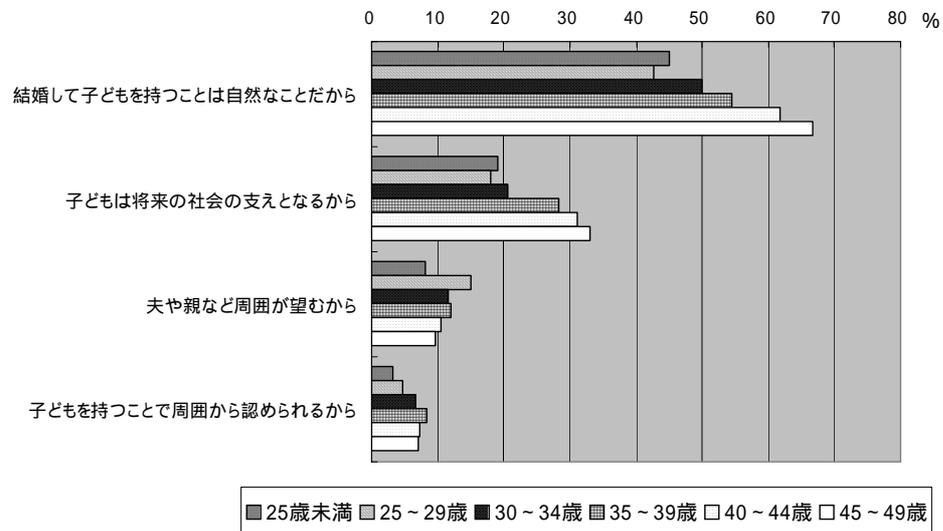
以上みてきたように、理想の子ども数が減ってきている。そして、その背景の一つが、政策が実施されたとしても、その効果の発現に至ることが難しい人々の意識の在り方にあると考えられる。これらのことを踏まえると、新エンゼルプランの推進によって、子育ての負担感が緩和・除去されたとしても、それによる出産・育児インセンティブの付与の度合いは低下せざるを得ず、その結果、出生数の増加及び合計特殊出生率の上昇に結びついていないものと考えられる。

図 - 3 - 子どもが欲しい理由



- (注) 1 平成 15 年版国民生活白書 (内閣府「若年層の意識実態調査結果」(平成 15 年) 及び「国民生活選好度調査」(平成 9 年)) に基づき当省が作成した。  
 2 「(子どもがほしいと思っている人に) なぜ子どもがほしいと思うのですか。(は 3 つまで)」という問いに対する回答者の割合 (複数回答) である。  
 3 回答者は 20 歳から 34 歳の男女で、平成 15 年は 1,377 人、9 年は 996 人である。

図 - 3 - 妻の年齢別にみた、子どもを持つことを理想と考える理由



- (注) 1 国立社会保障・人口問題研究所「第 12 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査夫婦調査の結果概要」(平成 14 年) に基づき当省が作成した。  
 2 「なぜ子どもを持つことが理想なのか」という問いに対する回答者の割合 (複数回答) である。  
 3 9 選択肢のうち、社会的な規範意識に関する 4 選択肢を抜粋した。  
 4 回答者は、理想の子ども数が 1 人以上と答えた初婚同士の夫婦 6,271 人である。

政策効果の発現の脈絡について

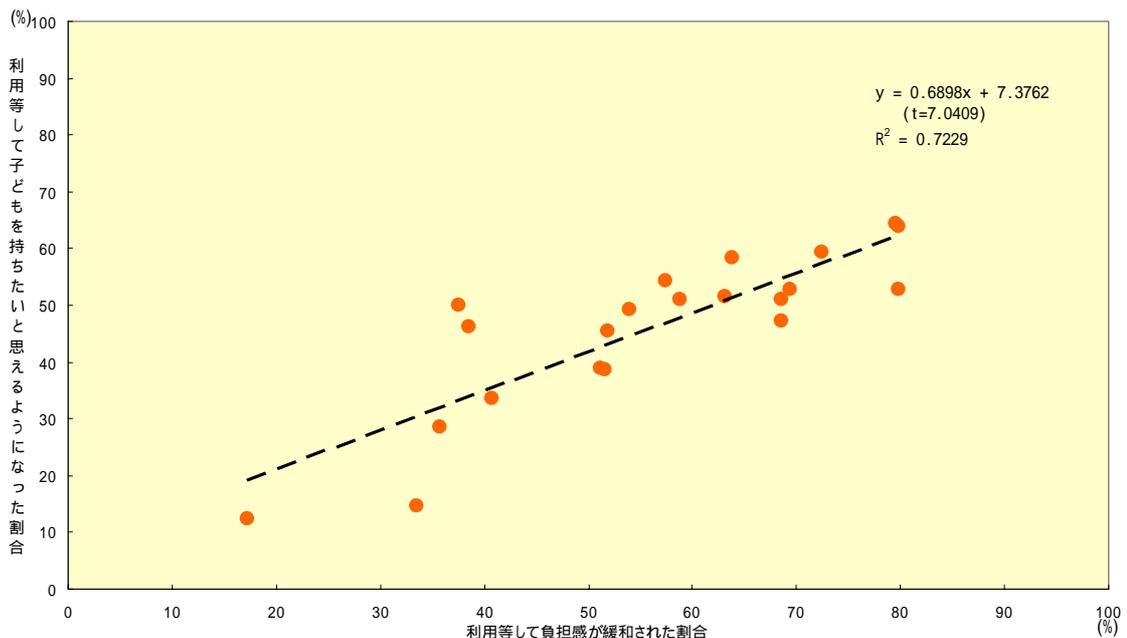
今回の評価を行うに当たり、当省が設定した新エンゼルプランの政策効果の発

現の脈絡は、 - 2 - (1)で述べたとおり、新エンゼルプランに掲げられている各種施策を推進することにより、「仕事と子育ての両立に係る負担感」や「子育てそのものの負担感」が緩和・除去され、持ちたい者は誰もが、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくりが進められ、その結果、出生数が増加し、合計特殊出生率も上昇する、というものとなっている。 [図 - 2 - 参照]

このため、ここでは、当省が行った住民アンケート調査において、新エンゼルプランのうちの21の施策について、「実際に利用等して、子育ての負担感が緩和された」者の割合と「実際に利用等して、あなたが子どもを持ちたいと思えるようになった」者との割合について、相関関係を分析した結果、高い相関関係（相関係数約0.85）にあることがわかった。 [図 - 3 - 、資料28参照]

このことから、少子化対策のため、関係行政機関の連携の下、子育ての負担感を緩和・除去し、出産・育児インセンティブを付与するという、新エンゼルプランの政策効果の発現の脈絡はおおむね妥当であると考えられる。

図 - 3 - (6) 「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の相関関係



- (注) 1 当省の調査結果による。なお、「利用等して負担感が緩和された割合」(x軸)の値の平均値は55.9%、標準偏差は17.3である。「利用等して子どもを持ちたいと思えるようになった割合」(y軸)の値の平均値は45.9%、標準偏差は14.0である。(n=21)
- 2 Rは相関係数である。
- 3 説明変数の係数が0との仮説について検定を行ったところ、t値は7.0409であり、1%の有意水準で統計的に有意であることが示された。

#### 4 分野及び施策間において相対的に特に充実が望まれているもの

前述 - 3 - のとおり、新エンゼルプランの政策効果の発現の脈絡はおおむね妥当なものといえる。そこで、今後どのような施策を充実させることが必要かとの

観点から、新エンゼルプランに掲げられている各分野及び各施策並びにそれら以外の特に充実が望まれていると考えられるニーズ（以下、当該ニーズが分野レベルのものである場合には「新規分野ニーズ」、当該ニーズが施策レベルのものである場合には「新規施策ニーズ」という。）について、相対的に特に充実が望まれているものは何かを把握した。具体的には、住民アンケート調査において「子どもを持ちたいと思えるようになるために特に充実を望むもの」を用意した選択肢のうちから、おおむね3分の1を選択するよう求めたものであり、その結果は次のとおりである。

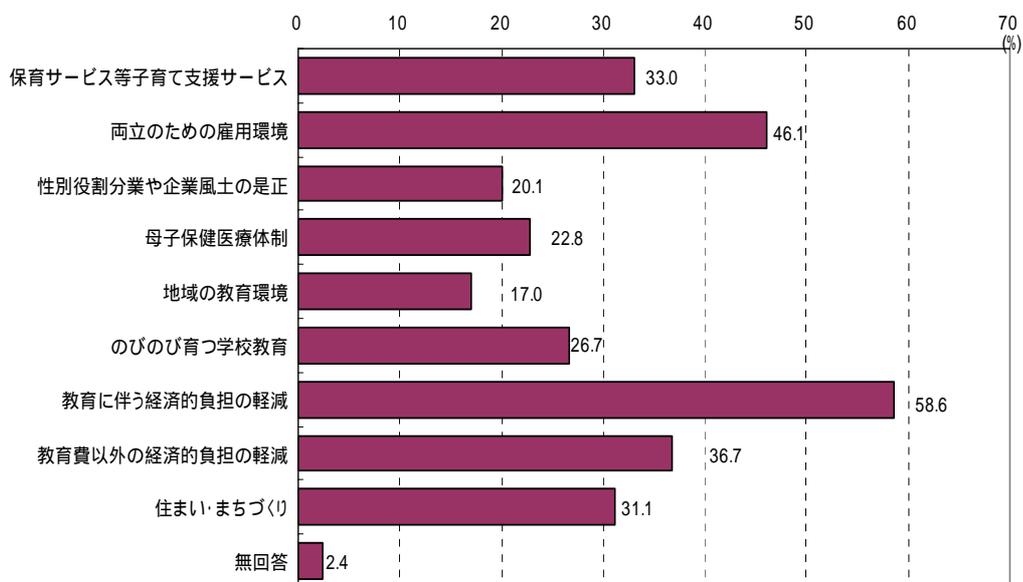
#### 分野間において相対的に特に充実が望まれているもの

分野間では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野(58.6%)が、次いで「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野(46.1%)が特に充実が望まれていた。

また、新規分野ニーズである「教育費以外の子育てに伴う経済的負担の軽減」(36.7%)についても、その充実が特に望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

なお、現在、子どもがいない者といる者とに分けてみると、子どもがいない者は、子どもがいる者に比べ、働き方の分野や「母子保健医療体制の整備」の分野について、その充実を特に望んでいる者が多かった。一方、子どもがいる者は、子どもがいない者に比べ、経済的負担の軽減の分野や「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野について、その充実を特に望んでいる者が多かった。 [資料 29 参照]

図 - 4 - 分野間において相対的に特に充実が望まれているもの



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 9つの分野について、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを3つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、グループインタビュー調査で要望が高かった新規分野ニーズである。

分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの

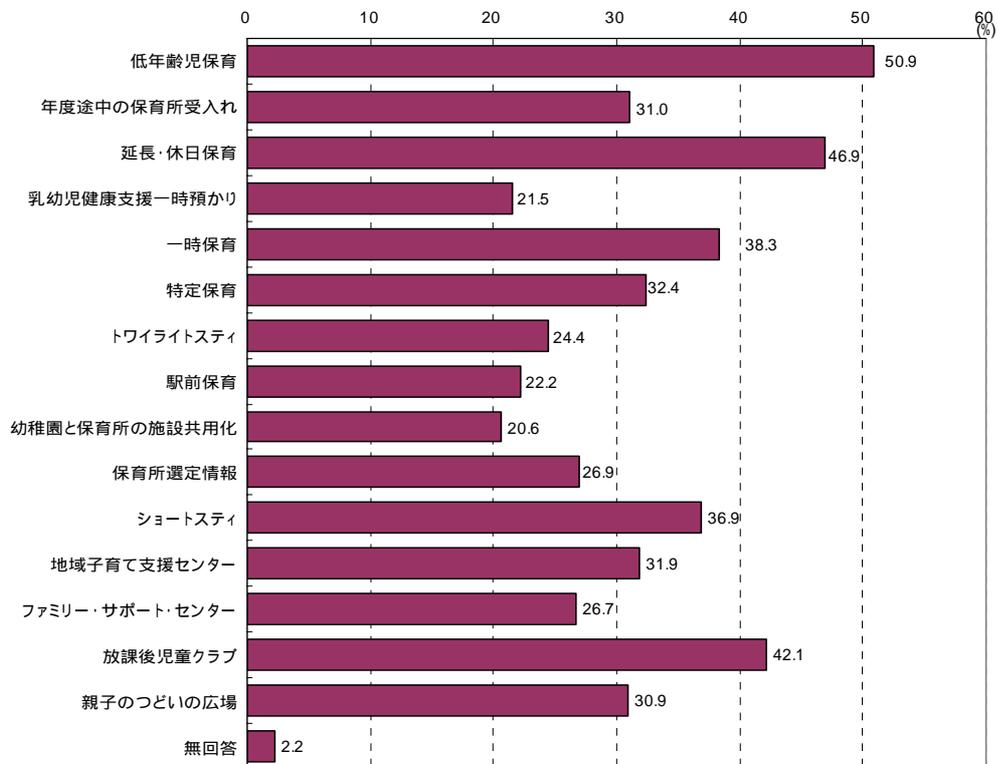
ア 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野

「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「需要の多い0～2歳児の保育所での受入れを拡大する取組」(低年齢児保育)(50.9%)が、次いで「通常の保育時間の前後や休日に子どもを預かるサービス」(延長・休日保育)(46.9%)、「小学校低学年の子どもが放課後に遊んで過ごせる場」(放課後児童クラブ)(42.1%)、「普段は家にいる子どもでも、親が病気で育児疲れの時に預かるサービス」(一時保育)(38.3%)が特に充実が望まれていた。

また、新規施策ニーズである「親が急病や育児疲れのときに子どもを数日間、宿泊で預かるサービス」(ショートステイ)(36.9%)についても、その充実が特に望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

さらに、居住地域別にみると、全体としては低位(22.2%)にあった「駅前など便利な場所で子どもを預かるサービス」(駅前保育)が、大都市においては、その充実を特に望んでいる者が多く、15の選択肢のうち6番目の多さ(32.2%)となった。 [資料30参照]

図 - 4 - 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの



(注) 1 当省の調査結果による。

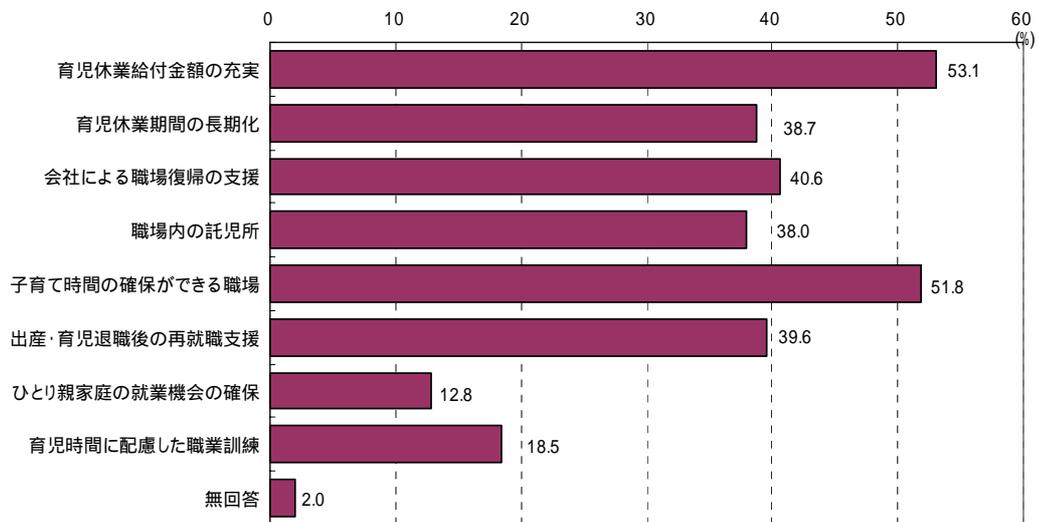
2 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野内の7つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望む

ものを5つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、「保育サービス」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

### イ 「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野

「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「育児休業給付金額の充実」(53.1%)が、次いで「子育てのための時間が確保できる職場環境」(子育て時間の確保ができる職場)(51.8%)、「会社による職場復帰の支援」(40.6%)が特に充実が望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

図 - 4 - 「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの



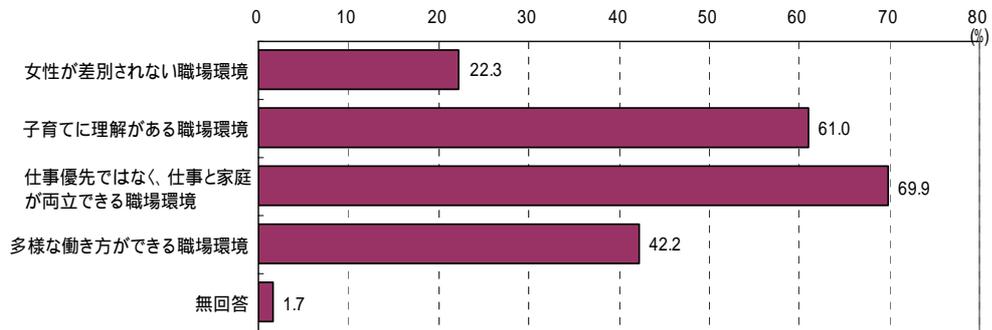
- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野内の5つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを3つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、「働き方」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

### ウ 「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」の分野

「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「仕事優先ではなく、仕事と家庭を両立させる働き方のできる職場環境」(仕事優先ではなく、仕事と家庭が両立できる職場環境)(69.9%)が特に充実が望まれていた。

また、新規施策ニーズである「男性を含めた子育てに理解がある職場環境」(子育てに理解がある職場環境)(61.0%)についても、その充実が特に望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

図 - 4 - 「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの



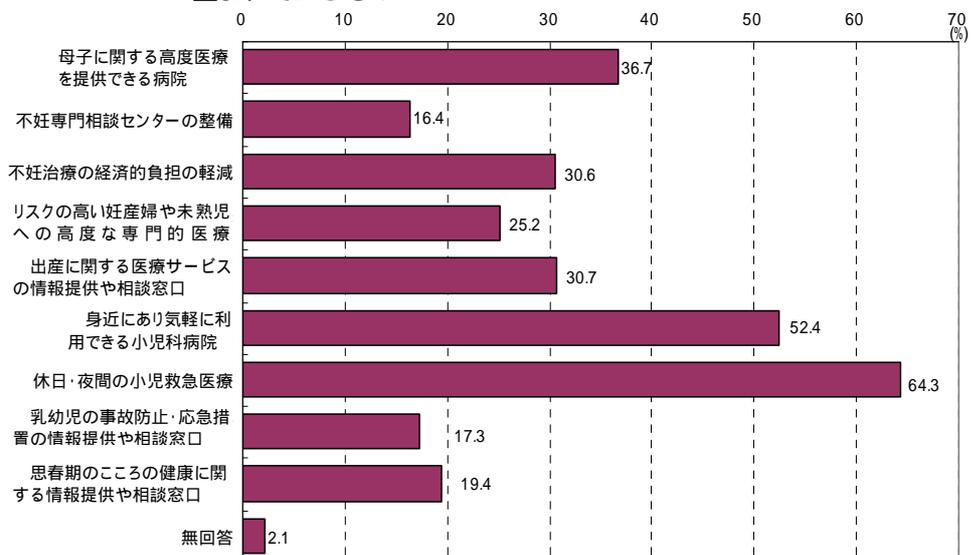
- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」の分野内の2つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを2つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、「働き方」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

## エ 「母子保健医療体制の整備」の分野

「母子保健医療体制の整備」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「夜間、休日における小児専門の救急医療体制」(休日・夜間の小児救急医療) (64.3%)が、次いで「母子に関する高度な医療を提供できる病院」(母子に関する高度医療を提供できる病院) (36.7%)が特に充実が望まれていた。

また、新規施策ニーズである「身近にあり、気軽に利用できる小児科病院」(身近にあり気軽に利用できる小児科病院) (52.4%)についても、その充実が特に望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

図 - 4 - 「母子保健医療体制の整備」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの

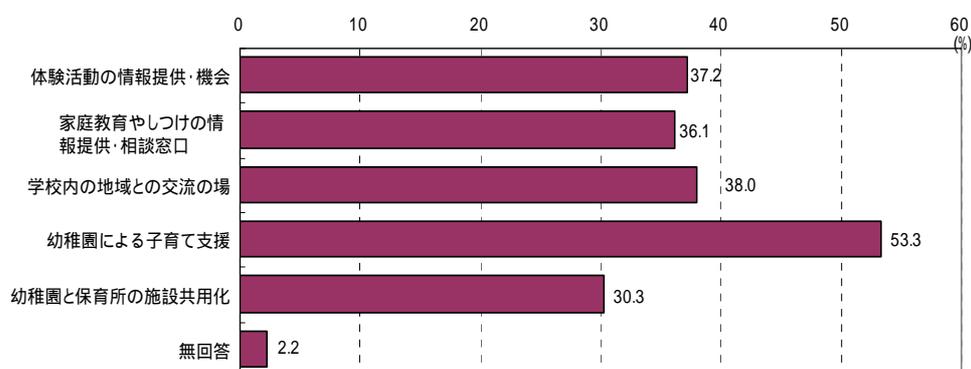


- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「母子保健医療体制の整備」の分野内の4つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを3つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、「相談・支援体制」、「母子保健」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

#### オ 「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野

「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「預かり保育や子育て相談など幼稚園による子育て支援」(幼稚園による子育て支援) (53.3%)が、次いで「学校において地域の人々と子どもが交流する場」(学校内の地域との交流の場) (38.0%)が特に充実が望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

図 - 4 - 「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの

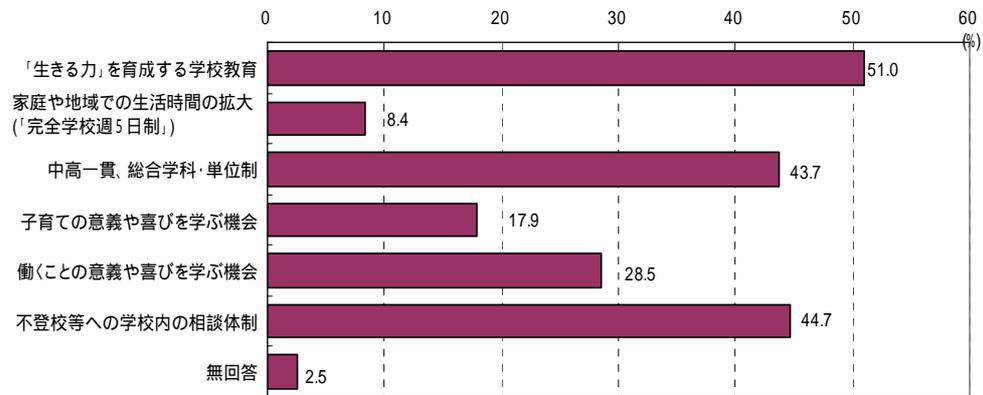


- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野内の4つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを2つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、「教育」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

#### カ 「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」の分野

「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「自ら学び考える力や豊かな人間性を育む学校教育」(「生きる力」を育成する学校教育) (51.0%)が、次いで「校内暴力、いじめ、不登校に適切に対応する学校内の教育相談体制」(不登校等への学校内の相談体制) (44.7%)が特に充実が望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

図 - 4 - 「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの



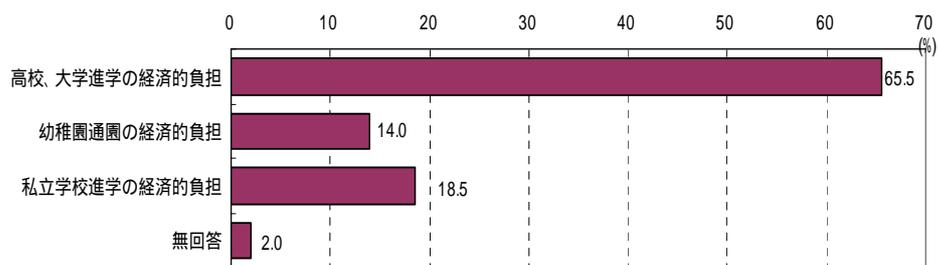
- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」の分野内の5つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを2つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、「教育」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

#### キ 「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野

「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「高校や大学への進学にかかる経済的負担の軽減」(高校、大学進学の経済的負担) (65.5%)が特に充実が望まれていた。

[ 図 - 4 - 参照 ]

図 - 4 - 「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野内の2つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを1つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 印を付したものは、「教育」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

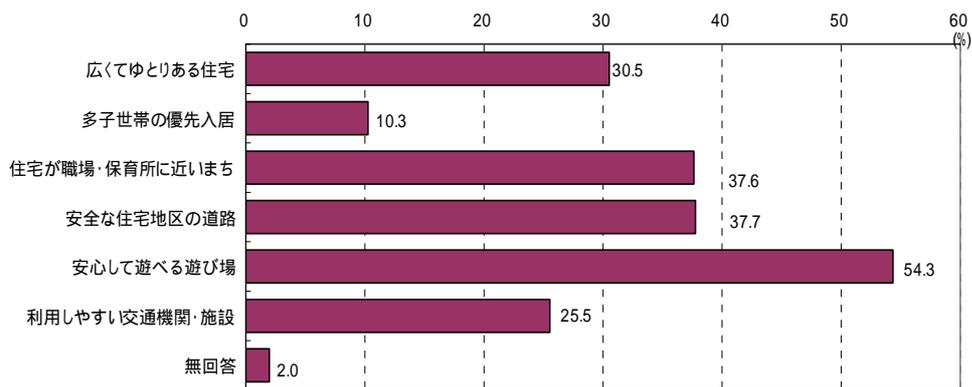
#### ク 「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野

「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野では、子どもを持ちたいと思えるようになるためには、「安心して子どもを遊ばせることができる

遊び場) (安心して遊べる遊び場) (54.3%)が、次いで「子どもが家の周りを安全に歩くことができる住宅地区の道路」(安全な住宅地区の道路)(37.7%)が特に充実が望まれていた。 [図 - 4 - 参照]

なお、現在、子どもがいない者という者とに分けてみると、子どもがいない者は、子どもがいる者に比べて「住宅が職場や保育所に近く、仕事や社会活動をしながらか子育てしやすいまちづくり」(住宅が職場・保育所に近いまち)や「広くてゆとりがあり、子育てがしやすい住宅」(広くてゆとりある住宅)など住宅関連の施策について、その充実を特に望んでいる者が多かった。一方、子どもがいる者は、子どもがいない者に比べて「安心して子どもを遊ばせることができる遊び場」(安心して遊べる遊び場)や「子どもが家の周りを安全に歩くことができる住宅地区の道路」(安全な住宅地区の道路)など安全・安心のまちづくりに関連する施策について、その充実を特に望んでいる者が多かった。 [資料31参照]

図 - 4 - 「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの



(注) 1 当省の調査結果による。

2 「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野内の5つの施策及び新規施策ニーズについて、「子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものを2つ選んでください」という問いに対する回答者の割合である。

3 印を付したものは、「住宅等」におけるロジックツリーにより抽出した新規施策ニーズである。

## 5 少子化対策に関する地方公共団体独自の評価の実施について

当省が、関係各省による少子化対策に関する政策評価の実施上の参考とする見地から、地方公共団体における少子化対策関連施策についての独自の評価の実施状況について41団体を調査した結果、6県3市において、少子化対策関連施策について一括して独自に評価を実施している例がみられた。その内容をみると、これらはいずれも県又は市が策定したエンゼルプラン等に掲げる施策について、毎年度、あらかじめ設定した達成すべき数値目標に対する実績を測定した実績評価を実施しているものであり、少子化対策関連施策の効果の発現状況を一括して評価するという観点からの総合的な評価を実施している例はなかった。

なお、これらの県市のうち5県3市は、数値目標として、個別施策の進ちょく状況を測定する指標(休日保育実施箇所数、一時保育実施箇所数等)を設定していた。

残る1県は、個別施策の進ちょく状況を測定する指標だけでなく、個別施策の効果を測定する指標(保育所待機児童数、育児休業取得率等)も設定していた。

[資料32 参照]

### 第3 評価の結果及び意見

#### 1 評価の結果

当省としては、今回の評価を行うに当たり、新エンゼルプランが推進されることにより、「仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感の緩和・除去」がなされ、「家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくり」が進められ、その結果、「出生数の増加・合計特殊出生率の上昇」がもたらされる、と同プランの政策効果の発現の脈絡を設定するとともに、それぞれ「子育ての負担感の緩和」、「子どもを持ちたいと思えるようになったか」(出産・育児インセンティブの付与)及び「出生数」、「合計特殊出生率」という指標を設定して把握・分析した。

まず、新エンゼルプランに掲げる施策の進ちょく状況をみると、一部の事業について遅れがみられるものの、全体としては着実に進んでいる。

次に、新エンゼルプランについて、今回設定した政策効果のうち、第一の政策効果としての「仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感の緩和・除去」については、「仕事と子育ての両立に係る負担感」は、いまだ十分とはいえないものの、総じて緩和されてきている。一方、「子育てそのものの負担感」は、必ずしも緩和されているとはいえない。その原因として、子育てに伴う経済的な負担感が増大していることが挙げられる。また、専業主婦家庭は、共働き家庭に比べ、「子育てそのものの負担感」が大きいものとなっている。

第二の政策効果としての「家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくり」については、「出産・育児インセンティブの付与」を指標として、新エンゼルプランのうち21の施策について、当省による住民アンケート調査により把握・分析した。その限りでは、施策によって、利用等した者のうち出産・育児インセンティブが付与された者の割合には高低がみられた。

第三の政策効果としての「出生数の増加・合計特殊出生率の上昇」については、これらの数値は、いずれも低下の一途を示している。新エンゼルプランが推進されているにもかかわらずこのような結果になっていることについては、上記のとおり、子育てに伴う経済的な負担感が増大していることや、専業主婦家庭の子育ての負担感が大きいことに加え、子どもが欲しい理由として、「社会的に一人前になる」や「人間として自然」といった社会的な規範意識を挙げる者が減少している等子どもを持つことに対する個人の意識が変化し、このことが外部要因となって影響を与えているものと考えられる。

「仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去」し、「家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会づくり」を進めるという新エンゼルプランの政策効果の発現の脈絡については、当省による住民アンケート調査の結果、おおむね妥当であると考えられ、関係省が、新エンゼルプランを推進していることは適当であると認められる。

また、新エンゼルプランに掲げられている分野及び分野ごとの施策に関し、「特に充実を望む」ものはどれかということについて、当省が住民アンケート調査を行った結果、次のことが明らかになった。

分野については、新エンゼルプランに掲げられている8分野のうち、「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野が、次いで「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野が相対的に特に充実が望まれている。また、新エンゼルプランに掲げられていない「教育費以外の子育てに伴う経済的負担の軽減」についても、その充実が望まれている。

同じ分野に区分されている新エンゼルプランに掲げられている施策であっても、「特に充実を望む」との回答の割合には、第2の - 4 - (2)のアからクで示したように、相対的に高いものや低いものがある。

新エンゼルプランに掲げられていない施策であっても、「特に充実を望む」との回答の割合が、第2の - 4 - (2)のア、ウ及びエで示したように、相対的に高いものがある。

以上のことを踏まえると、今後、少子化対策を効果的に推進していくため、平成16年中に策定することが予定されている新新エンゼルプランの策定に際しては、子育てに伴う経済的な負担感の緩和や、子育て中の専業主婦家庭の負担感の緩和に資する施策を充実するとともに、それぞれの分野内の施策について、当省のアンケート調査結果を参考として重点化を図ることが、重要である。

## 2 意見

したがって、関係省において、少子化対策を効果的に推進していくため、平成16年中に策定することが予定されている新新エンゼルプランの策定に際しては、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、子育てに伴う経済的な負担感の緩和や、子育て中の専業主婦家庭の負担感の緩和に資する施策を充実するとともに、それぞれの分野内の施策について、当省のアンケート調査結果を参考に重点化を図ることが、必要である。

# 関係資料編

## 【目次】

資料1	少子化対策に関する政策評価（総合性確保評価）に係る調査実施部局及び調査対象機関等	41
資料2	政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）における審議状況	42
資料3	「少子化対策に関する政策評価」に係る研究会	42
資料4	出生数と合計特殊出生率の推移	43
資料5	未婚率の推移	45
資料6	生涯未婚率の推移	45
資料7	ロジックツリー分析	46
資料8	新エンゼルプランにおける施策の進ちょく状況	54
資料9	新エンゼルプラン予算額の推移	56
資料10	末子の年齢階級別にみた父母の就業状況別児童のいる世帯数の構成割合 （図Ⅱ-2-(1)、(2)の基礎データ）	65
資料11	女性の育児休業取得率及び育児休業者の職場復帰率	65
資料12	育児のための勤務時間短縮等の措置を導入している事業所の割合	66
資料13	子どもの看護休暇制度のある事業所の割合	66
資料14	離職理由別離職者の割合（図Ⅱ-2-(3)の基礎データ）	66
資料15	末子の年齢別・行動の種類別総平均時間（子どものいる世帯の夫・妻） （図Ⅱ-2-(4)の基礎データ）	67
資料16	大学生（昼間部）の収入平均額及び内訳	69
資料17	幼稚園就園奨励補助による保育料等の減免（給付）額の推移（年額）	69
資料18	幼稚園から大学卒業までに要する学習費及び学生生活費の推移	70
資料19	家計支出の推移	72
資料20	「子育てコスト」の推計	72
資料21	子育て費用の推移	72
資料22	年齢別の収入と子育て費用の推移	73
資料23	母の就業状況別、子どもを育てていて負担に思うこと （図Ⅱ-2-(8)の基礎データ）	73
資料24	理想の子ども数	74
資料25	「平成15年版国民生活白書」（抄）	74
資料26	妻の年齢別にみた、子どもを持つことを理想と考える理由 （図Ⅱ-3-(5)の基礎データ）	74
資料27	「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の相関関係 （図Ⅱ-3-(6)の基礎データ）	75
資料28	「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の脈絡の状況	76

資料 29	分野間において相対的に特に充実が望まれているもの（子どもの有無別）……………	77
資料 30	「保育サービス等の子育て支援サービスの充実」の分野内の施策間において相対的に 特に充実が望まれているもの（居住地域別）……………	78
資料 31	「住まいづくりやまちづくりによる子育て支援」の分野内の施策間において相対的に特 に充実が望まれているもの（子どもの有無別）……………	79
資料 32	少子化対策関連施策について、一括して独自に評価を実施している地方 公共団体……………	80
資料 33	グループインタビュー調査の参加者の発言要旨……………	81
資料 34-1	少子化対策（新エンゼルプラン）に関する住民アンケート調査の結果（概要）……………	83
資料 34-2	「少子化対策（新エンゼルプラン）に関する住民アンケート」調査対象市町村及び 標本数……………	119
資料 34-3	少子化対策（新エンゼルプラン）に関する住民アンケート調査票……………	120
	（参考）	
参考 1	新エンゼルプランの概要……………	143
参考 2	少子化対策の各種計画の位置付け……………	144

資料1 少子化対策に関する政策評価（総合性確保評価）に係る調査実施部局及び調査対象機関等

【調査実施部局】

総務省

行政評価局 厚生労働担当評価監視官室

管区行政評価局：全局（北海道（函館行政評価分室、旭川行政評価分室及び釧路行政評価分室を含む。）、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：34事務所（青森、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、石川、岐阜、静岡、三重、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島）

【調査対象機関等】

調査対象機関：文部科学省、厚生労働省、国土交通省

関連調査等対象機関：都道府県（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

都道府県教育委員会（上記都道府県と同じ）

市町村

市町村教育委員会

関係団体等

資料2 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）における審議状況

- 平成15年7月25日 政策評価分科会
- 平成15年12月18日 第27回政策評価・独立行政法人評価委員会
- 平成16年4月30日 政策評価分科会

※ 上記委員会及び政策評価分科会の議事要旨及び議事録については、下記の総務省ホームページを参照  
 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukai inkai\_f.htm)

資料3 「少子化対策に関する政策評価」に係る研究会

1 研究会メンバー（敬称略・五十音順）

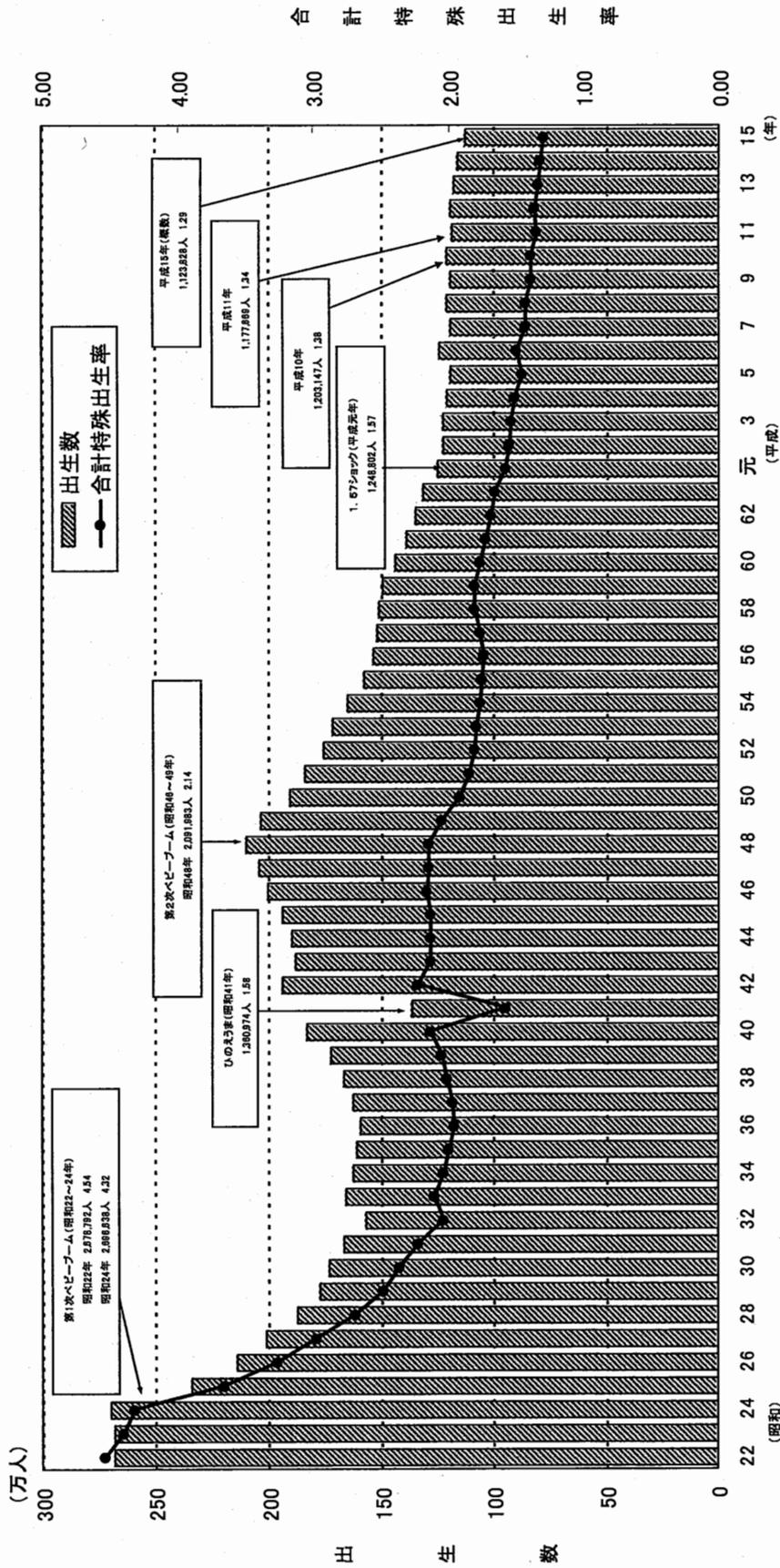
- 奥山 千鶴子 子育てサークル「NPO法人びーのびーの」代表
- 勝又 幸子 国立社会保障・人口問題研究所企画部第三室長
- 高木 健 株式会社三菱総合研究所主任研究員
- 田中 常雅 東京商工会議所少子高齢化対策特別委員会副委員長
- 田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 玉村 雅敏 千葉商科大学政策情報学部助教授

2 研究会開催経緯

区分	日時	主な検討項目
第1回研究会	平成15年9月16日	評価の設計、アンケート調査の設計等
第2回研究会 ※	平成15年12月12日～17日	アンケート調査の設計、アンケート調査項目等
第3回研究会 ※	平成16年4月26日～5月14日	アンケート調査の結果概要、評価の方向性

(注) ※印を付した研究会については、各委員の予定が合わなかったため会を開かず個別にご意見をいただいた。

資料4 出生数と合計特殊出生率の推移



(注) 厚生労働省「人口動態統計」に基づき当省が作成した。

(「資料4 出生数と合計特殊出生率の推移」の基礎データ)

年次	出生数(人)	合計特殊出生率	年次	出生数(人)	合計特殊出生率
昭和22年	2,678,792	4.54	51年	1,832,617	1.85
23年	2,681,624	4.40	52年	1,755,100	1.80
24年	2,696,638	4.32	53年	1,708,643	1.79
25年	2,337,507	3.65	54年	1,642,580	1.77
26年	2,137,689	3.26	55年	1,576,889	1.75
27年	2,005,162	2.98	56年	1,529,455	1.74
28年	1,868,040	2.69	57年	1,515,392	1.77
29年	1,769,580	2.48	58年	1,508,687	1.80
30年	1,730,692	2.37	59年	1,489,780	1.81
31年	1,665,278	2.22	60年	1,431,577	1.76
32年	1,566,713	2.04	61年	1,382,946	1.72
33年	1,653,469	2.11	62年	1,346,658	1.69
34年	1,626,088	2.04	63年	1,314,006	1.66
35年	1,606,041	2.00	平成元	1,246,802	1.57
36年	1,589,372	1.96	2年	1,221,585	1.54
37年	1,618,616	1.98	3年	1,223,245	1.53
38年	1,659,521	2.00	4年	1,208,989	1.50
39年	1,716,761	2.05	5年	1,188,282	1.46
40年	1,823,697	2.14	6年	1,238,328	1.50
41年	1,360,974	1.58	7年	1,187,064	1.42
42年	1,935,647	2.23	8年	1,206,555	1.43
43年	1,871,839	2.13	9年	1,191,665	1.39
44年	1,889,815	2.13	10年	1,203,147	1.38
45年	1,934,239	2.13	11年	1,177,669	1.34
46年	2,000,973	2.16	12年	1,190,547	1.36
47年	2,038,682	2.14	13年	1,170,662	1.33
48年	2,091,983	2.14	14年	1,153,855	1.32
49年	2,029,989	2.05	15年	1,123,828	1.29
50年	1,901,440	1.91			

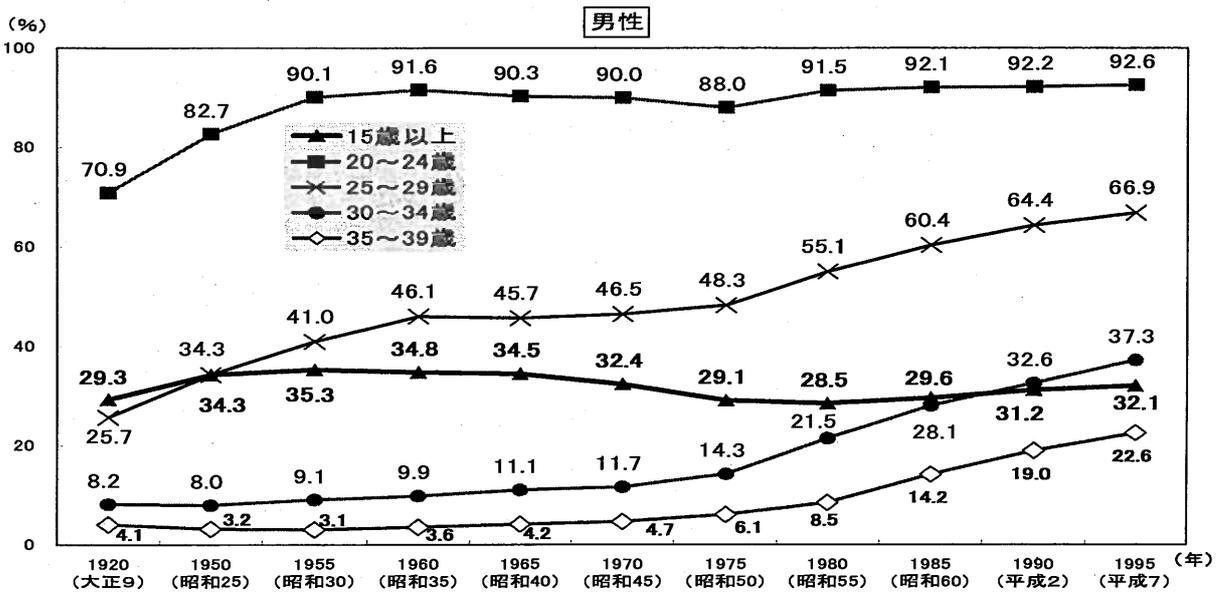
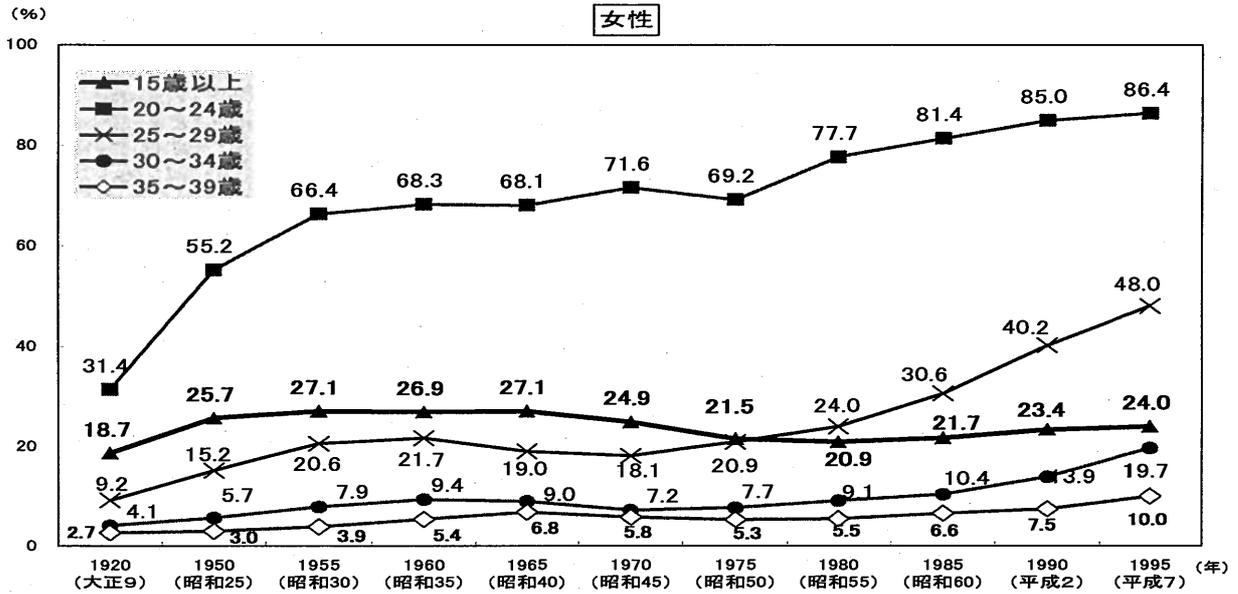
(注) 1 厚生労働省「人口動態統計」に基づき当省が作成した。

2 昭和47年までは沖縄県を含まない。

3 本表で使用した数値は、平成14年以前は確定数であるが、15年は概数である。

4 「合計特殊出生率」とは、1人の女子が生涯に何人の子どもを生むかを示す値である。具体的には、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

資料5 未婚率の推移



(注) 当省の調査「国勢調査報告」による。

資料6 生涯未婚率の推移

年次	男性	女性	年次	男性	女性
	生涯未婚率 (%)			生涯未婚率 (%)	
1920 (大正9)	2.17	1.80	1975 (昭和50)	2.12	4.32
1950 (昭和25)	1.46	1.35	1980 (昭和55)	2.60	4.45
1955 (昭和30)	1.18	1.46	1985 (昭和60)	3.89	4.32
1960 (昭和35)	1.26	1.87	1990 (平成2)	5.57	4.33
1965 (昭和40)	1.50	2.52	1995 (平成7)	8.99	5.10
1970 (昭和45)	1.70	3.33			

(注) 1 国立社会保障・人口問題研究所の「一般人口統計—人口統計資料集(2003年度版)—」及び当省の調査「国勢調査報告」による。  
 2 生涯未婚率は、45歳から49歳と50歳から54歳の未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

## 資料7 ロジックツリー分析

### I 目的

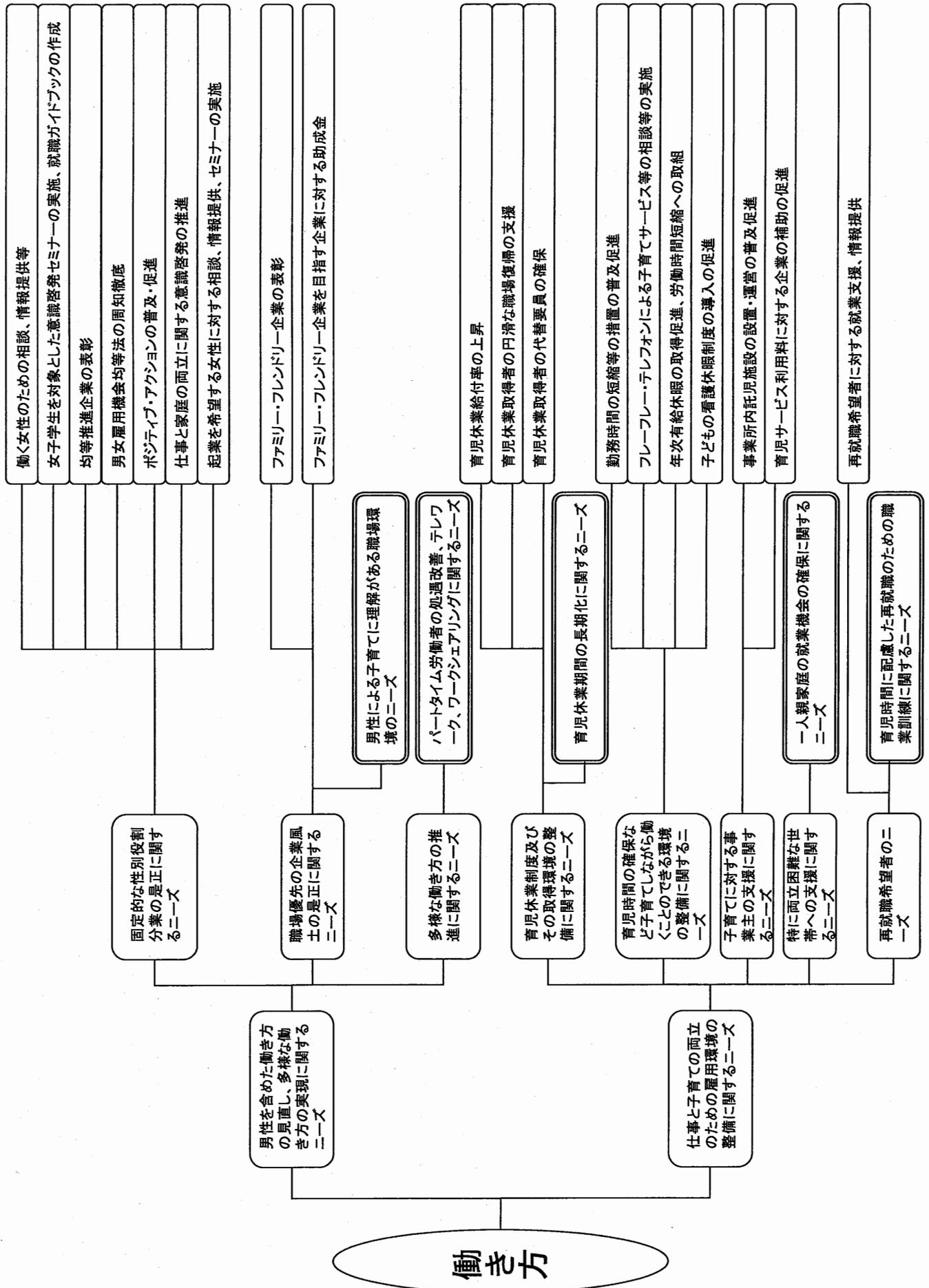
行政評価局では、少子化対策の観点から、相対として特に充実が望まれている施策は何か等を明らかにするため、「少子化対策（新エンゼルプラン）に関する住民アンケート調査」を実施した。

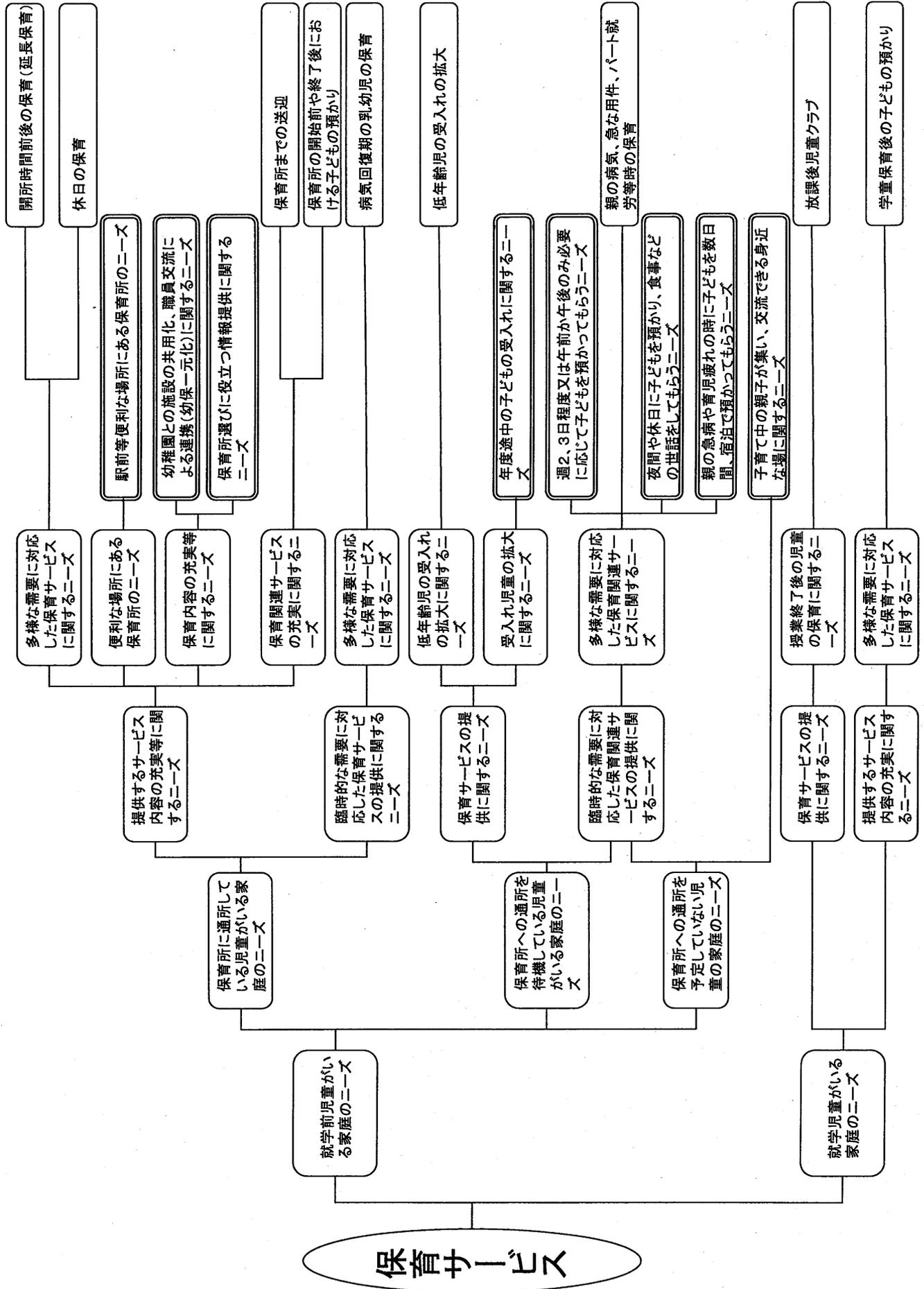
このアンケート調査に際しては、新エンゼルプランに掲げられている施策について、特に充実が望まれているかどうかを明らかにするとともに、それ以外の施策ニーズで特に充実が望まれているものがないかを明らかにすることとし、後者を抽出するため、下記IIの方法でロジックツリー分析を行った。

### II 分析方法

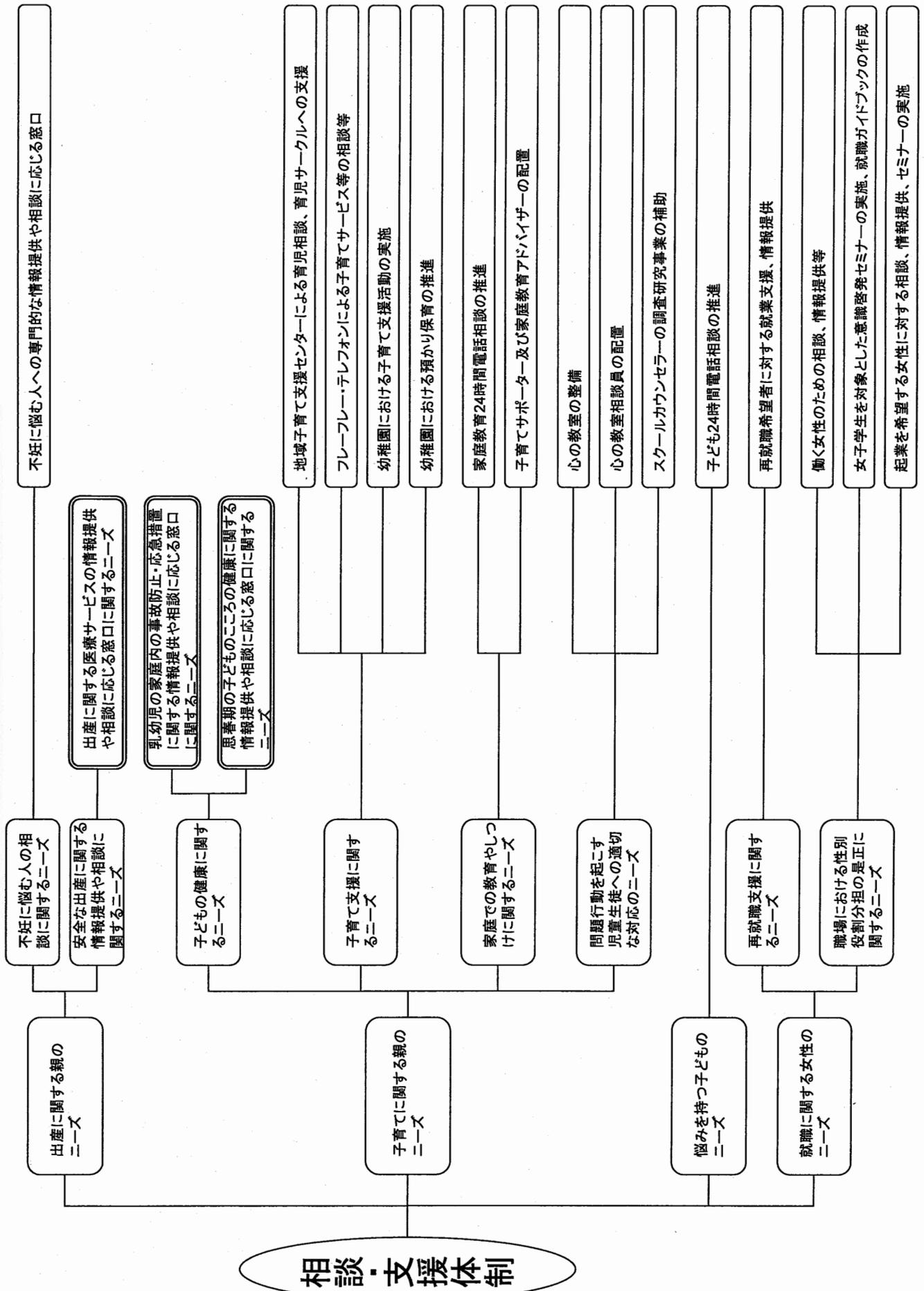
- 1 「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定）において、少子化対策として、特に重点的に取り組むことが必要な分野であるとされた「働き方」、「保育サービス」、「相談・支援体制」、「母子保健」、「教育」、「住宅等」の6つの分野ごとにロジックツリーを作成した。
- 2 上記6つの分野において、それぞれ重点的に実施すべきであると考えられる施策ニーズを逐次分解する作業を行い、最終的に細分化した施策ニーズに新エンゼルプランに掲げられている施策（注）が対応しているかどうかをみた。
- 3 2の結果、新エンゼルプランに掲げられている施策が対応していない施策ニーズについては、特にその充実が望まれているものなのか否かを測定するため、上記Iの述べた住民アンケート調査の選択肢とした。

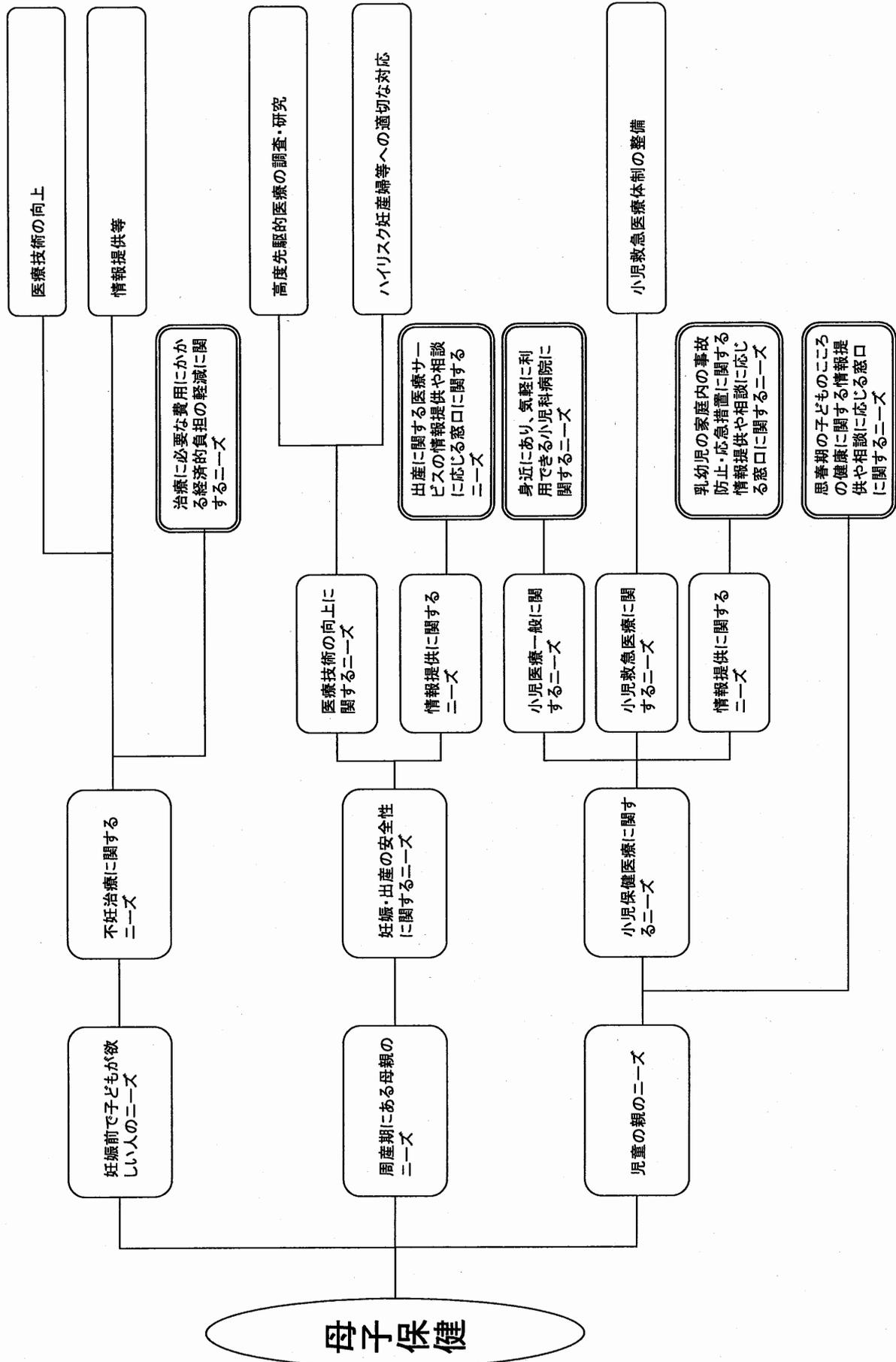
（注） 平成13年度及び14年度における施策

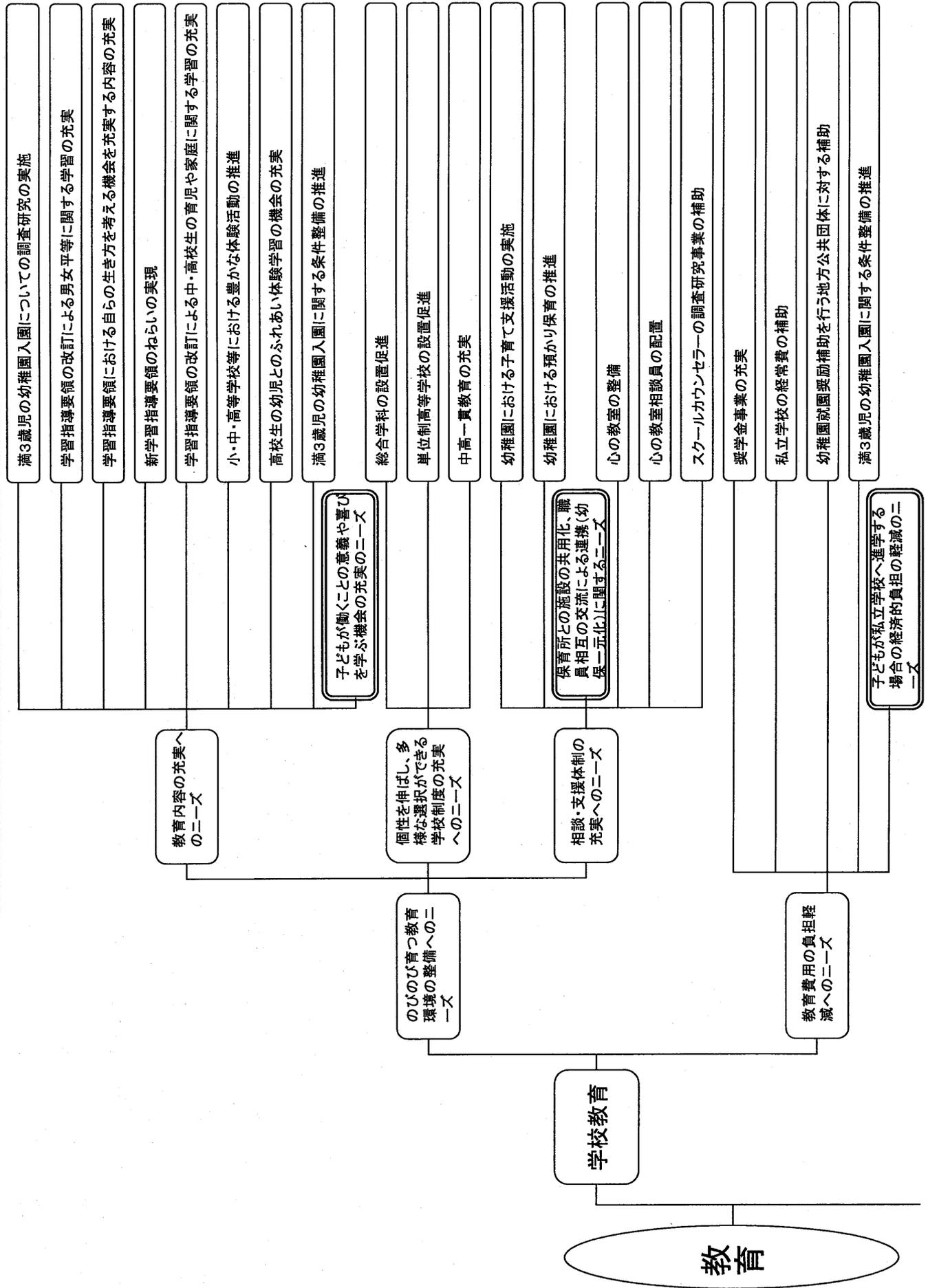


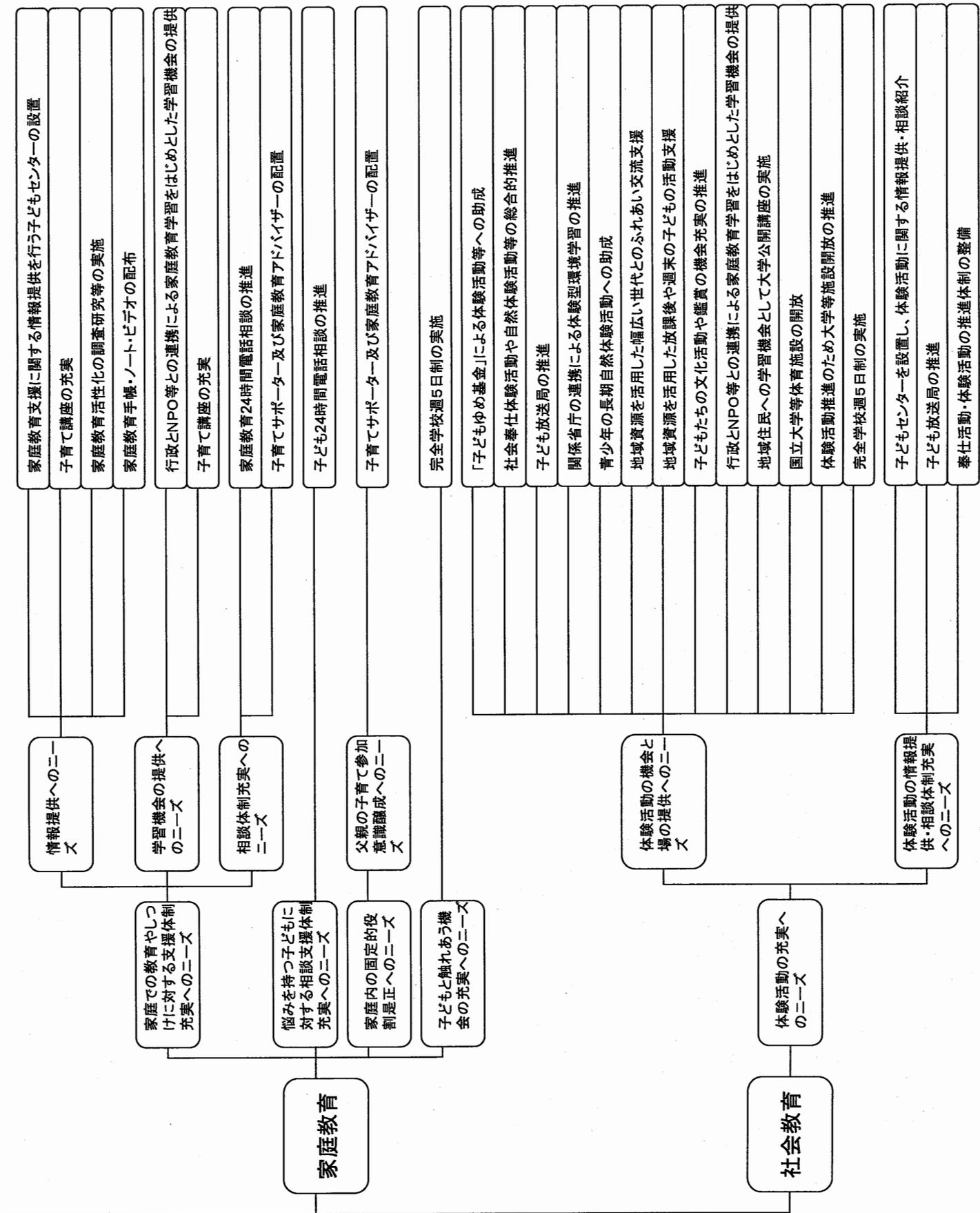


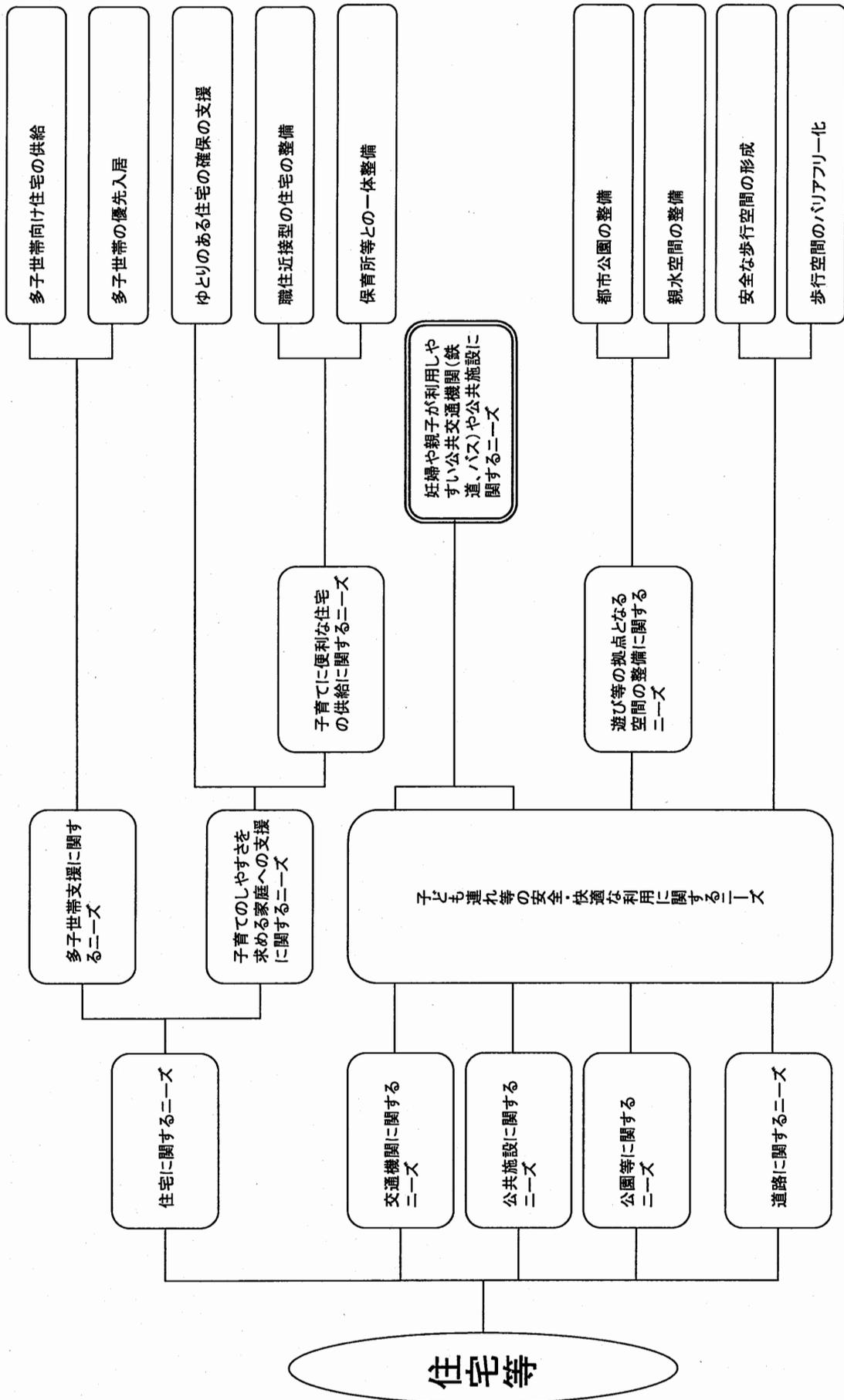
相談・支援体制分野のロジックツリー











資料8 新エンゼルプランにおける施策の進捗状況

施策名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	目標値	
<b>1 保育サービス等子育て支援サービスの充実</b>						
低年齢児受入れの拡大	(59.3万人) 59.8万人	(62.4万人) 61.8万人	(64.6万人) 64.4万人	67.4万人	16年度	68万人
延長保育の推進	(8,052ヶ所) 8,000ヶ所	(9,431ヶ所) 9,000ヶ所	(10,600ヶ所) 10,000ヶ所	11,500ヶ所	16年度	10,000ヶ所
休日保育の推進	(152ヶ所) 100ヶ所	(271ヶ所) 200ヶ所	(354ヶ所) 450ヶ所	500ヶ所	16年度	300ヶ所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	(132市町村) 200市町村	(206市町村) 275市町村	(251市町村) 350市町村	425市町村	16年度	500市町村
多機能保育所等の整備	(333ヶ所) 305ヶ所 [11' 補正88ヶ所]	(291ヶ所) 298ヶ所 [12' 補正88ヶ所]	(345ヶ所) 268ヶ所 [13' 1次補正83ヶ所] [13' 2次補正76ヶ所] 累計 1,206ヶ所	268ヶ所 [14' 補正48ヶ所]	16年度 までに	2,000ヶ所
地域子育て支援センターの整備	(1,376ヶ所) 1,800ヶ所	(1,791ヶ所) 2,100ヶ所	(2,168ヶ所) 2,400ヶ所	2,700ヶ所	16年度	3,000ヶ所
一時保育の推進	(1,700ヶ所) 1,800ヶ所	(3,068ヶ所) 2,500ヶ所	(4,178ヶ所) 3,500ヶ所	4,500ヶ所	16年度	3,000ヶ所
ファミリー・サポート・センターの整備	(116ヶ所) 82ヶ所	(193ヶ所) 182ヶ所	(262ヶ所) 286ヶ所	355ヶ所	16年度	180ヶ所
放課後児童クラブの推進	(9,401ヶ所) 9,500ヶ所	(9,873ヶ所) 10,000ヶ所	(10,606ヶ所) 10,800ヶ所	11,600ヶ所	16年度	11,500ヶ所
<b>2 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備</b>						
育児休業給付の支給	(85,144人)	(92,796人)	(98,462人)	—	—	—
フレ－フレ－・テレフォン事業の整備	(39都道府県) 39都道府県	(43都道府県) 43都道府県	(47都道府県) 47都道府県	47都道府県	16年度	47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備	(24都道府県) 24都道府県	(33都道府県) 33都道府県	(47都道府県) 47都道府県	47都道府県	16年度	47都道府県
「女性と仕事の未来館」における働く女性のためのセミナーの実施	(20回)	(53回)	(32回)	(27回)	—	—
女性の能力発揮促進のための積極的取組(ポジティブ・アクション)に関するセミナーの実施	(66回)	(57回)	(108回)	(112回)	—	—
<b>3 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正</b>						
ファミリー・フレンドリー企業表彰の実施	(46企業)	(40企業)	(37企業)	(32企業)	—	—
<b>4 母子保健医療体制の整備</b>						
周産期医療ネットワークの整備	(14都道府県) 13都道府県	(16都道府県) 20都道府県	(20都道府県) 28都道府県	37都道府県	16年度	47都道府県
小児救急医療支援事業の推進	(51地区) 240地区	(74地区) 240地区	(112地区) 300地区	(155地区) 300地区	13年度	360地区 (2次医療圏)
不妊専門相談センターの整備	(18ヶ所) 24ヶ所	(24ヶ所) 30ヶ所	(28ヶ所) 36ヶ所	42ヶ所	16年度	47ヶ所
<b>5 地域で子どもを育てる教育環境の整備</b>						
子どもセンターの全国展開 (注)7	(725ヶ所) 728ヶ所	(983ヶ所) 986ヶ所	(621ヶ所)	—	13年度	1,000ヶ所程度
子ども放送局の推進 (注)8	(1,606ヶ所)	(1,894ヶ所)	(2,093ヶ所)	—	—	5,000ヶ所程度
子どもの活動の機会と場の拡大のため各省庁等と連携した事業の推進 (注)9	(1,335ヶ所)	(1,939ヶ所)	(2,883ヶ所)	—	—	—
地域子ども文化プランの推進 (注)10	(165事業)	(195事業)	(339事業)	—	—	—
子ども24時間電話相談の推進 (注)11	(21都道府県) 31都道府県	(27都道府県) 31都道府県	(27都道府県) 15都道府県	—	—	47都道府県
家庭教育手帳・ノートの配布	(560万部)	(449万部)	(382万部)	—	—	—
家庭教育24時間電話相談の推進 (注)11	(35都道府県) 32都道府県	(42都道府県) 31都道府県	(42都道府県) 12都道府県	—	—	47都道府県

施策名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	目標値
子育てサポーターの配置	(1,114人)	(1,529人)	(2,237人)	—	—
幼稚園における預かり保育の推進	(6,860園)	(7,761園)	(8,473園)	(8,985園)	—
<b>6 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現</b>					
総合学科の設置促進 (注)7	(144校)	(163校)	(186校)	—	当面 500校程度
単位制高等学校の設置促進	(342校)	(377校)	(423校)	—	—
中高一貫教育校の設置促進 (注)7	(17校)	(51校)	(73校)	—	当面 500校程度
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備 (注)12	(8,467校)	—	—	—	12年度 5,234校を目標までに
スクールカウンセラーの配置	(2,250校)	(4,406校)	(6,572校)	—	—
心の教室相談員の配置	(7,749校)	(6,786校)	(5,290校)	—	—
<b>7 教育に伴う経済的負担の軽減</b>					
育英奨学事業の拡充	(69.6万人)	(75.2万人)	(79.2万人)	—	—
<b>8 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援</b>					
都市公園等の整備	(95,940ha)	(98,974ha)	(100,968ha)	—	—
幅の広い(3m以上)歩道の整備推進	(44,082km)	(46,244km)	(48,368km)	—	—

- (注) 1 「『少子化対策推進基本方針』に基づく平成14年度の施策の推進状況及び平成15年度において講じようとする施策」(厚生労働省)及び当省の調査結果による。
- 2 欄中横線は調査時点では把握できなかったもの、斜線は事業が終了したものである。
- 3 平成12年度、13年度、14年度及び15年度の上段( )が実績、下段が予算である。
- 4 待機児童ゼロ作戦を推進するため、平成15年度においては、保育所の受入れ児童数を4.5万人増加させることとしている。
- 5 多機能保育所等の整備の16年度目標値累計2,000ヶ所については、少子化対策臨時特例交付金による計画数390ヶ所を含む。
- 6 育児休業給付の支給については、初回支給者数であり、育児休業者職場復帰給付金支給者数は含まない。
- 7 子どもセンターの全国展開の目標値については、平成11年度から13年度までの「全国子どもプラン(緊急3カ年戦略)」において設定されている。平成13年度をもって新規の設置は終了している。平成14年度以降は、都道府県又は市町村が自らの整備計画に基づいて整備されている。
- 8 子ども放送局の推進、総合学科の設置促進及び中高一貫教育校の設置促進については、実績のみ記載した。
- 9 箇所数については、プラン関連事業10事業のうち、実施箇所数又は採択件数が把握できた9事業についての実施箇所数を合計した。
- 10 地域子ども文化プランの推進については、「ふれあい歴史のさと事業」を除いた事業実施数である。
- 11 子ども24時間電話相談の推進及び家庭教育24時間電話相談の推進については、事業終期の到来により平成14年度をもって終了した。これらの施策の実績は、事業を行った累積都道府県数を計上した。
- 12 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備については、平成12年度実績のみ記載した。平成13年度以降は、市町村自らの整備計画に基づき整備されている。

## 新エンゼルプランの予算額の推移 (総括表)

新エンゼルプランの分野	分類	予算額(百万円)					合計
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
1 保育サービス等子育て支援サービスの充実	予算額	292,093	311,793	326,172	343,400	242,681	1,516,139
	予算額	55,756	70,315	80,603	84,538	109,805	401,017
2 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備	予算額	1,522	1,581	1,363	1,221	1,123	6,810
	予算額	715	817	1,554	1,675	2,051	6,812
3 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正	内数額	*18,704	*13,392	*16,202	*16,583	*14,793	*79,674
	予算額	5,361	18,924	13,690	15,001	15,398	68,374
4 母子保健医療体制の整備	内数額	*155	*2,149	*2,454	*2,373	*2,363	*9,494
	予算額	4,387	7,809	7,397	5,664	4,766	30,023
5 地域で子どもを育てる教育環境の整備	内数額	*172,800	*2,588	*2,448	*2,281	0	*180,117
	予算額	531,416	548,856	550,021	558,813	563,108	2,752,214
6 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現	内数額	0	0	*88	*73	*63	*224
	予算額	2,432	4,421	4,179	4,254	3,426	18,712
7 教育に伴う経済的負担の軽減	内数額	*5,916,423	*6,379,983	*5,827,266	*5,576,567	*5,427,254	*29,127,493
	事業費	(1,005,200)	(725,400)	(380,000)	(117,200)	(26,000)	(2,253,800)
8 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援	予算額	893,682	964,516	984,979	1,014,566	942,358	4,800,101
	内数額	*6,108,082	*6,398,112	*5,848,458	*5,597,877	*5,444,473	*29,397,002
合計	事業費	(1,005,200)	(725,400)	(380,000)	(117,200)	(26,000)	(2,253,800)
	予算額	893,682	964,516	984,979	1,014,566	942,358	4,800,101
合計	内数額	*6,108,082	*6,398,112	*5,848,458	*5,597,877	*5,444,473	*29,397,002
	事業費	(1,005,200)	(725,400)	(380,000)	(117,200)	(26,000)	(2,253,800)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国費ベースであり、自治体への一般財源化により、減少している年度がある。

3 「内数額」(\*印数値)は、プラン関連施策の予算額が、他の施策の予算額と合わせて計上されており、単独に把握できない場合について、プラン関連施策にかかると計上された予算額の内数で把握したものを示している。

4 「事業費」(括弧内数値)は、プラン関連施策の予算以外を原資とする事業費ベースの予算額でしか把握できない場合について、プラン関連施策にかかると計上された予算額の内数で把握したものを示している。

新エンゼルプラン予算額の推移(個表)

新エンゼルプラン施策の目標	12年度 (百万円)	13年度 (百万円)	14年度 (百万円)	15年度 (百万円)	16年度 (百万円)	17年度 (百万円)	18年度 (百万円)	合計額	備考	関係する アソシエイト 間4選択肢1
<b>1 保育サービス等子育て支援サービスの充実</b>										
(1)低年齢児の受け入れの拡大										
予算合計額	292,093	311,793	326,172	343,400	242,681	1,516,139				
予算小計額	246,380	255,055	266,813	280,665	177,341	1,226,254				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇子育て支援センターを必要に応じて保育所に併設し、保育士の受け入れの体制を整備する。</li> <li>◇保育所における休日や祝日の保育を計画的に推進</li> <li>◇保育所での一時預かり事業を計画的に推進</li> <li>◇多機能保育所等の整備</li> </ul>	35,404	42,002	42,806	45,673	47,098	212,983				
(2)多様な需要に応える保育サービスの充実										
予算合計額	17,481	24,206	27,160	30,091	31,755	130,693				
予算小計額	50	100	225	264	381	1,010				
<ul style="list-style-type: none"> <li>①延長保育の推進</li> <li>②休日保育の推進</li> <li>③乳幼児健康支援一時預かり事業の推進</li> <li>④多機能保育所等の整備</li> </ul>	400	766	937	1,098	1,839	5,040				
(3)在宅でも安心して子育て支援の推進										
予算合計額	17,473	16,930	14,484	14,230	13,123	76,240				
予算小計額	4,615	8,746	9,673	9,630	9,522	42,186				
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域子育て支援センターの整備</li> <li>②一時保育の推進</li> <li>③ファミリー・サポート・センターの整備</li> </ul>	2,782	3,321	3,988	4,710	5,051	19,852				
(4)放課後児童クラブの推進										
予算合計額	1,271	1,884	2,268	2,430	2,565	10,418				
予算小計額	562	3,541	3,417	2,490	1,906	11,916				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域における子育て支援機能強化のため、子育て中の労働者や主婦等を対象として、地域における児童の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進する</li> <li>◇児童が労働者により長時間労働による小学校放課後児童に代わって適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを計画的に推進するとともに、小規模クラブ(10人以上20人以下)の補助要件(道県地域)を撤廃し、学校通学日割に削減した土日祝日も開設するクラブに対する加算制度を創設。また、障がい児の受け入れに係る補助要件(4人~2人)の緩和を図る</li> </ul>	5,694	5,990	6,880	7,432	8,720	34,716				
<b>2 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備</b>										
予算合計額	55,756	70,315	80,603	84,538	109,805	401,017				
(1)育児休業を取りやすく職場環境をいかに整備										
予算合計額	43,054	61,010	73,554	78,649	104,768	361,036				
予算小計額										
<ul style="list-style-type: none"> <li>①育児休業制度の充実に向けた検討</li> <li>②育児休業給付の見直し</li> <li>③事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援の促進</li> </ul>	42,120	59,414	72,807	77,768	104,003	356,112				
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇勤務時間の短縮等の措置の充実、年勤の引上げや時間外労働の削減を盛り込んだ改正育児・介護休業法の成立(平成13年11月)</li> <li>◇雇用保険の被保険者が、育児休業を取得した場合には、育児休業給付を支給(平成13年1月から、給付率を25%から40%に引上げ)</li> <li>◇育児休業を取得した労働者の円滑な職場復帰を図るためのプログラムを計画的に整備した事業主にに対して支給する育児・介護休業者職場復帰プログラム奨励金を支給</li> <li>◇育児休業を取得した労働者の代替要員を確保し、かつ育児休業を取った労働者を原職等に復帰させた事業主にに対し、育児休業代替要員確保等助成金を支給</li> </ul>	796	529	519	554	394	2,792				
<ul style="list-style-type: none"> <li>①育児休業制度の充実に向けた検討</li> <li>②育児休業給付の見直し</li> <li>③事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援の促進</li> </ul>	138	1,067	228	327	372	2,132				



新エンゼルプラン推進の目標	施策の概要	12年度額 (百万円)	13年度額 (百万円)	14年度額 (百万円)	15年度額 (百万円)	16年度額 (百万円)	合計額	備考	関連する アンケート選取区
4 母子保健医療体制の整備	予算合計額 内数合計額	715	1,554	1,675	2,051	6,812	間12選取区4		
		*18,704	*16,202	*16,583	*14,793	*79,674	間7選取区1		
		*18,704	*16,202	*16,583	*14,793	*79,674	間7選取区4		
		134	188	190	198	845	間7選取区7		
5 地域で子どもを育てる教育環境の整備	予算合計額 内数合計額	5,361	13,690	15,001	15,396	68,374	間12選取区5		
		*155	*2,149	*2,373	*2,363	*9,494	間12選取区1		
		3,011	9,488	10,444	8,791	47,159	間12選取区1		
		*155	*2,149	*2,366	*2,300	*9,270	間12選取区2		
①子どもセンターの全国展開	予算合計額 内数合計額	12,000	2,300	2,300	2,300	18,900	13年度新設事業		
		148	148	55	54	405	13年度新設事業		
		884	884	311	311	3,405	15年度限り事業		
		493	*2,300	*2,300	*2,300	493			
②子ども放送局の推進	予算合計額 内数合計額	623	125	126	121	748	14年度に、事業を再編・整理し、下段の事業を創設した		
		66	66	61	61	132	14年度に、事業を再編・整理し、下段の事業を創設した		
		66	66	61	61	184			
		77	77	83	83	154	14年度に、事業を再編・整理し、下段の事業を創設した		
③子ども活動の機会と場の拡大のため各町等と連携した事業の推進	予算合計額 内数合計額	300	300	300	300	300	13年度限り事業		
		148	148	55	54	405	13年度新設事業		
		148	148	55	54	405	●活画レベルの分野で再編につき、小計額から控除		
		148	148	55	54	405			

新エンゼルプラン事業の目標	取組の概要	12月算出額 (百万円)	13年度算出額 (百万円)	14年度算出額 (百万円)	15年度算出額 (百万円)	16年度算出額 (百万円)	17年度算出額 (百万円)	18年度算出額 (百万円)	19年度算出額 (百万円)	20年度算出額 (百万円)	備考
<p>◇お祭り等の開催を促す青少年の立ち回りの支援として、地域のボランティア団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会福祉活動や体験活動、スポーツ活動等を行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築する</p> <p>◇専任活動・体験活動の推進を図るため、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関・団体と連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やユース・イベント等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の専任活動・体験活動の推進体制の整備を図る</p> <p>◇子どもを中心とする新たな教育的取組に対応し、地域で子どもを育てる環境を充実するため、地域のスポーツ指導者、大学生や高齢者等の地域資源を活用した居場所や週末等における子どもたちの活動支援や高齢者等との幅広い世代間のふれあい交流支援など、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を実施する</p> <p>◇地域の教育力の活性化及び専任活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的資源の活用に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織する</p> <p>◇子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間対応する相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託する</p>	<p>◇お祭り等の開催を促す青少年の立ち回りの支援として、地域のボランティア団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会福祉活動や体験活動、スポーツ活動等を行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築する</p> <p>◇専任活動・体験活動の推進を図るため、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関・団体と連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やユース・イベント等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の専任活動・体験活動の推進体制の整備を図る</p> <p>◇子どもを中心とする新たな教育的取組に対応し、地域で子どもを育てる環境を充実するため、地域のスポーツ指導者、大学生や高齢者等の地域資源を活用した居場所や週末等における子どもたちの活動支援や高齢者等との幅広い世代間のふれあい交流支援など、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を実施する</p> <p>◇地域の教育力の活性化及び専任活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的資源の活用に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織する</p> <p>◇子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間対応する相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託する</p>										19年度新規事業
<p>④子どもたちの文化活動や鑑賞の機会を充実する地域子ども文化プランの推進</p> <p>⑤子ども24時間電話相談(調査研究事業)の推進</p>	<p>◇お祭り等の開催を促す青少年の立ち回りの支援として、地域のボランティア団体、スポーツクラブ等と連携・協力し、社会福祉活動や体験活動、スポーツ活動等を行うことができる継続的活動の場(居場所)を構築する</p> <p>◇専任活動・体験活動の推進を図るため、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関・団体と連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やユース・イベント等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の専任活動・体験活動の推進体制の整備を図る</p> <p>◇子どもを中心とする新たな教育的取組に対応し、地域で子どもを育てる環境を充実するため、地域のスポーツ指導者、大学生や高齢者等の地域資源を活用した居場所や週末等における子どもたちの活動支援や高齢者等との幅広い世代間のふれあい交流支援など、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を実施する</p> <p>◇地域の教育力の活性化及び専任活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的資源の活用に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織するとともに、推進体制の計画・実施・評価等に関する協議会を組織する</p> <p>◇子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間対応する相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託する</p>										14年度新規事業 15年度に2年度を原簿に整理し、下段の事業を創設した
<p>①地域における家庭教育支援を行う支援ネットワークの整備</p>	<p>◇家庭教育を推進するための調査研究や、行政と企業や民間団体等との連携などによる家庭教育に関する特色ある事例を収集し、広く全国に周知を行うことによる、親の子育てを社会で支える環境づくりを図る</p> <p>◇直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、改めて、家庭教育への支援について、全国的に考え、行動する機運を高めるため、全国2地域で家庭教育に関するフォーラムを実施する</p> <p>◇すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、子育てサポートターの資質向上を図るリーダークラスの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を実施する</p> <p>◇思春期の子どもを持つ親のための家庭教育に関する講座の拡充を図ることともに、職業体験等の機会を活用した講座や延べ親にある親を対象とした講座を全国的に実施する</p> <p>◇地域学習活動の活性化を支援するため、行政とNPO等民間団体との連携のあり方についてのセミナーを都道府県において開催するとともに、市町村において行政と子育てNPOなどとの連携による家庭教育学習及び男女共同参画NPOとの連携による男女共同参画学習など地域住民自身が課題解決に取り組む事業を行う</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」を乳幼児を持つ親に配布するとともに、「家庭教育ノート」を小学生等を持つ親に配布する。また、思春期の子どもを持つ親を対象とした「家庭教育ビデオ」を作成し、全国の中学生等に配布する</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、平成11年度から配布している家庭教育手帳、家庭教育ノートについて、2分冊から4分冊にするなど、思春期の子どもに関する内容等について充実を図るなど、子どもと保護者の関係に即した内容で作成している家庭教育手帳について、引き継ぎ中学生以下の子どもの親へ配布する</p> <p>◇子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間対応する相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託する(再掲)</p>										14年度新規事業 15年度に2年度を原簿に整理し、下段の事業を創設した
<p>①家庭教育手帳・ノートを作成、乳幼児や小・中学生等を持つ親に順次配布</p>	<p>◇家庭教育を推進するための調査研究や、行政と企業や民間団体等との連携などによる家庭教育に関する特色ある事例を収集し、広く全国に周知を行うことによる、親の子育てを社会で支える環境づくりを図る</p> <p>◇直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、改めて、家庭教育への支援について、全国的に考え、行動する機運を高めるため、全国2地域で家庭教育に関するフォーラムを実施する</p> <p>◇すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、子育てサポートターの資質向上を図るリーダークラスの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を実施する</p> <p>◇思春期の子どもを持つ親のための家庭教育に関する講座の拡充を図ることともに、職業体験等の機会を活用した講座や延べ親にある親を対象とした講座を全国的に実施する</p> <p>◇地域学習活動の活性化を支援するため、行政とNPO等民間団体との連携のあり方についてのセミナーを都道府県において開催するとともに、市町村において行政と子育てNPOなどとの連携による家庭教育学習及び男女共同参画NPOとの連携による男女共同参画学習など地域住民自身が課題解決に取り組む事業を行う</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」を乳幼児を持つ親に配布するとともに、「家庭教育ノート」を小学生等を持つ親に配布する。また、思春期の子どもを持つ親を対象とした「家庭教育ビデオ」を作成し、全国の中学生等に配布する</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、平成11年度から配布している家庭教育手帳、家庭教育ノートについて、2分冊から4分冊にするなど、思春期の子どもに関する内容等について充実を図るなど、子どもと保護者の関係に即した内容で作成している家庭教育手帳について、引き継ぎ中学生以下の子どもの親へ配布する</p> <p>◇子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間対応する相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託する(再掲)</p>										14年度新規事業 15年度に2年度を原簿に整理し、下段の事業を創設した
<p>②家庭教育24時間電話相談(調査研究事業)の推進</p>	<p>◇家庭教育を推進するための調査研究や、行政と企業や民間団体等との連携などによる家庭教育に関する特色ある事例を収集し、広く全国に周知を行うことによる、親の子育てを社会で支える環境づくりを図る</p> <p>◇直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、改めて、家庭教育への支援について、全国的に考え、行動する機運を高めるため、全国2地域で家庭教育に関するフォーラムを実施する</p> <p>◇すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、子育てサポートターの資質向上を図るリーダークラスの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を実施する</p> <p>◇思春期の子どもを持つ親のための家庭教育に関する講座の拡充を図ることともに、職業体験等の機会を活用した講座や延べ親にある親を対象とした講座を全国的に実施する</p> <p>◇地域学習活動の活性化を支援するため、行政とNPO等民間団体との連携のあり方についてのセミナーを都道府県において開催するとともに、市町村において行政と子育てNPOなどとの連携による家庭教育学習及び男女共同参画NPOとの連携による男女共同参画学習など地域住民自身が課題解決に取り組む事業を行う</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」を乳幼児を持つ親に配布するとともに、「家庭教育ノート」を小学生等を持つ親に配布する。また、思春期の子どもを持つ親を対象とした「家庭教育ビデオ」を作成し、全国の中学生等に配布する</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、平成11年度から配布している家庭教育手帳、家庭教育ノートについて、2分冊から4分冊にするなど、思春期の子どもに関する内容等について充実を図るなど、子どもと保護者の関係に即した内容で作成している家庭教育手帳について、引き継ぎ中学生以下の子どもの親へ配布する</p> <p>◇子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間対応する相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託する(再掲)</p>										14年度新規事業 15年度に2年度を原簿に整理し、下段の事業を創設した
<p>③子育てサポートターの配置による地域における子育て支援ネットワーク構築事業を実施し、その成果を各市町村に普及</p>	<p>◇家庭教育を推進するための調査研究や、行政と企業や民間団体等との連携などによる家庭教育に関する特色ある事例を収集し、広く全国に周知を行うことによる、親の子育てを社会で支える環境づくりを図る</p> <p>◇直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、改めて、家庭教育への支援について、全国的に考え、行動する機運を高めるため、全国2地域で家庭教育に関するフォーラムを実施する</p> <p>◇すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、子育てサポートターの資質向上を図るリーダークラスの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を実施する</p> <p>◇思春期の子どもを持つ親のための家庭教育に関する講座の拡充を図ることともに、職業体験等の機会を活用した講座や延べ親にある親を対象とした講座を全国的に実施する</p> <p>◇地域学習活動の活性化を支援するため、行政とNPO等民間団体との連携のあり方についてのセミナーを都道府県において開催するとともに、市町村において行政と子育てNPOなどとの連携による家庭教育学習及び男女共同参画NPOとの連携による男女共同参画学習など地域住民自身が課題解決に取り組む事業を行う</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、「家庭教育手帳」を乳幼児を持つ親に配布するとともに、「家庭教育ノート」を小学生等を持つ親に配布する。また、思春期の子どもを持つ親を対象とした「家庭教育ビデオ」を作成し、全国の中学生等に配布する</p> <p>◇親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、平成11年度から配布している家庭教育手帳、家庭教育ノートについて、2分冊から4分冊にするなど、思春期の子どもに関する内容等について充実を図るなど、子どもと保護者の関係に即した内容で作成している家庭教育手帳について、引き継ぎ中学生以下の子どもの親へ配布する</p> <p>◇子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間対応する相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託する(再掲)</p>										14年度新規事業 15年度に2年度を原簿に整理し、下段の事業を創設した

新エンゼルプラン施策の目標 (3)学校において子どもが積極的な人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会 会の充実	施策の概要	12年度(百万円)					13年度(百万円)					14年度(百万円)					15年度(百万円)					16年度(百万円)					備考	関連する アウケ一課長3				
		514	531	383	354	45	514	531	383	354	45	514	531	383	354	45	514	531	383	354	45	514	531	383	354	45						
(4)幼稚園における幼児教育センター としての機能等の充実	<p>◇余裕教室の活用に関する財源部分軽減を簡素化・明確化し、余裕教室を児童・生徒のためのスペースや、地域への学校開放スペース等に活用した事例を取りまとめたパンフレット及び事例集の配布による普及啓発</p> <p>◇小中学校及び中学校等が持つ教育機能を施設を地域へ開放し、子どもたちが異年齢集団の中で学び合い活動ができる場や地域住民が多様な学習ができる機会の提供の促進</p> <p>◇大学が持っている総合的、専門的機能を広く社会に開放し、地域住民に広く生活・学習上の知識、技術及び一般教養知識を身に付ける学習機会として公開講座を実施</p> <p>◇国立大学などの体育施設を地域住民・スポーツ団体などに開放</p> <p>◇国立大学や大学共同利用機関等を子どもたちにも開放し、様々な「科学技術」や「ものづくり」に関する体験活動の機会を提供</p> <p>◇大学等公開講座の様々な課題を解決するため、有効な方針について調査・研究するとともに、大学等の機能を開放し、子どもたちに科学技術等に関する体験活動の機会を提供する</p>	予算小計額	514	531	383	354	45	514	531	383	354	45	514	531	383	354	45	514	531	383	354	45	514	531	383	354	45					
		肉親小計額	0	0	*88	*73	*63	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	16年度最新編卒業		
		◇新しい幼児教育の在り方のモデルの構築を目指す。幼児一体型施設や幼稚園における子育て支援体制の構築の調査研究など、幼児教育の新たな課題に対応した先進的な取組に関する調査研究を行う	310	492	506	421	334	2,063	310	492	506	421	334	2,063	310	492	506	421	334	2,063	310	492	506	421	334	2,063	310	492	506	421		
		◇幼稚園において未就園児の親子参観、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を実施	624	1,248	1,872	2,188	4,688	10,620	624	1,248	1,872	2,188	4,688	624	1,248	1,872	2,188	4,688	624	1,248	1,872	2,188	4,688	624	1,248	1,872	2,188	4,688	624			
		◇通3才に達した児童での幼稚園入園については、多様な展開が考えられるため、望ましい教育内容、留意すべき事項等について、実証的な調査研究を実施	22	22	*88	*73	*63	44	22	22	*88	*73	*63	44	22	22	*88	*73	*63	44	22	22	*88	*73	*63	44	22	22	*88	*73	*63	
		◇近年の幼稚園と保育所のハード面における連携ニーズに応えるため、幼・保連携型施設の実現を目指すとともに、公称施設等の一部を活用した幼稚園施設の有り方に関する調査研究を行う	5	5	5	7	6	28	5	5	5	7	6	28	5	5	5	7	6	28	5	5	5	7	6	28	5	5	5	7	6	
		◇幼稚園教育要領の趣旨や内容等について関係者の理解を深めるとともに「幼児ともども心をはぐくむ、まなべん」を全国的に展開し、家庭や地域の幼児教育に対する理解を推進する				52	47	99				52	47	99				52	47	99				52	47	99				6(1)◇子どもたちへのゆとりの中で一歩前進・整理され、16年度に順次上		
		予算合計額	4,387	7,809	7,397	5,664	4,766	30,023	4,387	7,809	7,397	5,664	4,766	30,023	4,387	7,809	7,397	5,664	4,766	30,023	4,387	7,809	7,397	5,664	4,766	30,023	4,387	7,809	7,397	5,664	4,766	30,023
		内数合計額	*172,800	*2,588	*2,448	*2,281	0	*180,117	*172,800	*2,588	*2,448	*2,281	0	*180,117	*172,800	*2,588	*2,448	*2,281	0	*180,117	*172,800	*2,588	*2,448	*2,281	0	*180,117	*172,800	*2,588	*2,448	*2,281	0	*180,117
		肉親小計額	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542
◇子どもたちゆとりの中で特色ある教育を展開し、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育むことをねらいとした新しい学習指導要領の趣旨や内容等について関係者の理解の推進(再掲)	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542	225	168	149	149	0	542		

新エシカルスクール推進の目標	12年度 (百万円)	13年度 (百万円)	14年度 (百万円)	15年度 (百万円)	16年度 (百万円)	17年度 (百万円)	18年度 (百万円)	19年度 (百万円)	20年度 (百万円)	累計	備考
(2)高等学校教育の改善及び中高一貫教育の推進	196	170	146	109	716					85	
①総合学科の設置促進	0	*2,588	*2,448	*2,281	0	*2,317				0	
	16	*2,588	*2,448	*2,281	0	16				16	
②単位制高等学校の設置促進	8	7	6	5	5	*7,317				31	
③中高一貫教育の設置促進	172	163	140	114	80	669				80	
(4)子育ての負担や重みを学習できる環境の整備	0	90	447	471	481	1,489				481	
①中学校、高等学校の全ての生徒が家庭科において子どもの発達や家庭生活科等に関する内容を学習するよう改訂した学習指導要領を平成14年度から中学校、平成15年度から高等学校で実施	-	-	-	-	-	-				-	
②高校生が幼稚園等で幼児とふれあう体験学習の機会の充実	90	90	90	90	90	360				360	
(5)両国行楽へ通勤に対応するための対策の推進	3,966	7,381	6,655	5,074	4,200	27,276				27,276	
①心の教室「カウゼルング・ルーム」を平成12年度までに、5、234校(全国の公立中学校の半数)を目標に整備	*172,800	0	0	0	0	*172,800				0	
②スクールカウンセラー及び心の教室相談員を可能な限り多くの学校に配置	3,966	3,375	2,160	1,080	10,581					10,581	
③公立中学校に「心の教室相談員」を配置	4,006	4,495	4,200	3,994	16,695					16,695	
7 教育に伴う経済的負担の軽減	531,416	548,856	550,021	558,813	563,108	2,752,214				563,108	
(1)育英奨学事業の拡充	0	0	*88	*73	*63	*224				*224	
	121,367	125,006	114,698	118,931	115,921	595,923				595,923	
①育英奨学事業の拡充	121,367	125,006	112,698	115,431	111,565	586,067				586,067	
②幼稚園試問奨学事業の充実	410,049	423,850	435,323	439,382	447,187	2,156,291				2,156,291	
	0	0	*88	*73	*63	*224				*224	
③第1子に比べて第2子、第3子について保護者負担を軽減	393,100	406,500	417,500	421,900	429,100	2,068,100				2,068,100	
④満3歳児について希望者が入園できるよう条件整備を推進	16,927	17,328	17,823	17,992	18,087	88,147				88,147	
	22	22	*88	*73	*63	44				44	
						*224				*224	

新エンゼルプラン策定の目標	施策の概要	12年度実績 (百万円)	13年度実績 (百万円)	14年度実績 (百万円)	15年度実績 (百万円)	16年度実績 (百万円)	合計額	備考	関連する アンケート調査年度	
8 住まいやまちづくりによる子育ての支援	予算合計額 内数合計額 事業費合計額	2,432	4,421	4,179	4,254	3,426	18,712		関連する 間12選択版0	
		*5,916,423 (1,005,200)	*6,379,983 (725,400)	*5,827,266 (380,000)	*5,576,567 (117,200)	*5,427,254 (26,000)	*29,127,493 (2,253,800)			
(1)ゆとりある住生活の実現	内数小計額 事業費小計額	*897,906 (*1,005,200)	*1,308,472 (*725,400)	*1,137,380 (*380,000)	*1,088,144 (*117,200)	*1,019,716 (*26,000)	*5,431,618 (*2,253,800)			
①広くて良質な住宅の整備により、1人当たり床面積を政庁並みの水準に引き上げるとともに、居住環境を抜本的に改善 ②特定優良賃貸住宅制度の活用や民間賃貸住宅の供給を促進 ③住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ④公営住宅及び特定優良賃貸住宅における多子世帯等の優先入居を推進	①特定優良賃貸住宅制度の活用や民間賃貸住宅の供給を促進 ②特定優良賃貸住宅制度の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ③住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ④公営住宅、特定優良賃貸住宅において、専業主体の判断により多子世帯等の優先入居を実施 ⑤路地の公営住宅の改善、更新による多子世帯向け賃貸住宅の供給を促進	*450,406	*441,302	*387,565	*357,872	*313,658	*1,950,803		間11選択版1	
	①大都市圏の中心部等において、職住近接型の良質な市街地住宅の供給、良好な住宅市街地の整備の推進、公園賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の供給の促進により、職住近接で子育てのしやすい都市居住を推進 ②公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の実施の中で、住宅等と保育所等の一体的整備等を推進	*61,900	*63,800	*66,671	*67,300	*67,300	*67,300	*403,250	16年度に、事業を再編・整理し、下段事業を削除した。	間11選択版2
	①住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ②特定優良賃貸住宅制度の活用や民間賃貸住宅の供給を促進 ③住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ④公営住宅、特定優良賃貸住宅において、専業主体の判断により多子世帯等の優先入居を実施 ⑤路地の公営住宅の改善、更新による多子世帯向け賃貸住宅の供給を促進	*61,900	*63,800	*66,671	*67,300	*67,300	*67,300	*403,250		間11選択版1
	①大都市圏の中心部等において、職住近接型の良質な市街地住宅の供給、良好な住宅市街地の整備の推進、公園賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の供給の促進により、職住近接で子育てのしやすい都市居住を推進 ②公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の実施の中で、住宅等と保育所等の一体的整備等を推進	*61,900	*63,800	*66,671	*67,300	*67,300	*67,300	*403,250		間11選択版1
(2)仕事や社会生活をしながら子育てしやすい環境の整備	①大都市圏の中心部等において、職住近接型の良質な市街地住宅の供給、良好な住宅市街地の整備の推進、公園賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の供給の促進により、職住近接で子育てのしやすい都市居住を推進 ②公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の実施の中で、住宅等と保育所等の一体的整備等を推進	*61,900	*63,800	*66,671	*67,300	*67,300	*403,250		間11選択版2	
(3)安全な生活環境や遊び場の確保	①住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ②特定優良賃貸住宅制度の活用や民間賃貸住宅の供給を促進 ③住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ④公営住宅、特定優良賃貸住宅において、専業主体の判断により多子世帯等の優先入居を実施 ⑤路地の公営住宅の改善、更新による多子世帯向け賃貸住宅の供給を促進	*3,515,824	*3,678,504	*3,444,422	*3,306,090	*3,178,199	*17,123,039		間11選択版4	
①住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ②特定優良賃貸住宅制度の活用や民間賃貸住宅の供給を促進 ③住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ④公営住宅、特定優良賃貸住宅において、専業主体の判断により多子世帯等の優先入居を実施 ⑤路地の公営住宅の改善、更新による多子世帯向け賃貸住宅の供給を促進	*3,515,824	*3,678,504	*3,444,422	*3,306,090	*3,178,199	*17,123,039				
②通勤・通学路点検や「交通安全総点検」などによる、子ども視点に立った歩道の補修などの改善を推進	①住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ②特定優良賃貸住宅制度の活用や民間賃貸住宅の供給を促進 ③住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において、子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援 ④公営住宅、特定優良賃貸住宅において、専業主体の判断により多子世帯等の優先入居を実施 ⑤路地の公営住宅の改善、更新による多子世帯向け賃貸住宅の供給を促進	*3,515,824	*3,678,504	*3,444,422	*3,306,090	*3,178,199	*17,123,039			

新エンゼルプラン推進の目標	施策の概要	12年度予算額 (百万円)	13年度予算額 (百万円)	14年度予算額 (百万円)	15年度予算額 (百万円)	16年度予算額 (百万円)	備考	関連する アンケート調査年度
④市街地における幅広い歩道の整備、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善などによるバリアフリー歩行空間ネットワークの形成を推進	▽市街地における幅広い歩道の整備、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善などによる歩行空間のバリアフリー化を推進							
⑤都市公園のネットワーク、河川の機能を活かした遊び場等を整備	△本人や子どもの地域活動の拠点、子どもがのびのびと楽しく安全に遊ぶ空間となる都市公園を整備し、おもちゃ替えのスペースとなるゆつたりトレイルを整備 △NPO、ボランティア団体や関連省庁と連携し、河川特有の機能を十分に活かした取組みを推進し、交流・自然体験・環境教育の場としての身近な水辺環境や野外活動拠点を整備を実施 △専断者、関係者、子ども等を巻き込んでの人々が安心して河川を歩け、憩い楽しめる河川空間のバリアフリー化を推進する	*168,769	*167,082	*148,500	*142,839	*135,924		間11選択肢5
		*1,272,024	*1,162,125	*1,030,293	*992,194	*949,836		間11選択肢5
		2,432	4,421	4,179	4,254	3,426		間11選択肢5

(注) 1 当省調べにより作成

2 予算額欄について、①\*印は、その施策に係る額が計上された予算額の内数であることを示している。  
②( )内の数値は、その施策に係る事業ベースの予算額であることを示している。

③「/」は、その年度において当該施策が実施されていないことを、また「-」は、当該施策の実施に予算が伴わないことを示している。

3 「育英奨学事業」の予算額について、①平成12年度から16年度については奨学金事業に係る事務費等補助のための国庫補助金が含まれているが、16年度の予算額には含まれていない。  
②奨学金事業に係る政府買付金を含む一般会計予算額を計上しており、奨学金の事業費とは異なる。

4 「関連するアンケート選択肢」欄は、当省が実施した「少子化対策(新エンゼルプラン)に関するアンケート調査」の問いと、その選択肢を記載した。

資料 10 末子の年齢階級別にみた父母の就業状況別児童のいる世帯数の構成割合

(図Ⅱ-2-(1)、(2)の基礎データ)

[平成 11 年]

末子の年齢階級	児童のいる世帯		父のみ 仕事あり	父母とも 仕事あり	母のみ 仕事あり	父母とも 仕事なし	その他	(再掲) 母に 仕事あり
	(千世帯)							
総数	13,172	100.0	46.7	43.8	5.7	2.4	1.5	49.5
3歳未満	3,092	100.0	71.6	23.8	2.1	2.4	0.2	25.9
3～5歳	2,098	100.0	54.5	37.4	5.0	2.6	0.4	42.4
6～8歳	1,851	100.0	44.4	45.8	6.8	2.6	0.4	52.6
9～11歳	1,869	100.0	35.6	54.7	6.8	2.2	0.7	61.6
12～14歳	1,978	100.0	32.8	56.8	7.3	2.1	1.1	64.0
15～17歳	2,285	100.0	28.6	54.9	8.0	2.5	6.0	62.9
(再掲)6歳未満	5,190	100.0	64.7	29.3	3.3	2.5	0.2	32.6

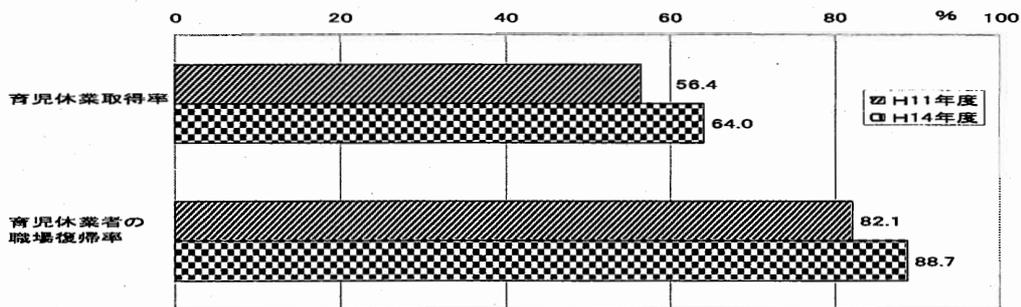
[平成 14 年]

末子の年齢階級	児童のいる世帯		父のみ 仕事あり	父母とも 仕事あり	母のみ 仕事あり	父母とも 仕事なし	その他	(再掲) 母に 仕事あり
	(千世帯)							
総数	12,797	100.0	43.8	44.6	7.9	2.6	1.1	52.6
3歳未満	3,081	100.0	68.4	26.0	2.6	2.7	0.3	28.6
3～5歳	2,157	100.0	51.4	39.0	6.3	2.3	1.0	45.4
6～8歳	1,831	100.0	40.9	46.2	9.7	2.3	0.9	55.9
9～11歳	1,805	100.0	30.3	55.7	10.7	2.5	0.8	66.4
12～14歳	1,853	100.0	28.8	56.8	10.9	2.3	1.2	67.7
15～17歳	2,070	100.0	26.7	56.1	10.9	3.5	2.7	67.1
(再掲)6歳未満	5,238	100.0	61.4	31.3	4.1	2.5	0.6	35.5

(注) 1 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 11 年及び 14 年)に基づき当省が作成した。

2 「その他」は、「父母なし」及び「父母の有無不詳」である。

資料 11 女性の育児休業取得率及び育児休業者の職場復帰率



(注) 1 厚生労働省「女性雇用管理基本調査結果報告書」(平成 11 年度及び 14 年度)に基づき当省が作成した。

2 事業所は、常用労働者を 5 人以上雇用している事業所である。

3 「育児休業取得率」は、「平成 11 年度」については、平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 3 月 31 日までに出産した者に占める、11 年 10 月 1 日までの間に育児休業を開始した者の割合。また、「平成 14 年度」については、平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までに出産した者に占める、14 年 10 月 1 日までの間に育児休業を開始した者の割合。

4 「育児休業者の職場復帰率」は、「平成 11 年度」については、平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職予定であった者のうち、実際に復職した者の割合。また、「平成 14 年度」については、平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までの 1 年間に育児休業を終了し、復職予定であった者のうち、実際に復職した者の割合。

資料 12 育児のための勤務時間短縮等の措置を導入している事業所の割合

(単位：%)

年度別	総計	勤務時間短縮等の措置を実施している事業所の割合	勤務時間短縮等の措置							勤務時間短縮等の措置を実施していない事業所の割合	無回答
			短時間勤務制度	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の援助措置	1歳以上の子を対象とする育児休業		
平成11年度	100.0	40.6 (100.0)	29.9 (73.8)	8.9 (21.9)	21.7 (53.4)	22.9 (56.3)	0.8 (1.9)	1.1 (2.6)	— (—)	59.2	0.2
平成14年度	100.0	50.6 (100.0)	38.5 (76.0)	7.1 (14.0)	21.6 (42.6)	24.1 (47.6)	0.9 (1.9)	1.3 (2.7)	6.1 (12.1)	49.3	0.0

- (注) 1 厚生労働省「女性雇用管理基本調査結果報告書」(平成11年度及び14年度)に基づき当省が作成した。  
 2 事業所は、常用労働者を5人以上雇用している事業所である。  
 3 「勤務時間短縮等の措置を実施している事業所の割合」欄の各措置は、事業所の複数回答であるため、合計しても100%とはならない。  
 4 「1歳以上の子を対象とする育児休業」については、平成14年度に新たに調査事項として設定されたものである。

資料 13 子どもの看護休暇制度のある事業所の割合

(単位：%)

年度別	総計	子の看護休暇制度あり	子の看護休暇制度なし			
			就業規則等で明文化している	慣行で休暇を認めている	無回答	
平成11年度	100.0	8.0 (100.0)	(75.9)	(24.1)	(—)	92.0
平成14年度	100.0	10.3 (100.0)	(78.5)	(21.4)	(—)	89.7

- (注) 1 厚生労働省「女性雇用管理基本調査結果報告書」(平成11年度及び14年度)に基づき当省が作成した。  
 2 事業所は、常用労働者を5人以上雇用している事業所である。  
 3 平成11年度の数値は、「家族看護休暇制度」についての数値である。

資料 14 離職理由別離職者の割合 (図Ⅱ-2-(3)の基礎データ)

(単位：%)

年別	性別	合計		契約期間の満了	経営上の都合		定年	本人の責	個人的理由			死亡・傷病	
					出向・復帰	その他			結婚	出産・育児	介護		
平成11年	計	(100.0)	100.0	10.7	11.1	2.9	5.1	5.5	65.8	3.0	2.5	0.5	1.8
	男	(50.4)	100.0	13.3	14.6	4.9	7.6	6.3	56.1	0.1	0.0	0.1	2.1
	女	(49.6)	100.0	8.1	7.5	0.8	2.6	4.6	75.7	6.0	5.0	1.8	1.5
平成12年	計	(100.0)	100.0	10.5	9.3	2.9	5.2	6.3	67.0	2.5	2.2	0.6	1.7
	男	(50.3)	100.0	10.6	12.2	5.1	7.7	7.4	60.1	0.1	0.0	0.2	2.0
	女	(49.7)	100.0	10.5	6.3	0.8	2.7	5.2	74.0	5.0	4.4	1.0	1.3
平成13年	計	(100.0)	100.0	10.2	12.0	3.1	5.4	4.4	66.3	2.6	2.2	0.7	1.6
	男	(50.2)	100.0	10.0	16.1	5.2	8.0	5.0	58.7	0.1	0.0	0.2	2.2
	女	(49.8)	100.0	10.4	7.9	1.0	2.8	3.7	74.0	5.1	4.5	1.3	1.1
平成14年	計	(100.0)	100.0	11.9	12.3	3.0	5.7	3.8	65.0	2.6	2.1	0.6	1.4
	男	(49.9)	100.0	12.3	16.8	5.0	8.1	4.5	56.7	0.2	0.0	0.1	1.5
	女	(50.1)	100.0	11.4	7.8	0.9	3.3	3.1	73.2	5.1	4.2	1.1	1.2

- (注) 1 厚生労働省「雇用動向調査報告」(平成11年から14年)に基づき当省が作成した。  
 2 ( ) 内は男女別の構成比を示している。

資料15 末子の年齢別・行動の種類別総平均時間(子供のいる世帯の夫・妻) (図Ⅱ-2-(4)の基礎データ)

平成8年

(単位:時間、分)

夫 末子の年齢	15歳以上人口 (1,000)	行動の種類													その他						
		睡眠	身の回り の用事	食事	通勤・ 通学	仕事	学業	家事	介護・ 看護	育児	買い物	移動・ 通学を 除く)	テレビ・ ラジオ・ 新聞・ 雑誌	休業・ くつろぎ		学習・ 研究 (学業 以外)	趣味・ 娯楽	スポーツ	社会的 活動	交際・ 付き合い	受診・ 療養
【 総平均時間 】	18,577	7.38	0.55	1.36	0.52	7.21	0.00	0.06	0.01	0.05	0.10	0.25	2.14	1.02	0.06	0.30	0.11	0.04	0.23	0.04	0.15
0 歳	1,103	7.40	0.55	1.28	0.50	7.34	0.00	0.05	0.01	0.30	0.16	0.27	1.56	1.05	0.05	0.22	0.08	0.02	0.20	0.02	0.12
1 歳	2,036	7.36	0.58	1.30	0.53	7.38	0.00	0.05	0.01	0.17	0.14	0.28	1.58	1.01	0.06	0.27	0.07	0.03	0.21	0.04	0.12
2 歳	1,996	7.35	0.56	1.31	0.54	7.43	0.00	0.05	0.01	0.09	0.11	0.27	1.58	1.03	0.06	0.27	0.12	0.05	0.20	0.03	0.15
3 歳	1,837	7.35	0.55	1.34	0.52	7.36	0.00	0.07	0.00	0.04	0.10	0.26	2.05	1.02	0.06	0.29	0.13	0.05	0.25	0.03	0.15
4 歳	1,838	7.31	0.52	1.33	0.51	7.34	0.00	0.06	0.01	0.02	0.09	0.26	2.07	1.03	0.06	0.32	0.13	0.05	0.26	0.04	0.17
5 歳	1,876	7.39	0.53	1.32	0.51	7.36	0.00	0.07	0.01	0.01	0.09	0.23	2.13	1.02	0.07	0.32	0.11	0.05	0.23	0.03	0.15
6 歳	1,892	7.36	0.54	1.37	0.53	7.21	0.00	0.06	0.01	0.00	0.09	0.25	2.31	1.00	0.06	0.31	0.12	0.04	0.24	0.03	0.16
7 歳	5,998	7.43	0.56	1.43	0.51	6.54	0.00	0.07	0.01	0.00	0.09	0.23	2.31	1.02	0.05	0.34	0.12	0.04	0.25	0.05	0.16
8 歳	3,139	7.37	0.57	1.29	0.52	7.37	0.00	0.05	0.01	0.22	0.15	0.28	1.58	1.02	0.05	0.26	0.08	0.02	0.21	0.03	0.12
9 歳	5,136	7.36	0.57	1.30	0.53	7.39	0.00	0.05	0.01	0.17	0.14	0.28	1.58	1.03	0.05	0.26	0.09	0.03	0.21	0.03	0.13
10 歳	2,501	7.33	0.54	1.34	0.51	7.34	0.00	0.07	0.01	0.03	0.10	0.26	2.06	1.03	0.06	0.29	0.13	0.06	0.25	0.04	0.14
11 歳	3,050	7.36	0.52	1.32	0.52	7.36	0.00	0.06	0.00	0.01	0.09	0.23	2.10	1.02	0.07	0.32	0.12	0.05	0.24	0.03	0.16
12 歳	7,890	7.41	0.56	1.42	0.51	7.00	0.00	0.07	0.01	0.00	0.09	0.23	2.29	1.01	0.05	0.33	0.12	0.04	0.25	0.04	0.16
13 歳	11,010	7.05	1.14	1.39	0.25	4.42	0.00	3.32	0.04	0.18	0.35	0.22	1.51	0.59	0.05	0.17	0.07	0.04	0.18	0.04	0.20
14 歳	218	7.03	1.17	1.32	0.24	3.00	0.00	3.06	0.03	3.45	0.32	0.23	1.09	0.54	0.02	0.08	0.04	0.02	0.16	0.06	0.14
15 歳	560	7.25	1.16	1.34	0.30	4.12	0.00	3.02	0.03	1.49	0.32	0.29	1.11	0.55	0.03	0.12	0.04	0.03	0.17	0.07	0.17
【 総平均時間 】	920	7.25	1.14	1.36	0.25	4.11	0.00	3.31	0.02	1.58	0.32	0.26	1.29	1.00	0.05	0.14	0.08	0.04	0.18	0.05	0.20
0 歳	1,077	7.07	1.11	1.35	0.24	4.18	0.00	3.56	0.03	0.19	0.34	0.23	1.38	1.03	0.06	0.17	0.09	0.07	0.23	0.03	0.25
1 歳	1,249	6.57	1.13	1.35	0.25	4.35	0.00	3.50	0.02	0.07	0.38	0.24	1.49	1.03	0.06	0.15	0.09	0.08	0.16	0.03	0.25
2 歳	1,347	6.55	1.12	1.36	0.27	4.50	0.00	3.49	0.03	0.02	0.36	0.21	1.51	1.01	0.05	0.16	0.07	0.05	0.17	0.04	0.24
3 歳	1,411	6.54	1.14	1.39	0.25	4.56	0.00	3.41	0.04	0.01	0.37	0.22	1.54	1.04	0.05	0.17	0.05	0.04	0.15	0.03	0.20
4 歳	4,229	7.07	1.15	1.44	0.25	4.59	0.00	3.18	0.05	0.01	0.35	0.19	2.06	0.54	0.04	0.19	0.06	0.03	0.19	0.04	0.18
5 歳	779	7.19	1.17	1.34	0.28	3.52	0.00	3.03	0.03	2.21	0.32	0.27	1.10	0.55	0.03	0.11	0.04	0.03	0.17	0.06	0.16
6 歳	1,699	7.22	1.15	1.35	0.26	4.02	0.00	3.18	0.02	1.34	0.32	0.26	1.21	0.58	0.04	0.13	0.06	0.04	0.17	0.03	0.18
7 歳	1,504	7.06	1.10	1.36	0.24	4.19	0.00	3.57	0.03	0.16	0.36	0.23	1.42	1.03	0.06	0.17	0.08	0.07	0.20	0.03	0.25
8 歳	2,168	6.55	1.13	1.35	0.26	4.47	0.00	3.48	0.02	0.03	0.37	0.22	1.50	1.02	0.05	0.15	0.08	0.06	0.17	0.04	0.24
9 歳	5,639	7.04	1.15	1.43	0.25	4.58	0.00	3.24	0.05	0.01	0.35	0.20	2.03	0.56	0.04	0.18	0.06	0.03	0.18	0.04	0.18

(注) 1 当省の調査(社会生活基本調査報告書)による。  
 2 末子の年齢別の夫婦(15歳以上の有業者)の一日の行動の種類別総平均時間(週全体)である。  
 3 「行動の種類」欄のうち、「社会的活動」は、平成13年では、「ボランティア活動・社会参加活動」となっている。  
 4 「行動の種類」欄のうち、「その他」は、求職活動、墓参等である。

(単位：時間、分)

夫 末子の年齢	妻 15歳以上 人口 (1000)	行 動 の 種 類													その他						
		睡眠 身の回り の用事	食事	通学・ 通勤	仕事	学業	家事	介護・ 看護	育児	買い物	移動 (通学・ 通勤を 除く)	テレビ・ ラジオ・ 新聞・ 雑誌	休養・ くつろぎ	学習・ 研究 (学業 以外)		趣味・ 娯楽	スポーツ	ボラン ティア 活動・ 社会参加 活動	交際・ 付き合い	受診・ 療養	
【 総 平 均 時 間 】	16,932	7.33	0.59	1.35	0.51	7.14	0.00	0.08	0.01	0.08	0.12	0.32	2.09	1.08	0.06	0.34	0.10	0.05	0.20	0.03	0.12
0	970	7.35	0.59	1.27	0.51	7.38	0.00	0.08	0.01	0.37	0.16	0.31	1.38	1.10	0.05	0.29	0.06	0.03	0.17	0.01	0.08
1	1,850	7.37	0.59	1.29	0.56	7.40	0.01	0.06	0.01	0.29	0.16	0.32	1.36	1.06	0.06	0.28	0.06	0.04	0.18	0.01	0.10
3	2,000	7.28	0.59	1.31	0.54	7.48	0.00	0.07	0.01	0.13	0.13	0.34	1.47	1.08	0.05	0.28	0.09	0.05	0.18	0.02	0.10
6	1,593	7.27	0.59	1.32	0.65	7.39	0.00	0.07	0.02	0.04	0.12	0.31	1.50	1.08	0.07	0.35	0.11	0.06	0.20	0.02	0.11
9	1,579	7.25	0.59	1.31	0.54	7.32	0.00	0.08	0.01	0.02	0.12	0.32	2.02	1.08	0.08	0.36	0.13	0.06	0.18	0.03	0.10
12	1,652	7.27	0.58	1.32	0.52	7.29	0.00	0.07	0.00	0.01	0.11	0.31	2.12	1.09	0.07	0.32	0.11	0.06	0.20	0.03	0.12
15	1,623	7.25	0.58	1.34	0.53	7.15	0.00	0.08	0.01	0.00	0.11	0.33	2.18	1.08	0.08	0.36	0.11	0.06	0.23	0.03	0.10
18	5,664	7.41	0.59	1.43	0.47	6.31	0.00	0.10	0.01	0.01	0.11	0.32	2.36	1.09	0.06	0.37	0.12	0.05	0.20	0.05	0.14
【 再 検 】																					
3	2,820	7.36	0.59	1.28	0.54	7.39	0.01	0.07	0.01	0.32	0.16	0.32	1.37	1.07	0.05	0.29	0.06	0.04	0.18	0.01	0.09
6	4,820	7.33	0.59	1.29	0.54	7.43	0.00	0.07	0.01	0.24	0.15	0.33	1.41	1.08	0.05	0.28	0.07	0.04	0.18	0.02	0.10
9	2,153	7.25	1.00	1.32	0.56	7.37	0.00	0.07	0.01	0.04	0.12	0.32	1.53	1.09	0.07	0.36	0.11	0.07	0.20	0.02	0.11
10	2,672	7.28	0.58	1.31	0.52	7.31	0.00	0.08	0.00	0.01	0.11	0.31	2.09	1.08	0.07	0.33	0.12	0.06	0.19	0.03	0.11
15	7,287	7.37	0.59	1.41	0.48	6.41	0.00	0.09	0.01	0.00	0.11	0.32	2.32	1.09	0.06	0.37	0.12	0.05	0.21	0.05	0.13
【 総 平 均 時 間 】	10,510	7.02	1.15	1.36	0.25	4.22	0.01	3.23	0.04	0.23	0.36	0.33	1.50	1.05	0.06	0.22	0.06	0.05	0.18	0.05	0.16
0	218	7.13	1.11	1.26	0.13	1.48	0.01	3.11	0.02	4.14	0.37	0.37	1.27	0.54	0.03	0.15	0.02	0.01	0.22	0.07	0.17
1	546	7.29	1.06	1.36	0.28	4.07	0.00	2.44	0.03	2.16	0.31	0.33	1.08	0.56	0.03	0.20	0.02	0.02	0.17	0.07	0.11
3	975	7.21	1.20	1.34	0.25	3.53	0.00	3.20	0.04	1.06	0.34	0.39	1.24	1.03	0.07	0.15	0.06	0.06	0.19	0.08	0.16
5	983	7.06	1.15	1.33	0.24	4.04	0.00	3.44	0.04	0.27	0.35	0.37	1.35	1.07	0.07	0.26	0.07	0.09	0.16	0.04	0.21
8	1,149	6.56	1.13	1.32	0.25	4.20	0.00	3.49	0.03	0.10	0.38	0.34	1.45	1.11	0.08	0.22	0.08	0.08	0.16	0.05	0.19
9	1,285	6.48	1.13	1.33	0.25	4.32	0.01	3.49	0.04	0.03	0.37	0.33	1.45	1.12	0.08	0.22	0.08	0.06	0.19	0.03	0.17
12	1,260	6.49	1.14	1.33	0.29	4.48	0.01	3.34	0.03	0.01	0.36	0.30	1.55	1.11	0.07	0.19	0.07	0.04	0.17	0.04	0.15
15	4,115	7.03	1.16	1.41	0.24	4.35	0.01	3.18	0.06	0.02	0.36	0.31	2.08	1.01	0.05	0.25	0.07	0.04	0.19	0.05	0.14
【 再 検 】																					
3	764	7.25	1.08	1.33	0.23	3.24	0.00	2.52	0.03	2.50	0.33	0.34	1.14	0.56	0.03	0.19	0.02	0.02	0.19	0.07	0.13
6	1,738	7.23	1.14	1.34	0.24	3.40	0.00	3.08	0.03	1.52	0.34	0.37	1.20	1.00	0.06	0.17	0.04	0.04	0.19	0.08	0.15
9	1,385	7.04	1.15	1.33	0.24	4.07	0.00	3.45	0.03	0.23	0.35	0.36	1.38	1.07	0.07	0.24	0.08	0.09	0.17	0.04	0.20
10	2,012	6.51	1.12	1.33	0.26	4.28	0.00	3.50	0.04	0.05	0.38	0.33	1.45	1.12	0.08	0.22	0.07	0.07	0.17	0.04	0.18
15	5,374	6.59	1.16	1.39	0.25	4.38	0.01	3.22	0.05	0.02	0.36	0.31	2.05	1.03	0.06	0.24	0.07	0.04	0.19	0.05	0.14

(注) 1 当省の調査「社会生活基本調査報告」(平成13年)による。  
 2 末子の年齢別の子どもがいる世帯の夫婦(15歳以上の有業者)の一日の行動の種類別平均時間(週全体)である。  
 3 「行動の種類」欄のうち、「ボランティア活動・社会参加活動」は、平成8年では、「社会的活動」である。  
 4 「行動の種類」欄のうち、「その他」は、求職活動、墓参等である。

資料 16 大学生(昼間部)の収入平均額及び内訳

(単位:円)

区分	平成10年度				平成12年度				平成14年度				
	国立	公立	私立	平均	国立	公立	私立	平均	国立	公立	私立	平均	
収入	家族からの給付	1,173,200	1,708,600	1,607,700	1,502,400	1,170,500	1,031,500	1,678,200	1,566,000	1,193,400	1,026,500	1,671,600	1,556,700
	奨学金	150,900	137,200	142,100	143,700	193,200	228,100	179,000	183,500	205,000	244,000	229,900	225,800
	アルバイト	332,800	369,500	379,200	369,500	332,200	374,900	387,300	376,100	310,900	364,300	369,900	358,700
	定職収入・その他	14,500	9,700	42,900	36,100	30,600	24,900	36,000	34,600	57,000	98,400	106,000	96,600
	計	1,671,400	1,595,000	2,171,900	2,051,700	1,726,500	1,659,400	2,280,500	2,150,200	1,766,300	1,733,200	2,377,400	2,237,800

(注) 文部科学省「学生生活調査結果」に基づき当省が作成した。

資料 17 幼稚園就園奨励補助による保育料等の減免(給付)額の推移(年額)

公立

(単位:円)

階層区分	区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	第1子		20,000	20,000	20,000	20,000
	第2子	20,000	25,000	31,000	36,000	37,000
	第3子		30,000	41,000	52,000	53,000
入園料、保育料の全国平均(参考)		72,000	73,000	74,000	74,000	75,000

私立

(単位:円)

階層区分	区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	第1子		133,750	135,300	136,800	137,700
	第2子	133,000	146,000	162,000	178,000	180,000
	第3子		160,000	189,000	220,000	222,000
市町村民税所得割非課税世帯	第1子		101,800	103,000	104,200	104,900
	第2子	101,200	117,000	137,000	155,000	157,000
	第3子		134,000	170,000	207,000	209,000
市町村民税所得割課税額 8,800円以下の世帯	第1子		78,100	79,000	79,900	80,400
	第2子	78,100	97,000	117,000	138,000	141,000
	第3子		116,000	156,000	197,000	200,000
市町村民税所得割課税額 102,100円以下の世帯	第1子		54,900	55,500	56,100	56,500
	第2子	54,900	75,000	98,000	122,000	124,000
	第3子		96,000	141,000	187,000	190,000
入園料、保育料の全国平均(参考)		268,000	271,000	275,000	278,000	281,000

(注) 1 「文部科学白書」、「幼稚園教育年鑑」(文部科学省)及び当省の調査結果による。

2 第2子、第3子については、同一世帯から同時に就園している場合である。

資料18 幼稚園から大学卒業までに要する学習費及び学生生活費の推移

年度	平成10年度			平成11年度			平成12年度						
	費用の区分	学習費総額	学校教育費	学校給食費	学校外活動費	学習費総額	学校教育費	学校給食費	学校外活動費	学習費総額	学校教育費	学校給食費	学校外活動費
公立幼稚園2年間	4歳	480,897	258,925	29,723	192,149	469,884	249,433	32,814	187,647	460,390	247,974	29,481	182,937
	5歳	217,614	128,913	14,450	74,251	216,751	124,255	15,706	76,790	207,333	122,947	13,634	70,752
公立小学校6年間	第1学年	263,283	130,012	14,773	110,490	253,143	125,178	17,108	110,857	253,057	125,025	15,847	112,185
	第2学年	1,807,138	369,982	242,869	1,195,287	1,736,560	335,532	241,625	1,159,403	1,753,215	320,975	235,807	1,196,433
	第3学年	348,754	87,647	39,820	221,287	332,493	83,921	39,323	209,249	318,134	80,482	39,160	198,492
	第4学年	247,028	37,033	40,557	169,438	234,492	32,992	39,961	161,539	232,455	32,072	38,351	162,032
	第5学年	262,311	45,003	40,749	176,559	244,912	40,497	40,326	164,089	265,176	40,638	38,251	186,287
	第6学年	269,786	45,034	40,254	184,498	280,678	43,569	40,713	196,396	283,975	39,171	39,888	204,916
公立中学校3年間	第1学年	303,505	57,655	40,705	205,145	297,587	49,337	40,854	207,396	304,451	50,413	40,150	213,888
	第2学年	376,754	97,610	40,784	238,360	346,399	85,216	40,448	220,734	349,024	78,199	40,007	230,818
	第3学年	1,318,932	414,335	106,078	798,518	1,333,684	455,933	395,142	492,609	1,312,012	390,123	102,068	819,821
公立高等学校3年間	第1学年	449,345	188,533	35,575	225,237	390,067	179,415	98,716	111,936	450,247	183,013	34,097	233,137
	第2学年	395,440	108,814	35,549	251,077	100,048	33,743	33,492	32,813	373,720	97,972	34,695	241,053
	第3学年	474,147	116,999	34,954	322,204	843,569	242,775	252,934	347,862	489,045	109,138	33,276	345,631
国立高等学校3年間	第1学年	1,544,833	986,303	...	558,530	1,521,653	1,010,482	...	511,171	1,585,201	1,019,079	...	566,122
	第2学年	580,492	433,023	...	147,469	594,140	439,734	...	154,406	590,820	440,417	...	150,403
	第3学年	474,245	323,321	...	150,924	473,205	325,849	...	147,356	501,329	338,757	...	162,572
国立大学4年間	第1年間	490,096	229,959	...	260,137	454,308	244,899	...	209,409	493,052	239,905	...	253,147
学生生活費			学費	生活費		学生生活費	学費	生活費		学生生活費	学費	生活費	
	1年間	6,174,000	2,258,000	3,916,000		6,553,200	2,348,800	4,204,400		6,359,600	2,508,000	3,851,600	
	1年間	1,543,500	564,500	979,000		1,638,300	587,200	1,051,100		1,589,900	627,000	962,900	
幼稚園から大学卒業までの18年間の学習費及び学生生活費の総額		11,325,800				11,614,991				11,470,418			
(対10年度伸び率)		-				(2.5%)				(1.3%)			

(単位：円)

(単位：円)

私立コース

年度 費用の区分 学校又は学 年の区分	平成10年度				平成12年度				平成14年度					
	学習費総額		学校給食費		学校給食費		学校給食費		学習費総額		学校給食費		学校給食費	
	学校教育費	学校外活動費	学校教育費	学校外活動費	学校教育費	学校外活動費	学校教育費	学校外活動費	学校教育費	学校外活動費	学校教育費	学校外活動費	学校教育費	学校外活動費
私立幼稚園2年間	992,585	303,376	643,794	45,415	651,508	49,822	290,011	661,520	53,719	1,050,241	335,002	661,520	335,002	
4歳	470,473	120,450	327,245	22,778	328,567	24,826	114,145	333,196	26,932	508,887	148,759	333,196	148,759	
5歳	522,112	182,926	316,549	22,637	322,941	25,002	175,866	328,324	26,787	541,354	186,243	328,324	186,243	
公立小学校6年間(再掲)	1,907,138	1,195,287	369,982	242,869	335,532	241,625	1,159,403	320,975	235,807	1,753,215	1,196,433	320,975	1,196,433	
第1学年	348,754	221,287	87,647	39,820	83,921	39,323	209,249	80,482	39,160	318,134	198,492	80,482	198,492	
第2学年	247,028	169,438	37,033	40,557	32,992	39,961	161,539	32,072	38,351	232,455	162,032	32,072	162,032	
第3学年	262,311	176,559	45,003	40,749	40,497	40,326	164,089	40,638	38,251	265,176	186,287	40,638	186,287	
第4学年	269,786	184,498	45,034	40,254	43,569	40,713	196,396	39,171	39,888	283,975	204,916	39,171	204,916	
第5学年	303,505	205,145	57,655	40,705	49,337	40,854	207,396	50,413	40,150	304,451	213,888	50,413	213,888	
第6学年	376,754	238,360	97,610	40,784	85,216	40,448	220,734	78,199	40,007	349,024	230,818	78,199	230,818	
公立中学校3年間(再掲)	1,318,932	798,518	414,336	106,078	455,933	385,142	492,609	390,123	102,068	1,312,012	819,821	390,123	819,821	
第1学年	449,345	225,237	188,533	35,575	179,415	98,716	111,936	183,013	34,097	450,247	233,137	183,013	233,137	
第2学年	395,440	251,077	108,814	35,549	33,743	33,492	32,813	97,972	34,695	373,720	241,063	97,972	241,063	
第3学年	474,147	322,204	116,989	34,954	242,775	252,934	347,860	109,138	33,276	488,045	345,631	109,138	345,631	
私立高等学校3年間	3,015,074	707,955	2,307,108	...	2,346,702	...	779,263	2,350,789	...	3,085,677	734,888	2,350,789	734,888	
第1学年	1,261,791	200,984	1,060,807	...	1,043,280	...	207,219	1,044,257	...	1,251,139	206,882	1,044,257	206,882	
第2学年	898,080	214,971	683,109	...	695,464	...	251,591	701,451	...	890,947	189,496	701,451	189,496	
第3学年	855,203	292,011	563,192	...	607,958	...	320,453	605,081	...	943,591	338,510	605,081	338,510	
私立大学4年間	8,203,600	...	4,939,600	3,264,000	5,119,600	3,632,400	...	8,581,200	3,313,200	2,145,300	...	5,268,000	3,313,200	
1年間	2,050,900	816,000	1,234,900	816,000	1,279,900	908,100	...	2,145,300	828,300	2,145,300	...	1,317,000	828,300	
幼稚園から大学卒業までの 18年間の学習費及び学生 生活費の総額 (対10年度伸び率)	15,337,329	...	...	...	15,939,556 (3.8%)	...	...	15,782,345 (2.8%)	...	...	...	...	...	

(注) 1 文部科学省「子供の学習費調査報告書」及び「学生生活調査結果」に基づき当省が作成した。  
 2 「学習費、学生生活費」については、以下により計上した。  
 (1) 幼稚園から大学までに要する学習費及び学校・高等学校は3年間、大学は4年通うものとして算出した。  
 (2) 幼稚園は2年間、小学校は6年間、中学校は国立として、「私立コース」については小学校・中学校は公立で算出した。  
 (3) 「公立コース」については、大学は国立として、「私立コース」については小学校・中学校は公立で算出した。  
 (4) 「学習費」は、幼稚園から高等学校までにかかる費用であり、授業料、教科書費、PTA会費などの「学校教育費」、学習塾、けいこごとの月謝などの「学校外活動費」及び「学校給食費」を合計したものである。  
 (5) 「学生生活費」は、大学にかかる費用であり、授業料、通学費などの「学費」と食費、住居・光熱費などの「生活費」とを合計したものである。

資料 19 家計支出の推移

平成 10 年	平成 12 年 (対 10 年伸び率)	平成 14 年 (対 10 年伸び率)
32 万 8,186 円	31 万 7,133 円 (-1.9%)	30 万 6,129 円 (-5.3%)

- (注) 1 総務省「家計調査年報」に基づき当省が作成した。  
 2 「家計支出」とは、日常の生活を営むに当たり、商品やサービスを購入するために実際に支払った支出額の 1 世帯当たり 1 ヶ月当たりの金額である。

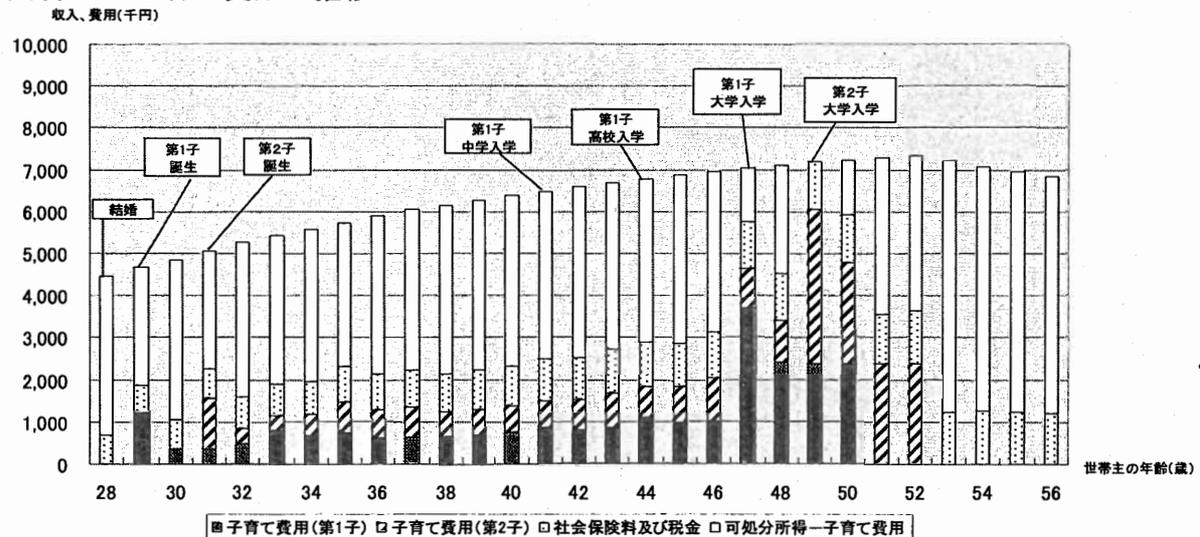
資料 20 「子育てコスト」の推計

(単位:円)

年齢	就学パターン		必需的費用	生活費用	選択的費用	費用合計	
0	乳幼児		0歳児	752,442	162,360	281,767	1,196,569
1			1歳児	0	242,807	115,691	358,498
2			2歳児	0	268,965	104,794	373,759
3			3歳児	0	282,746	207,934	490,680
4	幼稚園	私立	4歳児	350,023	221,247	198,200	769,470
5			5歳児	151,055	221,247	302,110	674,411
6	小学校	公立	1年生	127,467	284,748	303,887	716,102
7			2年生	77,590	284,748	251,038	613,376
8			3年生	85,752	284,748	259,159	629,659
9			4年生	85,288	284,748	259,159	629,195
10			5年生	98,360	284,748	292,045	675,153
11			6年生	138,394	284,748	325,260	748,402
12	中学校	公立	1年生	224,108	284,468	323,287	831,863
13			2年生	144,363	284,468	349,127	777,958
14			3年生	151,943	284,468	420,254	856,665
15	高校	公立	1年生	433,023	357,589	281,669	1,072,281
16			2年生	323,321	357,589	289,924	970,834
17			3年生	229,959	357,589	399,137	986,685
18	大学	私立大学	1年生	1,964,847	279,839	1,434,626	3,679,312
19			2年生	1,274,520	279,839	858,526	2,412,885
20			3年生	1,234,272	279,839	858,526	2,372,637
21			4年生	1,237,184	279,839	858,526	2,375,549
				9,083,911	6,153,383	8,974,647	24,211,941

(注) 財団法人子ども未来財団「平成 11 年度子育てコストに関する調査研究報告書」に基づき当省が作成した。

資料 21 子育て費用の推移



- (注) 1 財団法人子ども未来財団「平成 11 年度子育てコストに関する調査研究報告書」に基づき当省が作成した。  
 2 男性は 28 歳で、女性は 26 歳で結婚し、男性が 29 歳の時に第 1 子、31 歳の時に第 2 子が誕生する家族のケースである。  
 3 社会保険料及び税金は現在の制度で算定している。  
 4 可処分所得は、年収から社会保険料及び税金を控除した金額である。  
 5 費用額については、資料 22 のとおりである。

資料 22 年齢別の収入と子育て費用の推移

(単位：千円)

年齢	世帯合計収入	子育て費用 (第1子)	子育て費用 (第2子)	社会保険 料及び税 金	可処分所 得一子育 て費用	子育て費 用÷可処 分所得 (%)	特徴
28	4,454	0	0	685	3,769	0%	
29	4,658	1,197	0	670	2,792	30%	第1子誕生
30	4,862	358	0	709	3,795	9%	
31	5,066	374	1,197	693	2,802	36%	第2子誕生
32	5,270	491	358	733	3,688	19%	
33	5,425	769	374	762	3,520	25%	第1子幼稚園入学
34	5,580	674	491	791	3,624	24%	
35	5,735	716	769	821	3,429	30%	第1子小学校入学
36	5,890	613	674	850	3,753	26%	
37	6,045	630	716	879	3,820	26%	
38	6,156	629	613	904	4,010	24%	
39	6,266	675	630	928	4,033	24%	
40	6,377	748	629	953	4,046	25%	
41	6,487	832	675	978	4,002	27%	第1子中学入学
42	6,598	778	748	1,002	4,069	27%	
43	6,688	857	832	1,024	3,976	30%	
44	6,779	1,072	778	1,046	3,883	32%	第1子高校入学
45	6,870	971	857	1,046	3,996	31%	
46	6,961	987	1,072	1,068	3,834	35%	
47	7,052	3,679	971	1,111	1,291	78%	第1子大学入学
48	7,109	2,413	987	1,125	2,584	57%	
49	7,166	2,373	3,679	1,139	-25	100%	第2子大学入学
50	7,223	2,376	2,413	1,153	1,282	79%	
51	7,280	0	2,373	1,167	3,741	39%	
52	7,337	0	2,376	1,274	3,688	39%	
53	7,214	0	0	1,245	5,969	0%	
54	7,090	0	0	1,266	5,824	0%	
55	6,966	0	0	1,236	5,730	0%	
56	6,842	0	0	1,207	5,635	0%	
合計	183,448	24,212	24,212	28,466	106,559	31%	

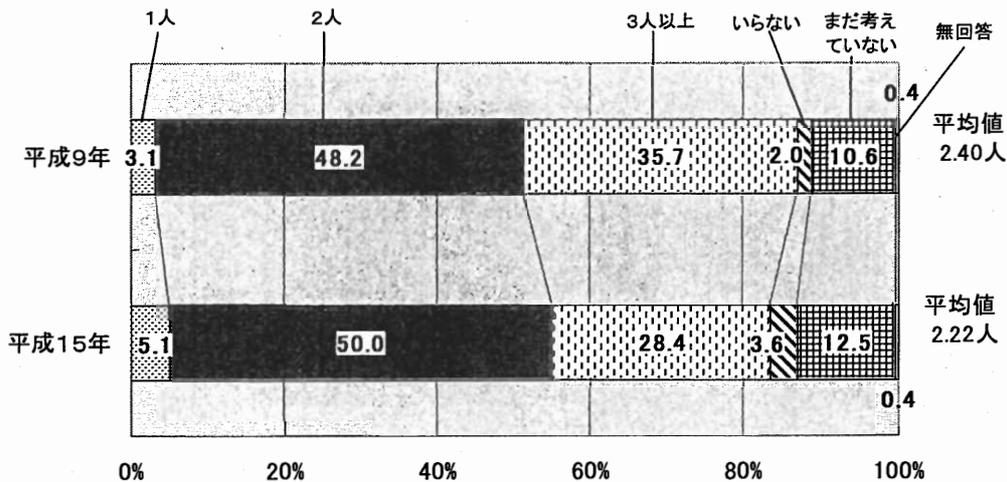
(注) 財団法人子ども未来財団「平成11年度子育てに関する調査研究報告書」に基づき当省が作成した。

資料 23 母の就業状況別、子どもを育てていて負担に思うこと (図Ⅱ-2-(8)の基礎データ)

	総 数	の子 育て がに よる 身体	か子 育て で出 費が	時自 分の 持自 て由 ない	時夫 間婦 がで ない しむ	で仕 事が 十分 に	解と 子を 育て て身 が近 くな る人 がな い理 こ	が子 ども が病 気	目 が離 れま らな いの で	そ の 他	持 負 に 思 う こ と は
	子ども数										
無職	29,967	12,253	8,022	19,891	7,741	3,299	1,881	1,339	11,117	1,171	3,441
勤め(常勤)	6,522	2,380	1,538	3,964	1,596	1,484	316	798	1,598	291	926
勤め(パート・アルバイト)	4,422	1,500	1,507	2,422	965	1,331	240	485	1,280	159	609
自営業・家業・内職	2,562	960	661	1,474	549	952	172	160	861	81	345
	総数に対する割合 (%)										
無職	100.0	40.9	26.8	66.4	25.8	11.0	6.3	4.5	37.1	3.9	11.5
勤め(常勤)	100.0	36.5	23.6	60.8	24.5	22.8	4.8	12.2	24.5	4.5	14.2
勤め(パート・アルバイト)	100.0	33.9	34.1	54.8	21.8	30.1	5.4	11.0	28.9	3.6	13.8
自営業・家業・内職	100.0	37.5	25.8	57.5	21.4	37.2	6.7	6.2	33.6	3.2	13.5

(注) 厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査の概況」(平成14年度)に基づき当省が作成した。

資料 24 理想の子ども数



- (注) 1 平成15年版国民生活白書(内閣府「若年層の意識実態調査結果」(平成15年)及び「国民生活選好度調査」(平成9年)により作成)に基づき当省が作成した。  
 2 理想の子ども数は、「あなたは子どもを何人ぐらいほしいですか。あるいはほしかったですか。理想の子ども数をお答えください。(〇は1つ)」という問いに対する回答者の割合である。  
 3 回答者は全国20歳から34歳の男女で、平成15年は1,649人、9年は1,146人である。

資料 25 「平成15年版国民生活白書」(抄)

第3章 デフレ下で変わる若年の家庭生活  
 第3節 経済が低迷する中で進む少子化

2. 子どもに関する若年の意識の変化

(前略) 出産意欲が低下し、若年が理想とする子ども数も生もうと予定している子どもの数も減少してきている。

それでは、若者の出産意欲が低下したのはなぜだろうか。

(中略) 若年では、子どもを「かわいいから」持ちたいと考える傾向が強まっており、このような子どもに対する意識の変化を背景に、子育てのコストが上昇してきていると指摘されている。すなわち、社会全体が豊かになるにつれて、夫婦が生む子どもの数を減らし、子どもを塾に入れて学力水準の高い学校を目指したり、音楽などの情操教育やスポーツ教育に力を入れたりするなど、子育てにより多くのお金と時間をかけるようになってきているというのである。

資料 26 妻の年齢別にみた、子どもを持つことを理想と考える理由

(図 II-3-(5)の基礎データ)

(単位：%)

妻の年齢	子どもを持つことは自然なことだから	結婚して子どもを持つ	将来の社会を支えとなるから	子どもは将来の社会の支えとなるから	夫や親など周囲が望むから	子どもを持つことで周囲から認められるから
25歳未満		45.1		19.0	8.2	3.3
25～29歳		42.7		18.0	15.1	4.8
30～34歳		49.9		20.5	11.6	6.7
35～39歳		54.4		28.4	12.1	8.4
40～44歳		61.7		31.2	10.6	7.3
45～49歳		66.7		33.1	9.6	7.1

- (注) 国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査夫婦調査の結果概要」(平成14年)に基づき当省が作成した。

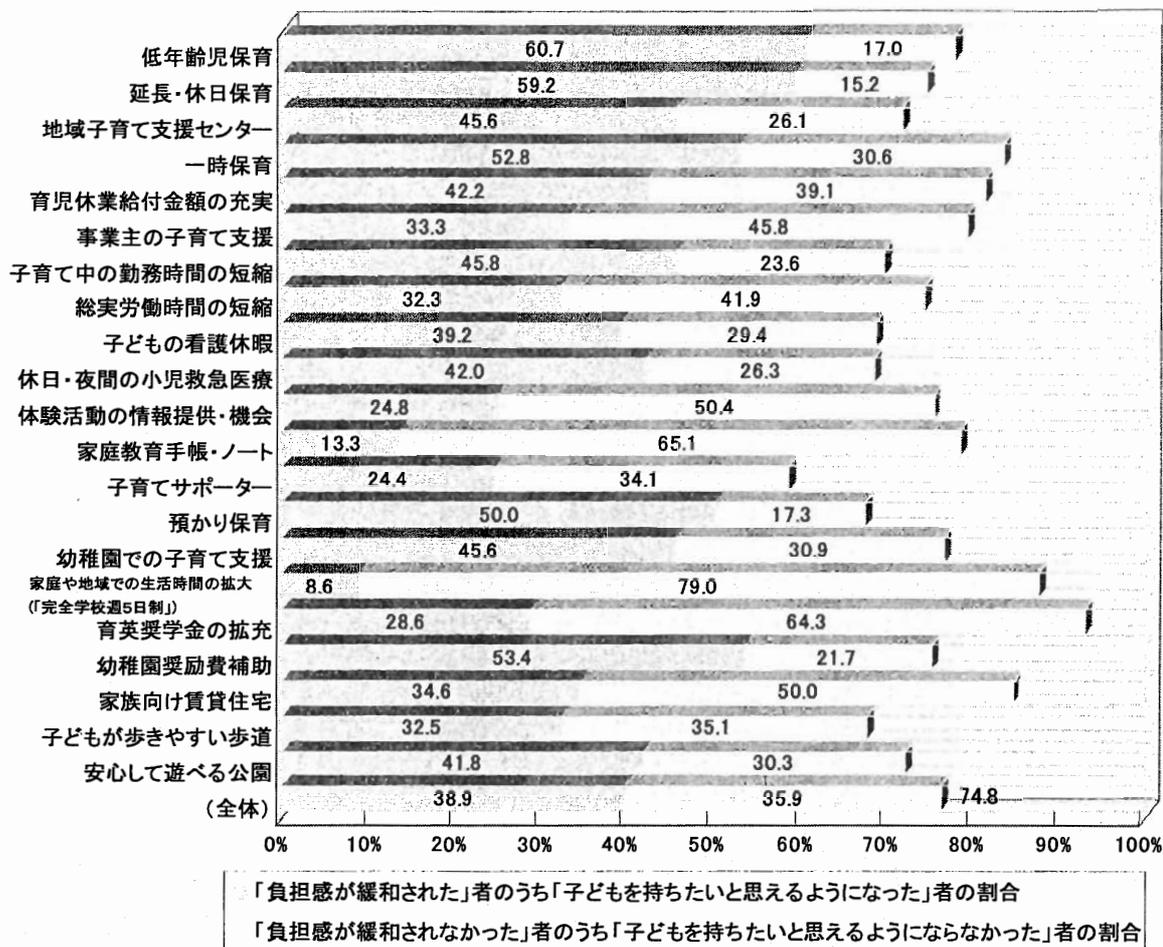
資料 27 「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の相関関係

( 図Ⅱ-3-(6)の基礎データ)

	利用等して負担感が緩和された割合 (%)	利用等して子どもを持ちたいと思えるようになった割合 (%)
低年齢児 (0~2歳児) の保育所での受入れ	79.9	63.8
保育所での延長保育や休日保育	79.6	64.4
育児相談や育児サークルの支援を行う「地域子育て支援センター」	68.6	50.9
親が病気や育児疲れの時に預けることができる一時保育	63.9	58.3
育児休業給付金額の充実	53.9	49.2
事業主による子育て支援 (事業所内託児所の充実)	37.5	50.0
子育て期間中の勤務時間の短縮	69.4	52.8
年間総実労働時間の短縮	51.6	38.7
病気やけがの子どもを看護するための休暇制度	58.8	51.0
休日・夜間における小児専門の救急医療体制	68.5	47.2
社会、自然や文化に関わる体験活動についての情報提供とその機会	40.7	33.6
子育てのヒント集としての家庭教育手帳、家庭教育ノート	33.5	14.7
家庭での教育やしつけに関する相談又は子どもとの交流事業を行う「子育てサポーター」	51.2	39.0
幼稚園での預かり保育	79.8	52.9
幼稚園での子育て相談や子育てサークルの支援	63.2	51.5
ゆとりを確保するための完全学校週5日制	17.2	12.4
育英奨学金制度の拡充	35.7	28.6
幼稚園に就園しやすくなるための入園料・保育料の軽減 (幼稚園就園奨励費補助)	72.5	59.3
特定優良賃貸住宅や公団賃貸住宅の供給による家族向け賃貸住宅	38.5	46.2
広くて段差が無いなど子どもが歩きやすい歩道	51.9	45.5
安心して遊ばせることができる公園や河川	57.4	54.2
	平均値 (%)	55.9
	標準偏差	17.3

(注) 当省が実施した「少子化対策(新エンゼルプラン)に関する住民アンケート調査」の結果に基づき作成した。

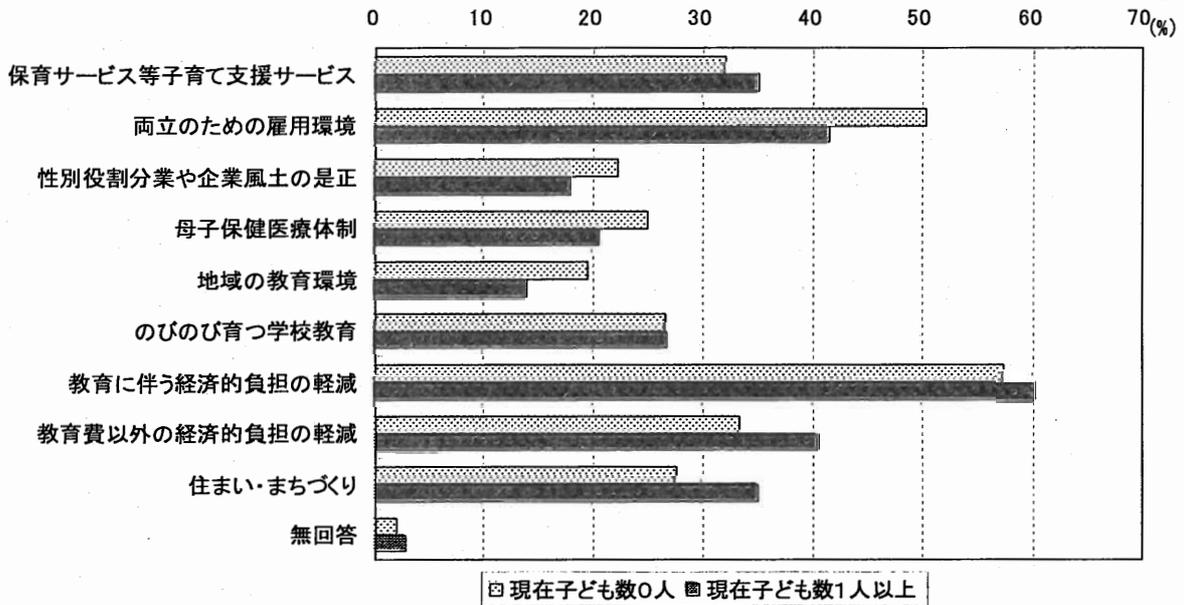
資料 28 「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の脈絡の状況



(注) 当省が実施した「少子化対策(新エンゼルプラン)に関する住民アンケート調査」の結果に基づき作成した。

「子育ての負担感が緩和された」者のうち「子どもを持ちたいと思えるようになった」者と「負担感が緩和されなかった」者のうち「子どもを持ちたいと思えるようにならなかった」者の合計の割合は、総じて高い割合(加重平均74.8%)となっている。

資料 29 分野間において相対的に特に充実が望まれているもの（子どもの有無別）

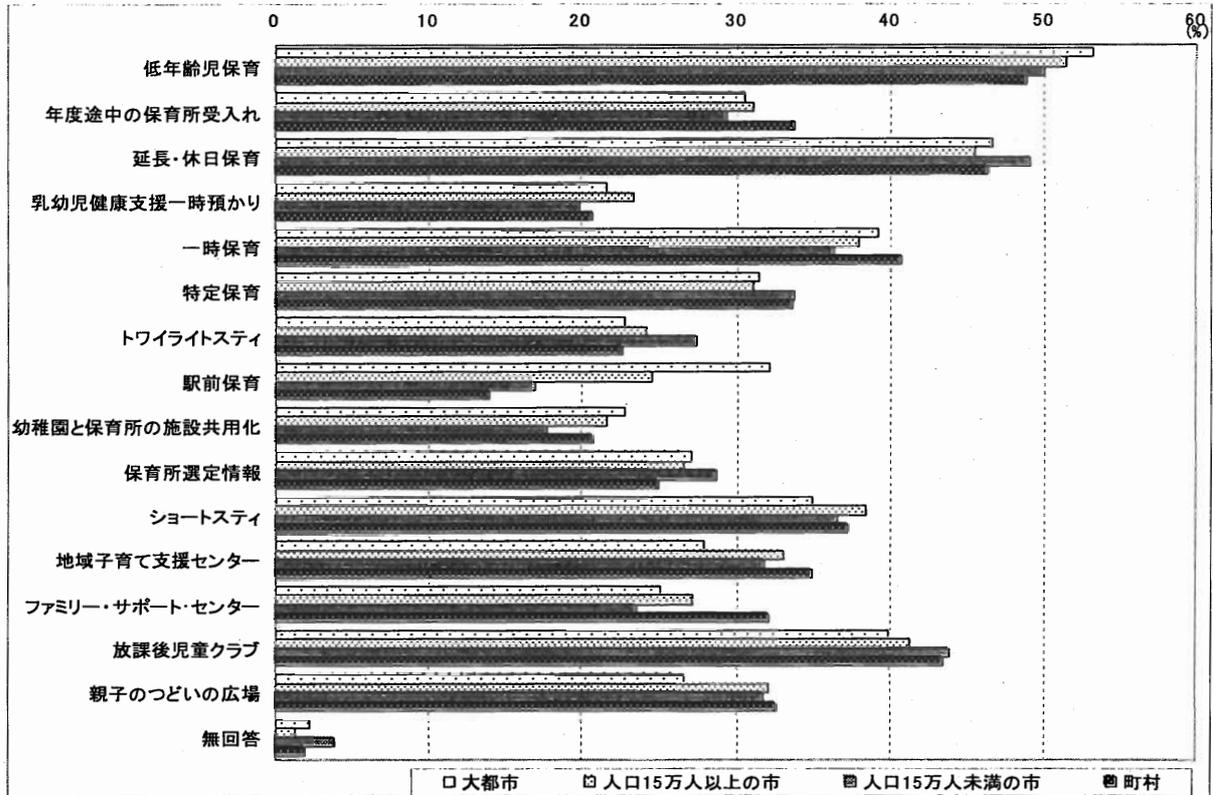


(単位: %)

アンケート選択肢	現在子ども数	
	0人	1人以上
保育サービス等子育て支援サービスの充実	32.1	35.0
仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備	50.3	41.5
働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正	22.2	17.9
母子保健医療体制の整備	25.0	20.6
地域で子どもを育てる教育環境の整備	19.5	13.9
子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現	26.6	26.7
教育に伴う経済的負担の軽減	57.3	60.3
教育費以外の子育てに伴う経済的負担の軽減	33.3	40.5
住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援	27.5	35.3
無回答	1.9	2.7

(注) 当省が実施した「少子化対策（新エンゼルプラン）に関するアンケート調査」の結果に基づき作成した。

資料30 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの(居住地域別)

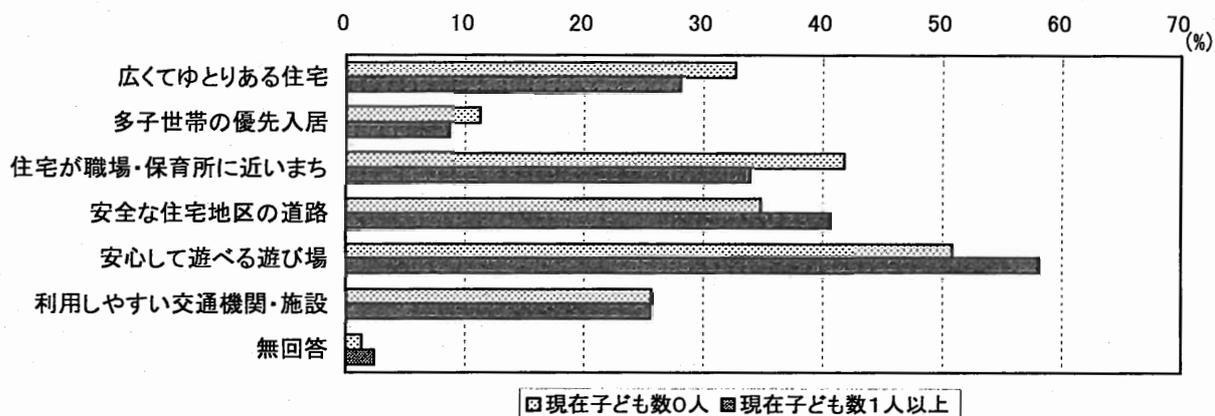


(単位: %)

	大都市	人口15万人以上の市	人口15万人未満の市	町村
需要の多い0～2歳児の保育所での受入れを拡大する取組	53.2	51.4	50.0	48.9
年度の途中に保育所の定員を超えて子どもを受け入れる取組	30.5	31.1	29.4	33.8
通常の保育時間の前後や休日に子どもを預かるサービス	46.6	45.5	49.1	46.3
病気の回復期の子どもを預かるサービス	21.6	23.3	19.9	20.6
普段は家庭にいる子どもでも、親が病気で育児疲れの時に預かるサービス	39.2	38.0	36.3	40.7
週2、3日程度または午前か午後のみ必要に応じて子どもを預かるサービス	31.4	31.1	33.8	33.6
夜間や休日に子どもを預かり、食事などの世話をしてくれるサービス	22.7	24.1	27.4	22.6
駅前など便利な場所で子どもを預かるサービス	32.2	24.5	17.0	14.0
保育所と幼稚園の施設の共用化、職員の相互交流による連携	22.7	21.6	17.7	20.6
保育所選びに役立つ情報の提供	27.0	26.6	28.7	24.9
親が急病や育児疲れのときに子どもを数日間、宿泊で預かるサービス	34.9	38.4	36.5	37.2
保育の専門家による育児相談や育児サークルの支援	27.9	33.1	31.8	34.9
育児の援助を受けたい人と援助したい人との助け合い活動	25.1	27.2	23.6	32.1
小学校低学年の子どもが放課後に遊んで過ごせる場	39.9	41.3	43.9	43.5
親子が気軽に集まって、交流や育児相談ができる身近な場	26.6	32.2	31.8	32.6
無回答	2.2	1.3	3.8	1.8

(注) 当省が実施した「少子化対策(新エンゼルプラン)に関する住民アンケート調査」の結果に基づき作成した。

資料 31 「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野内の施策間において相対的に特に充実が望まれているもの(子どもの有無別)



(単位:%)

アンケート選択肢	現在子ども数	
	0人	1人以上
広くてゆとりがあり、子育てがしやすい住宅	32.7	28.1
子どもが多い世帯の公営住宅への優先入居	11.3	8.7
住宅が職場や保育所に近く、仕事や社会活動をしながら子育てしやすいまちづくり	41.8	33.9
子どもが家の周りを安全に歩くことができる住宅地区の道路	34.8	40.6
安心して子どもを遊ばせることができる遊び場	50.8	58.1
妊婦や親子が利用しやすい公共交通機関(鉄道やバス)や公共施設	25.7	25.6
無回答	1.3	2.4

(注) 当省が実施した「少子化対策(新エンゼルプラン)に関する住民アンケート調査」の結果に基づき作成した。

資料 32 少子化対策関連施策について、一括して独自に評価を実施している地方公共団体

県・市別	少子化対策についての独自の評価（概要）
静岡県	<p>○ 「ふじのくにエンゼルプラン」(平成8年3月策定)を幅広く見直し、平成13年3月に策定した「静岡県子育て支援総合計画(しずおかエンゼルプラン21)」(平成12年度から16年度)に掲げる施策について、<u>数値目標(指標22)を設定し、目標に対する達成状況を毎年測定する実績評価を実施している。</u></p> <p>◇ 静岡県では、少子化対策関連施策の効果の発現を総合的に評価するいわゆる「アウトカム」については、必要性は認識しているものの、測定のための適切な指標が見当たらないとして、分析していない。</p>
奈良県	<p>○ 平成13年3月に策定した「奈良県少子化対策実施計画」(通称「結婚ワクワク子どもすくすくプラン」)(平成13年度から17年度)において、県が取り組む重点的事項として、<u>数値目標(指標7)を設定し、毎年度、数値目標に対する進捗状況を測定する実績評価を実施している。</u></p>
島根県	<p>○ 平成8年5月に策定し、12年5月に改定した「島根県児童育成計画(しまねエンゼルプラン)」(平成12年度から17年度)に掲げる施策について、<u>毎年度、数値目標(14指標)と実績を対比させる実績評価を実施している。</u></p>
高知県	<p>○ 平成10年3月に策定した「高知県エンゼルプラン」(平成10年度から16年度)に掲げる重点10事業の実施状況について、<u>毎年度、数値目標(8指標)と実績を対比させる実績評価を実施している。</u></p>
長崎県	<p>○ 平成12年度に策定した少子化対策のための重点的な整備計画である子育て支援5か年計画「スマイルながさき21」(平成12年度から16年度)に掲げた施策について、<u>毎年度、数値目標(21指標)と実績を対比させる実績評価を実施している。</u></p>
熊本県	<p>○ 平成13年3月に策定した「くまもと子ども未来プラン」(平成13年度から18年度)に掲げる重点施策に関する施策・事業を中心に、<u>数値目標(21指標)を設定しており、指標の中には、個別施策の進ちょく状況を測定する指標だけでなく、個別施策の効果を測定する指標(7指標)も設定。</u></p> <p>(個別施策の効果を測定する指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別によって役割を固定する考え方に同意しない県民の割合</li> <li>・ 児童の権利に関する条約について知っている県民の割合</li> <li>・ 周産期死亡率</li> <li>・ 保育所待機児童数</li> <li>・ 育児休業取得率</li> <li>・ 不登校発生件数</li> <li>・ いじめ発生件数</li> </ul> <p>◇ 熊本県は、指標の設定にあたって、国の新エンゼルプランに定める指標を踏まえ、くまもと子ども未来プランにおける重点施策の中から、既存資料で把握できるものを設定したとしている。</p>
羽咋市	<p>○ 平成14年度に策定した「エンゼルプランはくい2002」(平成14年度から18年度)に掲げる施策について、<u>数値目標(指標15)を設定し、目標に対する達成状況を把握する実績評価を実施している。</u></p>
神戸市	<p>○ 平成9年2月に策定し、14年2月に改定した「神戸市児童育成計画2010」(平成14年度から22年度)において、具体的に取り組んでいく施策について、<u>当面5年間の数値目標(約50指標)を設定し、目標に対する進捗状況を毎年度把握する実績評価を実施している。</u></p> <p>◇ 神戸市では、指標等に基づく効果分析を行っていない理由について、効果分析を行う場合には、どのような指標を用いるべきかの判断が難しいこと等としている。</p>
久留米市	<p>○ 平成10年2月に策定した「くるめ21子どもプラン」(平成10年度から22年度)において、市が当面重点的に取り組むべき事項とした子ども対策に関する重点施策の実施状況について、<u>毎年度、数値目標(19指標)と実績を対比させる実績評価を実施している。</u></p> <p>◇ 久留米市では、子ども対策事業全般の評価については、総合的な成果指標(目標値)を設定することが難しく、実施していないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

### 資料 33 グループインタビュー調査の参加者の発言要旨

日 時：平成 15 年 10 月 21 日（火）10：00～12：00

場 所：横浜市港北区菊名コミュニティセンター

参加者：「NPO 法人びーのびーの」のお母さん 9 人

※カッコ内は、発言者の子どもの年齢等

- 子育てで負担感を感じているのは、医療費。子ども 3 人が一度に風邪を引くと莫大なお金がかかる。その他には教育費。日々の子育ての喜びが、このようなことで消されてしまって残念。(9 歳、6 歳、5 歳)
- 子どもの学費がかかるので、仕事にもう一度就こうかと最近悩んでいる。(小 3、6 歳)
- 自治体にしてほしいことは、乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃。(小 2、小 1、年少)
- 学校が週休 2 日になって、小学校高学年の子は塾に行くか習い事を始めた。また中学校は私立志向又は一貫教育の希望が高くなっているので、教育費の負担が重い。しかし、父親は生活費を稼ぐだけで精一杯なので、母親が子どもの教育費を得ることをきっかけとして再就職を考え始める。周囲の同世代の母親で働いていない人はほとんどいない。(12 歳、9 歳)
- 児童手当 5,000 円は、ひと月分のおむつ代にしかない。それも所得制限がある。少子化支援を考えれば、おむつ代は皆にほしい。(小 2、小 1、年少)
- 子どもを育てるときの経済的負担は大きい。教育とは質が違うが、住宅にかかる経済的負担も大きい。もう 1 人ほしいけど、このスペースでは子どもはつukれない、育てられないという思いがある。(小 2、小 1、年少)
- 子どもにより良い環境を与えたいと思うとき、お金がない。習い事、教育、医療もしかり。子どもにより良いものを求めるとき、全部お金で代償されてしまうのが都市型の典型的なところ。それを打ち切らないと少子化が抜本的に解決できない。経済的な負担ができる人だけにしか、子どもに良い環境を与えることができない社会になってきている。広く児童手当みたいなもので補助していくのが適当。(9 歳、6 歳、5 歳)

- 私は、なかなか子どもができなかつたので、不妊相談センターに力を入れてほしい。10組に1組は不妊に悩んでいる。しかし会社では話せないし、親にも相談しづらく、内に秘めて悩んでいる人は多い。病院の診療代は保険適用外なので、月3万～5万かかり、車が何台も買えるほどである。子どもが産まれるまでの8年間の経済的負担と精神的負担は重かつた。私の通った病院は心のケアがなかつたので、そのような相談にのってくれるところがたくさんあったほうがいいと思う。(7歳)
- 自分は働きたいが、夫が子どもがほしいと言うことに悩んでいる。もし子どもを産んでも、すぐに保育所に預けられるという保証があれば産みたいと思う。(小1、4歳)
- 夫を家に早く帰してほしいというのが少子化対策。(2歳、妊娠中)
- 子育て中は、他人と話すことがなくなり孤独であるので、夫が早く帰ってくるべき。また、働いている母親は気分の切り替えをできるが、在宅の母にはそれがない。特に人と話すことが苦手な母親は公園デビューもしないであろう。このような部分には、検診時の面談でサポートしてほしい。(小2、小1、年少)
- 子育ての選択肢を多く設けてほしい。ワーキングマザーと専業主婦だけではないはず。幼稚園での預かり保育などをもっと推進してはどうか。(9歳、6歳、5歳)
- 行政に求める少子化対策としては、家庭に必要なことは何か、という観点からの支援。現在の、社協、区役所、保健所と、縦割りの子育て支援体制ではなく、それぞれの家庭の状態や形態に応じた支援を行うケースワーカー的な体制があってもいい。(9歳、6歳、4歳)
- そういった支援体制が行政の中にあると行きづらい。例えば教育の相談も受けてくれるような第三者的な機関がほしい。100%行政で行うのではなく、第三者的なつながりの役目をしていってはどうか。(9歳、6歳、5歳)
- 学校行事に参加できるよう、月3回くらい休暇を取れる働き方もあってほしいと思う。学校行事の担い手は専業主婦だけではないはず。(9歳、6歳、4歳)

資料34-1 少子化対策(新エンゼルプラン)に関する住民アンケート調査の結果(概要)

第1 調査の目的と実施方法

1 調査目的

新エンゼルプランについて、特に重点的に取り組むことが必要な分野・施策間で相対として特に充実が望まれているもの等を把握し、総務省が平成15年8月から実施している「少子化対策に関する政策評価」を行う上で活用する。

2 調査項目

- (1) 少子化対策(新エンゼルプラン)に対する関心、期待、評価
- (2) 分野間・分野内施策間で相対として特に充実が望まれているもの
- (3) 新エンゼルプランに掲げられている施策の作用度

3 調査対象

- (1) 母集団：全国(44都道府県)の満20歳以上40歳未満(平成15年4月1日現在)の男女
- (2) 標本数：6,000人  
調査対象市町村数：141市町村(対象市町村名・市町村別標本数は資料34-2参照)
- (3) 抽出方法：選挙人名簿による無作為抽出

4 調査実施時期

平成16年1月～2月

5 調査方法

郵送式アンケート調査

6 有効回答数(率)

有効回答数(率) 2,046人(34.1%)

① 居住地域別配布数及び有効回答数(率) (単位：人、%)

	町村	15万人未満の市	15万人以上の市	大都市	合計
配布数	1,058	1,505	1,861	1,576	6,000
有効回答数	393	554	640	459	2,046
有効回答率	37.1	36.8	34.4	29.1	34.1

(注)「大都市」とは、政令指定都市及び東京23区である。

② 年代別配布数及び有効回答数(率) (単位：人、%)

	20代	30代	無回答	合計
配布数	2,927	3,073	—	6,000
有効回答数	893	1,145	8	2,046
有効回答率	30.5	37.3	—	34.1

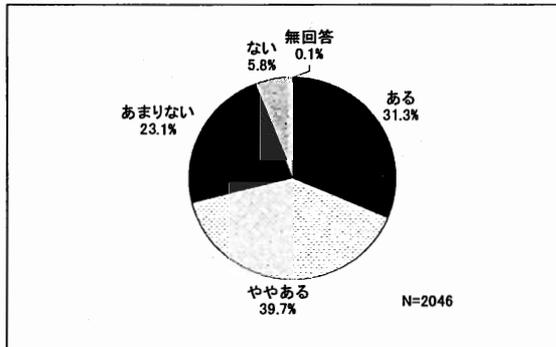
③ 男女別配布数及び有効回答数(率) (単位：人、%)

	男性	女性	無回答	合計
配布数	3,066	2,934	—	6,000
有効回答数	706	1,332	8	2,046
有効回答率	23.0	45.4	—	34.1

## 第2 調査結果

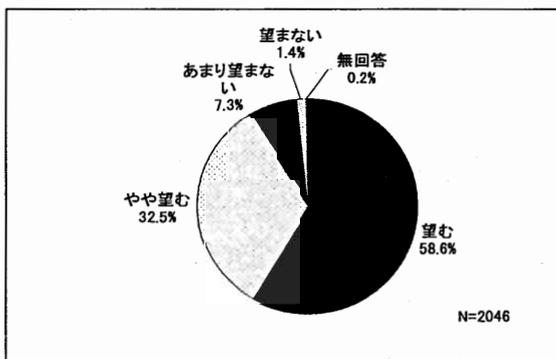
### 1 少子化対策（新エンゼルプラン）全体に対する関心、期待、評価

#### 問1 少子化問題・対策（新エンゼルプラン）への関心



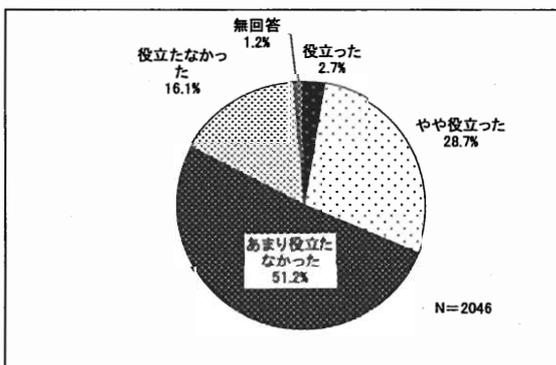
少子化問題や少子化対策（新エンゼルプラン）への関心は、「関心がある」31.3%、「関心がややある」39.7%となっており、その合計は7割を超えている。

#### 問2 少子化対策（新エンゼルプラン）推進への期待



少子化対策（新エンゼルプラン）の推進を58.6%は「望む」と回答している。「やや望む」32.5%と合わせると全体の9割以上が少子化対策（新エンゼルプラン）の推進を望んでいる。

#### 問3 これまでの少子化対策（新エンゼルプラン）は役立ったか

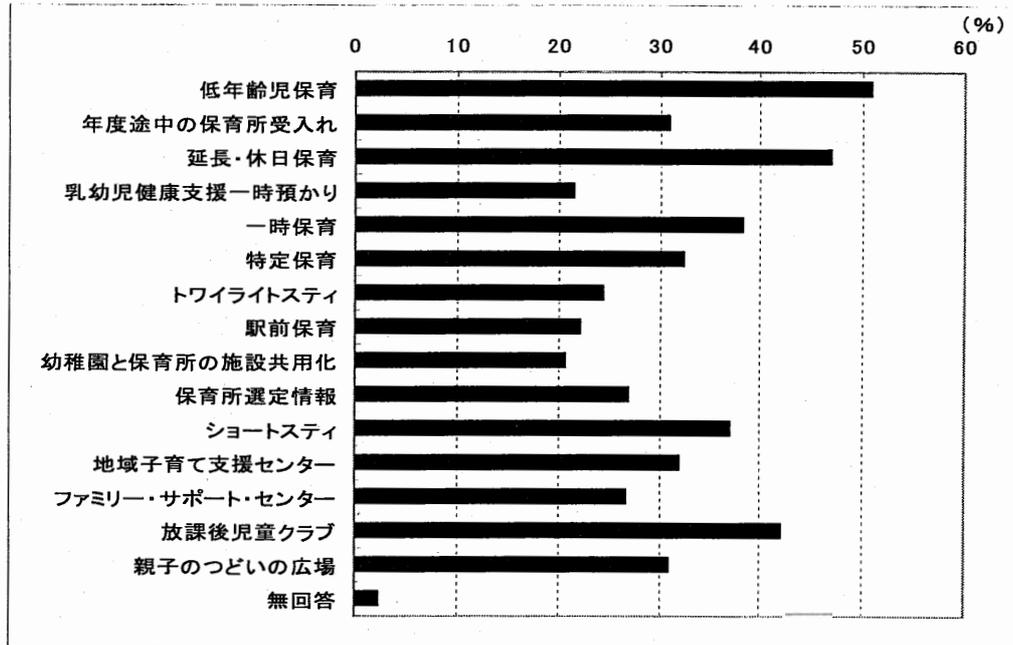


これまで取り組まれてきた少子化対策（新エンゼルプラン）に対する全般的評価は、「役立たなかった」16.1%、「あまり役立たなかった」51.2%となっている。

## 2 新エンゼルプランの分野内施策間のニーズ

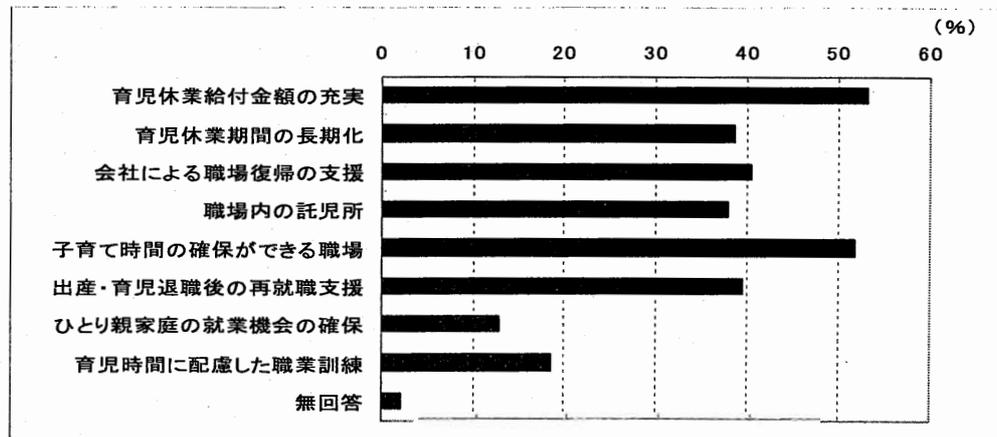
### 問4 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「低年齢児保育」、「延長・休日保育」、「放課後児童クラブ」、「一時保育」、「ショートステイ」であった。



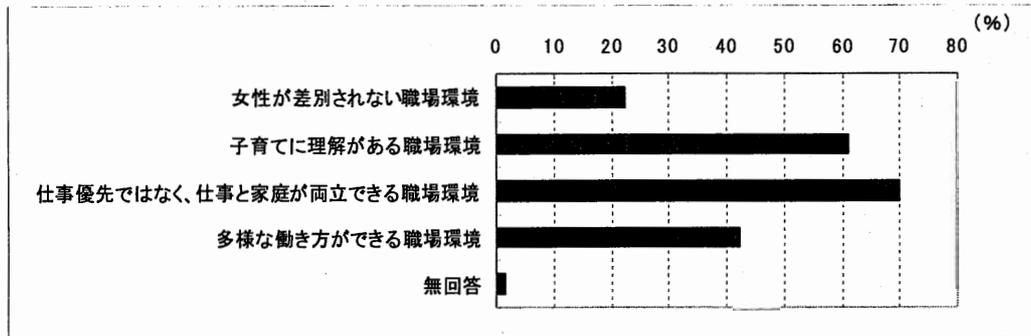
### 問5 「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「育児休業給付金額の充実」、「子育て時間の確保ができる職場」、「会社による職場復帰の支援」であった。



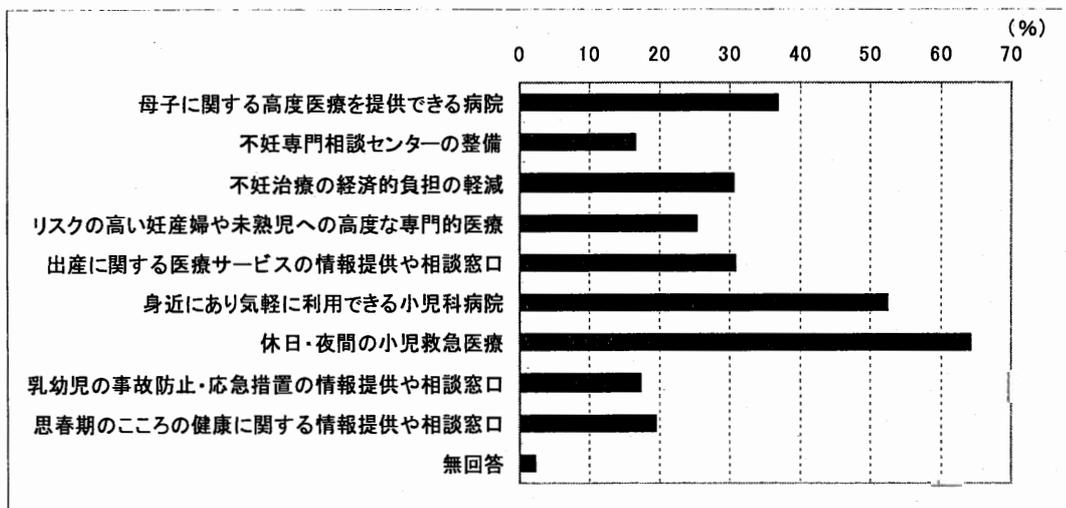
問6「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「仕事優先ではなく、仕事と家庭が両立できる職場環境」、「子育てに理解がある職場環境」であった。



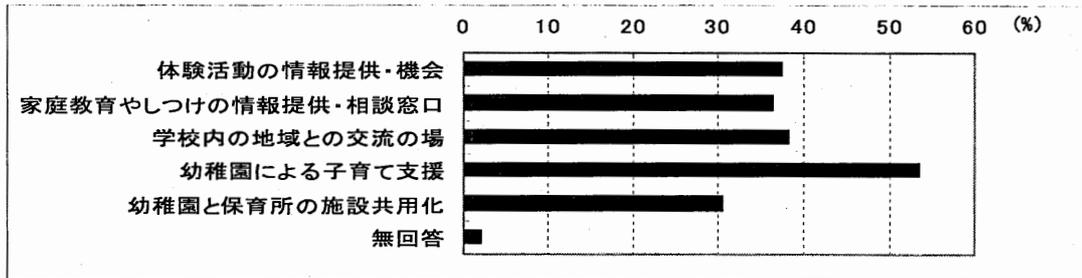
問7「母子保健医療体制の整備」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「休日・夜間の小児救急医療」、「身近にあり気軽に利用できる小児科病院」、「母子に関する高度医療を提供できる病院」であった。



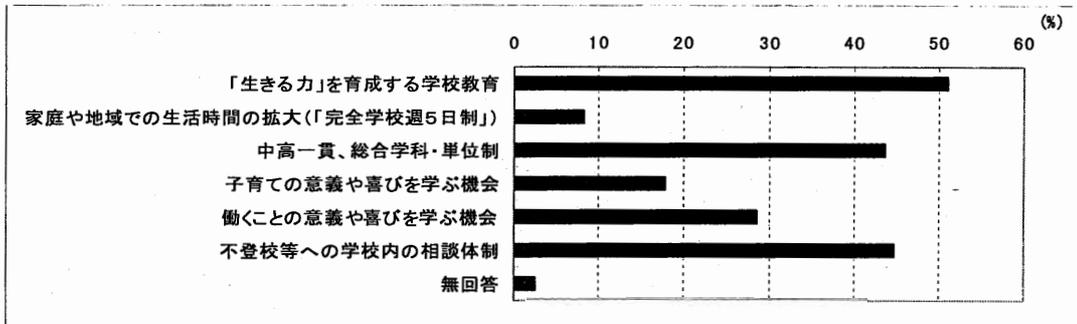
問8「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野における施策間の相対ニーズ(複数回答)

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「幼稚園による子育て支援」、「学校内の地域との交流の場」であった。



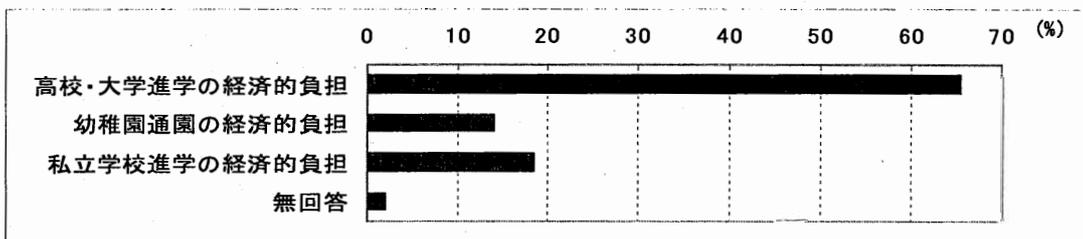
問9「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」の分野における施策間の相対ニーズ(複数回答)

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「『生きる力』を育成する学校教育」、「不登校等への学校内の相談体制」であった。



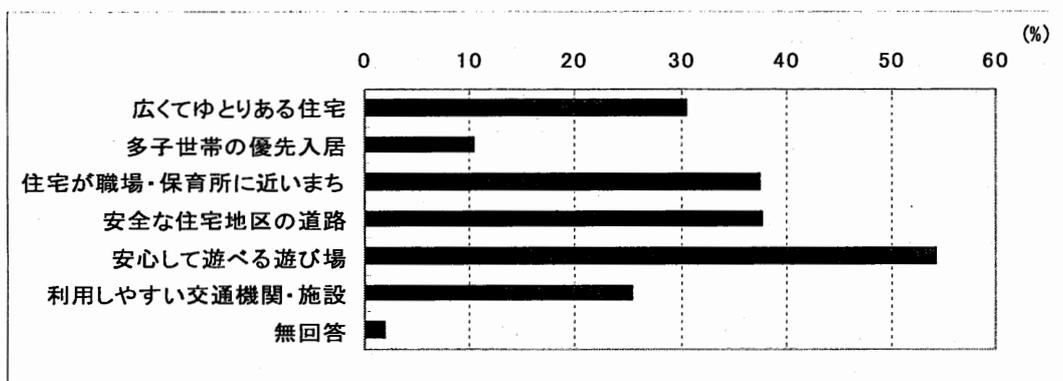
問10「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野における施策間の相対ニーズ(択一回答)

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、「高校・大学進学のための経済的負担」であった。



問11「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

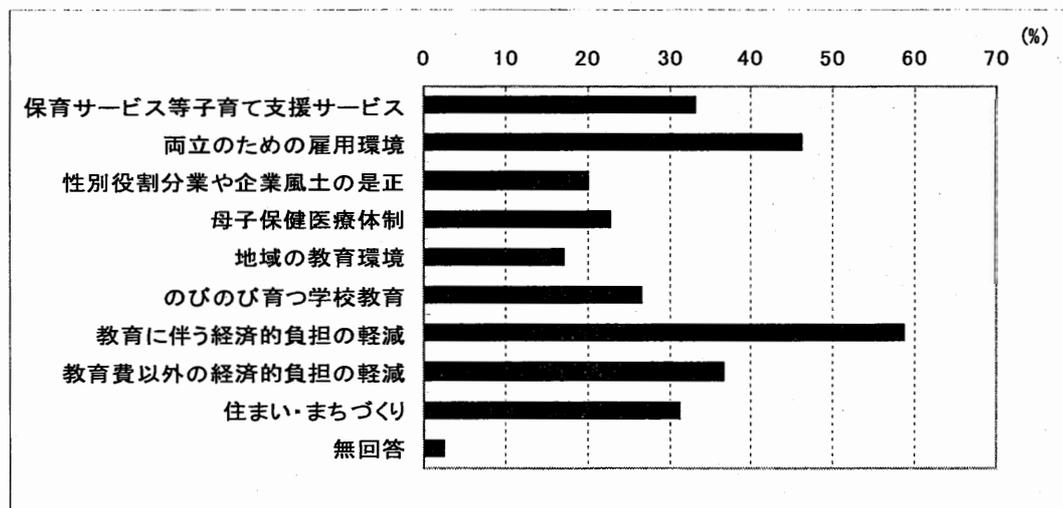
出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「安心して遊べる遊び場」、「住宅が職場・保育所に近いまち」であった。



3 新エンゼルプランの分野間のニーズ

問12 分野間の相対ニーズ（複数回答）

出産・育児インセンティブ付与の観点から、相対的に特に充実が望まれているのは、順に、「教育に伴う経済的負担の軽減」（58.6%）、「両立のための雇用環境」（46.1%）、「教育費以外の経済的負担の軽減」（36.7%）であった。

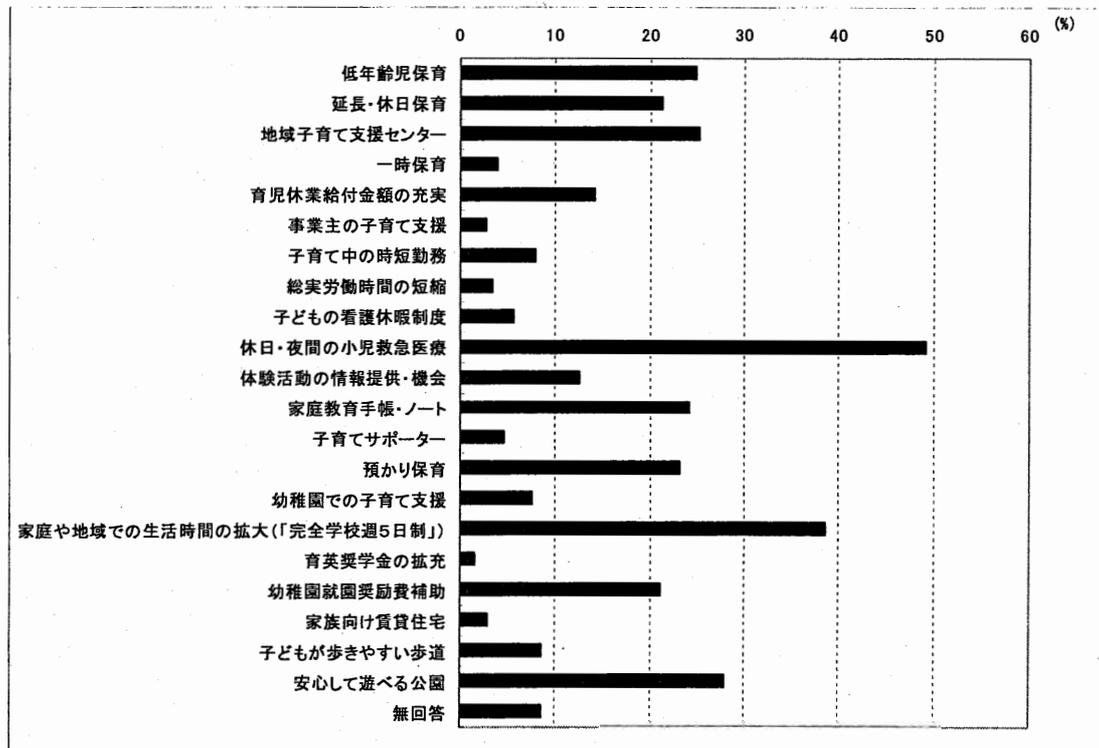


#### 4 利用等した者の効果発現の結果

##### 問13 利用等した者の割合（複数回答）

順に、「休日・夜間の小児救急医療」（49.1%）、「家庭や地域での生活時間の拡大（「完全学校週5日制）」（38.7%）の利用率が高い。次いで、「安心して遊べる公園」（27.9%）、「地域子育て支援センター」（25.1%）、「低年齢児保育」（24.9%）、「家庭教育手帳・ノート」（24.2%）、「預かり保育」（23.1%）、「延長・休日保育」（21.2%）、「幼稚園就園奨励費補助」（21.0%）の利用率が20%を超えた。

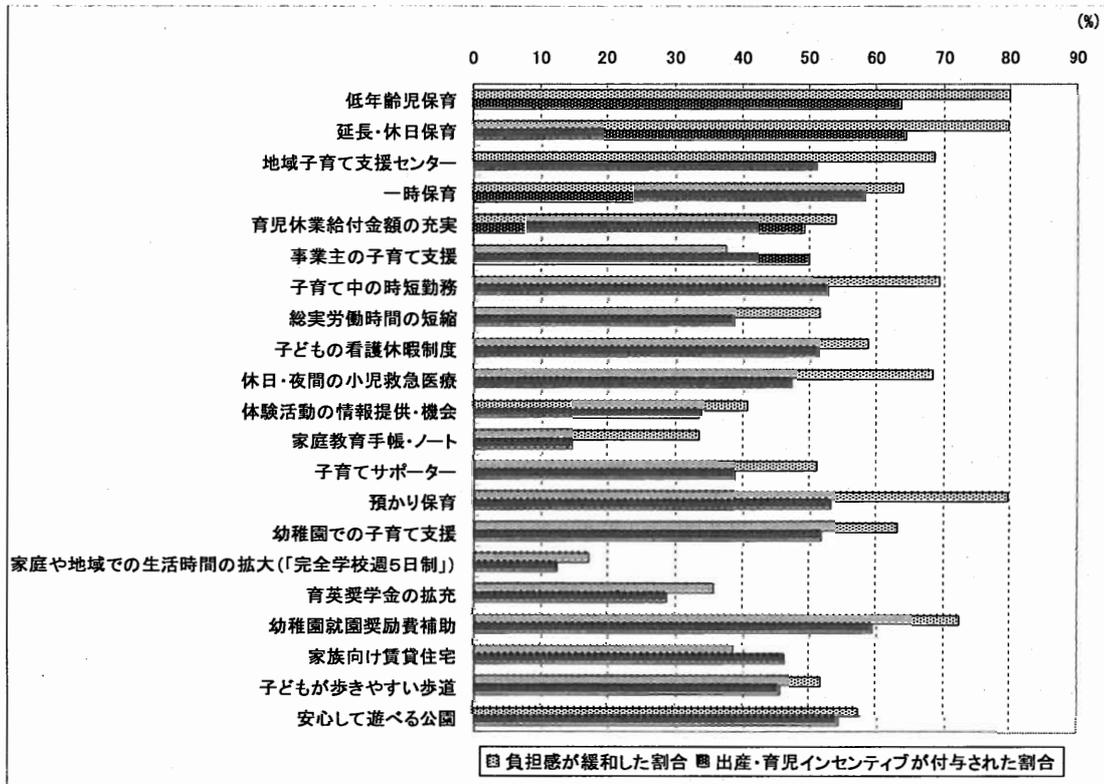
ただし、「家庭や地域での生活時間の拡大（「完全学校週5日制）」、「家庭教育手帳・ノート」は、子育て家庭が利用を取捨選択するものではないことに留意が必要である。



##### 問13 利用等した者の負担感の緩和、出産・育児インセンティブ付与の状況（複数回答）

利用等した者のうち、負担感が緩和した割合が特に多かった（70%を超える）施策は、「低年齢児保育」（79.9%）、「預かり保育」（79.8%）、「延長・休日保育」（79.6%）、「幼稚園就園奨励費補助」（72.5%）であった。

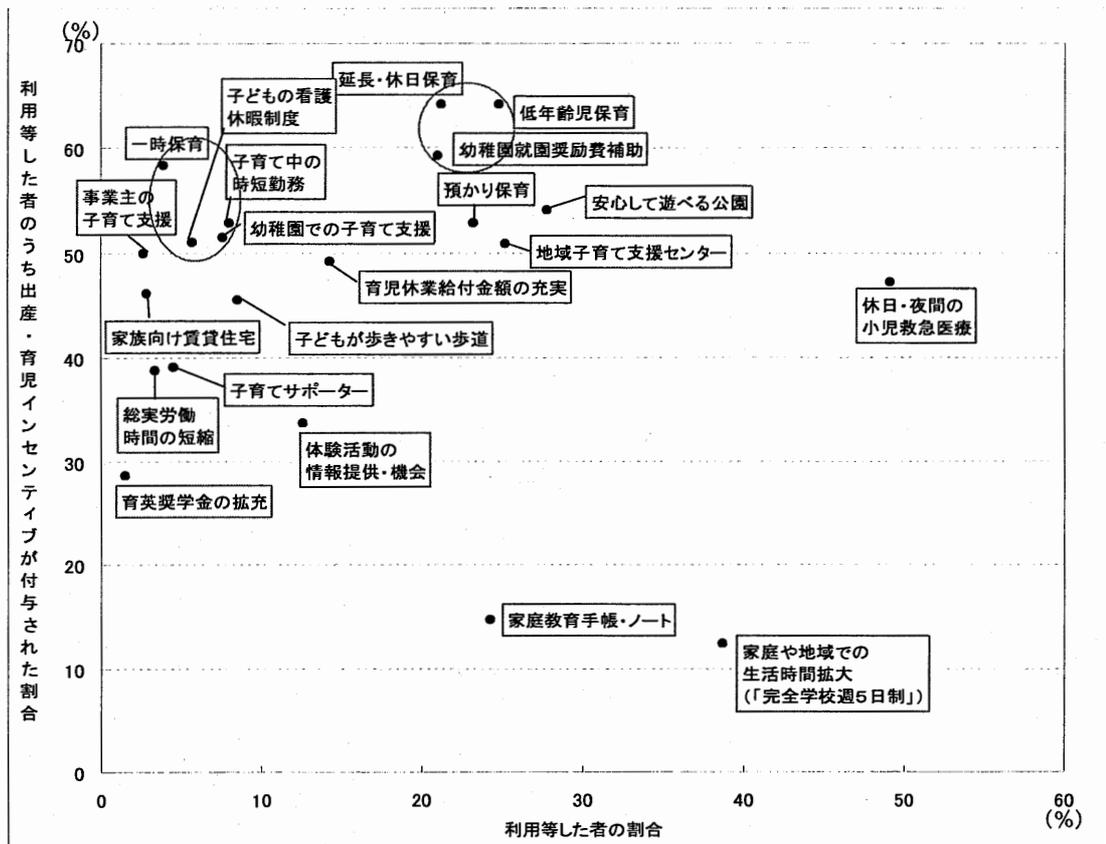
また、利用等した者のうち、子どもを持ちたいと思えるようになった割合が特に多かった（55%を超える）施策は、「延長・休日保育」（64.4%）、「低年齢児保育」（63.8%）、「幼稚園就園奨励費補助」（59.3%）、「一時保育」（58.3%）であった。



問13 利用等した者の出産・育児インセンティブ付与の状況（複数回答）

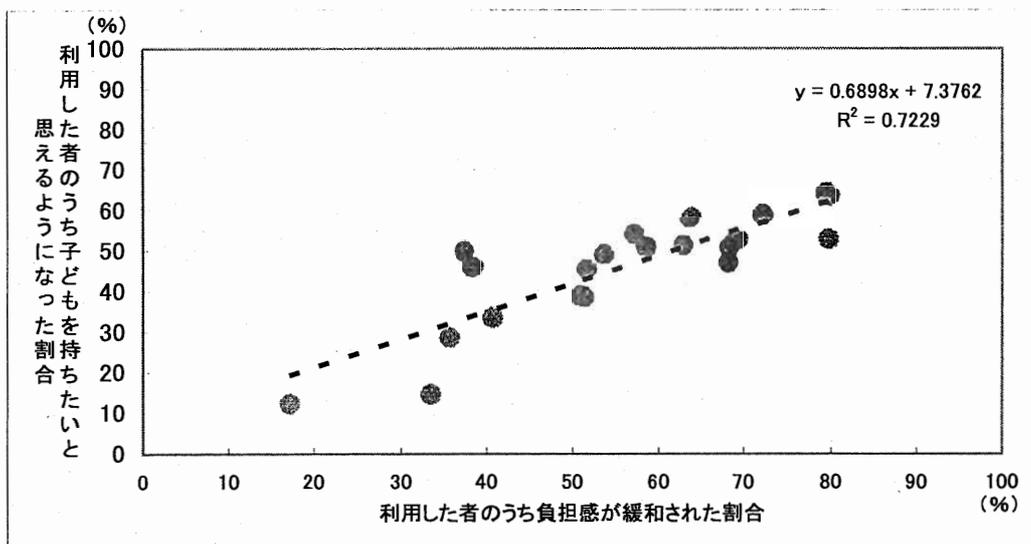
「延長・休日保育」、「低年齢児保育」、「幼稚園就園奨励費補助」は利用等した者の割合（利用者率）もある程度高く、かつ利用等した者のうち「子どもを持ちたいと思えるようになった」者も多い。

また、「一時保育」、「子育て中の時短勤務」、「幼稚園での子育て支援」、「子どもの看護休暇制度」の利用者率は低いが、利用等した者のうち「子どもを持ちたいと思えるようになった」者は多い。



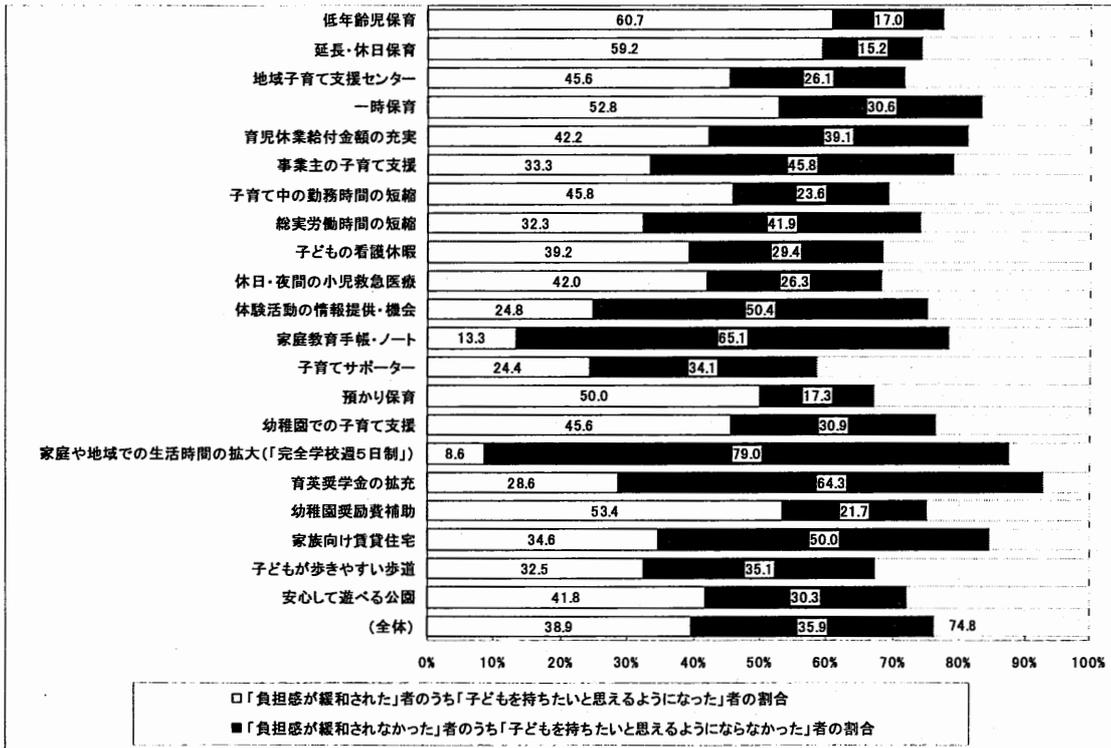
問13 「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の相関関係

施策を利用等して、負担感が緩和された割合と子どもを持ちたいと思えるようになった割合が高い相関関係（相関係数0.85）にあることから、新エンゼルプランが意図したところの政策効果の発現の脈絡は概ね妥当といえる。



問13 「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の脈絡の状況（複数回答）

施策を利用等して、「負担感が緩和された」者のうち「出産・育児インセンティブが付与された」者、又は「負担感が緩和されなかった」者のうち「出産・育児インセンティブも付与されなかった」者の割合をみると、全体では74.8%（利用者数による加重平均）であった。



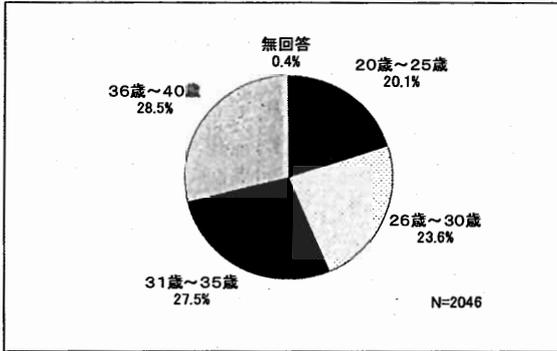
5 主な属性項目

問14 ①年齢及び②性別

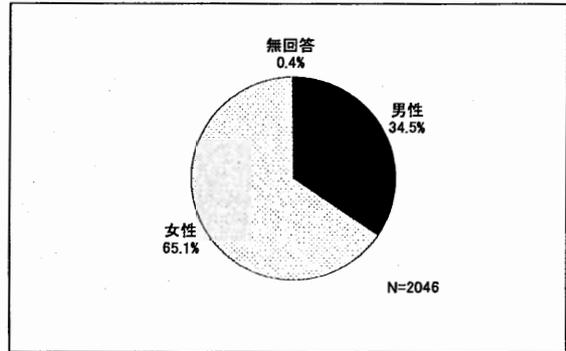
年齢層別配布数は、平成15年4月1日現在で20代が2,927人、30代が3,073人であった。それぞれの回収数は、平成16年1～2月現在で20～25歳が411人（20.1%）、26歳～30歳が482人（23.6%）、31～35歳が562人（27.5%）36歳～40歳が583人（28.5%）、無回答が8人（0.4%）であった。

性別でみる配布数は、男性が3,066人、女性が2,934人（性別による層別抽出は行っていない）であり、回収数は、男性が706人（34.5%）、女性が1,332人（65.1%）であった。

①年齢



②性別

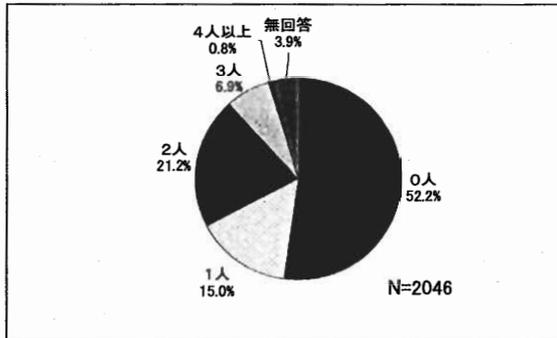


問15 ① 現在の子ども数及び②予定の子ども数

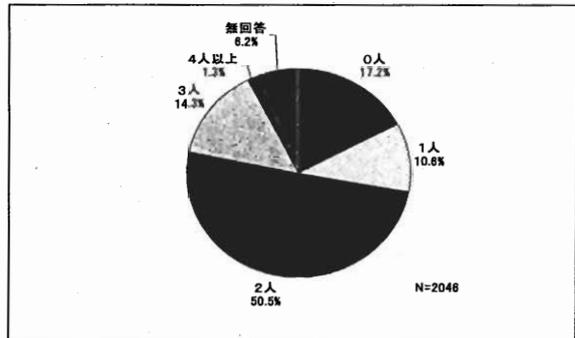
現在、子どものいる人が合計で43.9%、子どものいない人が52.2%、無回答が3.9%であった。

予定の子ども数は、無回答を除いた平均で1.98人となった

①現在の子ども数

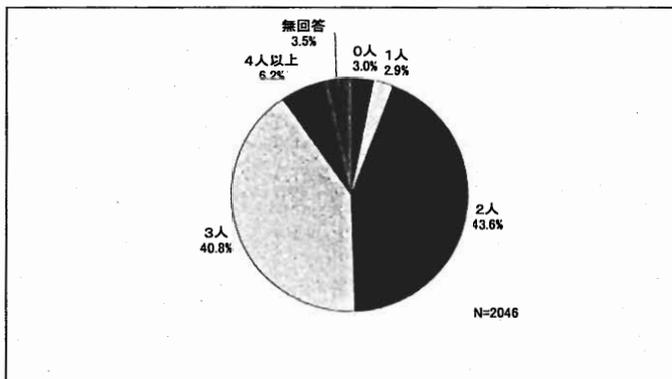


②予定の子ども数

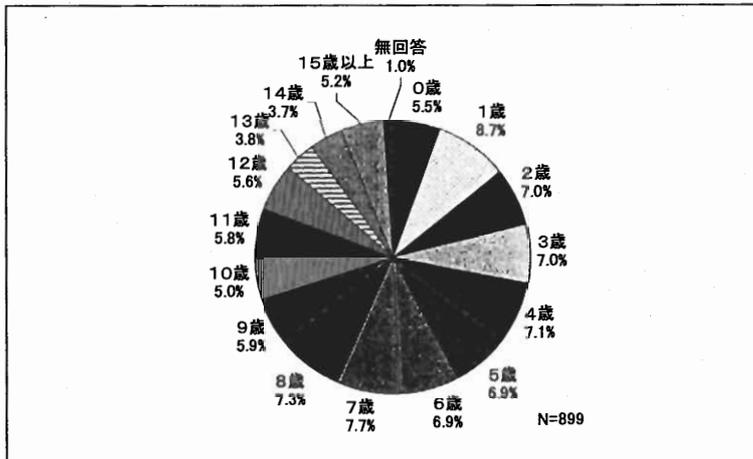


問15 ③ 理想の子ども数

理想の子ども数は、無回答を除いた平均で2.46人となった。

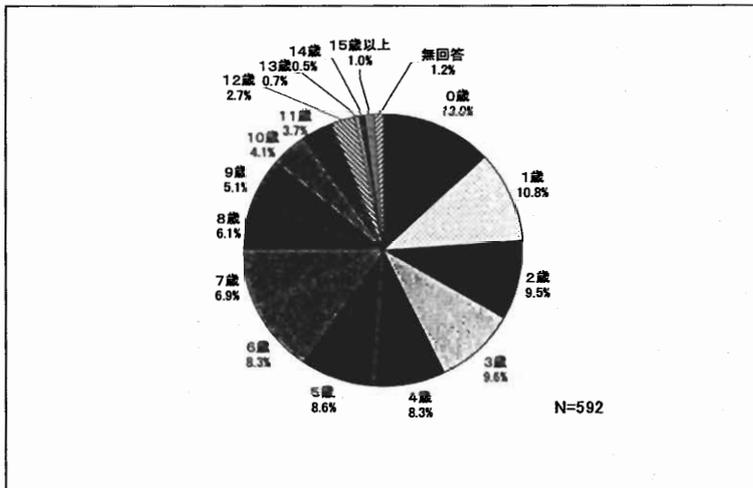


問16 一番上の子どもの年齢



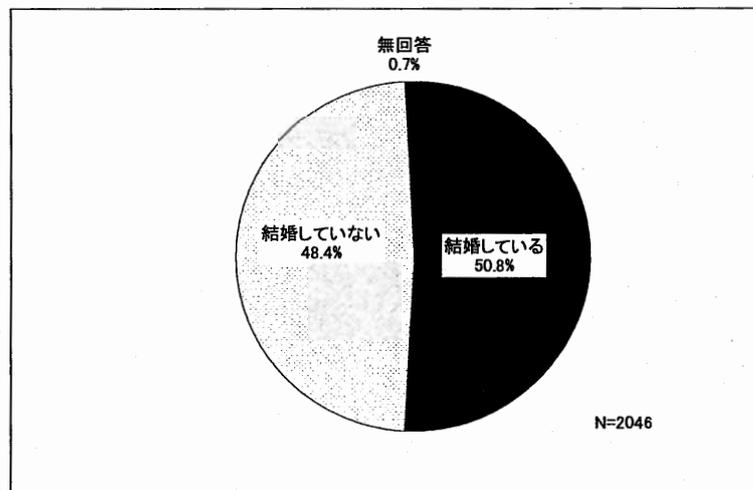
子どもがいる人の一番上の子どもの年齢は、平均6.9歳であった。

問16 一番下の子どもの年齢



子どもがいる人の一番下の子どもの年齢は、平均4.8歳であった。

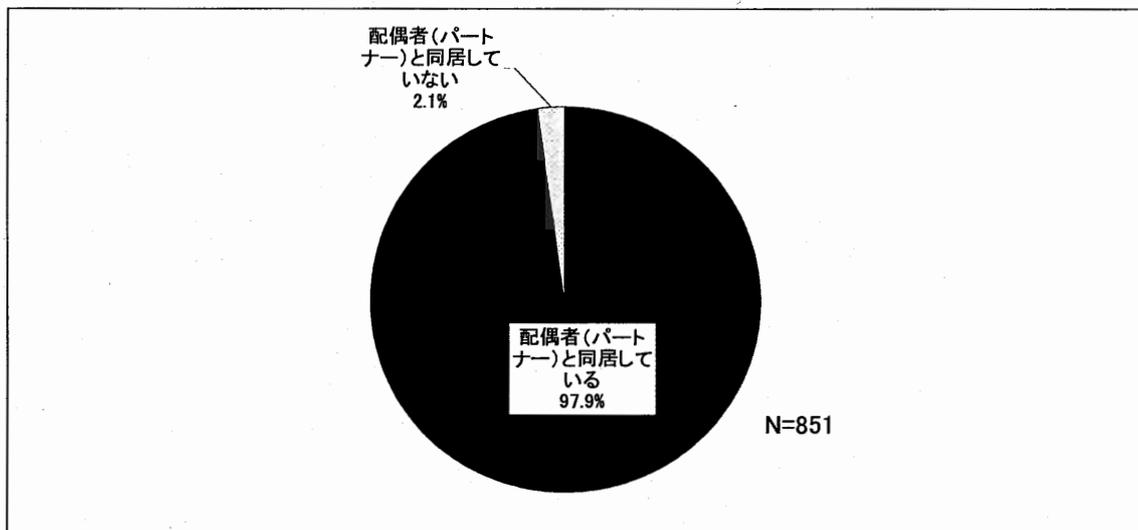
問17 婚姻関係



結婚している（婚姻届けは出していないが、事実上の婚姻関係にあるパートナーがいる場合も含む）人が50.8%、結婚していない人が48.4%、無回答が0.7%であった。

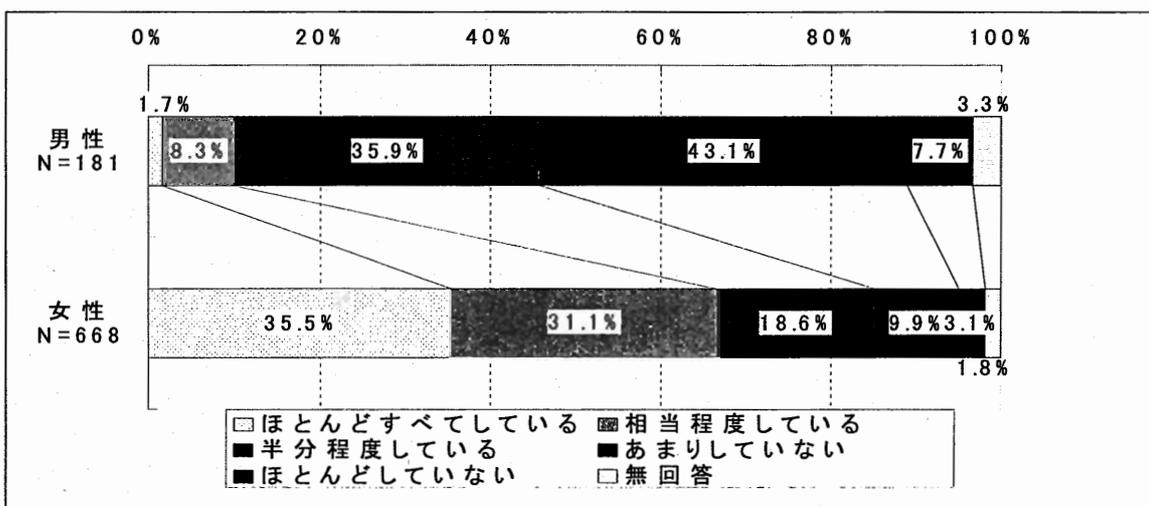
問18 ① 配偶者（パートナー）との同居

配偶者（パートナー）がいて、子どもがいる人のうち、配偶者と同居している割合は97.9%、同居していない割合は2.1%であった。



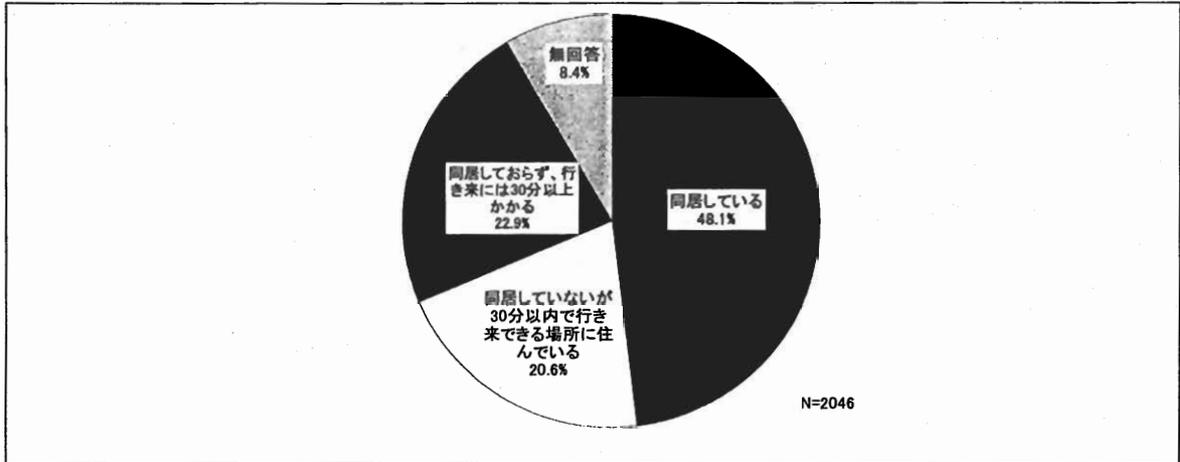
問18 ② 配偶者（パートナー）との子育ての分担の度合い（男女別）

配偶者（パートナー）と同居しており、子どものいる夫婦の子育て分担度合いをみると、男性では、「ほとんどすべてしている」1.7%、「相当程度している」8.3%であるのに対し、女性では、「ほとんどすべてしている」35.5%、「相当程度している」31.1%である。また、男性では、「あまりしていない」43.1%、「ほとんどしていない」7.7%であるのに対し、女性では、「あまりしていない」9.9%、「ほとんどしていない」3.1%であった。



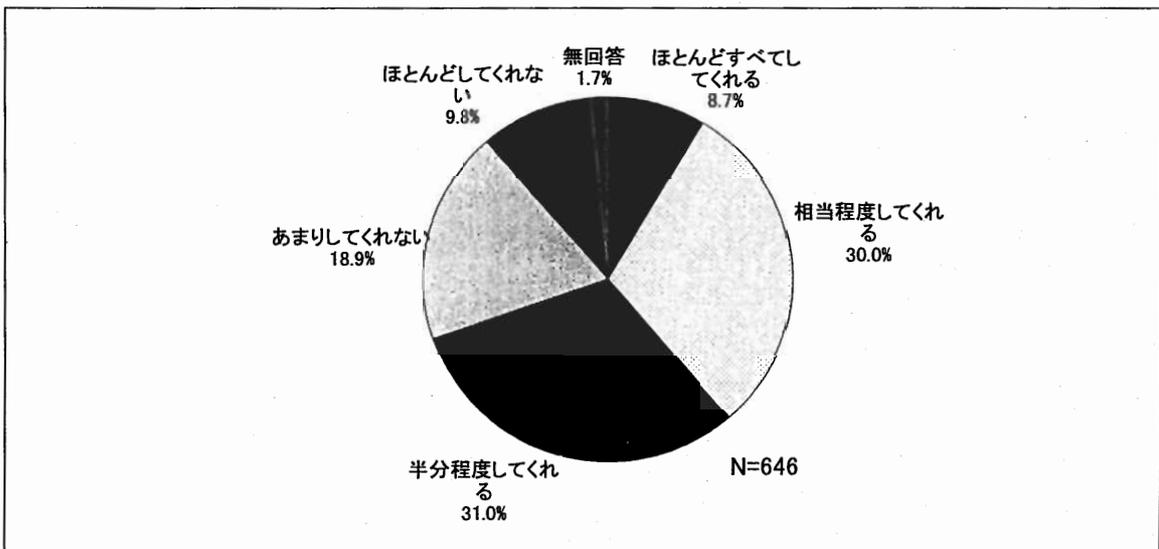
### 問19 ① 親との同居

配偶者（パートナー）の親も含め、親と同居している人は48.1%、同居していないが30分以内で行き来できる場所に住んでいる人は20.6%、同居しておらず行き来には30分以上かかる人は22.9%、無回答は8.4%となった。



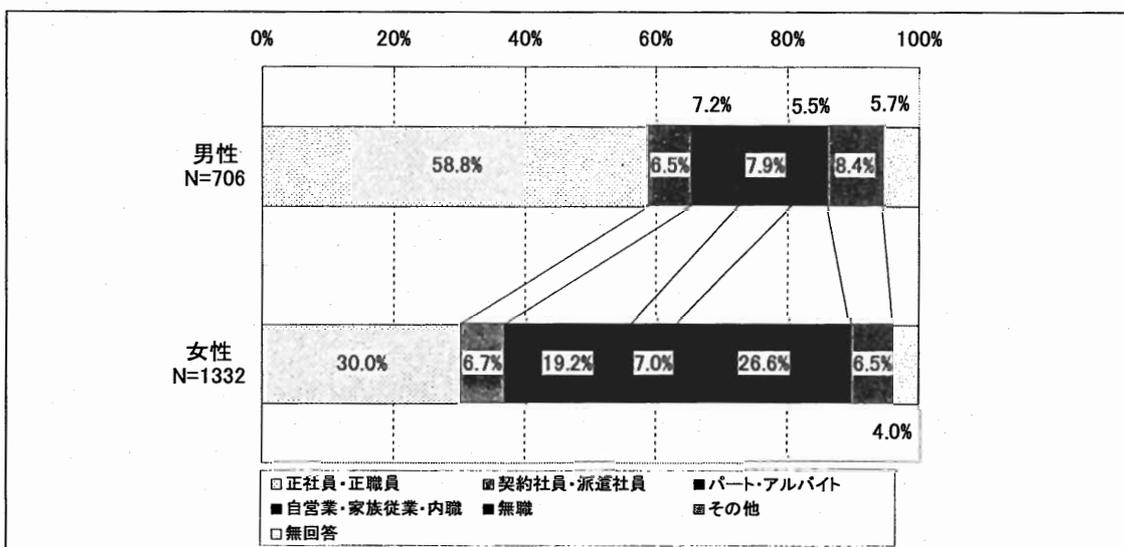
### 問19 ② 親の子育ての協力の度合い

配偶者（パートナー）の親も含め、親と同居、または、同居していないが30分以内で行き来できる場所に住んでいる人のうち、子どものいる人の親との子育て分担度合いでは、「ほとんど全てしてくれる」8.7%、「相当程度してくれる」30.0%、「半分程度してくれる」31.0%、「あまりしてくれない」18.9%、「ほとんどしてくれない」9.8%、「ほとんどしてくれない」9.8%、無回答1.7%となった。



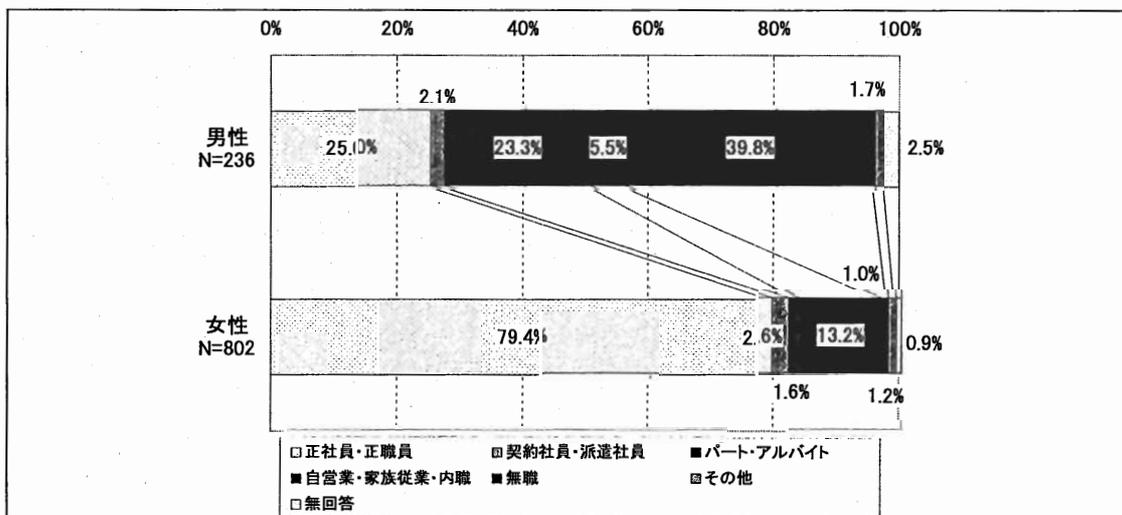
問20 ① 回答者の職業（男女別）

回答者の職業は、男性、女性ともに、「正社員・正職員」が最も多かった。また、女性の回答者のうち、「無職」が26.6%であった。



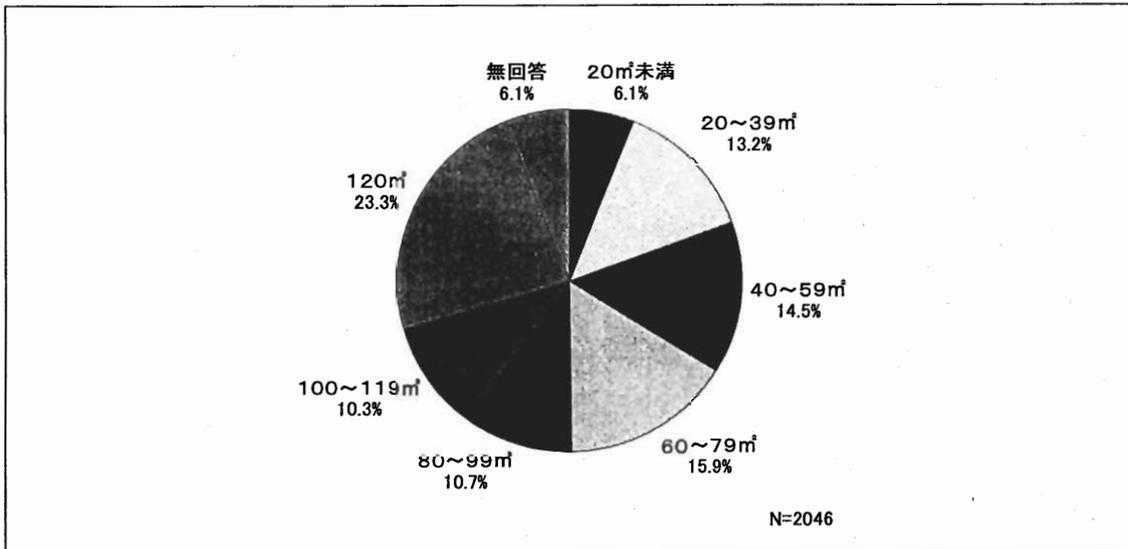
問20 ① 配偶者（パートナー）の職業（男女別）

回答者の配偶者（パートナー）の職業は、男性の回答者では「無職」が39.8%で最も多く、また女性の回答者では「正社員・正職員」が79.4%で最も多かった。



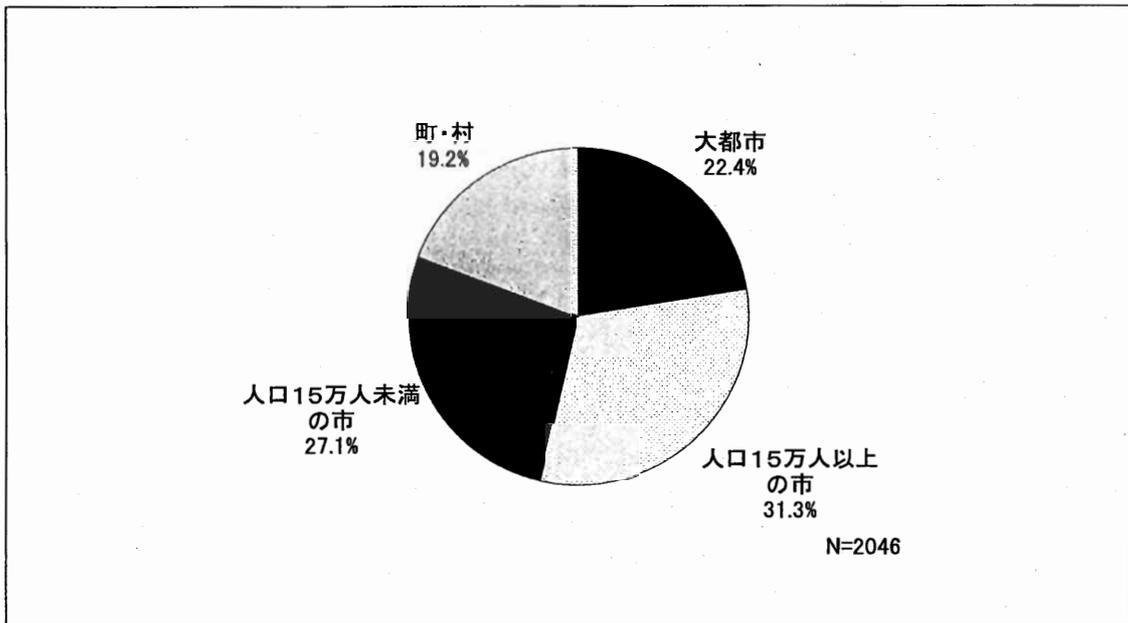
## 問21 住宅の広さ

住宅の広さは、回答割合の多い順から、「120㎡以上」が23.3%、「60～79㎡」が15.9%、「40～59㎡」が14.5%であった。



## 居住地域の都市規模

居住地域別では、「大都市」が22.4%、「人口15万人以上の市」が31.3%、「人口15万人未満の市」が27.1%、町村が19.2%であった。



(注) 「大都市」とは、政令指定都市及び東京23区である。

## 6 アンケート結果データ集

### 問1 少子化問題・対策（新エンゼルプラン）への関心

区分	計	ある	ややある	あまりない	ない	無回答	有効回答数
件数	2046	640	813	473	118	2	2044
構成比	100	31.3	39.7	23.1	5.8	0.1	99.9

### 問2 少子化対策（新エンゼルプラン）推進への期待

区分	計	望む	やや望む	あまり望まない	望まない	無回答	有効回答数
件数	2046	1198	665	150	28	5	2041
構成比	100	58.6	32.5	7.3	1.4	0.2	99.8

### 問3 これまでの少子化対策（新エンゼルプラン）は役立ったか

区分	計	役だった	やや役だった	あまり役がなかった	役がなかった	無回答	有効回答数
件数	2046	55	588	1048	330	25	2021
構成比	100	2.7	28.7	51.2	16.1	1.2	98.8

### 問4 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	低年齢児保育	年度途中の保育所受入れ	延長・休日保育	乳幼児健康支援時預かり	一時保育	特定保育	トワイライトステイ	駅前保育
件数	2046	1042	635	959	439	784	662	499	454
構成比	100	50.9	31.0	46.9	21.5	38.3	32.4	24.4	22.2

区分	幼稚園と保育所の施設共用化	保育所選定情報	ショートステイ	地域子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター	放課後児童クラブ	親子のつどいの広場	無回答	有効回答数
件数	421	551	754	653	546	861	632	46	2000
構成比	20.6	26.9	36.9	31.9	26.7	42.1	30.9	2.2	97.8

### 問5 「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	育児休業給付金額の充実	育児休業期間の長期化	会社による職場復帰の支援	職場内の託児所	子育て時間の確保ができる職場	出産・育児退職後の再就職支援	ひとり親家庭の就業機会の確保	育児時間に配慮した職業訓練	無回答	有効回答数
件数	2046	1087	792	830	777	1059	810	261	378	40	2006
構成比	100	53.1	38.7	40.6	38.0	51.8	39.6	12.8	18.5	2.0	98.0

### 問6 「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	女性が差別されない職場環境	子育てに理解がある職場環境	仕事優先ではなく、仕事と家庭が両立できる職場環境	多様な働き方ができる職場環境	無回答	有効回答数
件数	2046	457	1249	1430	864	35	2011
構成比	100	22.3	61.0	69.9	42.2	1.7	98.3

問7 「母子保健医療体制の整備」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	母子に関する高度医療を提供できる病院	不妊専門相談センターの整備	不妊治療の経済的負担の軽減	リスクの高い妊産婦や未熟児への高度な専門的医療	出産に関する医療サービスの情報提供や相談窓口
件数	2046	750	336	626	516	629
構成比	100	36.7	16.4	30.6	25.2	30.7

区分	身近にあり気軽に利用できる小児科病院	休日・夜間の小児救急医療	乳幼児の事故防止・応急措置の情報提供や相談窓口	思春期のこころの健康に関する情報提供や相談窓口	無回答	有効回答数
件数	1072	1315	354	397	42	2004
構成比	52.4	64.3	17.3	19.4	2.1	97.9

問8 「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	体験活動の情報提供、機会	家庭教育やしつけの情報提供・相談窓口	学校内の地域との交流の場	幼稚園による子育て支援	幼稚園と保育所の施設共用化	無回答	有効回答数
件数	2046	762	739	778	1090	619	45	2001
構成比	100	37.2	36.1	38.0	53.3	30.3	2.2	97.8

問9 「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	「生きる力」を育成する学校教育	家庭や地域での生活時間の拡大（「完全学校週5日制」）	中高一貫、総合学科、単位制	子育ての意義や喜びを学ぶ機会	働くことの意義や喜びを学ぶ機会	不登校等への学校内の相談体制	無回答	有効回答数
件数	2046	1044	172	894	366	584	915	51	1995
構成比	100	51.0	8.4	43.7	17.9	28.5	44.7	2.5	97.5

問10 「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野における施策間の相対ニーズ（択一回答）

区分	計	高校、大学進学 の経済的負担	幼稚園通園の 経済的負担	私立学校進学 の経済的負担	無回答	有効回答数
件数	2046	1341	287	378	40	2006
構成比	100	65.5	14.0	18.5	2.0	98.0

問11 「住まい・まちづくりによる子育ての支援」の分野における施策間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	広くてゆとりある住宅	多子世帯の優先入居	住宅が職場、保育所に近いまち	安全な住宅地区の道路	安心して遊べる遊び場	利用しやすい交通機関、施設	無回答	有効回答数
件数	2046	624	210	770	771	1110	522	40	2006
構成比	100	30.5	10.3	37.6	37.7	54.3	25.5	2.0	98.0

問12 分野間の相対ニーズ（複数回答）

区分	計	保育サービス等 子育て 支援サービス	両立のための雇 用環境	性別役割分業や 企業風土の是正	母子保健 医療体制	地域の 教育環境
件数	2046	675	944	412	467	347
構成比	100	33.0	46.1	20.1	22.8	17.0

区分	のびのび育つ学 校教育	教育に伴う 経済的負担の 軽減	教育費以外の経 済的負担の軽減	住まい・ まちづくり	無回答	有効回答数
件数	546	1198	751	637	50	1996
構成比	26.7	58.6	36.7	31.1	2.4	97.6

問13 利用等した者の効果発現の結果

（利用等した者の割合（①））（複数回答）

区分	計	低年齢児 保育	延長・休日保 育	地域子育て 支援センター	一時保育	育児休業 給付金額の 充実	事業主の 子育て支援	子育て中の 時短勤務
件数	899	224	191	226	36	128	24	72
構成比	100	24.9	21.2	25.1	4.0	14.2	2.7	8.0

区分	総実労働 時間の短縮	子どもの 看護休暇 制度	休日・夜間の 小児救急 医療	体験活動の 情報提供・機 会	家庭教育手 帳・ノート	子育て サポーター	預かり保育	幼稚園での 子育て支援
件数	31	51	441	113	218	41	208	68
構成比	3.4	5.7	49.1	12.6	24.2	4.6	23.1	7.6

区分	家庭や地域 での生活時 間の拡大 （「完全学校 週5日制」）	育英奨学金 の拡充	幼稚園就園 奨励費補助	家族向け 賃貸住宅	子どもが 歩きやすい 歩道	安心して 遊べる公園	無回答	有効回答数
件数	348	14	189	26	77	251	77	822
構成比	38.7	1.6	21.0	2.9	8.6	27.9	8.6	91.4

(負担感が緩和されたものの割合 (②) ) (複数回答)

区分	計	低年齢児保育	延長・休日保育	地域子育て支援センター	一時保育	育児休業給付金額の充実	事業主の子育て支援	子育て中の時短勤務
件数	899	179	152	155	23	69	9	50
構成比	100	19.9	16.9	17.2	2.6	7.7	1.0	5.6

区分	総実労働時間の短縮	子どもの看護休暇制度	休日・夜間の小児救急医療	体験活動の情報提供・機会	家庭教育手帳・ノート	子育てサポーター	預かり保育	幼稚園での子育て支援
件数	16	30	302	46	73	21	166	43
構成比	1.8	3.3	33.6	5.1	8.1	2.3	18.5	4.8

区分	家庭や地域での生活時間の拡大 ('完全学校週5日制')	育英奨学金の拡充	幼稚園就園奨励費補助	家族向け賃貸住宅	子どもが歩きやすい歩道	安心して遊べる公園	無回答	有効回答数
件数	60	5	137	10	40	144	224	675
構成比	6.7	0.6	15.2	1.1	4.4	16.0	24.9	75.1

(出産・育児インセンティブが付与されたものの割合 (③) ) (複数回答)

区分	計	低年齢児保育	延長・休日保育	地域子育て支援センター	一時保育	育児休業給付金額の充実	事業主の子育て支援	子育て中の時短勤務
件数	899	143	123	115	21	63	12	38
構成比	100	15.9	13.7	12.8	2.3	7.0	1.3	4.2

区分	総実労働時間の短縮	子どもの看護休暇制度	休日・夜間の小児救急医療	体験活動の情報提供・機会	家庭教育手帳・ノート	子育てサポーター	預かり保育	幼稚園での子育て支援
件数	12	26	208	38	32	16	110	35
構成比	1.3	2.9	23.1	4.2	3.6	1.8	12.2	3.9

区分	家庭や地域での生活時間の拡大 ('完全学校週5日制')	育英奨学金の拡充	幼稚園就園奨励費補助	家族向け賃貸住宅	子どもが歩きやすい歩道	安心して遊べる公園	無回答	有効回答数
件数	43	4	112	12	35	136	364	535
構成比	4.8	0.4	12.5	1.3	3.9	15.1	40.5	59.5

(利用者のうち負担感が緩和されたもの、出産・育児インセンティブが付与されたものの割合)

区分		計	低年齢児保育	延長・休日保育	地域子育て支援センター	一時保育	育児休業給付金額の充実	事業主の子育て支援	子育て中の時短勤務
①利用等した	件数	899	224	191	226	36	128	24	72
②負担感緩和した	件数	899	179	152	155	23	69	9	50
③出産意欲発生した	件数	899	143	123	115	21	63	12	38
②/① (%)		100	79.9	79.6	68.6	63.9	53.9	37.5	69.4
③/① (%)		100	63.8	64.4	50.9	58.3	49.2	50.0	52.8

区分		総実労働時間の短縮	子どもの看護休暇制度	休日・夜間の小児救急医療	体験活動の情報提供・機会	家庭教育手帳・ノート	子育てサポーター	預かり保育	幼稚園での子育て支援
①利用等した	件数	31	51	441	113	218	41	208	68
②負担感緩和した	件数	16	30	302	46	73	21	166	43
③出産意欲発生した	件数	12	26	208	38	32	16	110	35
②/① (%)		51.6	58.8	68.5	40.7	33.5	51.2	79.8	63.2
③/① (%)		38.7	51.0	47.2	33.6	14.7	39.0	52.9	51.5

区分		家庭や地域での生活時間の拡大 (「完全学校週5日制」)	育英奨学金の拡充	幼稚園就園奨励費補助	家族向け賃貸住宅	子どもが歩きやすい歩道	安心して遊べる公園	無回答	有効回答数
①利用等した	件数	348	14	189	26	77	251	77	822
②負担感緩和した	件数	60	5	137	10	40	144	224	675
③出産意欲発生した	件数	43	4	112	12	35	136	364	535
②/① (%)		17.2	35.7	72.5	38.5	51.9	57.4		
③/① (%)		12.4	28.6	59.3	46.2	45.5	54.2		

(「負担感の緩和」と「出産・育児インセンティブ」の脈絡の状況) (複数回答)

施策利用者のうち 負担緩和 出産意欲	計	低年齢児保 育	延長・休日 保育	地域子育て 支援 センター	一時保育	育児休業給 付金額の充 実	事業主の子 育て 支援	子育て 中の時短勤 務
施策利用者計	899	224	191	226	36	128	24	72
①緩和した・意欲発生した	—	136	113	103	19	54	8	33
②緩和しない・発生しない	—	38	29	59	11	50	11	17
③負担感緩和した・出産意 欲発生しない	—	43	39	52	4	15	1	17
④負担感緩和しない・出産 意欲発生した	—	7	10	12	2	9	4	5
①/合計		60.7	59.2	45.6	52.8	42.2	33.3	45.8
②/合計		17.0	15.2	26.1	30.6	39.1	45.8	23.6
(①+②)/合計		77.7	74.4	71.7	83.4	81.3	79.1	69.4

施策利用者のうち 負担緩和 出産意欲	総実労働 時間の 短縮	子どもの看 護休暇制度	休日・夜間 の小児救急 医療	体験活動の 情報提供・ 機会	家庭教育手 帳・ ノート	子育てサポ ーター	預かり 保育	幼稚園での 子育て支援
合計	31	51	441	113	218	41	208	68
①緩和した・意欲発生した	10	20	185	28	29	10	104	31
②緩和しない・発生しない	13	15	116	57	142	14	36	21
③負担感緩和した・出産意 欲発生しない	6	10	117	18	44	11	62	12
④負担感緩和しない・出産 意欲発生した	2	6	23	10	3	6	6	4
①/合計	32.3	39.2	42.0	24.8	13.3	24.4	50	45.6
②/合計	41.9	29.4	26.3	50.4	65.1	34.1	17.3	30.9
(①+②)/合計	74.2	68.6	68.3	75.2	78.4	58.5	67.3	76.5

施策利用者のうち 負担緩和 出産意欲	家庭や地 域での生 活時間の 拡大(「完 全学校週 5日制」)	育英奨学金 の拡充	幼稚園就園 奨励費補助	家族向け賃 貸住宅	子どもが歩 きやすい歩 道	安心して遊 べる 公園
合計	348	14	189	26	77	251
①緩和した・意欲発生した	30	4	101	9	25	105
②緩和しない・発生しない	275	9	41	13	27	76
③負担感緩和した・出産意 欲発生しない	30	1	36	1	15	39
④負担感緩和しない・出産 意欲発生した	13	0	11	3	10	31
①/合計	8.6	28.6	53.4	34.6	32.5	41.8
②/合計	79.0	64.3	21.7	50.0	35.1	30.3
(①+②)/合計	87.6	92.9	75.1	84.6	67.6	72.1

問14 年齢・性別

(年齢)

区分	計	20歳 ～25歳	26歳 ～30歳	31歳 ～35歳	36歳 ～40歳	無回答	有効 回答数	平均	実数合計
件数	2046	411	482	562	583	8	2038	31.3	63753
構成比	100	20.1	23.6	27.5	28.5	0.4	99.6	—	—

(性別)

区分	計	男性	女性	無回答	有効回答数
件数	2046	706	1332	8	2038
構成比	100	34.5	65.1	0.4	99.6

問15 子ども数

(現在)

区分	計	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答	有効 回答数	平均	実数合計
件数	2046	1068	307	434	141	17	79	1967	0.8	1666
構成比	100	52.2	15.0	21.2	6.9	0.8	3.9	96.1	—	—

(予定)

区分	計	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答	有効 回答数	平均	実数合計
件数	2046	351	216	1033	293	26	127	1919	1.7	3265
構成比	100	17.2	10.6	50.5	14.3	1.3	6.2	93.8	—	—

(理想)

区分	計	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答	有効 回答数	平均	実数合計
件数	2046	62	59	893	834	126	72	1974	2.5	4851
構成比	100	3.0	2.9	43.6	40.8	6.2	3.5	96.5	—	—

問16 子の年齢

(一番上の子)

区分	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
件数	899	49	78	63	63	64	62	62	69	66	53
構成比	100	5.5	8.7	7.0	7.0	7.1	6.9	6.9	7.7	7.3	5.9

区分	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳 以上	無回答	有効 回答数	平均	実数 合計
件数	45	52	50	34	33	47	9	890	6.9	6119
構成比	5	5.8	5.6	3.8	3.7	5.2	1.0	99	—	—

(一番下の子)

区分	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
件数	592	77	64	56	57	49	51	49	41	36	30
構成比	100	13.0	10.8	9.5	9.6	8.3	8.6	8.3	6.9	6.1	5.1

区分	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳以上	無回答	有効回答数	平均	実数合計
件数	24	22	16	4	3	6	7	585	4.8	2801
構成比	4.1	3.7	2.7	0.7	0.5	1.0	1.2	98.8	—	—

問17 婚姻関係

(配偶者(パートナー)の有無)

区分	計	結婚している	結婚していない	無回答	有効回答数
件数	2046	1040	991	15	2031
構成比	100	50.8	48.4	0.7	99.3

(配偶者(パートナー)との同居)

区分	計	配偶者(パートナー)と同居している	配偶者(パートナー)と同居していない	無回答	有効回答数
件数	851	833	18	—	851
構成比	100	97.9	2.1	—	100

問18 配偶者(パートナー)との子育ての分担の度合い

区分	計	ほとんどすべてしている	相当程度している	半分程度している	あまりしていない	ほとんどしていない	無回答	有効回答数	
男性	件数	181	3	15	65	78	14	6	175
	構成比	100	1.7	8.3	35.9	43.1	7.7	3.3	96.7
女性	件数	668	237	208	124	66	21	12	656
	構成比	100	35.5	31.1	18.6	9.9	3.1	1.8	98.2

問19 親との関係

(親と同居)

区分	計	同居している	同居していないが30分以内で行き来できる場所に住んでいる	同居しておらず、行き来には30分以上かかる	無回答	有効回答数
件数	2046	985	421	469	171	1875
構成比	100	48.1	20.6	22.9	8.4	91.6

(親の子育ての協力の度合い)

区分	計	ほとんどすべてしてくれる	相当程度してくれる	半分程度してくれる	あまりしてくれない	ほとんどしてくれない	無回答	有効回答数
件数	646	56	194	200	122	63	11	635
構成比	100	8.7	30.0	31.0	18.9	9.8	1.7	98.3

## 問20 仕事の状況

(回答者の職業)

区分		計	正社員・ 正職員	契約社員・ 派遣社員	パート・ア ルバイト	自営業・ 家族従業・ 内職	無職	その他	無回答	有効 回答数
男性	件数	706	415	46	51	56	39	59	40	666
	構成比	100	58.8	6.5	7.2	7.9	5.5	8.4	5.7	94.3
女性	件数	1332	400	89	256	93	354	87	53	1279
	構成比	100	30.0	6.7	19.2	7.0	26.6	6.5	4.0	96.0

(配偶者(パートナー)の職業)

区分		計	正社員・ 正職員	契約社員・ 派遣社員	パート・ア ルバイト	自営業・ 家族従業・ 内職	無職	その他	無回答	有効 回答数
男性	件数	236	59	5	55	13	94	4	6	230
	構成比	100	25.0	2.1	23.3	5.5	39.8	1.7	2.5	97.5
女性	件数	802	637	21	13	106	8	10	7	795
	構成比	100	79.4	2.6	1.6	13.2	1.0	1.2	0.9	99.1

## 問21 住宅の広さ

区分	計	20㎡ 未満	20~ 39㎡	40~ 59㎡	60~ 79㎡	80~ 99㎡	100~ 119㎡	120㎡ 以上	無回答	有効 回答数
件数	2046	125	270	297	325	218	211	476	124	1922
構成比	100	6.1	13.2	14.5	15.9	10.7	10.3	23.3	6.1	93.9

## 居住地域の都市規模

区分	計	大都市	人口15万人以上 の市	人口15万人未満 の市	町・村
件数	2046	459	640	554	393
構成比	100	22.4	31.3	27.1	19.2

## 7 施策内容

第2の2～4、6及び8に用いる施策の略称と内容は、次表のとおりである。

施策・分野略称	アンケート票の施策・分野内容
■保育サービス等子育て支援サービスの充実	保育所の受入枠の拡大、延長保育や休日保育など保育サービスの充実と放課後児童クラブの推進及び在宅児も含めた子育て支援
低年齢児保育	需要の多い0～2歳児の保育所での受入れを拡大する取組
年度途中の保育所受入れ	年度の途中に保育所の定員を超えて子どもを受け入れる取組
延長・休日保育	通常の保育時間の前後や休日に子どもを預かるサービス
乳幼児健康支援一時預かり	病気の回復期の子どもを預かるサービス
一時保育	普段は家庭にいる子どもでも、親が病気で育児疲れの時に預かるサービス
特定保育	週2、3日程度または午前か午後のみ必要に応じて子どもを預かるサービス
トワイライトステイ	夜間や休日に子どもを預かり、食事などの世話をしてくれるサービス
駅前保育	駅前など便利な場所で子どもを預かるサービス
幼稚園と保育所の施設共用化	保育所と幼稚園の施設の共用化、職員の相互交流による連携
保育所選定情報	保育所選定に役立つ情報の提供
ショートステイ	親が急病や育児疲れのときに子どもを数日間、宿泊で預かるサービス
地域子育て支援センター	保育の専門家による育児相談や育児サークルの支援
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人と援助したい人との助け合い活動
放課後児童クラブ	小学校低学年の子どもが放課後に遊んで過ごせる場
親子のつどいの広場	親子が気軽に集まって、交流や育児相談ができる身近な場
■仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備	育児休業制度の充実と取得促進、子育ての時間を確保できる職場環境の整備及び出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援
育児休業給付金額の充実	育児休業給付金額の充実
育児休業期間の長期化	育児休業期間の長期化
会社による職場復帰の支援	会社による職場復帰の支援
職場内の託児所	会社による職場内への託児所の設置
子育て時間の確保ができる職場	子育てのための時間が確保できる職場環境
出産・育児退職後の再就職支援	出産・育児のために退職した人に対する再就職の支援
ひとり親家庭の就業機会の確保	ひとり親家庭の就業機会を確保するための支援
育児時間に配慮した職業訓練	育児時間に配慮した再就職のための職業訓練
■働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正	職場での性別による固定的な役割分担の是正、出産や子育てよりも職場を優先するような企業の意識の改善
女性が差別されない職場環境	女性が差別されることなく働ける職場環境
子育てに理解がある職場環境	男性を含めた子育てに理解がある職場環境
仕事優先ではなく、仕事と家庭が両立できる職場環境	仕事優先ではなく、仕事と家庭を両立させる働き方のできる職場環境
多様な働き方ができる職場環境	短時間勤務やテレワークなど多様な働き方ができる職場環境

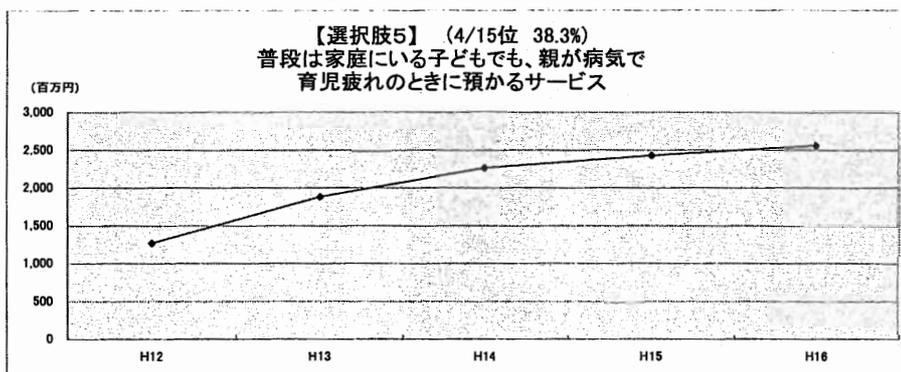
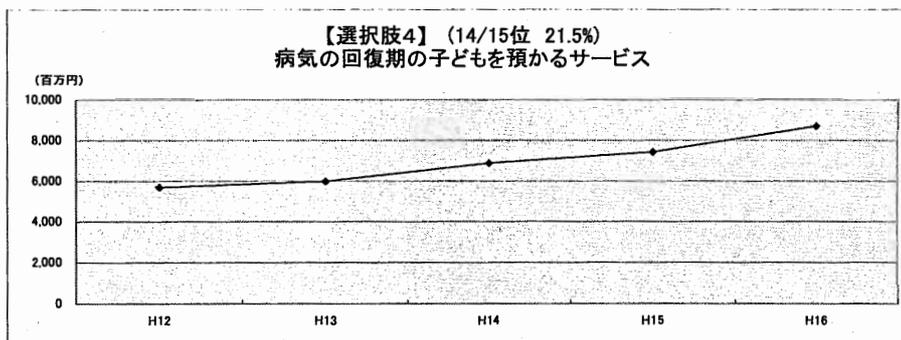
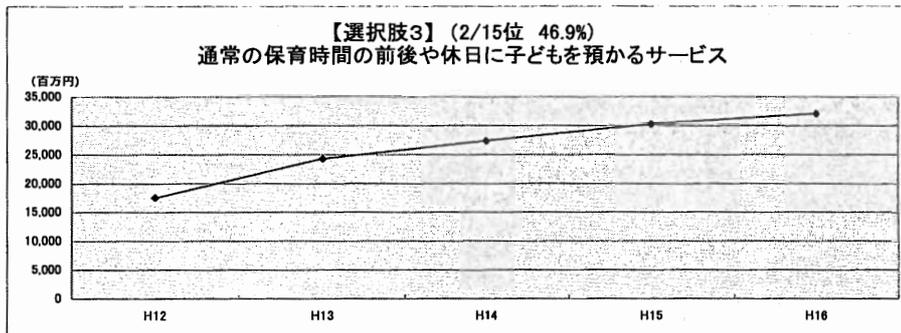
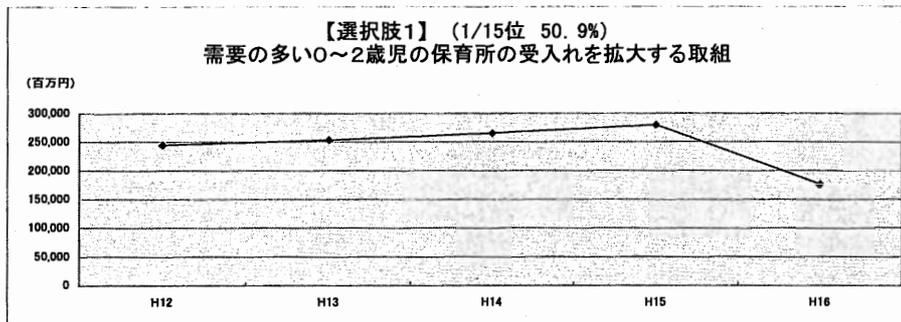
施策・分野略称	アンケート票の施策・分野内容
■母子保健医療体制の整備	妊娠・出産に関する安全の確保、不妊に悩む人々への支援及び小児保健医療水準の向上のための環境整備
母子に関する高度医療を提供できる病院	母子に関する高度な医療を提供できる病院
不妊専門相談センターの整備	不妊に悩む人々への専門的な情報提供や相談窓口
不妊治療の経済的負担の軽減	不妊治療にかかる経済的負担の軽減
リスクの高い妊産婦や未熟児への高度な専門的医療	危険な状況にある妊産婦や未熟児への高度な専門的医療サービス
出産に関する医療サービスの情報提供や相談窓口	出産に関する医療サービスの情報提供や相談窓口
身近にあり気軽に利用できる小児科病院	身近にあり、気軽に利用できる小児科病院
休日・夜間の小児救急医療	夜間、休日における小児専門の救急医療体制
乳幼児の事故防止・応急措置の情報提供や相談窓口	乳幼児の家庭内の事故防止・応急措置に関する情報提供や相談窓口
思春期のこころの健康に関する情報提供や相談窓口	思春期の子どもたちのこころの健康に関する情報提供や相談窓口
■地域で子どもを育てる教育環境の整備	子どもの体験活動や、年齢が違う世代の人々との交流の場の提供、子育てに悩む親への支援など子育て支援に対する地域社会全体での取組
体験活動の情報提供・機会	社会、自然や文化に関わる体験活動についての情報提供とその機会の充実
家庭教育やしつけの情報提供・相談窓口	家庭内での教育やしつけに役立つ情報提供や相談窓口、講座の開催
学校内の地域との交流の場	学校において地域の人々と子どもが交流する場
幼稚園による子育て支援	預かり保育や子育て相談など幼稚園による子育て支援
幼稚園と保育所の施設共用化	保育所と幼稚園の施設の共用化、職員相互の交流による連携
■子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現	子どもが、ゆとりの中で夢を持ってのびのびと学習や生活できるような学校教育環境の整備
「生きる力」を育成する学校教育	自ら学び考える力や豊かな人間性を育む学校教育
家庭や地域での生活時間の拡大（「完全学校週5日制」）	家庭や地域での生活時間の拡大（「完全学校週5日制」）
中高一貫、総合学科・単位制	子どもの個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度（中高一貫教育校、総合学科・単位制高等学校）
子育ての意義や喜びを学ぶ機会	子どもが将来の子育ての意義や喜びを学ぶ機会
働くことの意義や喜びを学ぶ機会	子どもが働くことの意義や喜びを学ぶ機会
不登校等への学校内の相談体制	校内暴力、いじめ、不登校に適切に対応する学校内の教育相談体制
■教育に伴う経済的負担の軽減	幼稚園や高校・大学にかかる経済的な負担の軽減
高校・大学進学のための経済的負担	高校や大学への進学にかかる経済的負担の軽減
幼稚園通園の経済的負担	幼稚園への通園にかかる経済的負担の軽減
私立学校進学のための経済的負担	私立学校へ進学する場合の経済的負担の軽減
■教育費以外の子育てに伴う経済的負担の軽減	教育費以外で、子どもを生み、育てることに必要となる経済的な負担の軽減
■住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援	子育てしやすい住宅や職場に近い市街地住宅の供給、子どもが歩きやすい道路及び子どもが遊びやすい身近な公園等の整備
広くてゆとりある住宅	広くてゆとりがあり、子育てがしやすい住宅
多子世帯の優先入居	子どもが多い世帯の公営住宅への優先入居
住宅が職場・保育所に近いまち	住宅が職場や保育所に近く、仕事や社会活動をしながら子育てしやすいまちづくり
安全な住宅地区の道路	子どもが家の周りを安全に歩くことができる住宅地区の道路
安心して遊べる遊び場	安心して子どもを遊ばせることができる遊び場
利用しやすい交通機関・施設	妊婦や親子が利用しやすい公共交通機関（鉄道やバス）や公共施設

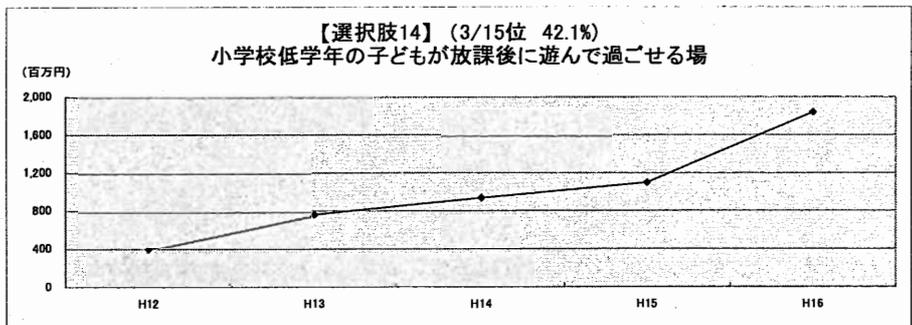
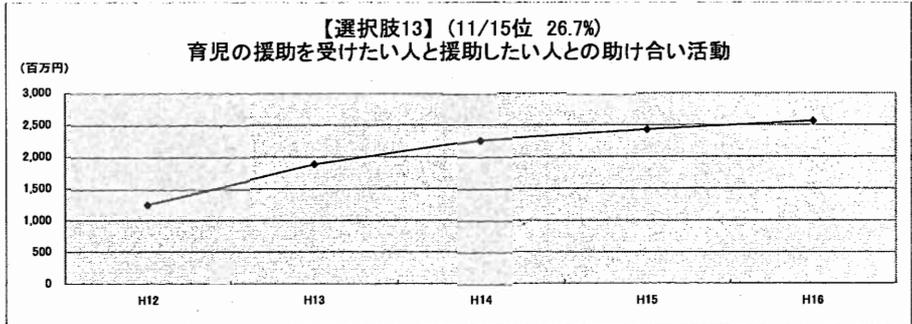
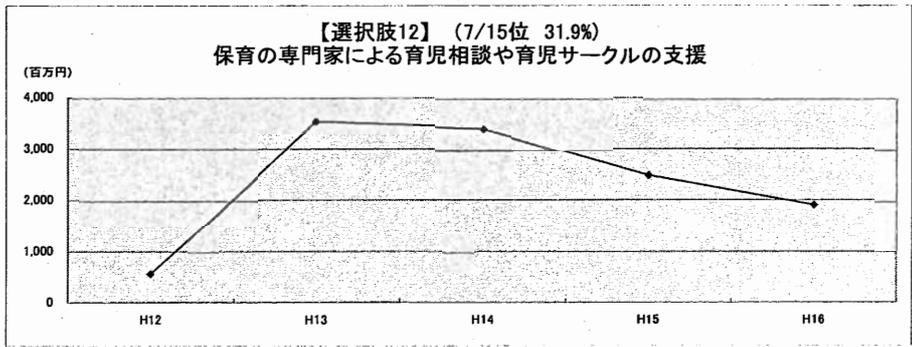
## 8 参考

問4から問12の各選択肢に係る予算額の推移は次のとおり。  
なお、表の見方は次のとおりである。

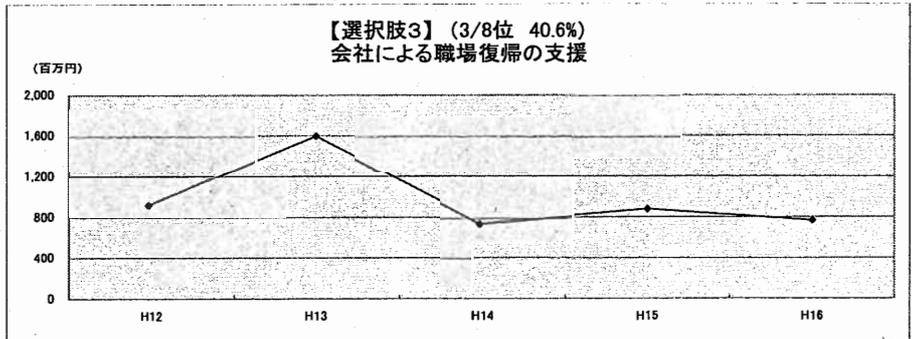
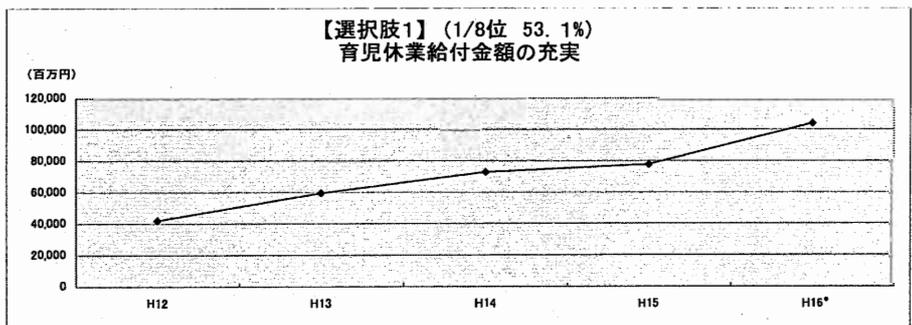
- ① グラフの表示については、次のとおりである。
- ・ 予算額   ◆
  - ・ 内数額   ●
  - ・ 事業費   △
- ② 本資料には、新規分野ニーズ及び新規施策ニーズは含まれない。
- ③ 選択肢に係る予算額の詳細については、資料9「新エンゼルプラン」を参照。
- ④ (9)のグラフの各分野の予算額は、各分野に含まれるすべての施策の予算額の合計であり、(1)から(8)のグラフに掲げられている選択肢の予算額の合計とは一致しない。

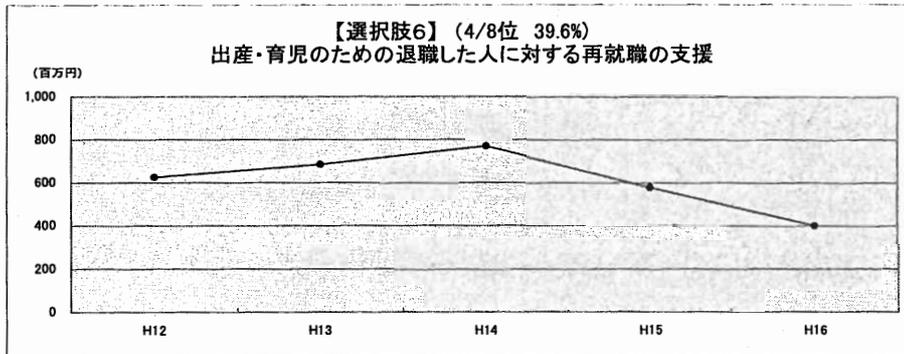
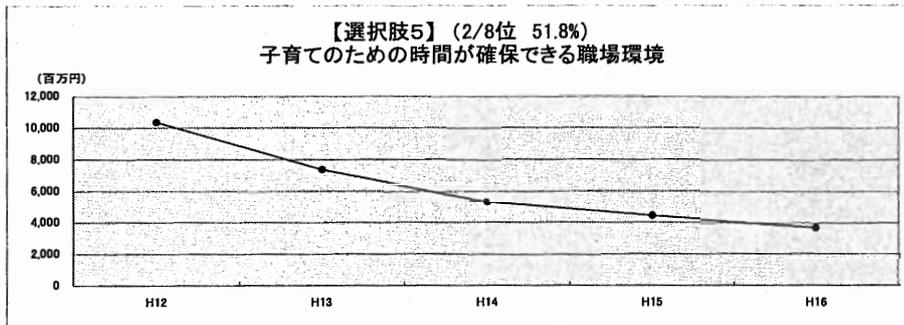
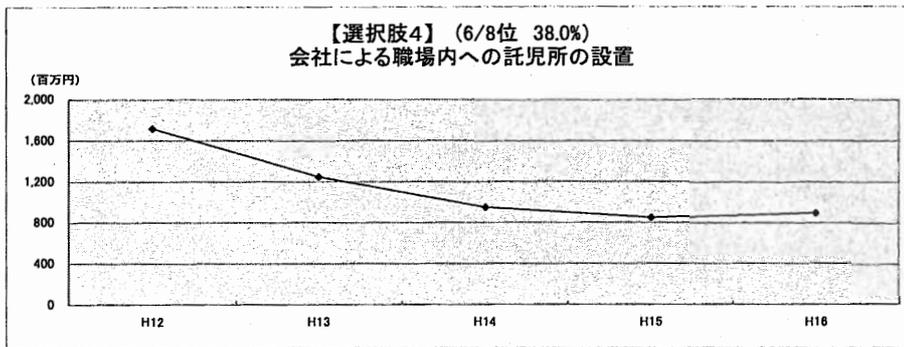
### (1) 問4(保育サービス等子育て支援サービスの充実)



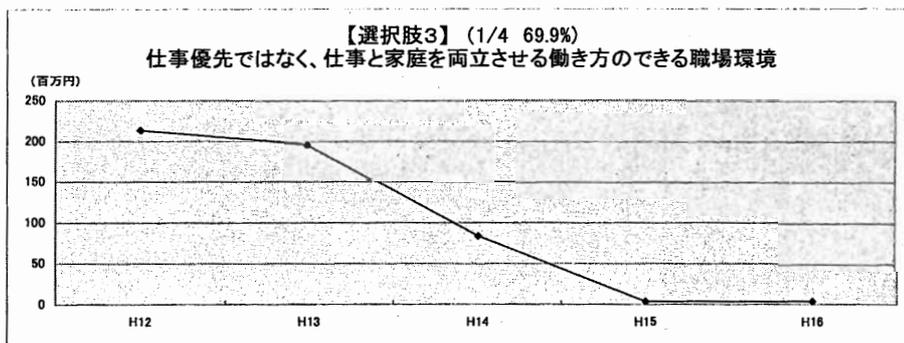
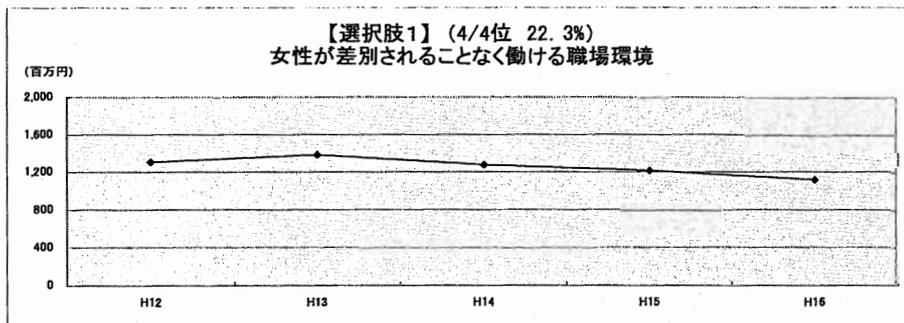


(2) 問4(仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備)

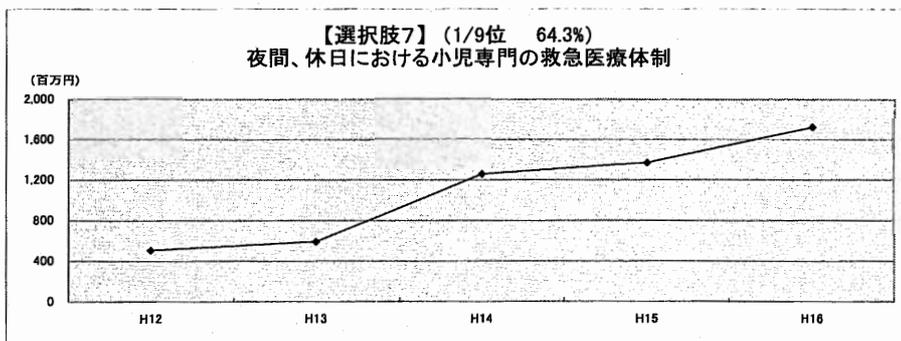
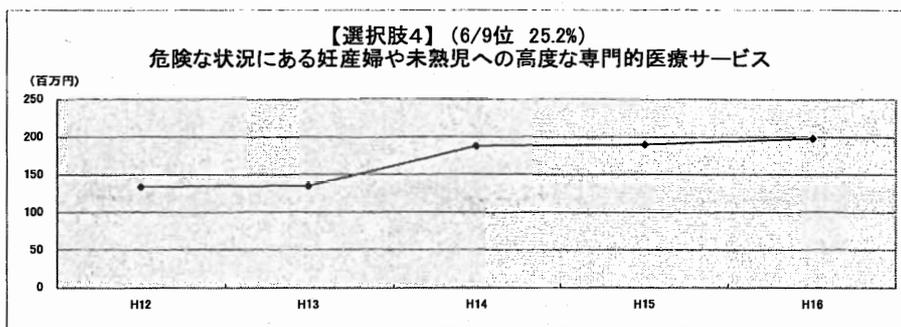
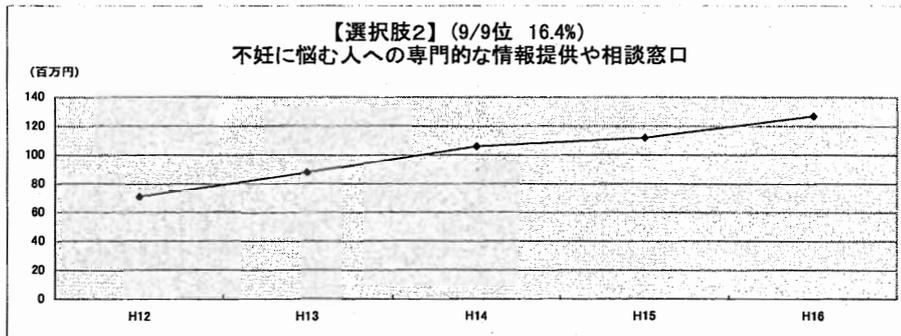
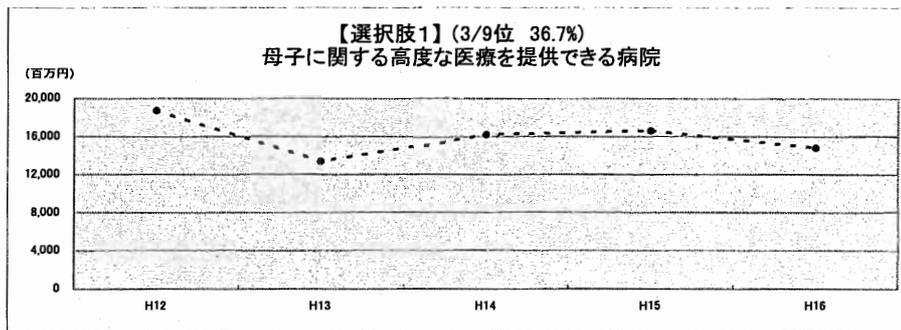




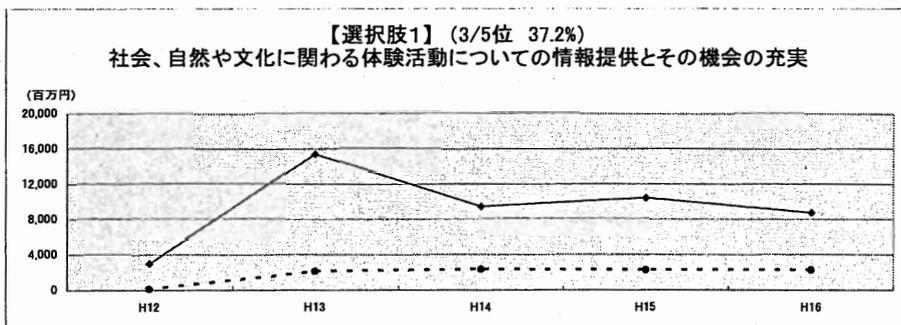
(3) 問6(働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正)

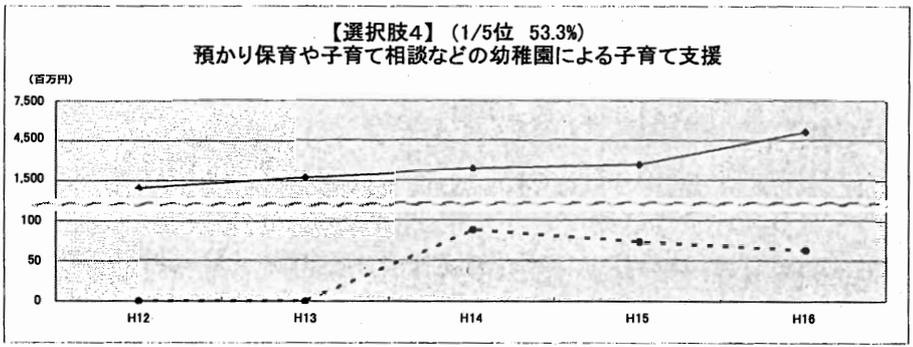
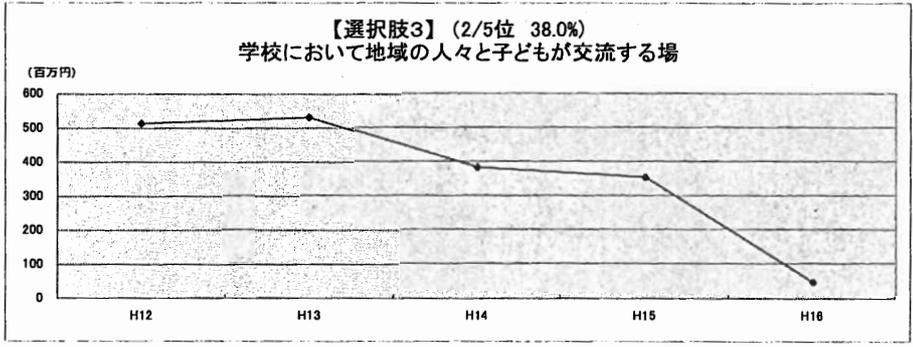
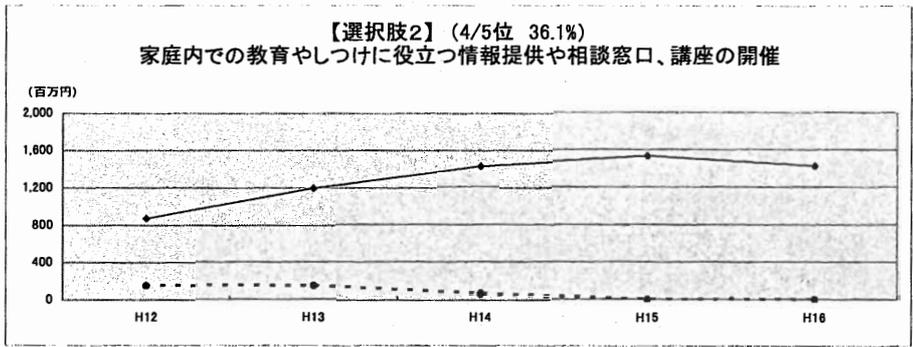


(4) 問7(母子保健医療体制の整備)

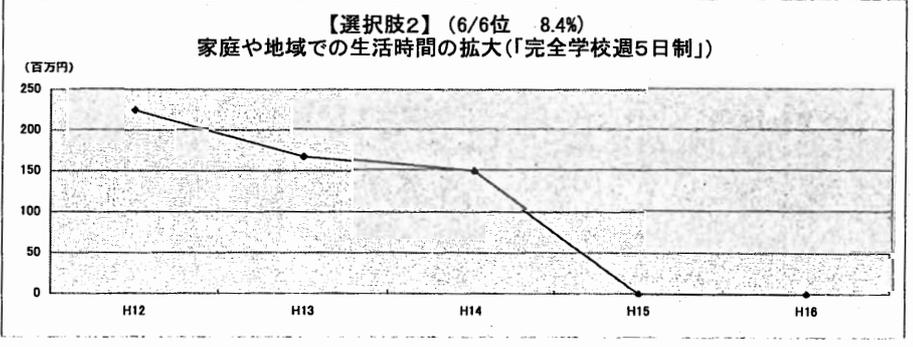
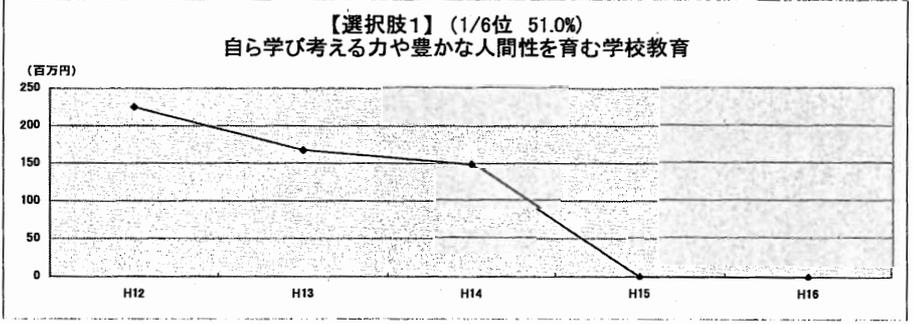


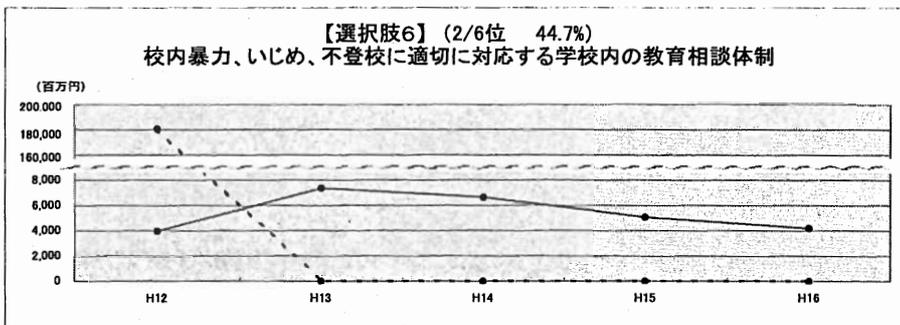
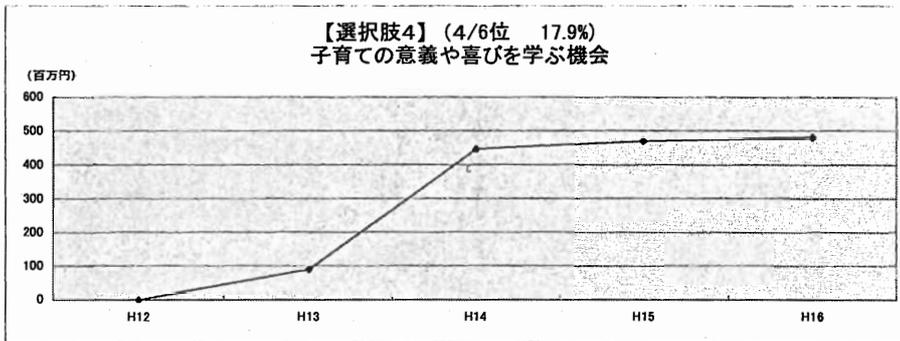
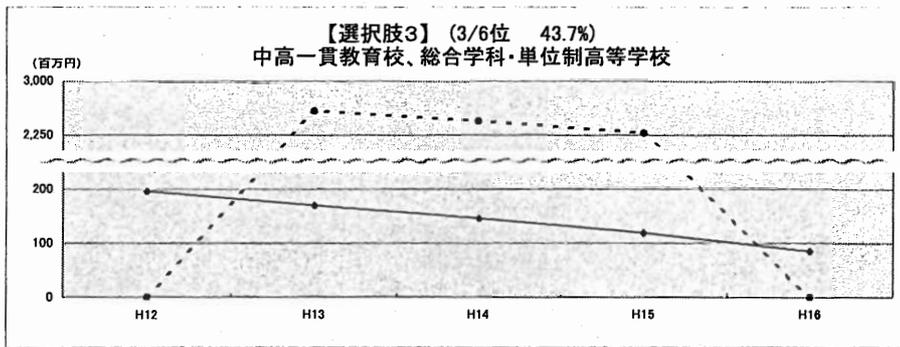
(5) 問8(地域で子どもを育てる教育環境の整備)



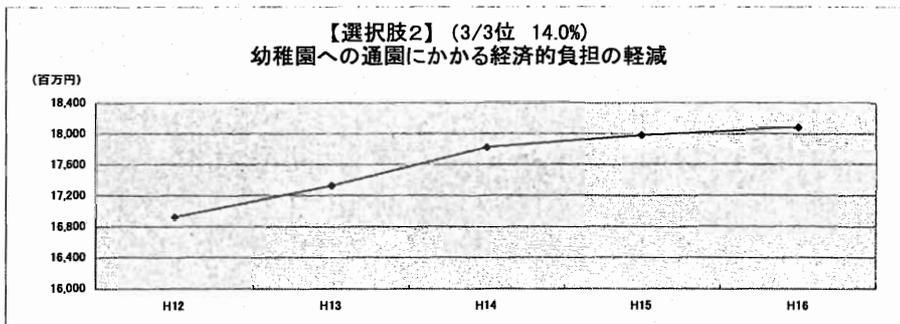
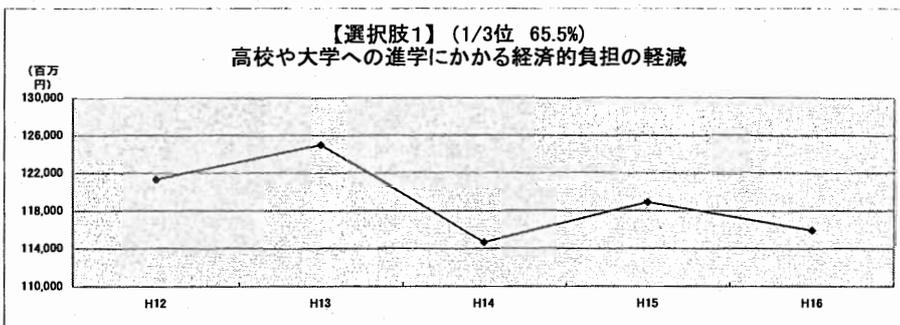


(6) 問9(子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現)

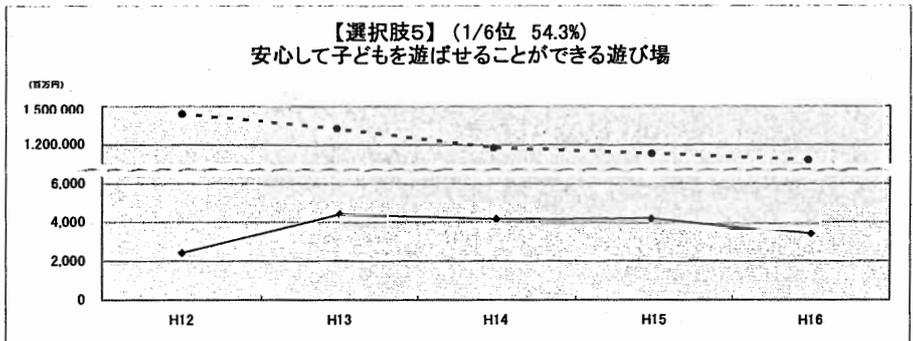
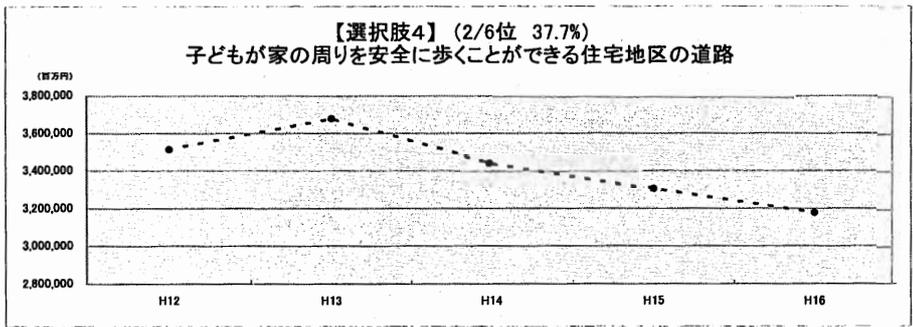
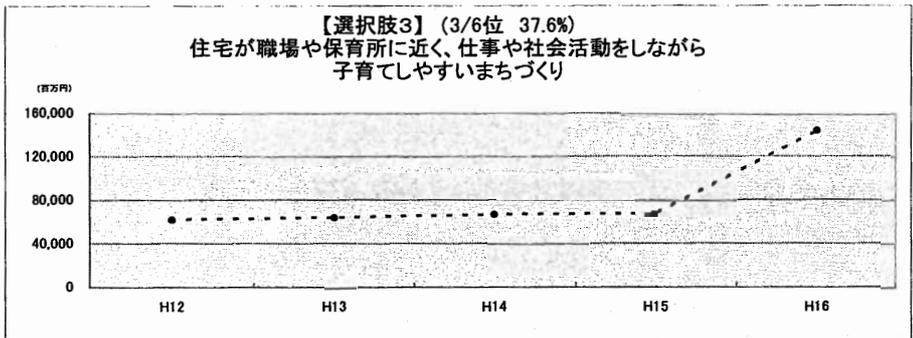
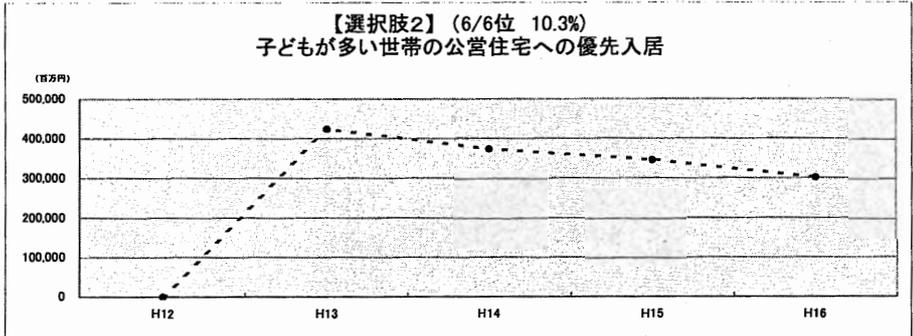
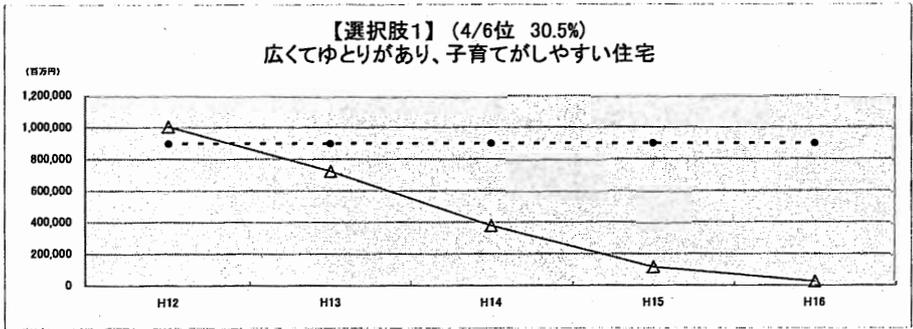




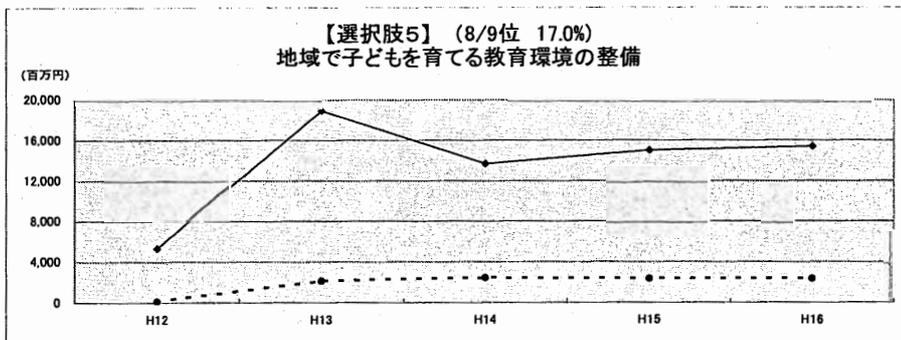
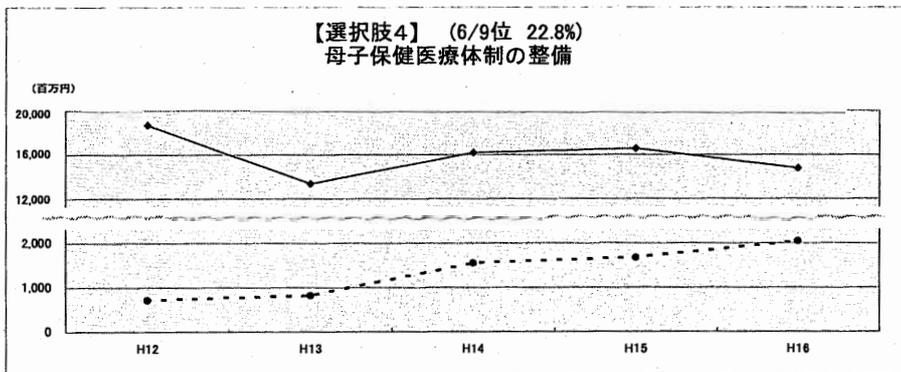
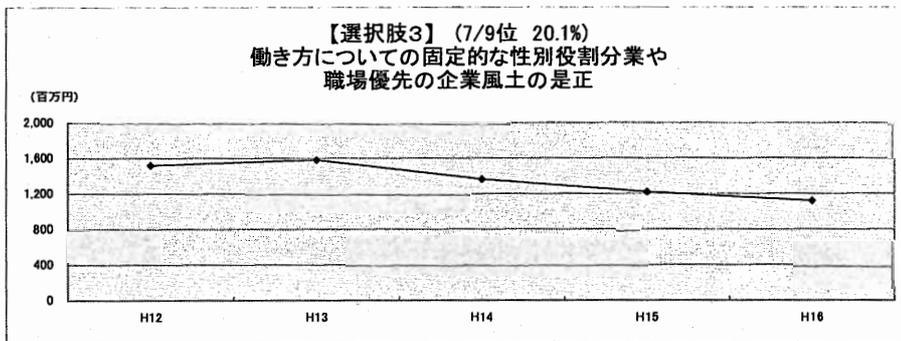
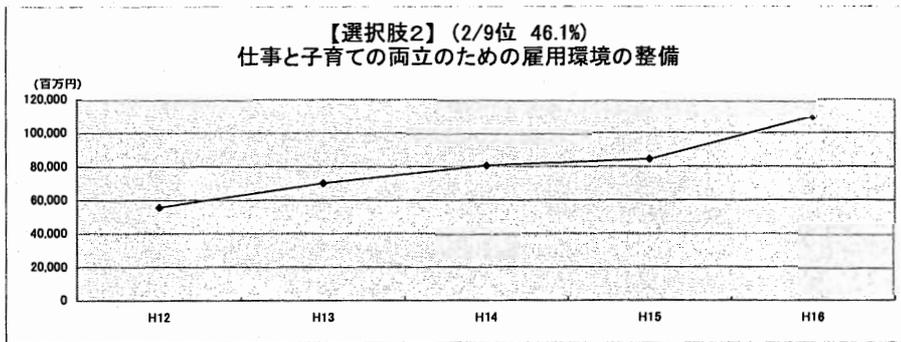
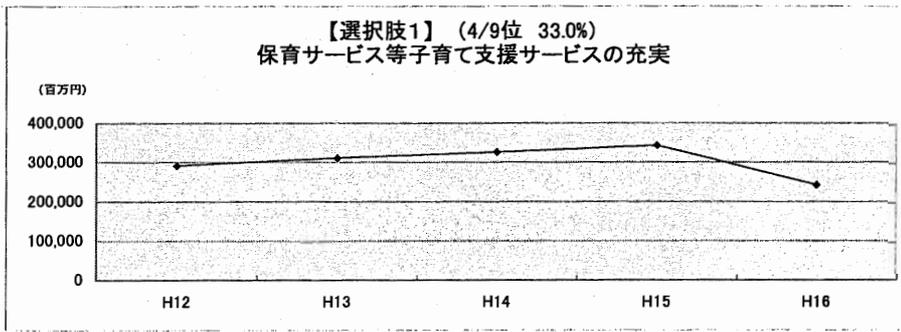
(7) 問10(教育に伴う経済的負担の軽減)

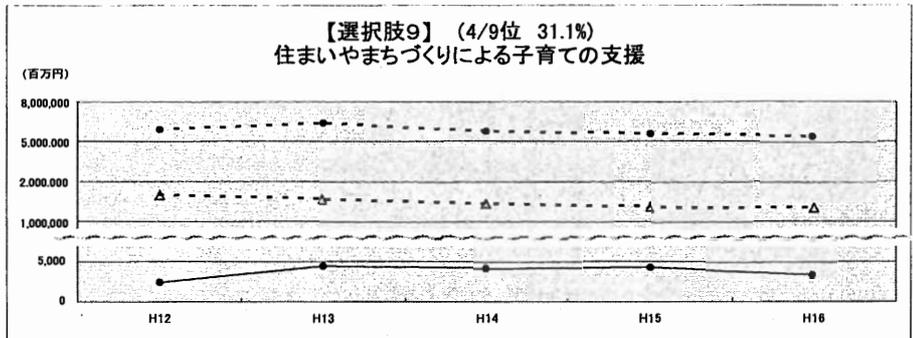
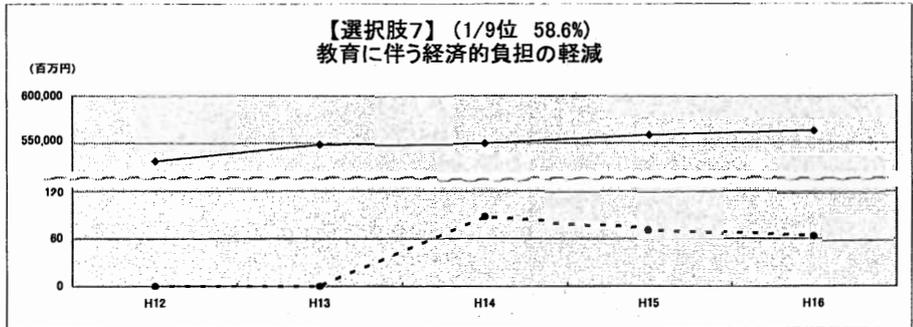
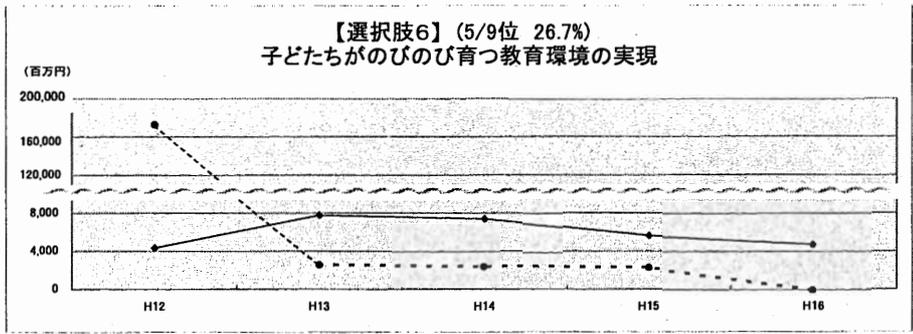


(8) 問11(住まいやまちづくりによる子育ての支援)



(9) 問12





資料34-2 「少子化対策（新エンゼルプラン）に関する住民アンケート」調査対象市町村及び標本数

(単位:人)

都道府県	大都市			人口15万人以上の市			人口15万人未満の市			町村			標本数計
	市町村	人口	標本数	市町村	人口	標本数	市町村	人口	標本数	市町村	人口	標本数	
北海道	札幌市	1,837,901	99	釧路市	188,093	53	伊達市	35,864	59	厚真町	5,274	49	260
青森県	—	—	—	八戸市	244,075	32	五所川原市	50,235	11	東通村	8,177	19	62
宮城県	仙台市	991,169	57	—	—	—	多賀城市	61,046	25	女川町	11,464	31	113
秋田県	—	—	—	秋田市	312,845	14	横手市	39,932	13	田代町	7,961	17	44
山形県	—	—	—	山形市	250,517	11	寒河江市	43,788	25	大石田町	9,398	11	47
福島県	—	—	—	郡山市	331,602	45	白河市	47,319	16	双葉町	7,627	27	88
茨城県	—	—	—	日立市	192,205	40	結城市	53,151	48	麻生町	16,671	46	134
栃木県	—	—	—	足利市	161,023	38	真岡市	62,461	25	芳賀町	17,116	30	93
群馬県	—	—	—	前橋市	283,398	26	藤岡市	63,892	34	千代田町	11,672	34	94
埼玉県	さいたま市	1,038,100	59	草加市	229,061	132	久喜市	72,887	134	大利根町	15,082	44	369
千葉県	千葉市	888,735	49	市原市	280,501	155	印西市	60,560	83	松尾町	11,364	26	313
東京都	23区	8,083,980	479	西東京市	180,853	126	東大和市	79,551	90	檜原村	3,206	10	705
神奈川県	横浜市	3,466,875	275	茅ヶ崎市	224,847	155	綾瀬市	81,713	31	大井町	17,219	18	479
新潟県	—	—	—	新潟市	515,192	34	十日町市	43,256	38	与板町	7,581	31	103
石川県	—	—	—	金沢市	440,543	23	七尾市	47,162	16	鹿島町	9,060	16	55
福井県	—	—	—	福井市	249,639	11	鯖江市	66,102	13	上中町	8,213	11	35
山梨県	—	—	—	甲府市	194,958	10	山梨市	32,265	10	山中湖村	5,944	22	42
長野県	—	—	—	長野市	359,100	27	茅野市	54,884	38	三水村	5,626	30	95
岐阜県	—	—	—	岐阜市	401,657	19	高山市	66,434	45	武芸川町	6,695	32	96
静岡県	—	—	—	富士市	237,620	83	掛川市	80,563	56	引佐町	15,026	35	174
愛知県	名古屋市	2,117,094	112	岡崎市	339,450	95	尾張旭市	76,917	103	清洲町	18,955	57	367
三重県	—	—	—	鈴鹿市	187,197	32	上野市	59,417	27	度会町	9,469	25	84
滋賀県	—	—	—	大津市	294,243	15	近江八幡市	67,629	27	新旭町	11,405	24	66
京都府	京都市	1,386,372	59	宇治市	186,760	9	八幡市	73,435	32	井手町	8,785	29	129
大阪府	大阪市	2,490,172	133	吹田市	350,450	207	貝塚市	89,294	103	忠岡町	17,545	11	454
兵庫県	神戸市	1,483,670	73	明石市	291,422	131	小野市	49,965	35	市島町	10,463	32	271
奈良県	—	—	—	奈良市	363,673	18	天理市	69,031	33	三宅町	8,049	17	68
和歌山県	—	—	—	和歌山市	389,562	18	海南市	46,415	11	由良町	7,766	17	46
鳥取県	—	—	—	—	—	—	米子市	140,162	14	大山町	6,849	10	24
島根県	—	—	—	—	—	—	浜田市	45,877	15	八束町	4,664	10	25
岡山県	—	—	—	岡山市	624,841	38	総社市	56,704	13	久米南町	6,186	19	70
広島県	広島市	1,118,767	59	福山市	407,456	28	府中市	41,799	22	三和町	4,622	22	131
山口県	—	—	—	下関市	246,282	18	光市	47,459	27	和木町	6,700	11	56
徳島県	—	—	—	徳島市	262,418	17	阿南市	57,269	10	三好町	6,459	20	47
香川県	—	—	—	高松市	334,368	19	さぬき市	56,713	15	豊中町	12,163	21	55
愛媛県	—	—	—	松山市	475,264	24	川之江市	37,604	25	双海町	5,232	14	63
高知県	—	—	—	高知市	326,677	22	須崎市	27,401	11	奈半利町	4,075	11	44
福岡県	福岡市	1,315,007	122	久留米市	235,383	12	小都市	56,744	60	二丈町	13,906	48	242
佐賀県	—	—	—	佐賀市	163,837	10	伊万里市	59,569	12	肥前町	9,461	17	39
長崎県	—	—	—	長崎市	418,523	28	島原市	39,651	12	南有馬町	6,457	20	60
熊本県	—	—	—	熊本市	656,096	31	宇土市	38,774	17	菊水町	6,979	28	76
宮崎県	—	—	—	宮崎市	306,325	14	日南市	46,053	19	山田町	8,722	14	47
鹿児島県	—	—	—	鹿児島市	545,876	26	串木野市	26,687	19	大根占町	7,412	24	69
沖縄県	—	—	—	那覇市	305,750	15	名護市	56,793	33	城辺町	7,718	18	66
計			1,576			1,861			1,505			1,058	6,000

(注) 「大都市」とは、政令指定都市及び東京23区である。

総務省承認 No. 23611  
平成 16 年 2 月 29 日まで

平成 16 年 1 月  
総 務 省

## 少子化対策（新エンゼルプラン）に関する住民アンケート調査票

### 調査協力をお願い

この調査は、国民の皆様方が、少子化対策に対してどのようなことを望んでいるかなどをおうかがいし、総務省行政評価局が行う少子化対策の政策評価に役立てるものです。こうした調査の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

### ＜記入される前にお読みください＞

- 1 皆様のご住所とお名前は、選挙人名簿から無作為に抽出させていただきました。選挙人名簿は、公職選挙法等により国等公的機関が公共的要請に基づく調査に利用する場合などに閲覧が認められています。
- 2 回答票には、氏名など個人が特定される事項を記載する欄はありません。また、ご提出いただいた個々の回答票やその内容が、外部に漏れることは決してありません。
- 3 お手数ですが、ご記入済みの回答票は、同封した返信用封筒に入れて封をし、平成 16 年 2 月 13 日（金）までに投函してください。  
返信用封筒にお名前・ご住所等を記載していただく必要はありません。

このアンケート調査について、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

- このアンケートでは、少子化対策（新エンゼルプラン）により、
- ① みなさまの「子育てに関する負担感が緩和されたか」どうか、次に、その負担感の緩和を通じて、
  - ② みなさまが「子どもを持ちたいと思えるようになったか」どうか、という観点に着目して、
    - i 望まれている少子化対策は何か、
    - ii 実際には、どのような少子化対策が効果的だったかについておうかがいします。
- 子育て経験がない方や働いていらっしゃらない方も、あなたの身の周りで子育てをしておられる方のこと、ふだん感じられていることをもとに、お答えください。
- お答えになる際には、別紙の「わが国の少子化対策（新エンゼルプラン）の概要」をご参考にしてください。



ここからは、少子化対策（新エンゼルプラン）の分野ごとに、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

問4 「保育サービス等子育て支援サービスの充実」の分野の施策（右ページの表）について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を5つ選んでください。

※ 回答票の「問4-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を5つ選んでください。

※ 回答票の「問4-②」の欄に記入してください。

保育サービス等子育て支援サービスの充実		
1	需要の多い0～2歳児の保育所での受入れを拡大する取組	保育所の各種施策
2	年度の途中に保育所の定員を超えて子どもを受け入れる取組	
3	通常の保育時間の前後や休日に子どもを預かるサービス	
4	病気の回復期の子どもを預かるサービス	
5	普段は家庭にいる子どもでも、親が病気で育児疲れの時に預かるサービス	
6	週2、3日程度または午前か午後のみ必要に応じて子どもを預かるサービス	
7	夜間や休日に子どもを預かり、食事などの世話をしてくれるサービス	
8	駅前など便利な場所で子どもを預かるサービス	
9	保育所と幼稚園の施設の共用化、職員の相互交流による連携	
10	保育所選びに役立つ情報の提供	
11	親が急病や育児疲れのときに子どもを数日間、宿泊で預かるサービス	保育所以外の各種施策
12	保育の専門家による育児相談や育児サークルの支援	
13	育児の援助を受けたい人と援助したい人との助け合い活動	
14	小学校低学年の子どもが放課後に遊んで過ごせる場	
15	親子が気軽に集まって、交流や育児相談ができる身近な場	

問5 「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」の分野の施策（下表）について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を3つ選んでください。

※ 回答票の「問5-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を3つ選んでください。

※ 回答票の「問5-②」の欄に記入してください。

仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備		
1	育児休業給付金額の充実	育児休業制度に関する施策
2	育児休業期間の長期化	
3	会社による職場復帰の支援	
4	会社による職場内への託児所の設置	育児休業制度以外の施策
5	子育てのための時間が確保できる職場環境	
6	出産・育児のために退職した人に対する再就職の支援	
7	ひとり親家庭の就業機会を確保するための支援	
8	育児時間に配慮した再就職のための職業訓練	

問6 「働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正」の分野の施策（下表）について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問6-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問6-②」の欄に記入してください。

働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正	
1	女性が差別されることなく働ける職場環境
2	男性を含めた子育てに理解がある職場環境
3	仕事優先ではなく、仕事と家庭を両立させる働き方ができる職場環境
4	短時間勤務やテレワークなど多様な働き方ができる職場環境

問7 「母子保健医療体制の整備」の分野の施策（下表）について、ご希望（二  
 ーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を3つ  
 選んでください。

※ 回答票の「問7-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望  
 むものの番号を3つ選んでください。

※ 回答票の「問7-②」の欄に記入してください。

<b>母子保健医療体制の整備</b>	
1	母子に関する高度な医療を提供できる病院
2	不妊に悩む人への専門的な情報提供や相談窓口
3	不妊治療にかかる経済的負担の軽減
4	危険な状況にある妊産婦や未熟児への高度な専門的医療サービス
5	出産に関する医療サービスの情報提供や相談窓口
6	身近にあり、気軽に利用できる小児科病院
7	夜間、休日における小児専門の救急医療体制
8	乳幼児の家庭内の事故防止・応急措置に関する情報提供や相談窓口
9	思春期の子どものおこころの健康に関する情報提供や相談窓口

問8 「地域で子どもを育てる教育環境の整備」の分野の施策（下表）について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問8-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問8-②」の欄に記入してください。

地域で子どもを育てる教育環境の整備	
1	社会、自然や文化に関わる体験活動についての情報提供とその機会の充実
2	家庭内での教育やしつけに役立つ情報提供や相談窓口、講座の開催
3	学校において地域の人々と子どもが交流する場
4	預かり保育や子育て相談など幼稚園による子育て支援
5	保育所と幼稚園の施設の共用化、職員相互の交流による連携

問9 「子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現」の分野の施策（下表）について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問9-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問9-②」の欄に記入してください。

子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現	
1	自ら学び考える力や豊かな人間性を育む学校教育
2	家庭や地域での生活時間の拡大（「完全学校週5日制」）
3	子どもの個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度（中高一貫教育校、総合学科・単位制高等学校）
4	子どもが将来の子育ての意義や喜びを学ぶ機会
5	子どもが働くことの意義や喜びを学ぶ機会
6	校内暴力、いじめ、不登校に適切に対応する学校内の教育相談体制

問10 「教育に伴う経済的負担の軽減」の分野の施策（下表）について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問10-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問10-②」の欄に記入してください。

経済的負担の軽減	
1	高校や大学への進学にかかる経済的負担の軽減
2	幼稚園への通園にかかる経済的負担の軽減
3	私立学校へ進学する場合の経済的負担の軽減

問11 「住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」の分野の施策(下表)について、ご希望(ニーズ)をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問11-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を2つ選んでください。

※ 回答票の「問11-②」の欄に記入してください。

住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援	
1	広くてゆとりがあり、子育てがしやすい住宅
2	子どもが多い世帯の公営住宅への優先入居
3	住宅が職場や保育所に近く、仕事や社会活動をしながら子育てしやすいまちづくり
4	子どもが家の周りを安全に歩くことができる住宅地区の道路
5	安心して子どもを遊ばせることができる遊び場
6	妊婦や親子が利用しやすい公共交通機関(鉄道やバス)や公共施設

ここでは、問4から問11までおうかがいした少子化対策（新エンゼルプラン）の8つ分野を含め9つの分野について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

問12 右ページにある少子化対策にかかる9つの分野について、ご希望（ニーズ）をおうかがいします。

① 子育ての負担感を緩和するために、特に充実を望むものの番号を3つ選んでください。

※ 回答票の「問12-①」の欄に記入してください。

② あなたが子どもを持ちたいと思えるようになるために、特に充実を望むものの番号を3つ選んでください。

※ 回答票の「問12-②」の欄に記入してください。

1	<p><b>保育サービス等子育て支援サービスの充実</b></p> <p>保育所の受入枠の拡大、延長保育や休日保育など保育サービスの充実と放課後児童クラブの推進及び在宅児も含めた子育て支援</p>
2	<p><b>仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備</b></p> <p>育児休業制度の充実と取得促進、子育ての時間を確保できる職場環境の整備及び出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援</p>
3	<p><b>働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正</b></p> <p>職場での性別による固定的な役割分担の是正、出産や子育てよりも職場を優先するような企業の意識の改善</p>
4	<p><b>母子保健医療体制の整備</b></p> <p>妊娠・出産に関する安全の確保、不妊に悩む人々への支援及び小児保健医療水準の向上のための環境整備</p>
5	<p><b>地域で子どもを育てる教育環境の整備</b></p> <p>子どもの体験活動や、年齢が違う世代の人々との交流の場の提供、子育てに悩む親への支援など子育て支援に対する地域社会全体での取組</p>
6	<p><b>子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現</b></p> <p>子どもが、ゆとりの中で夢を持ってのびのびと学習や生活できるような学校教育環境の整備</p>
7	<p><b>教育に伴う経済的負担の軽減</b></p> <p>幼稚園や高校・大学にかかる経済的な負担の軽減</p>
8	<p><b>教育費以外の子育てに伴う経済的負担の軽減</b></p> <p>教育費以外で、子どもを生子、育てることに必要となる経済的な負担の軽減</p>
9	<p><b>住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援</b></p> <p>子育てしやすい広い住宅や職場に近い市街地住宅の供給、子どもが歩きやすい道路及び子どもが遊びやすい身近な公園等の整備</p>

問 13 は、**子育て経験のある方だけ**に、おうかがいします。

子育てをしたことのない方は、問 14 (16 ページ) にお進みください。

問13 新エンゼルプランのうち、右ページにある少子化対策についてお答えください。

① あなたのご家庭で実際に利用又は経験・体験したことがあるものの番号をすべて選んでください。

※ 回答票の「問 13-①」の該当する番号の欄に「レ」と記入してください。

② 実際に利用又は経験・体験して、子育ての負担感が緩和されたものの番号をすべて選んでください。

※ 回答票の「問 13-②」の該当する番号の欄に「レ」と記入してください。

③ 実際に利用又は経験・体験して、あなたが子どもを持ちたいと思えるようになったものの番号をすべて選んでください。

※ 回答票の「問 13-③」の該当する番号の欄に「レ」と記入してください。

- 各項目の具体的内容については、下表右側「別紙記号」欄のアルファベットに基づき、別紙の「わが国の少子化対策（新エンゼルプラン）の概要」をご覧ください。

少子化対策		別紙 記号
1	低年齢児（0～2歳児）の保育所での受入れ	A
2	保育所での延長保育や休日保育	B
3	育児相談や育児サークルの支援を行う「地域子育て支援センター」	C
4	親が病気で育児疲れの時に預けることができる一時保育	D
5	育児休業給付金額の充実	E
6	事業主による子育て支援（事業所内託児所の充実）	F
7	子育て期間中の勤務時間の短縮	G
8	年間総実労働時間の短縮	H
9	病気やけがの子どもを看護するための休暇制度	I
10	休日・夜間における小児専門の救急医療体制	J
11	社会、自然や文化に関わる体験活動についての情報提供とその機会	K
12	子育てのヒント集としての家庭教育手帳、家庭教育ノート	L
13	家庭での教育やしつけに関する相談又は子どもとの交流事業を行う「子育てサポーター」	M
14	幼稚園での預かり保育	N
15	幼稚園での子育て相談や子育てサークルの支援	O
16	ゆとりを確保するための完全学校週5日制	P
17	育英奨学金制度の拡充	Q
18	幼稚園に就園しやすくなるための入園料・保育料の軽減（幼稚園就園奨励費補助）	R
19	特定優良賃貸住宅や公団賃貸住宅の供給による家族向け賃貸住宅	S
20	広くて段差が無いなど子どもが歩きやすい歩道	T
21	安心して遊ばせることができる公園や河川	U

このページ以降の設問は、**すべての方に**、おうかがいします。

問 14 あなたの年齢（記入日現在）と性別を教えてください。

※ 年齢は、数値を回答票の「問 14-①」の欄に記入してください。

※ 性別は、あてはまるものの番号を「問 14-②」の欄に記入してください。

① 年齢

② 性別      1.男性      2.女性

問 15 あなたのお子さまについて教えてください。

① あなたは、現在お子さんを何人お持ちですか（別居しているお子さんも含む）。あてはまるものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問 15-①」の欄に記入してください。

0. 0人      1. 1人      2. 2人      3. 3人      4. 4人以上

②・③ あなたは何人のお子さんを持つ予定ですか。また理想とするお子さんの数は何人ですか。それぞれあてはまるものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問 15-②」「問 15-③」の欄に記入してください。

② 予定するお子さんの数

0. 0人      1. 1人      2. 2人      3. 3人      4. 4人以上

③ 理想とするお子さんの数

0. 0人      1. 1人      2. 2人      3. 3人      4. 4人以上

問 16 問 15-①で「お子さまがいる」と回答された方は、一番上のお子さん  
と一番下のお子さんの年齢（平成 15 年 4 月 1 日現在）を教えてください。

※ お子さんの年齢を回答票の「問 16」の欄に記入してください。

お子さんが 1 人の場合は、そのお子さんの年齢を回答票の「一番上のお子  
さんの年齢」の欄に記入してください。

問 17 あなたは現在ご結婚されていますか。あてはまるものの番号を 1 つ選  
んでください。

※ 回答票の「問 17」の欄に記入してください。

- |   |
|---|
| 1. 結婚している<br>(婚姻届は出していないが、事実上の婚姻関係にあるパートナーがいる場合も含む) |
| 2. 結婚していない  |

問 18 問 17 で、「1」と回答された方で、現在お子さんをお持ちの方は、子  
育ての状況を教えてください。

① あなたは、子育てをともにする配偶者（パートナー）と、現在同居し  
ていらっしゃいますか。あてはまるものの番号を 1 つ選んでください。

※ 回答票の「問 18-①」の欄に記入してください。

- |                       |
|-----------------------|
| 1. 配偶者（パートナー）と同居している  |
| 2. 配偶者（パートナー）と同居していない |

② ①で、「1」と回答された方は、子育てに関して、あなたと配偶者（パ  
ートナー）の間でどの程度分担し合っていますか。あなたの分担の度合  
いとしてあてはまるものの番号を 1 つ選んでください。

※ 回答票の「問 18-②」欄に記入してください。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1. ほとんどすべてしている | 2. 相当程度している |
| 3. 半分程度している    | 4. あまりしていない |
| 5. ほとんどしていない   |             |

問19 あなたの親（配偶者（パートナー）の親も含む）について教えてください。

① 現在同居していらっしゃいますか。あてはまるものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問19-①」の欄に記入してください。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 同居している                         |
| 2. 同居はしていないが、30分以内で行き来できる場所に住んでいる |
| 3. 同居しておらず、行き来には30分以上かかる          |

② ①で「1」または「2」と回答された方で、現在お子さんをお持ちの方は、子育てに関して、あなたの親はどの程度協力してくれますか。あなたの親の協力の度合いとしてあてはまるものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問19-②」の欄に記入してください。

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 1. ほとんどすべてしてくれる | 2. 相当程度してくれる |
| 3. 半分程度してくれる    | 4. あまりしてくれない |
| 5. ほとんどしてくれない   |              |

問 20 あなたご自身と配偶者(パートナー)のお仕事の状況を教えてください。

※ 配偶者(パートナー)がいらっしゃらない場合は、配偶者(パートナー)の欄は空欄で結構です。

① あなたご自身と配偶者(パートナー)のご職業は次のどれですか。あてはまるものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問20-①」の欄に記入してください。

1. 正社員・正職員	2. 契約社員・派遣社員	3. パート・アルバイト
4. 自営業・家族従業・内職	5. 無職	6. その他

② 働いている方は、一日の平均就業時間と、一週間の平均就業日数を教えてください。

※ 数値を回答票の「問20-②」の欄に記入してください。

③ 働いている方は、職場で利用可能な出産・育児に関する制度の番号をすべて選んでください。

※ 回答票の「問20-③」の欄に記入してください。

1. 産前・産後休業制度	2. 育児休業制度
3. 短時間勤務制度	4. その他の制度

問 21 あなたのお住まいの広さは、延べ床面積でどのくらいですか。あてはまるものの番号を1つ選んでください。

※ 回答票の「問 21」の欄に記入してください。(1坪=3.3 m<sup>2</sup>)

1. 20 m <sup>2</sup> 未満	2. 20~39 m <sup>2</sup>	3. 40~59 m <sup>2</sup>	4. 60~79 m <sup>2</sup>
5. 80~99 m <sup>2</sup>	6. 100~119 m <sup>2</sup>	7. 120 m <sup>2</sup> 以上	

- アンケートは以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
- 記入もれがないかご確認の上、平成16年2月13日(金)までに回答票を同封した返信用封筒に入れて投函してください。

## 我が国の少子化対策（新エンゼルプラン）の概要

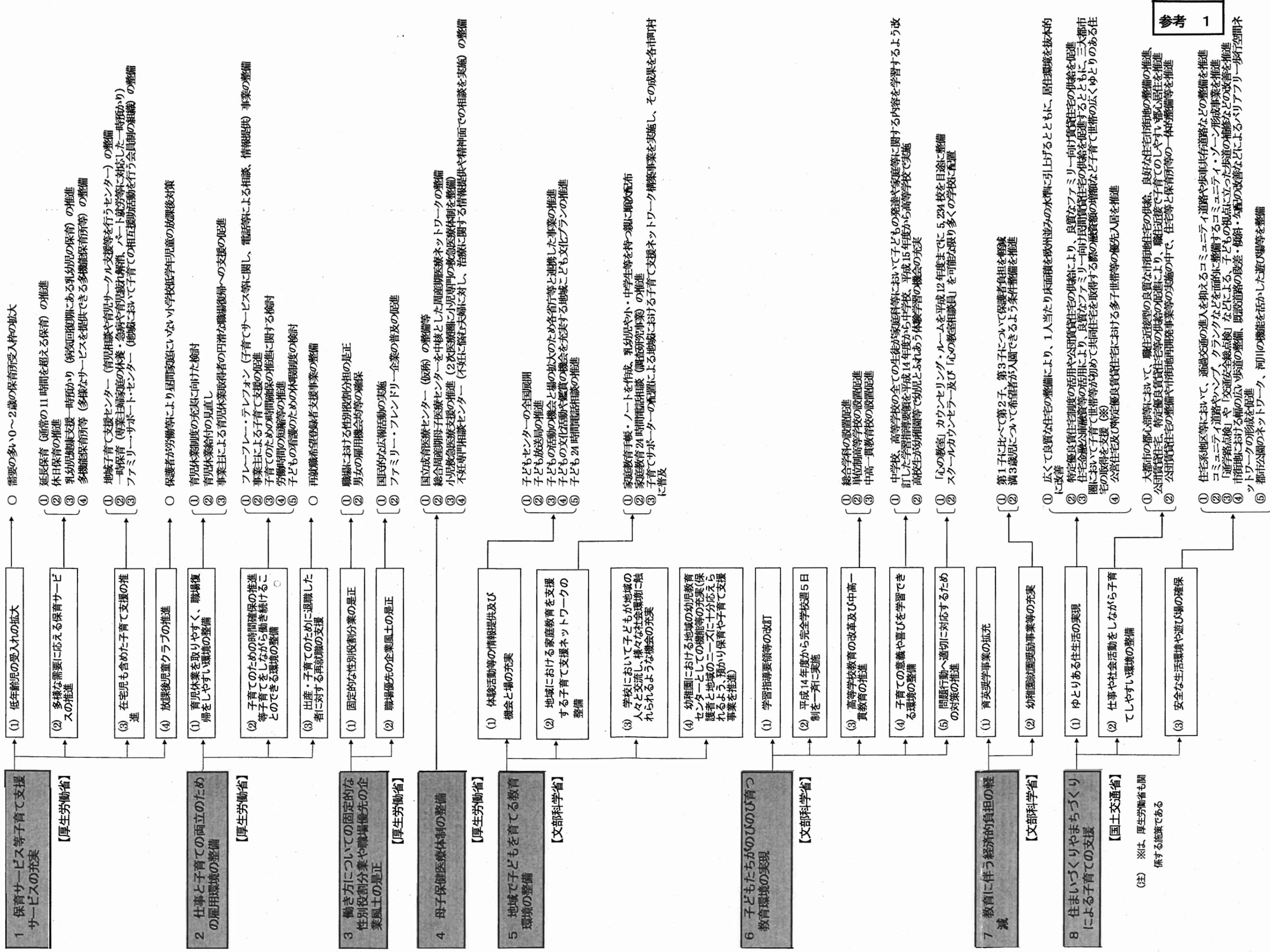
《補足説明》※枠内のアルファベット記号については、アンケート票15ページを参照してください。

1. 保育サービス等子育て支援サービスの充実	
(1) 低年齢児の受入れの拡大	A 保育所の待機児童を解消するため、需要の多い0～2歳児の保育所での受入枠を拡大する取組
(2) 多様な需要に応える保育サービスの推進	B 保育所において通常の預かり時間を超えて朝や夜に乳幼児を預かる保育
① 延長保育の推進	B 保育所において休日に乳幼児を預かる保育
② 休日保育の推進	乳幼児等が病気の回復期で、まだ保育所に通所できない期間に保育所等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる保育
③ 乳幼児健康支援一時預かりの推進	通常の保育に加え、保育所における子育て相談や延長保育等を行うスペースの整備
④ 多機能保育所等の整備	C 保育士による育児に関する不安等の相談指導、子育てサークルの育成・支援を担う地域拠点施設の整備
(3) 在宅も含めた子育て支援の推進	D 専業主婦の家庭の子どもでも、親が急病や育児疲れ、パート就労の時に保育所等で預かるサービス
① 地域子育て支援センターの整備	保育所への送迎や一時的な預かり等育児に関する援助を、受けたい人としてたい人の相互援助の会員組織の整備
② 一時保育の推進	
③ ファミリー・サポーター・センターの整備	
(4) 放課後児童クラブの推進	
2. 仕事と子育ての両立のための環境の整備	
(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備	
① 育児休業制度の充実にに向けた検討	勤務時間の短縮となる対象児童の年齢の引き上げ（1歳未満→3歳未満）、就学前児童の養育のための時間外労働の制限などを盛り込んだ育児休業制度の改正
② 育児休業給付の見直し	E 育児休業の取得期間内に支給される育児休業給付金額の引上げ
③ 事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援の促進	
(2) 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備	
① フレックスタイム・テレフォン事業の整備	子育てサービス等に関する電話による相談、情報の提供
② 事業主による子育て支援の促進	F 職場内に託児所を設置するなど企業による子育て支援の取組
③ 子育てのための時間確保の推進に関する検討	G
④ 労働時間の短縮等の推進	H 子育てに配慮した短時間勤務制度や時間外労働の免除などの取組
⑤ 子どもの看護のための休暇制度の検討	I 子どもの看護のための休暇制度の導入を促す制度の改正
(3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援	
○ 再就職希望登録者支援事業の整備	子育てのため一度退職し再就職を希望する者に対するセミナー、情報提供、自己啓発への援助
3. 働き方についての固定的な性別役割分担を打破し、男女双方が活躍できる環境の是正	
(1) 固定的な性別役割分担の是正	
① 職場における性別役割分担の是正	
② 男女の雇用機会均等の確保	
(2) 職場優先の企業風土の是正	
① 国民的な広報活動の実施	
② ファミリー・フレンドリー企業への普及促進	仕事と育児とを両立できる制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業の普及・周知

4. 母子保健医療体制の整備	
① 国立成育医療センターの整備等	高度な小児、周産期、不妊等の医療の提供、研究を推進する国立高度専門医療センターの整備
② 総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備	緊急医療を必要とするとする未熟児等に対応するため、妊婦及び新生児に対する周産期医療体制の整備
③ 小児救急医療支援の推進	J 夜間、休日における小児専門の救急医療体制の整備
④ 不妊専門相談センターの整備	不妊で悩む人々への専門的な相談指導や情報提供を行う専門機関の設置
5. 地域で育ちながら学ぶための教育体制の整備	
(1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実	K 体験活動やボランティアに関する情報提供を地域ごとに行うセンター
① 子どもセンターの全国展開	公民館、図書館、博物館等で、全国各地で行われている体験活動などを紹介する番組を放送
② 子ども放送局の推進	
③ 子どもの活動の機会と場の拡大のため各省庁等と連携した事業の推進	
④ 子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実する地域こども文化プランの推進	
⑤ 子ども24時間電話相談の推進	いじめや友人関係等で悩みや不安を持つ子どもが、24時間いつでも気軽に電話で相談できる窓口
(2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備	L 家庭での教育やしつけの在り方についてわかりやすく解説したヒント集
① 家庭教育手帳・ノートを作成、乳幼児や小・中学生等を持つ親に順次配布	家庭における教育やしつけ等で悩みや不安を抱える親が、24時間いつでも気軽に電話で相談できる窓口
② 家庭教育24時間電話相談の推進	M 子育て経験者による家庭での教育やしつけに関する相談や子育て支援交流事業の実施
③ 子育てサポーターの配置による地域における子育て支援ネットワーク構築事業を実施し、その成果を各市町村に普及	大学の教育機能や施設を広く地域社会に開放する大学の公開講座や体育施設開放
(3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実	N ・ 通常の教育時間終了後希望する者を対象に、子どもを預かる預かり保育の実施 O ・ 子育て相談の実施や子育てサークルの支援など、地域の実情に応じた子育て支援活動の実施
(4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実	ゆとりの中で特色ある教育を展開し、子どもたちに豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をねらいとした内容の学校教育
6. 子どもたちがのびのびと育ちながら学ぶための教育体制の実現	
(1) 学習指導要領等の改訂	P 子どもの家庭や地域での生活時間を拡大するため完全学校週5日制を実施
(2) 平成14年度から完全学校週5日制を一齐に実施	
(3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進	
① 総合学科の設置促進	
② 単位制高等学校の設置促進	
③ 中高一貫教育校の設置促進	
(4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備	
① 中学校、高等学校の全ての生徒が家庭科等において子どもの発達や家庭等に関する内容を学習するよう改訂した学習指導要領を平成14年度から中学校、平成15年度から高等学校で実施	
② 高校生が幼稚園等で幼児とふれあう体験学習の機会の充実	

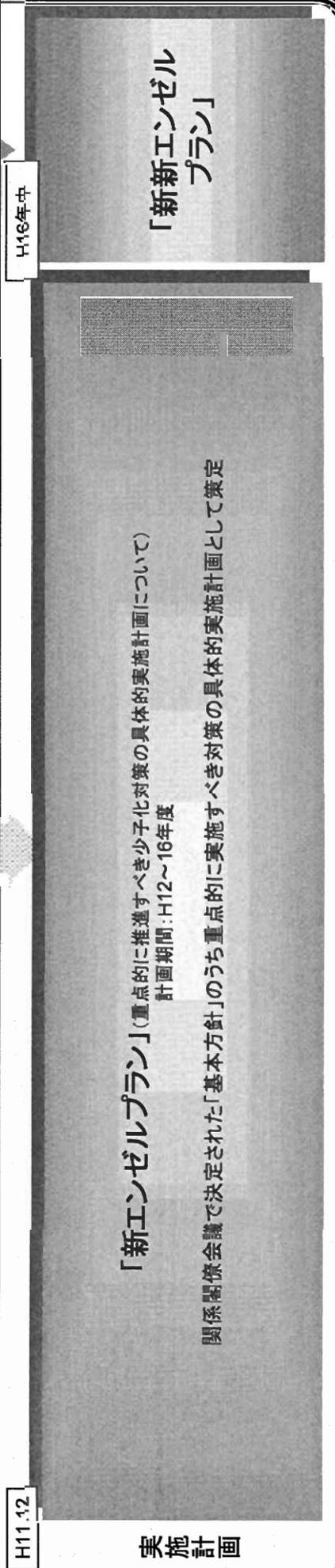
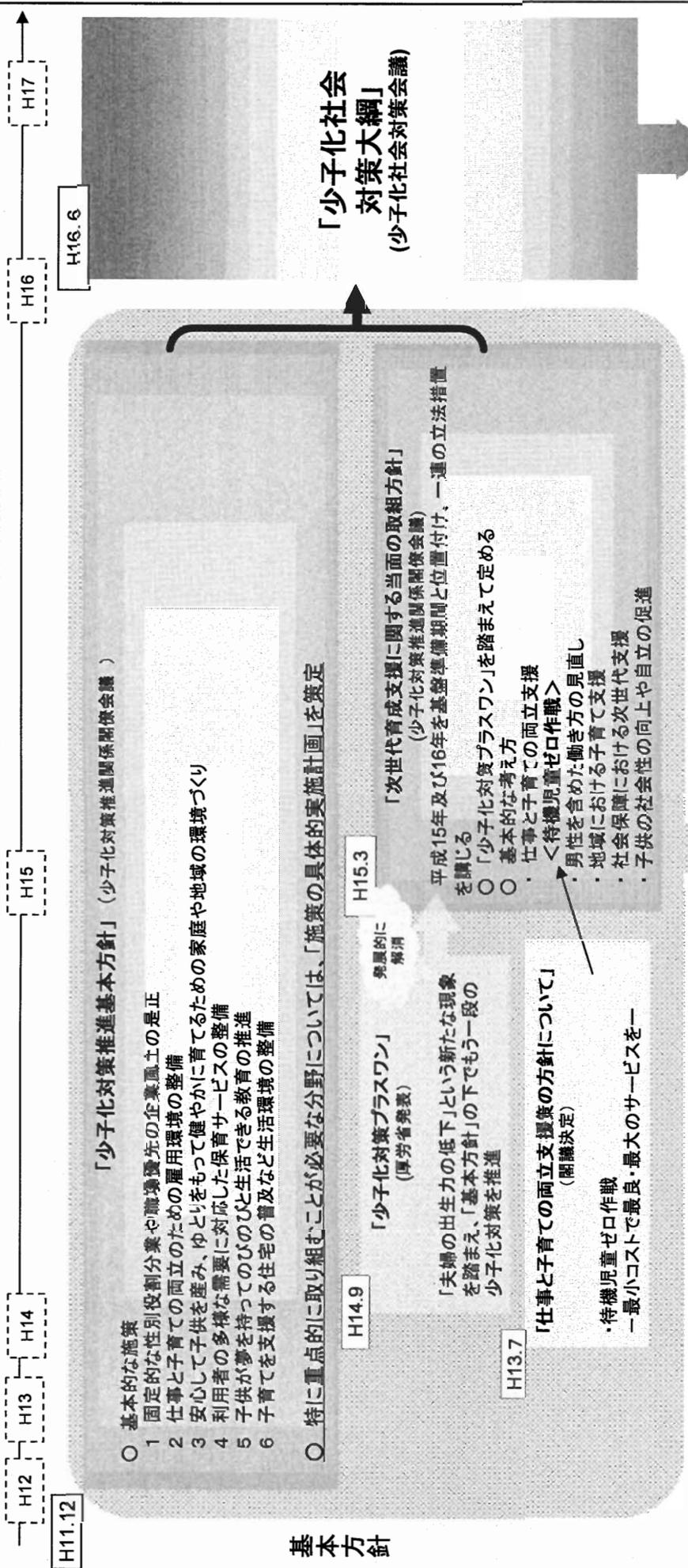
<p>(5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進</p> <p>① 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備</p> <p>② スクールカウンセラー及び「心の教室相談員」を可能な限り多くの学校に配置</p>	<p>生徒の悩みや不安を解消するため、相談・談話スペースがある保健室や教室を公立中学校に整備</p> <p>校内暴力、いじめや不登校などの未然防止や早期発見のため、児童や生徒の心の相談にあたる「心の教室相談員」(教職経験者など)や「スクールカウンセラー」(心の専門家)を学校に配置</p>
<p>7. 教育に伴う経済的負担の軽減</p>	
<p>(1) 育英奨学事業の拡大</p> <p>(2) 幼稚園就園奨励事業等の充実</p> <p>① 第1子に比べて、第2子、第3子について保護者負担を軽減</p> <p>② 満3歳児について希望者が入園できるよう条件整備を推進</p>	<p>Q 経済的理由により修学に困難がある高校生、大学生に対し行う学資の貸与</p> <p>R 幼稚園の入園料・保育料を、保護者の所得状況に応じて軽減する制度</p>
<p>8. 住まいのくらしやまわりの環境による子育ての支援</p>	
<p>(1) ゆとりある暮らしの実現</p> <p>① 広くて良質な住宅の整備により、1人当たり床面積を欧州並みの水準に引き上げるとともに、居住環境を抜本的に改善</p> <p>② 特定優良賃貸住宅制度の活用や公団賃貸住宅の供給により、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進</p> <p>③ 住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援</p> <p>④ 公営住宅及び特定優良賃貸住宅における多子世帯等の優先入居を推進</p>	<p>S 中堅所得者等に提供する良好な賃貸住宅の供給を促進するため、民間土地所有者等の賃貸住宅建設に対して建設費等補助及び家賃と入居者負担基準額との差額を補助する家賃対策補助の実施</p> <p>共同住宅を取得する際の住宅金融公庫融資額の加算措置などによる子育て世帯の住宅取得支援</p>
<p>(2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備</p> <p>① 大都市の都心部等において、職住近接型の良質な市街地住宅の供給、良好な住宅市街地の整備の推進、公団賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の供給の促進により、職住近接で子育てのしやすい都心居住を推進</p> <p>② 公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の実施の中で、住宅等と保育所等の一体的整備等を推進</p>	<p>大都市地域などの既成市街地で住宅建設や道路、公園などの公共施設整備などを総合的に実施する事業に対する補助</p> <p>公営住宅等を保育所等の子育て支援施設と一体的に整備する場合について、補助額の加算</p>
<p>(3) 安全な生活環境や遊び場の確保</p> <p>① 住宅系地区等において、通過交通の進入を抑えるコミュニティ道路や歩車共存道路などの整備を推進</p> <p>② コミュニティ道路やハンブ、クラックなどを面的に整備するコミュニティ・ゾーン形成事業を推進</p> <p>③ 「通学路点検」や「交通安全総点検」などによる、子どもの視点に立った歩道の補修などの改善を推進</p> <p>④ 市街地における幅の広い歩道の整備、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善などによるバリアフリー歩行空間ネットワークの形成を推進</p> <p>⑤ 都市公園のネットワーク、河川の機能を活かした遊び場等を整備</p>	<p>車道の一部を盛り上げ、又は車道の幅を局所的に狭くして、車道の徐行を促すなど道路に工夫を施す方法により、通過車両の進入を抑制し、歩行者優先の道路を整備</p> <p>歩行者の通行等が優先されるべき住宅地区などにおいて、歩行者優先の道路を面的に整備</p> <p>T 市街地の駅、商店街、病院、福祉施設等の周辺的主要道路において幅の広い歩道を整備</p> <p>U 子どもが楽しく安全に遊べる都市公園の整備、河川に交流・自然体験・環境教育の場としての身近な水辺環境や野外活動拠点の整備</p>

# 新エンゼルプランの概要



(注) 新エンゼルプラン（重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画）平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）は、「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議決定）に基づき策定。計画期間は平成12年度から16年度の5か年

# 少子化対策の各種計画の位置付け



(注) 内閣府、厚生労働省資料から作成